

平成30年第 2 回定例会会議録

平成30年第2回菊池市議会定例会会期日程表（会期18日間）

月 日	曜日	区 分	日 程
6月26日	火	本 会 議	開会宣告・開議・会議録署名議員の指名・会期の決定・議案上程・提案理由説明
6月27日	水	休 会	議案調査
6月28日	木	休 会	議案調査
6月29日	金	本 会 議	質疑・委員会付託
		委 員 会	予算決算常任委員会
6月30日	土	休 会	（市の休日）
7月 1日	日	休 会	（市の休日）
7月 2日	月	本 会 議	一般質問
7月 3日	火	本 会 議	一般質問
7月 4日	水	本 会 議	一般質問
7月 5日	木	委 員 会	総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会 福祉厚生常任委員会・予算決算常任委員会福祉厚生分科会 予算決算常任委員会経済建設分科会
7月 6日	金	委 員 会	総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会 福祉厚生常任委員会・予算決算常任委員会福祉厚生分科会 予算決算常任委員会経済建設分科会
7月 7日	土	休 会	（市の休日）
7月 8日	日	休 会	（市の休日）
7月 9日	月	休 会	議事整理
7月10日	火	休 会	議事整理
7月11日	水	委 員 会	予算決算常任委員会
7月12日	木	休 会	議事整理
7月13日	金	本 会 議	委員長報告・質疑・討論・採決・閉会宣言

平成30年 第2回菊池市議会定例会会議録（目次）

6月26日（火曜日） 本会議	頁
1. 議事日程第1号……………	67
2. 本日の会議に付した事件……………	68
3. 出席議員氏名……………	69
4. 欠席議員氏名……………	70
5. 説明のため出席した者の職氏名……………	70
6. 事務局職員出席者……………	70
7. 開 会……………	72
8. 開 議……………	72
9. 日程第1 会議録署名議員の指名……………	72
10. 日程第2 会期の決定……………	73
11. 日程第3 議案第53号から議案第59号まで一括上程・説明……………	73
12. 日程第4 議案第60号 上程・説明・質疑・討論・採決……………	79
13. 日程第5 議案第61号 上程・説明・質疑・討論・採決……………	81
14. 日程第6 議案第62号から議案第64号まで一括上程・説明・質疑・討論・採決……………	82
15. 日程第7 議案第65号 上程・説明・質疑・討論・採決……………	84
16. 日程第8 議案第66号 上程・説明……………	85
17. 日程第9 報告第5号から報告第7号まで一括上程・報告・質疑……………	86
休 憩……………	89
開 議……………	89
18. 日程第10 報告第8号から報告第15号まで一括上程・報告……………	89
19. 日程通告 散会……………	98
 6月27日（水曜日） 休 会	
6月28日（木曜日） 休 会	
 6月29日（金曜日） 本会議	頁
1. 議事日程第2号……………	101
2. 本日の会議に付した事件……………	101
3. 出席議員氏名……………	101
4. 欠席議員氏名……………	102

5. 説明のため出席した者の職氏名	102
6. 事務局職員出席者	102
7. 開 議	103
8. 日程第1 質疑	103
9. 日程第2 委員会付託	104
10. 日程通告 散会	105

6月30日（土曜日） 休 会

7月 1日（日曜日） 休 会

7月2日（月曜日） 本会議	頁
1. 議事日程第3号	109
2. 本日の会議に付した事件	109
3. 出席議員氏名	109
4. 欠席議員氏名	109
5. 説明のため出席した者の職氏名	110
6. 事務局職員出席者	110
7. 開 議	111
8. 日程第1 一般質問	111
(1) 城 典臣君質問	111
「農林振興について」	111
○経済部長 谷田 修君答弁	112
(2) 城 典臣君質問	113
「高齢者の健康について」	113
○健康福祉部長 中村隆純君答弁	114
城 典臣君質問	115
○市長 江頭 実君答弁	115
(3) 城 典臣君質問	116
「菊人形・菊まつりの今後について」	116
○経済部長 谷田 修君答弁	116
城 典臣君質問	117
○経済部長 谷田 修君答弁	117
(4) 城 典臣君質問	118
「防災について」	118

○総務部長 上田俊介君答弁	118
城 典臣君質問	119
○総務部長 上田俊介君答弁	119
(5) 城 典臣君質問	120
「学校教育について」	120
○教育部長 大山堅四郎君答弁	121
城 典臣君質問	122
○建設部長 淵邊政博君答弁	123
○教育長 原田和幸君答弁	123
城 典臣君質問	124
○市長 江頭 実君答弁	124
休 憩	125
開 議	125
(1) 福島英徳君質問	125
「第三セクターの現状と今後について」	126
○経済部長 谷田 修君答弁	126
福島英徳君質問	126
休 憩	126
開 議	126
○経済部長 谷田 修君答弁	126
福島英徳君質問	127
○経済部長 谷田 修君答弁	127
福島英徳君質問	127
休 憩	128
開 議	128
○経済部長 谷田 修君答弁	128
福島英徳君質問	128
○経済部長 谷田 修君答弁	129
福島英徳君質問	129
○経済部長 谷田 修君答弁	129
休 憩	130
開 議	130
○経済部長 谷田 修君答弁	130
福島英徳君質問	130

○市長 江頭 実君答弁	130
昼食休憩	133
開 議	133
(1) 泉田栄一郎君質問	133
「買い物弱者対策について」	133
○経済部長 谷田 修君答弁	134
泉田栄一郎君質問	135
○経済部長 谷田 修君答弁	135
(2) 泉田栄一郎君質問	136
「健康寿命の取り組みについて」	136
○経済部長 谷田 修君答弁	137
泉田栄一郎君質問	138
○健康福祉部長 中村隆純君答弁	139
泉田栄一郎君質問	139
○市長 江頭 実君答弁	140
(3) 泉田栄一郎君質問	140
「不審者対策について」	140
○教育部長 大山堅四郎君答弁	142
泉田栄一郎君質問	142
○教育長 原田和幸君答弁	143
(4) 泉田栄一郎君質問	144
「野良猫対策について」	144
○市民環境部長 古田浩敏君答弁	145
泉田栄一郎君質問	146
○市民環境部長 古田浩敏君答弁	147
休 憩	148
開 議	148
市長 江頭 実君発言の申し出	148
経済部長 谷田 修君発言の申し出	148
(1) 水上隆光君質問	149
「施政方針について」	149
○教育部長 大山堅四郎君答弁	150
○政策企画部長 元島加奈子さん答弁	151
水上隆光君質問	151

○教育部長 大山堅四郎君答弁	151
水上隆光君質問	152
○教育部長 大山堅四郎君答弁	152
○政策企画部長 元島加奈子さん答弁	153
水上隆光君質問	153
○教育部長 大山堅四郎君答弁	154
水上隆光君質問	154
○教育長 原田和幸君答弁	155
○市長 江頭 実君答弁	155
(2) 水上隆光君質問	157
「地元企業への就職について」	157
○経済部長 谷田 修君答弁	158
水上隆光君質問	158
○経済部長 谷田 修君答弁	158
水上隆光君質問	159
○市長 江頭 実君答弁	159
(3) 水上隆光君質問	160
「道路について」	160
○建設部長 淵邊政博君答弁	160
水上隆光君質問	160
○建設部長 淵邊政博君答弁	161
9. 日程通告 散会	161

7月3日（火曜日） 本会議	頁
1. 議事日程第4号	165
2. 本日の会議に付した事件	165
3. 出席議員氏名	165
4. 欠席議員氏名	165
5. 説明のため出席した者の職氏名	166
6. 事務局職員出席者	166
7. 開 議	167
8. 日程第1 一般質問	167
(1) 平 直樹君質問	167
「入札について」	167

○総務部長 上田俊介君答弁	168
平 直樹君質問	168
○総務部長 上田俊介君答弁	168
平 直樹君質問	169
○総務部長 上田俊介君答弁	169
平 直樹君質問	170
○総務部長 上田俊介君答弁	170
平 直樹君質問	171
○総務部長 上田俊介君答弁	171
平 直樹君質問	172
○総務部長 上田俊介君答弁	172
平 直樹君質問	173
○総務部長 上田俊介君答弁	173
(2) 平 直樹君質問	174
「菊池まるごと市場について」	174
○経済部長 谷田 修君答弁	174
平 直樹君質問	175
○経済部長 谷田 修君答弁	175
平 直樹君質問	175
○経済部長 谷田 修君答弁	175
平 直樹君質問	176
○政策企画部長 元島加奈子さん答弁	176
平 直樹君質問	177
○経済部長 谷田 修君答弁	177
平 直樹君質問	178
○経済部長 谷田 修君答弁	178
平 直樹君質問	178
○経済部長 谷田 修君答弁	179
平 直樹君質問	179
○市長 江頭 実君答弁	179
(3) 平 直樹君質問	180
「菊池溪谷について」	180
○経済部長 谷田 修君答弁	180
平 直樹君質問	181

○経済部長 谷田 修君答弁	181
平 直樹君質問	181
○経済部長 谷田 修君答弁	182
平 直樹君質問	182
○教育長 原田和幸君答弁	183
平 直樹君質問	183
○市長 江頭 実君答弁	184
休 憩	185
開 議	185
(1) 荒木崇之君質問	185
「各支所（七城・旭志・泗水）について」	186
○総務部長 上田俊介君答弁	186
荒木崇之君質問	188
○総務部長 上田俊介君答弁	188
○水道局長 大塚忠康君答弁	189
○総務部長 上田俊介君答弁	190
○教育部長 大山堅四郎君答弁	190
荒木崇之君質問	190
○総務部長 上田俊介君答弁	192
荒木崇之君質問	192
○市長 江頭 実君答弁	194
(2) 荒木崇之君質問	197
「熊本地震について」	198
○市民環境部長 古田浩敏君答弁	199
荒木崇之君質問	199
○市民環境部長 古田浩敏君答弁	199
荒木崇之君質問	200
○市民環境部長 古田浩敏君答弁	200
荒木崇之君質問	200
○市長 江頭 実君答弁	201
昼食休憩	201
開 議	201
(1) 田中教之君質問	202
「公道における防犯カメラについて」	202

○総務部長 上田俊介君答弁	203
(2) 田中教之君質問	203
「自然災害後の復旧復興体制について」	203
○総務部長 上田俊介君答弁	204
(3) 田中教之君質問	205
「教員職の働き方改革について」	205
○教育部長 大山堅四郎君答弁	206
田中教之君質問	206
○教育長 原田和幸君答弁	207
田中教之君質問	208
○教育長 原田和幸君答弁	208
休憩	209
開議	209
(1) 猿渡美智子さん質問	209
「学校における働き方改革について」	209
○教育部長 大山堅四郎君答弁	211
猿渡美智子さん質問	211
○教育長 原田和幸君答弁	213
猿渡美智子さん質問	214
○教育長 原田和幸君答弁	214
(2) 猿渡美智子さん質問	214
「熊本地震からの復旧復興について」	215
○健康福祉部長 中村隆純君答弁	216
猿渡美智子さん質問	217
○健康福祉部長 中村隆純君答弁	217
猿渡美智子さん質問	218
○市長 江頭 実君答弁	219
(3) 猿渡美智子さん質問	219
「防犯灯のLED化について」	219
○総務部長 上田俊介君答弁	220
猿渡美智子さん質問	221
○総務部長 上田俊介君答弁	223
猿渡美智子さん質問	223
○教育長 原田和幸君答弁	224

9. 日程通告 散会	224
------------	-----

7月4日（水曜日） 本会議	頁
1. 議事日程第5号	227
2. 本日の会議に付した事件	227
3. 出席議員氏名	227
4. 欠席議員氏名	228
5. 説明のため出席した者の職氏名	228
6. 事務局職員出席者	228
7. 開 議	229
8. 日程第1 一般質問	229
(1) 東 奈津子さん質問	229
「国民健康保険税について」	229
○健康福祉部長 中村隆純君答弁	230
東 奈津子さん質問	230
○健康福祉部長 中村隆純君答弁	231
東 奈津子さん質問	231
○健康福祉部長 中村隆純君答弁	232
東 奈津子さん質問	232
○市長 江頭 実君答弁	233
(2) 東 奈津子さん質問	233
「熊本地震について」	234
○健康福祉部長 中村隆純君答弁	235
東 奈津子さん質問	235
○健康福祉部長 中村隆純君答弁	236
東 奈津子さん質問	236
○健康福祉部長 中村隆純君答弁	237
東 奈津子さん質問	237
○健康福祉部長 中村隆純君答弁	237
東 奈津子さん質問	237
○健康福祉部長 中村隆純君答弁	238
東 奈津子さん質問	238
○市長 江頭 実君答弁	239
(3) 東 奈津子さん質問	239

「市民の健康づくりについて」	240
○健康福祉部長 中村隆純君答弁.....	240
(4) 東 奈津子さん質問.....	241
「病児・病後児保育について」	242
○健康福祉部長 中村隆純君答弁.....	243
○健康福祉部長 中村隆純君答弁.....	244
東 奈津子さん質問.....	244
○市長 江頭 実君答弁.....	245
休 憩.....	246
開 議.....	246
(1) 水上彰澄君質問.....	246
「農業振興について」	246
○経済部長 谷田 修君答弁.....	247
水上彰澄君質問.....	248
○市長 江頭 実君答弁.....	248
(2) 水上彰澄君質問.....	249
「高齢者福祉について」	249
○健康福祉部長 中村隆純君答弁.....	250
水上彰澄君質問.....	251
○健康福祉部長 中村隆純君答弁.....	252
(3) 水上彰澄君質問.....	252
「企業誘致と財源確保策について」	252
○経済部長 谷田 修君答弁.....	253
水上彰澄君質問.....	253
○市長 江頭 実君答弁.....	254
(4) 水上彰澄君質問.....	254
「地震対策について」	254
○建設部長 淵邊政博君答弁.....	255
○教育部長 大山堅四郎君答弁.....	255
昼食休憩.....	256
開 議.....	256
(1) 大賀慶一君質問.....	256
「児童・生徒の学力向上について」	256
○教育部長 大山堅四郎君答弁.....	257

大賀慶一君質問	258
○教育部長 大山堅四郎君答弁	260
大賀慶一君質問	261
○教育長 原田和幸君答弁	262
(2) 大賀慶一君質問	263
「路線バスについて」	264
○政策企画部長 元島加奈子さん答弁	265
大賀慶一君質問	266
○政策企画部長 元島加奈子さん答弁	267
大賀慶一君質問	268
○政策企画部長 元島加奈子さん答弁	269
休憩	270
開議	270
○政策企画部長 元島加奈子さん発言の申し出	270
(1) 木下雄二君質問	270
「道路整備について」	271
○建設部長 淵邊政博君答弁	272
(2) 木下雄二君質問	272
「旧迫水小跡地への進出企業について」	272
○政策企画部長 元島加奈子さん答弁	273
木下雄二君質問	274
○市長 江頭 実君答弁	275
(3) 木下雄二君質問	276
「熊本地震による農地復旧の現状について」	276
○経済部長 谷田 修君答弁	277
(4) 木下雄二君質問	277
「国際交流について」	278
○政策企画部長 元島加奈子さん答弁	278
木下雄二君質問	279
○市長 江頭 実君答弁	279
(5) 木下雄二君質問	280
「子育て支援について」	280
○健康福祉部長 中村隆純君答弁	281
○健康福祉部長 中村隆純君答弁	282

(6) 木下雄二君質問	282
「自治公民館の整備の拡充について」	282
○教育部長 大山堅四郎君答弁	283
(7) 木下雄二君質問	283
「NHK大河ドラマ菊池ロケについて」	284
○経済部長 谷田 修君答弁	284
木下雄二君質問	285
○市長 江頭 実君答弁	286
9. 日程第2 議長の常任委員会委員辞退の件	288
10. 教育長 原田和幸君退任挨拶	288
11. 日程通告 散会	289
7月 5日(木曜日) 総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会 福祉厚生常任委員会・予算決算常任委員会福祉厚生分科会 予算決算常任委員会経済建設分科会	
7月 6日(金曜日) 総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会 福祉厚生常任委員会・予算決算常任委員会福祉厚生分科会 予算決算常任委員会経済建設分科会	
7月 7日(土曜日) 休 会	
7月 8日(日曜日) 休 会	
7月 9日(月曜日) 休 会	
7月10日(火曜日) 休 会	
7月11日(水曜日) 予算決算常任委員会	
7月12日(木曜日) 休 会	
7月13日(金曜日) 本会議	頁
1. 議事日程第6号	293
2. 本日の会議に付した事件	292
3. 出席議員氏名	293
4. 欠席議員氏名	294
5. 説明のため出席した者の職氏名	294
6. 事務局職員出席者	294
7. 教育長 渡邊和博君就任挨拶	295
8. 開 議	296

9. 日程第1 各常任委員長報告	296
・総務文教常任委員長報告	297
・福祉厚生常任委員長報告	298
・予算決算常任委員長報告	299
委員長報告に対する質疑	304
討論	305
（1）東 奈津子さん討論	305
採決	307
10. 日程第2 福祉厚生常任委員会所管事務調査の報告・質疑	307
・福祉厚生常任委員長報告	308
11. 日程第3 議事第9号 熊本地震からの復旧・復興特別委員会の設置について	310
休憩	311
開議	311
12. 日程第4 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について	311
13. 閉会	313

第 1 号

6 月 2 6 日

平成30年第2回菊池市議会定例会

議事日程 第1号

平成30年6月26日（火曜日）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第53号 菊池市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議案第54号 菊池市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
議案第55号 菊池市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議案第56号 平成30年度菊池市一般会計補正予算（第2号）
議案第57号 平成30年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
議案第58号 平成30年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第1号）
議案第59号 平成30年度菊池市水道事業会計補正予算（第1号）
まで一括上程・説明
- 第4 議案第60号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
上程・説明・質疑・討論・採決
- 第5 議案第61号 教育長の任命につき同意を求めることについて
上程・説明・質疑・討論・採決
- 第6 議案第62号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
議案第63号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
議案第64号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
まで一括上程・説明・質疑・討論・採決
- 第7 議案第65号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
上程・説明・質疑・討論・採決
- 第8 議案第66号 工事請負契約の締結について
上程・説明
- 第9 報告第5号 継続費繰越計算書について
報告第6号 繰越明許費繰越計算書について
報告第7号 事故繰越し繰越計算書について

まで一括上程・報告・質疑

第10 報告第 8 号 菊池市土地開発公社経営状況報告について

報告第 9 号 有限会社きくち観光物産館経営状況報告について

報告第10号 有限会社ファームきくち経営状況報告について

報告第11号 有限会社七城町特産品センター経営状況報告について

報告第12号 有限会社七城町振興公社経営状況報告について

報告第13号 有限会社七城町銘柄米センター経営状況報告について

報告第14号 有限会社旭志村ふれあいセンター経営状況報告について

報告第15号 有限会社有朋の里洒水経営状況報告について

まで一括上程・報告



本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第53号 菊池市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第54号 菊池市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第55号 菊池市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第56号 平成30年度菊池市一般会計補正予算（第2号）

議案第57号 平成30年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

議案第58号 平成30年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第1号）

議案第59号 平成30年度菊池市水道事業会計補正予算（第1号）

まで一括上程・説明

日程第4 議案第60号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

上程・説明・質疑・討論・採決

日程第5 議案第61号 教育長の任命につき同意を求めることについて

上程・説明・質疑・討論・採決

日程第6 議案第62号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

議案第63号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

議案第64号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

まで一括上程・説明・質疑・討論・採決

日程第7 議案第65号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
上程・説明・質疑・討論・採決

日程第8 議案第66号 工事請負契約の締結について
上程・説明

日程第9 報告第5号 継続費繰越計算書について
報告第6号 繰越明許費繰越計算書について
報告第7号 事故繰越し繰越計算書について

まで一括上程・報告・質疑

日程第10 報告第8号 菊池市土地開発公社経営状況報告について
報告第9号 有限会社きくち観光物産館経営状況報告について
報告第10号 有限会社ファームきくち経営状況報告について
報告第11号 有限会社七城町特産品センター経営状況報告について
報告第12号 有限会社七城町振興公社経営状況報告について
報告第13号 有限会社七城町銘柄米センター経営状況報告について
報告第14号 有限会社旭志村ふれあいセンター経営状況報告について
報告第15号 有限会社有朋の里泗水経営状況報告について

まで一括上程・報告



出席議員（20名）

1番	田中教之君
2番	福島英徳君
3番	緒方哲郎君
4番	後藤英夫君
5番	平直樹君
6番	東奈津子さん
7番	坂本道博君
8番	水上隆光君
9番	猿渡美智子さん
10番	松岡讓君
11番	荒木崇之君
12番	柁原賢一君
13番	工藤圭一郎君
14番	城典臣君
15番	大賀慶一君

16番	水 上 彰 澄 君
17番	二ノ文 伸 元 君
18番	泉 田 栄一朗 君
19番	木 下 雄 二 君
20番	山 瀬 義 也 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	江 頭 実 君
副 市 長	芳 野 勇一郎 君
政策企画部長	元 島 加奈子 さん
総 務 部 長	上 田 俊 介 君
市民環境部長	古 田 浩 敏 君
健康福祉部長	中 村 隆 純 君
経 済 部 長	谷 田 修 君
建 設 部 長	淵 邊 政 博 君
七 城 支 所 長	榎 田 邦 昭 君
旭 志 支 所 長	岩 根 卓 士 君
泗 水 支 所 長	坂 本 忠 弘 君
財 政 課 長	上 田 敏 雄 君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	中 尾 孝 浩 君
市 長 公 室 長	前 川 幸 輝 君
教 育 部 長	原 田 和 幸 君
教 育 部 長	大 山 堅四郎 君
農業委員会事務局長	坂 本 高 秀 君
水 道 局 長	大 塚 忠 康 君
監査委員事務局長	清 田 幸 臣 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	徳 永 裕 治 君
事 務 局 課 長	歌 岡 憲 一 君
課 長 補 佐	松 原 憲 一 君

議 会 係 長
議 会 係

安 武 則 貴 君
吉 岡 結加里 さん

午前１０時００分 開会

○

○議長（柁原賢一君） 全員、ご起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席願います。

ただいまの出席議員は２０名です。定足数に達していますので、ただいまから平成３０年第２回菊池市議会定例会を開会いたします。

○

○議長（柁原賢一君） ここで、日程に先立ちまして、諸般の報告をいたします。

４月１２日に、第２６６回熊本県市議会議長会が菊池市で開催されました。会務の報告及び九州市議会議長会提出議案に、菊池市提出の「学校施設環境改善交付金の予算確保について」及び熊本市提出の「中九州地域の交通網の整備促進について」の２議案が全会一致で採択されました。

また、４月２６日に、佐賀市で第９３回九州市議会議長会定期総会、５月２９日には、第４７回全国温泉所在都市議会議長協議会総会、第２６７回熊本県市議会議長会、５月３０日には、第９４回全国市議会議長会定期総会がそれぞれ東京都で開催されました。その概要は事務局備えつけの書類によりご承諾いただきたいと思います。

次に、監査委員から平成３０年５月分までの一般会計・特別会計並びに企業会計に関する例月出納検査報告があっておりますので、ご報告いたします。

なお、詳細については、事務局に備えつけの書類によりご承諾いただきたいと思います。

ここで、５月３０日に開催されました第９４回全国市議会議長会定期総会において、前議長の森清孝様に、その功績に対し、全国市議会議長会より感謝状が届いておりますので、ご報告いたします。

まことにありがとうございます。

以上で、諸般の報告を終わります。

○

午前１０時０２分 開議

○議長（柁原賢一君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（柁原賢一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、緒方哲郎君及び後藤英夫君を指名します。

○

日程第2 会期の決定

○議長（柁原賢一君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期につきましては、去る6月8日の議会運営委員会におきまして、本日から7月13日までの18日間とすることに結論を見ておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柁原賢一君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から7月13日までの18日間と決定しました。

○

日程第3 議案第53号から議案第59号まで一括上程・説明

○議長（柁原賢一君） 次に、日程第3、議案第53号から議案第59号までの7案件を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 改めまして、皆様、おはようございます。

本日、平成30年第2回菊池市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、本会議にご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

本定例会の会期につきましては、先ほど、ご決定をいただきましたように、本日から7月13日までの18日間の日程でご審議をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、議案の提案理由の説明に先立ちまして、ご報告をさせていただきます。

6月18日の朝に、大阪府を中心に最大震度6弱を記録する大阪北部地震が発生し、その後も継続して余震が起きるなど、予断を許さない状況が続いております。

この地震によりまして、9歳の女子児童が、倒壊したブロック塀に挟まれて亡くなるという痛ましい事故を初めとしまして、5人の方々がとうとい命を落とされました。

亡くなられた方々のご冥福を心よりお祈り申し上げますとともに、負傷された方、被災された方々にお見舞いを申し上げます。

国は、小中学校の通学路にあるブロック塀の安全確認を行うという方針を打ち出しておりますことから、今後、国から県を経由して、市町村に対しての具体的な指示があることかと思われます。

しかしながら、本市におきましては、子どもの安全という問題は、最重要課題と考えることから、国の指導に先立ちまして、直ちに緊急点検を実施したところでございます。

今回のような違法な構築物は見当たりませんでしたが、ひび割れ等、早目のリスク対応が必要と思われる箇所が数カ所ありましたので、専門家とも相談して、適切に対応してまいり所存です。

また、地方自治体の広報活動の向上に寄与することを目的に行われております全国広報コンクールにおきまして、映像部門で読売新聞社賞を、広報紙部門及び広報写真一枚写真部門で入賞を果たしております。

菊池市の受賞は、平成24年度から7年連続の快挙でございます。

これを励みに、地域に親しまれ、情報と元気を発信する広報紙となりますよう、なお一層精進してまいり所存でございます。

それでは、上程されました議案第53号から議案第59号までの7議案につきまして、ご説明を申し上げます。

議案第53号は、厚生労働省令であります放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴います、菊池市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正、議案第54号は、介護保険法の改正に伴う菊池市介護保険条例の一部改正、議案第55号は、介護保険法施行規則の改正に伴う菊池市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正でございます。

次に、議案第56号、平成30年度菊池市一般会計補正予算（第2号）につきましては、予算の総額に1億165万1,000円を追加するものでございまして、歳出の主なものといたしまして、多子世帯子育て支援事業の拡充、農林水産業関連事業に対する全額国費または県費による補助金、菊池溪谷ビジターセンター整備事業、社会資本整備総合交付金の交付額確定に伴う橋りょう補修工事費等の増額が主なものでございます。

議案第57号、平成30年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、非常勤職員報酬及び社会保険料の増額となっております。

議案第58号、平成30年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第1号）につきましては、緊急を要する施設修繕料の増額となっております。

議案第59号、平成30年度菊池市水道事業会計補正予算（第1号）につきまし

ては、平成３１年度から平成３５年度までの５年間、水道事業業務委託を実施するための債務負担行為を設定するものでございます。

以上、内容の詳細につきましては、この後、総務部長が説明をいたしますので、慎重ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（柁原賢一君） 総務部長、上田俊介君。

[登壇]

○総務部長（上田俊介君） 皆様、改めまして、おはようございます。

それでは、提案いたします議案第５３号から議案第５９号までの７議案につきまして、ご説明をいたします。

議案書その１の１ページをお願いいたします。

議案第５３号、菊池市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

厚生労働省令であります放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、条例の一部を改正するもので、放課後児童支援員の資格要件の拡大などが主な改正の内容となっており、２ページ目が条例案でございます。

なお、この条例は、公布の日から施行し、平成３０年４月１日から運用することとしております。

次に、議案書その１の３ページをお願いいたします。

議案第５４号、菊池市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

介護保険法の改正に伴い、条例の一部を改正するもので、介護サービス利用者負担割合の一部見直しなどが主な改正の内容となっており、４ページが条例案でございます。

なお、この条例は、平成３０年８月１日から施行することとしております。

次に、議案書その１の５ページをお願いいたします。

議案第５５号、菊池市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

介護保険施行規則の改正に伴い、条例の一部を改正するもので、主任介護支援専門員の定義の変更などが主な改正の内容となっており、６ページから７ページまでが条例案でございます。

なお、この条例は、公布の日から施行することとしております。

次に、議案書その１の９ページをお願いいたします。

議案第５６号、平成３０年度菊池市一般会計補正予算（第２号）でございます。

あけていただきまして、10ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に1億165万1,000円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ294億2,465万1,000円とするものでございます。

まず、歳入について、事項別明細によりご説明いたします。

あけていただきまして、18ページをお願いいたします。

1 枠目の款12分担金及び負担金、項2負担金、目3民生費負担金3,493万5,000円の減額は、多子世帯子育て支援事業の拡充に伴う利用者負担額の減額でございます。

3 枠目の款14国庫支出金、項1国庫負担金、目9教育費国庫負担金3,087万4,000円の増額は、菊之池小学校増築工事に伴う国庫負担金の増額でございます。

続いて、4 枠目の項2国庫補助金、目6商工費国庫補助金9,000万円の増額は、菊池溪谷ビジターセンター整備事業に対する国庫補助金でございます。

同じく目9教育費国庫補助金5,245万7,000円の減額の主な理由としては、当初予算に計上しておりました泗水小学校大規模改造事業のうち、老朽化に係る部分について、平成29年度の国の補正予算事業として採択されたことによる減額でございます。

19ページをお願いいたします。

4 枠目の款15県支出金、項2県補助金、目3民生費県補助金1,780万3,000円の増額は、先ほどご説明しました多子世帯子育て支援事業の拡充に伴う県補助金の増額でございます。

同じく目5農林水産費県補助金9,862万2,000円の増額は、経営体育成支援事業や産地パワーアップ事業等、農林水産業関連事業に対する補助金でございます。

あけていただきまして、21ページをお願いいたします。

1 枠目の款21市債、項1市債、目6商工債1億1,020万円の増額は、菊池溪谷ビジターセンター整備事業に係る辺地対策事業債でございます。

同じく目9教育債1億5,000万円の減額は、国庫補助金でもご説明しましたとおり、当初予算に計上しておりました泗水小学校大規模改造事業のうち老朽化に係る分について、平成29年度の国の補正予算事業として採択されたことによる減額でございます。

1ページ戻っていただきまして、20ページをお願いいたします。

4 枠目の款18繰入金、項3基金繰入金、目1財政調整基金繰入金につきまして

は、補正予算の財源調整でございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

あけていただきまして、23ページをお願いいたします。

3 枠目の款3 民生費、項3 児童福祉費、目5 児童福祉施設費67万2,000円の増額は、多子世帯子育て支援事業の拡充に伴う子どものための教育・保育給付費負担金の増額でございますが、歳入でご説明しましたとおり、利用者負担額が3,493万5,000円の減額となり、県負担が1,780万3,000円の増額、市負担が1,780万4,000円の増額となるものでございます。

あけていただきまして、24ページをお願いいたします。

4 枠目の款5 農林水産業費、項1 農業費、目3 農業振興費、事業241番の地域農業再生事業から、26ページの1 枠目の事業672番ですけれども、くまもと6次産業化総合支援強化事業までの事業のうち、25ページの下から2 枠目の事業668でございますけれども、解体等処分廃材処分事業の1 事業だけを除いた8 事業につきましては、100%の国費または県費による補助事業であり、市負担はございません。

事業668の解体等処分廃材処分事業400万円の増額につきましては、熊本地震により被害を受け、被災者向け経営体育成支援事業に申請されておりましたが、工事のおくれ等により、公費による災害廃棄物の処分が間に合わなかった被災者の方への支援のための補助金でございます。

財源としましては、菊池市平成28年熊本地震復興基金を活用することとしております。

あけていただきまして、26ページをお願いいたします。

同じく目6 畜産業費3,602万9,000円の増額につきましても、100%国費または県費による補助事業であり、市負担はございません。

27ページをお願いいたします。

1 枠目の款6 商工費、項1 商工費、目4 観光費2億98万6,000円の増額は、国の自然環境整備交付金及び辺地対策事業債を活用して実施します、菊池溪谷ビジターセンターの整備事業費の増額でございます。

あけていただきまして、28ページをお願いいたします。

1 枠目の款7 土木費、項2 道路橋りょう費、目3 道路橋りょう維持費、節13 委託料のうち、施設維持管理委託料2,156万7,000円の減額は、橋りょう点検に係る事業費の一部が、平成29年度の国の補正予算事業として採択されたことによる減額でございます。

同じく節13 委託料のうち、実施設計委託料1,300万円の増額、及び節15

工事請負費 3, 532 万 2, 000 円の増額は、社会資本整備総合交付金の確定に伴う橋りょう補修工事の増額でございます。

2 枠目の項 4 都市計画費、目 4 公園費 1, 129 万 1, 000 円の増額は、花房展望所及び取りつけ道路の整備に伴う測量設計業務委託料の増額でございます。

29 ページをお願いいたします。

1 枠目の款 9 教育費、項 2 小学校費、目 1 学校管理費 2 億 8, 030 万 1, 000 円の減額は、歳入でご説明しましたとおり、当初予算に計上しておりました、泗水小学校大規模改造事業のうち老朽化に係る部分について、平成 29 年度の国の補正予算事業として採択されたことによる減額でございます。

あけて、30 ページをお願いいたします。

2 枠目の款 10 災害復旧費、項 7 教育災害復旧費、目 1 教育災害復旧費 390 万 4, 000 円の増額は、熊本地震で被害を受けた花房飛行場給水塔の修復事業に対する補助金でございます。

事業費の 3 分の 2 を補助するものでございまして、残りの自己負担の 3 分の 1 につきましても、その 2 分の 1 は県の復興基金が交付されることとなり、実質的な自己負担は 6 分の 1 となります。

3 枠目の項 9 その他災害復旧費、目 1 その他災害復旧費 130 万円の増額につきましては、農林水産業費でご説明しましたとおり、申請はあっておりますが、工事のおくれ等により、公費による災害廃棄物の処分に間に合わなかった被災者の方への支援のための補助金と同じく、被災住宅応急修理を申請されておられましたが、公費による災害廃棄物の処理に間に合わなかった被災者の方への支援のための補助金でございます。

こちらも財源としまして、菊池市平成 28 年熊本地震復興基金を活用することとしております。

それでは、14 ページに戻っていただき、お願いいたします。

第 2 表、繰越明許費でございます。

自然環境整備交付金事業につきましては、先ほど歳入及び歳出でご説明しました菊池溪谷ビジターセンター整備事業において、適正工期が 10 カ月程度必要とすることから、次年度にかけて事業実施をするものでございます。

15 ページをお願いいたします。

第 3 表、地方債補正でございます。

内容としましては、菊池溪谷ビジターセンター整備事業に係る辺地対策事業債の増額、道路整備に係る合併特例債及び地方道路等整備事業債を公共施設等適正管理推進事業債への組み替え、前年度の国の補正予算事業として採択されたことによる

泗水小学校大規模改造事業に係る学校教育施設整備事業債の減額が主なものでございます。

次に、議案書その１の３５ページをお願いいたします。

議案第５７号、平成３０年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）でございます。

あけていただきまして、３６ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に２５７万６，０００円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ５７億９，３６４万１，０００円とするものでございます。

補正の内容といたしましては、非常勤職員報酬及び社会保険料の増額となっております。

次に、議案書その１の４３ページをお願いいたします。

議案第５８号、平成３０年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第１号）でございます。

あけていただき、４４ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に１５５万２，０００円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ７億６，６１８万１，０００円とするものです。

補正の内容につきましては、緊急を要する施設修繕料の増額となっております。

次に、議案書その１の４９ページをお願いいたします。

議案第５９号、平成３０年度菊池市水道事業会計補正予算（第１号）でございます。

５０ページをお願いいたします。

第２条の債務負担行為につきましては、契約期間が今年度で終了します水道事業賦課徴収などの水道事業の業務委託につきまして、平成３１年度から平成３５年度までの５カ年で実施するための債務負担行為でございます。

以上、議案第５３号から議案第５９号までの説明とさせていただきます。

○議長（柁原賢一君） 以上で議案の説明を終わります。

○

日程第４ 議案第６０号 上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（柁原賢一君） 次に、日程第４、議案第６０号を議題とします。

本案については、地方自治法第１１７条の規定にかかわる議員は除斥する必要がありますので、泉田栄一郎君の退席を求めます。

（泉田栄一郎君 退席）

○議長（柁原賢一君） 提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） それでは、ただいま上程されました議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案第60号、監査委員の選任につき同意を求めることについてでございます。

議案書その1の53ページをごらんください。

市議会の改選後、議会選出の監査委員が不在となっておりましたので、その選任につきまして、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

監査委員の職務は、市の財務に関する事務の執行及び市の経営に係る事業の管理を監査する重要な職務でございます。

今回、同意をお願いいたします泉田栄一郎議員は、市の財務、行政運営に精通されており、監査委員として適任でありますので、選任いたしたくご提案申し上げるものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（柁原賢一君） 以上で説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（柁原賢一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第60号は、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありますか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（柁原賢一君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続いて審議します。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（柁原賢一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。採決は起立により行います。

お諮りします。議案第60号について、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（柁原賢一君） 起立多数です。よって、議案第60号は、原案のとおり同意することに決定しました。

ここで、泉田栄一郎君の除斥を解きます。

（泉田栄一郎君 着席）

○

日程第 5 議案第 6 1 号 上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（柁原賢一君） 次に、日程第 5、議案第 6 1 号議題とします。

本案件については、地方自治法第 1 1 7 条の規定にかかわる議員は除斥する必要がありますが、関係する議員はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（柁原賢一君） 関係する議員なしと認めます。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） それでは、ただいま上程されました議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案第 6 1 号、教育長の任命につき同意を求めることについてでございます。

議案書その 1 の 5 5 ページをごらんください。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が、平成 2 7 年 4 月 1 日に施行され、教育委員長と教育長を一本化した「新教育長」の設置など、教育委員会制度が改正されました。

これまでは、市長が教育委員を議会の同意を得て任命し、教育委員会が、委員のうちから教育長を任命しておりましたが、法改正により、教育長及び教育委員を市長が議会の同意を得て任命することになり、教育長は、特別職のみの身分を有することになります。

なお、任期は、教育長が 3 年、教育委員が 4 年とされております。

本市におきましては、これまで改正法の経過措置により、原田教育長の任期中は、従前の制度を適用しておりましたが、今回の任期満了に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、教育長の任命につきまして、議会の同意をお願いするものでございます。

教育長は、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有する者とされており、十分検討いたしました結果、菊池市亘の渡邊和博氏を任命いたしたく、ご提案申し上げるものでございます。

裏面の経歴のとおり、昨年 3 月に大津中学校長を定年退職されるまで、菊池教育事務所指導課長、県立教育センター副所長などを歴任され、教育行政に幅広く精通された御仁であります。

議員各位の満場一致のご同意をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（柁原賢一君） 以上で説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（柁原賢一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第61号は、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柁原賢一君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続いて審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（柁原賢一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第61号について、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（柁原賢一君） 起立多数です。よって、議案第61号は原案のとおり同意することに決定しました。

—————○—————

日程第6 議案第62号から議案第64号まで一括上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（柁原賢一君） 次に、日程第6、議案第62号から議案第64号までを一括議題とします。

本案件については、地方自治法第117条の規定にかかわる議員は除斥する必要がありますが、関係する議員はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（柁原賢一君） 関係する議員なしと認めます。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、江頭実君。

〔登壇〕

○市長（江頭 実君） それでは、ただいま上程されました議案第62号から議案第64号までの3議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案第62号から議案第64号までは人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてでございます。

議案書その１の５７ページをごらんください。

現在、本市の区域におきましては、１４人の委員の方々が法務大臣の委嘱を受け、人権擁護活動に従事されております。

その中で、３名の委員の方々が、平成３０年９月３０日をもって３年間の任期が満了いたします。

今回、その後任の候補者の推薦につきまして、熊本法務局長より依頼がありましたので、人権擁護委員法第６条第３項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

推薦に当たっては、人権擁護委員法の規定により、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある者とされております。

十分検討いたしました結果、議案第６２号として、菊池市西寺の樋川博久さんを新たに推薦いたしたく、ご提案申し上げるものでございます。

また、これまでの委員としての経験と実績から、議案第６３号として、菊池市龍門の小林美紀子さん、議案第６４号として、菊池市泗水町の隈部実千代さんを再度委員として推薦いたしたく、ご提案申し上げるものでございます。

それぞれの方々の経歴につきましては、各議案の裏面に記載のとおりでございます。

いずれの方々も、これまでの経歴を通じて、人権問題に関する理解と認識が豊富な方々であります。

今後も積極的に人権擁護活動に取り組んでいただけるものと確信し、推薦するものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（柁原賢一君） 以上で説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（柁原賢一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第６２号から議案第６４号までは、会議規則第３７条第３項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柁原賢一君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続いて審議します。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（柁原賢一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。採決は起立により行います。

最初に、お諮りします。議案第62号について、原案のとおり適任とすることに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（柁原賢一君） 起立多数です。よって、議案第62号は原案のとおり適任とすることに決定しました。

次に、採決は起立により行います。

次に、お諮りします。議案第63号について、原案のとおり適任とすることに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（柁原賢一君） 起立多数です。よって、議案第63号は原案のとおり適任とすることに決定しました。

次に、お諮りします。議案第64号について、原案のとおり適任とすることに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（柁原賢一君） 起立多数です。よって、議案第64号は原案のとおり適任とすることに決定しました。

—————○—————

日程第7 議案第65号 上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（柁原賢一君） 次に、日程第7、議案第65号を議題とします。

本案件については、地方自治法第117条の規定にかかわる議員は除斥する必要がありますが、関係する議員はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（柁原賢一君） 関係する議員なしと認めます。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） それでは、ただいま上程されました議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案書その1の63ページをごらんください。

議案第65号、農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてでございます。

農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、委員の任命に当たって、議会の同意をお願いするものでございます。

なお、農業委員会委員につきましては、平成29年第4回定例会におきまして、同様の議案をお願いし、委員19名の任意同意について議決をいただいたところでございますが、議決後から、実際の任命までの期間内におきまして、1名の欠員がありましたため、その補充を行うための議案でございます。

再度、公募を行い、経済部長、各支所長及び農業委員会事務局長等からなる菊池市農業委員候補者評価委員会が評価を行い、選定を行いました結果、菊池市大平の高木洋一さんを任命いたしたく、ご提案を申し上げるものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（柁原賢一君） 以上で説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（柁原賢一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第65号は、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柁原賢一君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続いて審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（柁原賢一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。採決は起立により行います。

お諮りします。議案第65号について、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（柁原賢一君） 起立多数です。よって、議案第65号は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第8 議案第66号 上程・説明

○議長（柁原賢一君） 次に、日程第8、議案第66号を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、江頭実君。

〔登壇〕

○市長（江頭 実君） それでは、ただいま上程されました議案につきまして、ご説明

申し上げます。

議案書その１の６５ページをごらんください。

議案第６６号、工事請負契約の締結についてでございます。

平成２９年度泗水小学校大規模改造建築工事Ⅱ期工事につきまして、美麗・八方建設工事共同企業体と契約を締結いたしたく、議会の議決を求めるものでございます。

内容の詳細につきましては、この後、総務部長が説明をいたしますので、慎重ご審議の上、ご賛同いただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（柁原賢一君） 総務部長、上田俊介君。

[登壇]

○総務部長（上田俊介君） 済みません、議案第６６号の説明の前に、先ほど説明申し上げました議案第５３号の中で、「条例の公布の日から施行し、平成３０年４月１日から適用すること」という表現ですべきところを、「運用」ということで言ってしまうました。「適用」のほうに修正をお願いいたします。申しわけございません。

それでは、議案第６６号の説明をいたしたいと思います。

議案書その１の６５ページをお願いいたします。

議案第６６号、工事請負契約の締結についてでございます。

平成２９年度泗水小学校大規模改造建築工事Ⅱ期工事につきましては、菊池市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

この工事につきましては、６月５日に条件付一般競争入札を実施し、３事業者から応札があり、その後、事務処理を経まして、６月１８日に仮契約を行ったところでございます。

契約の目的は、平成２９年度泗水小学校大規模改造建築工事Ⅱ期工事、工事場所は、菊池市泗水町豊水地内、契約の方法は、条件付一般競争入札、契約の金額は１億６，７６８万８００円、契約の相手先は、美麗・八方建設工事共同企業体でございます。

以上、議案第６６号の説明とさせていただきます。

○議長（柁原賢一君） 以上で議案の説明を終わります。

○

日程第９ 報告第５号から報告第７号まで一括上程・報告・質疑

○議長（柁原賢一君） 次に、日程第９、報告第５号から報告第７号までの３件を一括議題とします。

提出者の報告を求めます。

総務部長、上田俊介君。

[登壇]

○総務部長（上田俊介君） 議案書その2の1ページをお願いいたします。

報告第5号、継続費繰越計算書についてでございます。

平成29年度までに継続費の設定を行った事業について、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、議会に報告するものでございます。

あけていただきまして、2ページが、平成29年度菊池市継続費繰越計算書でございます。

繰越額は、庁舎整備建設事業が1,733万5,444円、市民広場再整備事業が8,423万9,000円となっております。

平成29年度までの年割額に係る歳出予算額のうち、年度内に執行できなかったものは、規定により継続年度の終わりまで、逡次繰り越しして使用することができるため、繰り越すものでございます。

次に、3ページをお願いいたします。

報告第6号、繰越明許費繰越計算書についてでございます。

平成29年度から平成30年度へ明許繰越を行いましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に報告するものでございます。

あけていただきまして、4ページから6ページまでが、平成29年度菊池市繰越明許費繰越計算書でございます。

4ページから5ページが、一般会計で28件でございます。

繰越総額は17億725万6,000円となっております。

あけていただきまして6ページが、公共下水道事業特別会計で1件、3,056万4,000円の繰越額となっております。

繰り越しの主な要因につきましては、熊本地震の影響により、資材調達及び人員確保等に不測の日数を要したものの、国の経済対策に伴う補正予算により、年度内完了が見込めないもの、用地交渉や事業内容の協議に不測の日数がかかったことなどが主な繰越要因となっております。

次に、7ページをお願いいたします。

報告第7号、事故繰越し繰越計算書についてでございます。

平成29年度から平成30年度へ事故繰越しを行いましたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により、議会に報告するものでございます。

あけていただきまして、8ページから9ページまでが、平成29年度菊池市事故繰越し繰越計算書でございます。

8 ページが、一般会計で4件ございます。

繰越総額は8億2,321万5,645円となっております。

9 ページが、農業集落排水事業特別会計で1件、688万6,673円の繰越額となっております。

一般会計の4件につきましては、熊本地震関連事業または熊本地震の影響により年度内の事業完了が困難となったものでございます。

農業集落排水事業特別会計の1件につきましては、地下埋設物の対応について、関係機関との協議及び工法の調整等に不測の日数がかかったことなどから、年度内の事業完了が困難となったものでございます。

以上、報告第5号から報告第7号までの報告とさせていただきます。

○議長（柁原賢一君） 以上で報告を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

平直樹君。

[登壇]

○5番（平 直樹君） おはようございます。今の報告第5号、第6号、第7号の計算書について、質疑を行います。

第5号に関しては、地方自治法施行令第145条第1項の規定により出されて、第6号は146条第2項の規定によりというふうになっておりますが、なぜ、この定例会、今議会での報告なのでしょう。

ルールによると、次の5月31日までに計算書を調製して、次の議会においてこれを報告しなければならないとありますが、6月8日の時点で、我々は議会が行われておりますが、それがなぜ今回なのか。

○議長（柁原賢一君） 総務部長、上田俊介君。

[登壇]

○総務部長（上田俊介君） 報告第5号から7号につきましては、先ほど議員がおっしゃったとおり、繰り越しを行った翌年の5月31日までに繰越計算書を調製し、次の会議において議会に報告しなければならないと地方自治法施行令のほうで規定してございます。例年は繰り越しを行った場合につきましては、この施行令の規定に基づきまして繰越計算書を調製し、6月の第2回の定例会において報告をしております。

本年度は、市議会議員選挙もございましたけれども、6月8日に臨時会が行われましたので、本来であれば、報告についてはこの6月8日に報告すべきであったというふうには思っております。

ただ、臨時会での報告が事務的にちょっと間に合わなかったこともございまして、

今回、第2回の定例会でご報告をさせていただくものでございます。

施行令に規定されるのにはちょっと、次の会議では報告できておりませんので、それについては謝罪を申し上げたいと思います。ただ、今回の定例会にご報告させていただくことをご理解いただきますようお願いして、回答とさせていただきます。

○議長（柁原賢一君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（柁原賢一君） これで質疑を終わります。

ここで、10分間休憩します。

—————○—————

休憩 午前10時51分

開議 午前11時00分

—————○—————

○議長（柁原賢一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

—————○—————

日程第10 報告第8号から報告第15号まで一括上程・報告

○議長（柁原賢一君） 次に、日程第10、報告第8号から報告第15号までの8件を一括議題とします。

ここで、執行部から説明の補足のため、資料配付の要請がありました。

会議規則第157条の規定によって、資料を配付することを許可しております。

資料は、お手元に配付のとおりです。

提出者の報告を求めます。

政策企画部長、元島加奈子さん。

〔登壇〕

○政策企画部長（元島加奈子さん） 皆さん、おはようございます。

議案書その2、11ページをお願いいたします。

報告第8号、菊池市土地開発公社経営状況報告につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定によりご報告いたします。

14ページをお願いいたします。

平成29年度事業報告書でございます。

1、理事会の開催状況でございます。平成29年度は書面決議を含め5回開催しております。

2、土地取得・造成につきましては、新たな土地の取得や造成はなく、主に土地の管理の業務を行っております。

3、土地売却等につきましては、田島工業団地を株式会社ニフコ熊本に売却いた

しました。売却面積は6万3,176.87平方メートル、売却額は5億3,270万8,000円でございます。

また、花房台公有用地を菊池市へ売却しております。売却面積は1,982平方メートル、売却額は899万2,514円でございます。

なお、下の表にあります花房台公有用地は、熊本地震の影響もあり移転先の選定に時間を要したため、契約解除を行ったものでございます。

15ページをお願いいたします。

平成30年3月31日時点の貸借対照表でございます。

まず、資産の部でございます。1の流動資産は、預金や保有する用地を計上しており、流動資産合計は1億2,548万4,623円でございます。2の固定資産は、車両1台分の14万9,999円でございます。1の流動資産と2の固定資産をあわせまして、資産合計は1億2,563万4,622円となります。

次に、負債の部でございます。1、流動負債は、前受金の219万2,000円でございます。2の固定負債は、長期借入金の3,100万円でございます。1の流動負債と2の固定負債をあわせまして、負債合計は3,319万2,000円となります。

次に、資本の部でございます。1の基本金は、市からの出資金の100万円でございます。2の準備金は、前期からの繰越準備金に当期利益を加えまして、9,144万2,622円となります。1の基本金と2の準備金をあわせまして、資本合計は9,244万2,622円でございます。

よって、負債合計と資本合計をあわせました負債資本合計は1億2,563万4,622円となります。

16ページをお願いします。

損益計算書でございます。

1の事業収益、(1)公有地取得事業収益は、花房台公有用地の売却額899万2,514円、(2)土地造成事業収益は、田島工業団地の売却額5億3,270万8,000円で、合計5億4,170万514円となります。

2の事業原価は、売却した土地の原価でございます。(1)の公有地取得及び(2)土地造成事業に係る事業原価の合計が、6億9,069万9,877円でございます。

1の事業収益から2の事業原価を差し引きましたマイナス1億4,899万9,363円が事業総利益となります。

この事業総利益から、3の一般管理費を差し引きましたマイナス1億5,539万6,688円が事業収益となります。

また、この事業収益に４の事業外収益を加え、５の事業外費用を差し引きましたマイナス１億４，３６２万６，７４２円が経常利益となります。

６の特別利益、７の特別損失はございません。よって、当期利益はマイナス１億４，３６２万６，７４２円となります。

１７ページに一般管理費の明細、１８ページに財産目録、１９ページに事業用地明細表、２０ページに借入金明細表、２１ページにキャッシュ・フロー計算書、２２ページに監査報告書を添付しておりますので、後ほどご確認いただければと思います。

以上が、平成２９年度における経営状況でございます。

続きまして、２３ページをお願いいたします。

平成３０年度の事業計画、予算、資金計画でございます。

２４ページをお願いいたします。

平成３０年度の事業計画でございます。

１、土地取得・造成では、土地の維持管理業務に要する経費などとして、７万７，０００円を計上しております。

２の土地売却等はございません。

次に、２５ページの平成３０年度の予算でございます。

第２条の収益的収入及び支出でございますが、収入は１７０万８，０００円を計上しております。内訳は、受取利息と土地所有に係る賃貸料等の事業外収益を予定しております。

支出では、一般管理費２０５万１，０００円を計上しております。

次に、２６ページ、第３条、資本的収入及び支出につきましては、資本的支出として維持管理業務などの費用７万７，０００円を計上しております。

次に、２７ページが、平成３０年度の資金計画でございます。

以上、報告第８号、菊池市土地開発公社の経営状況報告とさせていただきます。

○議長（柁原賢一君） 経済部長、谷田修君。

[登壇]

○経済部長（谷田 修君） 改めまして、おはようございます。

菊池市内にあります、経済部所管の第三セクターの経営状況につきまして、地方自治法第２４３条の３第２項の規定に基づき、報告いたします。

議案書その２の２９ページの報告第９号、有限会社きくち観光物産館から、１３９ページの報告第１５号、有限会社有朋の里泗水までの７件につきまして、各第三セクターの経営状況報告書を記載しておりますので、ごらんください。

報告につきましては、議案書をごらんいただくとともに、本会議会議規則第１５

7条の規定により、事前に議長の許可を得て、本日お手元に配付させていただいておりますA3判の補足説明資料、平成29年度第三セクター経営状況概要書を使用して報告させていただきます。

なお、概要書の数値につきましては、円単位としておりますが、出資の状況欄につきましては、千円単位としております。

また、売上総額欄は、出荷者協議会からの委託販売を含めた売上総額を記載しておりますので、委託販売手数料収入のみを計上している損益計算書の金額との相違がある場合もございますので、ご了承をお願いいたします。

それでは、補足説明資料のほうをごらんください。

最初に、報告第9号、有限会社きくち観光物産館の経営状況について、ご報告いたします。

概要書1ページ、上段の表をごらんください。

平成29年度の4月は、花見客の来店が続き、好調なスタートを切ることができました。また、新たに取り組んだスイートコーンがテレビやラジオで話題となり売り上げも伸びました。しかし、6月以降は、集中豪雨や記録的な大雨、数々の台風に見舞われたことにより、売り上げや来客数の減少に陥りました。さらに下期は、行楽シーズンの紅葉狩りや菊まつりでにぎわうところでしたが、菊池溪谷の復旧が間に合わず、売り上げを伸ばすことができませんでした。

そのため、外部販売を強化し積極的な催事販売や卸販売に注力した結果、店舗外の催事等の売り上げは大きく伸びましたが、年間では前年対比97.9%と減少しました。

決算状況につきましては、議案その2の37ページ以降に載せております。

貸借対照表の資産合計が4,369万2,525円、負債合計が1,904万4,840円、資本金960万円と利益剰余金1,524万7,685円から、自己株式20万円を差し引いた純資産合計が2,464万7,685円、負債・純資産の合計が4,369万2,525円となっております。

また、売上総額につきましては1億8,037万2,758円で、対前年比で97.9%となり、経常利益60万9,943円、当期純利益が39万9,942円となっております。

概要書1ページ、下段の表をごらんください。

平成30年度の事業計画としましては、菊池特産農産物である菊芋やヤーコン、水田ごぼう、しいたけ「黒香」のさらなる販売強化とネット販売、オリジナル商品の6次産業化による開発、SNS等を活用した情報発信によるPR、体験型プログラムやイベント開催によるファンづくりと集客アップ、外部販売の強化と新規開拓

などを計画しております。

売上総額といたしまして、対前年比97%の1億7,500万円とし、経常利益22万円を見込んでおります。

次に、報告第10号、有限会社ファームきくちの経営状況について、ご報告いたします。

概要書1ページ、上段の表をごらんください。

米部門におきましては、主力商品である古代米用の有色米について、取引先への販売が順調に進み、売上高を伸ばしました。また、施設園芸部門においては、生産体制の見直し整備を行ったことにより、生産が安定し、野菜の売り上げが伸びた一方で、トルコギキョウを初め、花卉の売り上げは減少し、全体の売上実績は対前年比85.7%と下回る結果となりました。

決算につきましては、議案その2の51ページ以降に載せております。

貸借対照表の資産合計が6,590万6,252円、負債合計が90万4,311円、資本金5,115万円、利益剰余金1,385万1,941円をあわせた純資産合計が6,500万1,941円で、負債・純資産の合計が6,590万6,252円となっております。

また、売上総額につきましては5,743万6,787円で、対前年比で85.7%となり、経常利益422万6,033円、当期純利益が307万6,533円となっております。

概要書1ページ、下段の表をごらんください。

平成30年度の事業計画といたしましては、菊池米や古代米の取引先とのさらなる関係確立と取引増、新たな販路の拡大と施設園芸の生産体制の整備、新規就農者や更生保護事業としての希望者の受け入れや営農指導、中期営農計画の策定を計画しております。

売上総額を対前年比111.5%の6,402万円とし、経常利益149万2,000円を見込んでいるところでございます。

次に、報告第11号、有限会社七城町特産品センターの経営状況について、ご報告いたします。

概要書1ページ、上段の表をごらんください。

平成29年度は、第1四半期は震災の影響も少なくなったことに加え、農作物も順調に出荷され、計画どおりに推移しましたが、7月の福岡集中豪雨後、客数減となり売り上げが落ち込みました。さらに、猛暑によるメロンの糖度不足により、店頭での品薄状態が続きました。また、野菜に関しても、秋野菜の定植時期の異常気象により、出荷時期が遅くなり売り上げが減少いたしました。1月になり来客数及

び売り上げも持ち直しましたが、年間では前年対比97.5%と減少しました。

決算状況につきましては、議案その2の71ページ以降に載せております。

貸借対照表の資産合計が3億253万867円、負債合計が1億1,216万2,303円、資本金7,500万円と利益剰余金1億1,536万8,564円をあわせた純資産合計が1億9,036万8,564円で、負債・純資産の合計が3億253万867円となっております。

また、売上総額につきましては12億4,425万176円で、対前年比で97.5%となっており、経常利益1,508万9,623円、当期純利益が635万9,229円となっております。

概要書1ページ、下段の表をごらんください。

平成30年度の事業計画としましては、売上高の50%を占める農家売上への対応としまして、農作物の確実な作付と会員数の確保による店舗への安定供給や出荷体制を強化し、地元農産物の確保に努めます。そのほか、菊池溪谷から阿蘇への観光ルート開通により、来客数の増加が見込めるため、商品の確保や出荷農産物の付加価値を高め、農家所得の向上につなげるための加工品開発を計画しております。

売上総額を対前年比103.6%の12億8,900万1,000円とし、経常利益1,875万4,000円を見込んでいるところでございます。

次に、報告第12号、有限会社七城町振興公社の経営状況について、報告いたします。

概要書1ページ、上段の表をごらんください。

平成29年度の事業報告でございますが、雑誌掲載や売店商品の入れかえ、館内掲示の見直しなど、来館したお客様が興味を持つ仕掛けづくりを行いました。3月には開館以降来場者数777万7,777人を達成し、記念式典を実施しました。一方で、職員の雇用確保が困難な状況となり、売店やレストランの営業時間の短縮や温泉ポンプの入れかえ工事により、7日間にわたり大浴場の営業を停止しました。

その結果、温泉ドーム及びリバーサイドパークの利用者数は、前年より4万1,392名減の43万3,722名となりました。

決算状況につきましては、議案その2の91ページ以降に載せております。

貸借対照表の資産合計が1億8,416万5,699円、負債合計が6,111万4,087円、資本金8,000万円と利益剰余金4,305万1,612円をあわせた純資産合計が1億2,305万1,612円で、負債・純資産の合計が1億8,416万5,699円となっております。

売上総額につきましては4億4,369万995円で、対前年比で90.5%、経常利益190万9,060円、当期純利益が234万3,200円となっております。

ます。

概要書 1 ページ、下段の表をごらんください。

平成 30 年度の事業計画としましては、お客様が気持ちよくご利用いただけるように、適正な施設管理と社員教育によるサービス向上、イベント等の開催による地域振興や地域活性化への貢献、また、ヘルスツーリズム事業への参画や、健康セミナーの開催など、健康増進支援活動を計画しております。

売上総額につきましては、対前年比 102.6% の 4 億 5,524 万円とし、経常利益 913 万 3,000 円と見込んでおります。

次に、報告第 13 号、有限会社七城町銘柄米センターの経営状況について、ご報告いたします。

概要書 2 ページ、上段の表をごらんください。

平成 29 年は、地域一体となった安全・安心な米づくりを行うため、関係機関との連携を深め、栽培技術の向上並びにブランド力強化に取り組み、農家所得の向上に努めました。

出穂後の登熟期において日照不足・気温低下による未熟粒の増となり、集荷数量・売上高において前年比 97.4% と計画を下回ったものの、品質面ではこれまでの取り組みの成果により、全国食味ランキングにおいて 10 年連続 12 度目の特 A 評価を獲得することができました。

決算状況については、議案その 2 の 109 ページ以降に載せております。

貸借対照表の資産合計が 1 億 465 万 9,008 円、負債合計が 97 万 364 円、資本金 8,400 万円と利益剰余金 1,968 万 8,644 円をあわせた純資産合計が 1 億 368 万 8,644 円で、負債・純資産の合計が 1 億 465 万 9,008 円となっております。

また、売上総額につきましては 5,818 万 7,832 円で、対前年比で 97.4% となり、経常利益 72 万 4,591 円、当期純利益は 51 万 6,091 円となっております。

概要書 2 ページ、下段の表をごらんください。

平成 30 年度の事業計画としましては、特別栽培米としてのさらなる品質向上とブランド化を推進するため、農家組合や地域と一体となった安全・安心な米づくり、平成 30 年産米における食味ランキング特 A 評価の獲得、栽培技術講習会や菊池米食味コンクール・九州のお米食味コンクールへの参加、そのほか、熊本県育成種の良食味品種として開発された「くまさんの輝き」の試験栽培と平成 31 年産米からの販売につなげる取り組みを計画しております。

平成 30 年度の売上総額を対前年比 93.4% の 5,433 万 6,320 円とし、

経常利益62万3,007円を見込んでいるところでございます。

次に、報告第14号、有限会社旭志村ふれあいセンターの経営状況について、ご報告いたします。

概要書2ページ、上段の表をごらんください。

平成29年度は、4月から6月におきましては、一昨年の熊本地震の影響によりダウンした売上高が震災前の数値に回復しましたが、7月から12月では異常気象等により大幅に売上げが減少しました。下半期では徐々に回復の兆しが見られましたが、前年度まで回復するには至っておりません。そのような中で、食彩館の売上げが前年比106.6%と大きく伸び、初めて1億円を突破しました。その一方で、生産者組合の野菜や加工品が、生産者の減少により売上げが低下しています。また、メンチカツに続くヒット商品開発についても今後の課題となっております。

決算状況につきましては、議案その2の125ページ以降に載せております。

貸借対照表の資産合計が1億2,066万7,044円、負債合計が5,399万23円、資本金2,435万円と利益剰余金4,232万7,021円をあわせた純資産合計が6,667万7,021円で、負債・純資産の合計が1億2,066万7,044円となっております。

また、売上総額につきましては5億1,567万1,040円で、対前年比で97.5%となり、経常利益461万3,955円、当期純利益が346万6,547円となっております。

概要書2ページ、下段の表をごらんください。

平成30年度の事業計画としましては、物産館の品ぞろえについては、年間データに基づき、出荷者へ計画的栽培や出荷の要請を行います。

精肉コーナーでは、接客レベルをアップし、対面販売の特性を生かした安全・信頼による販売に努めます。

食彩館では、初めて1億円の売上げを達成しましたが、旭志牛のブランドは確立しておらず、さらなるブランディングを進めます。

そのほか、道の駅トイレの改修も計画されており、再度原点に立ち返り、情報発信や地域振興に貢献し、地域の皆様に喜んでいただける物産館を目指す計画としております。

売上総額を対前年比101.1%の5億2,150万円とし、経常利益1,070万円を見込んでいるところでございます。

最後に、報告第15号、有限会社有朋の里泗水の経営状況について、ご報告いたします。

概要書２ページ、上段の表をごらんください。

平成２９年度は、４月期から１２月期までは一昨年の地震特需の反動もあり、売り上げを大きく落としましたが、第４四半期になり売り上げを取り戻し、対前年比９７％まで回復することができました。部門別売り上げでは、青果や菓子及び精肉が売り上げを落とした反面、弁当や総菜は堅調に推移いたしました。また、安全・安心な農産物を提供するため、エコファーマーやくまもとグリーン農業及び菊池基準の推進にも取り組みました。加工品では、春と秋に新作弁当発表会を開催し、マスコミ等を通じての周知や、赤大豆についても加工商品開発に継続して取り組み、ブランド化や販路拡大に努めました。

そのほか、孔子公園内の花壇整備と活性化イベントの開催や、合格祈念グッズ販売にも取り組みました。

決算状況につきましては、議案その２の１５３ページ以降に載せております。

貸借対照表の資産合計が１億１，６９６万２，９６９円、負債合計が３，７１１万２，２１４円、資本金１，６００万円と利益剰余金６，５５３万７５５円から自己株式１６８万円を差し引いた純資産合計が７，９８５万７５５円で、負債・純資産の合計が１億１，６９６万２，９６９円となっております。

また、売上総額につきましては３億９，５２１万７，８７３円で、対前年比で９７％となっており、経常利益７４９万４，６７８円、当期純利益が５６６万３，０７８円となっております。

概要書２ページの下段の表をごらんください。

平成３０年度の事業計画としては、人にやさしい・身体にやさしい・環境にやさしい直売所を基本理念とし、当施設の強みでもある安全安心な農作物提供のため、引き続きエコファーマーやくまもとグリーン農業、菊池基準を推進しながら、健康志向を重視した商品開発に重点を置いていきます。

また、顧客満足度向上のため、消費者目線でニーズに沿った品ぞろえを徹底し、調理法や栄養価等の情報を提供します。あわせて、地域拠点施設として、農産物情報・防災情報・観光情報等を発信します。

孔子公園につきましては、観光交流施設新設による独自イベントを企画・運営し、地域活性化の拠点化を図る計画としております。

売上総額を対前年比１０３．７％、４億１，０００万円とし、経常利益７２０万円を見込んでいるところでございます。

以上で、報告第９号、有限会社きくち観光物産館から、報告第１５号、有限会社有朋の里洒水まで、７件の第三セクターの経営状況についてのご報告とさせていただきます。

○議長（柁原賢一君） 以上で報告を終わります。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

お知らせします。会議を来る6月29日の午前10時から開き、質疑、委員会付託を行います。議案に対する質疑を行う方は、事務局備えつけの様式により、その要旨を具体的に記載し、あす、6月27日の正午まで事務局に提出をお願いします。

本日はこれにて散会します。

全員、起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れさまでした。

散会 午前11時33分

第 2 号

6 月 2 9 日

平成30年第2回菊池市議会定例会

議事日程 第2号

平成30年6月29日（金曜日）午前10時開議

第1 質疑

第2 委員会付託

本日の会議に付した事件

日程第1 質疑

日程第2 委員会付託

出席議員（19名）

1 番	田 中 教 之 君
2 番	福 島 英 徳 君
3 番	緒 方 哲 郎 君
4 番	後 藤 英 夫 君
5 番	平 直 樹 君
6 番	東 奈津子 さん
7 番	坂 本 道 博 君
8 番	水 上 隆 光 君
9 番	猿 渡 美智子 さん
10 番	松 岡 讓 君
11 番	荒 木 崇 之 君
12 番	柁 原 賢 一 君
13 番	工 藤 圭一郎 君
14 番	城 典 臣 君
15 番	大 賀 慶 一 君
16 番	水 上 彰 澄 君
17 番	二ノ文 伸 元 君
19 番	木 下 雄 二 君
20 番	山 瀬 義 也 君

欠席議員（１名）

18番 泉 田 栄一朗 君

説明のため出席した者

市 長	江 頭 実 君
副 市 長	芳 野 勇一郎 君
政策企画部長	元 島 加奈子 さん
総 務 部 長	上 田 俊 介 君
市民環境部長	古 田 浩 敏 君
健康福祉部長	中 村 隆 純 君
経 済 部 長	谷 田 修 君
建 設 部 長	淵 邊 政 博 君
七 城 支 所 長	榎 田 邦 昭 君
旭 志 支 所 長	岩 根 卓 士 君
泗 水 支 所 長	坂 本 忠 弘 君
財 政 課 長	上 田 敏 雄 君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	中 尾 孝 浩 君
市 長 公 室 長	前 川 幸 輝 君
教 育 長	原 田 和 幸 君
教 育 部 長	大 山 堅四郎 君
農業委員会事務局長	坂 本 高 秀 君
水 道 局 長	大 塚 忠 康 君
監査委員事務局長	清 田 幸 臣 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	徳 永 裕 治 君
事 務 局 課 長	歌 岡 憲 一 君
課 長 補 佐	松 原 憲 一 君
議 会 係 長	安 武 則 貴 君
議 会 係	吉 岡 結加里 さん

○議長（柁原賢一君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席願います。

午前10時00分 開議

○議長（柁原賢一君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 質疑

○議長（柁原賢一君） 日程に従いまして、日程第1、質疑を行います。

ここで、申し合わせ事項について申し上げます。質疑は、一括質疑として3回までとなっています。質疑は、提出議案に対して疑義をただすものであり、一般質問と違って自己の意見を述べることはできません。

発言の通告がっておりますので、質疑を許します。

東奈津子さん。

[登壇]

○6番（東 奈津子さん） 皆さん、おはようございます。議席番号6番、日本共産党、東奈津子です。

議案第54号、菊池市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、質疑いたします。

本条例の改正は、上位法の改正によるものですが、今回の改正の主な内容はどういう点でしょうか。

以上、質疑いたします。

○議長（柁原賢一君） 健康福祉部長、中村隆純君。

[登壇]

○健康福祉部長（中村隆純君） 改めまして、皆様、おはようございます。東議員のご質疑に対しましてお答えさせていただきます。

介護サービスを利用された方の自己負担割合につきましては、これまで、1割または一定以上の所得のある方は2割としてまいりましたが、現役並みの所得のある方につきましては、介護保険法の改正によりまして、8月より3割負担となるものでございます。

これに伴いまして、新規で介護認定を受ける前に、サービスを緊急に必要とする場合に給付します特例居宅介護サービス費などにつきましても、現役並みの所得の

ある方につきましては、利用者負担が3割となるものでございます。これにつきましては、市町村の条例などで定める必要があるため、今回、条例を改正するものでございます。

なお、災害などでの利用料の減免につきましては、7割から10割の範囲内での特例給付と介護保険法が改正されるものでございます。これにつきましても、市町村の条例などで定める必要があるため、今回、条例を改正するものでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 東奈津子さん。

[登壇]

○6番（東 奈津子さん） 以上で終わります。

○議長（柁原賢一君） これで質疑を終わります。

—————○—————

日程第2 委員会付託

○議長（柁原賢一君） 次に、日程第2、委員会付託を行います。

議案第53号から議案第59号まで及び議案第66号については、お手元に配付しております議案等付託表のとおり、それぞれ所管の各常任委員会に付託します。

各常任委員会は、付託されました案件を十分審査いただきますようお願いします。

平成30年第2回菊池市議会定例会議案等付託表

付託委員会	議案番号	件 名
総務文教 常任委員会	議案第66号	工事請負契約の締結について
福祉厚生 常任委員会	議案第53号	菊池市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第54号	菊池市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第55号	菊池市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
予算決算 常任委員会	議案第56号	平成30年度菊池市一般会計補正予算（第2号）
	議案第57号	平成30年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
	議案第58号	平成30年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第1号）
	議案第59号	平成30年度菊池市水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（柁原賢一君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

次の会議は、7月2日の午前10時から開き、一般質問を行います。

本日は、これで散会します。

全員、起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れさまでした。

—————○—————

散会 午前10時04分

第 3 号

7 月 2 日

平成30年第2回菊池市議会定例会

議事日程 第3号

平成30年7月2日（月曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（20名）

1 番	田 中 教 之 君
2 番	福 島 英 徳 君
3 番	緒 方 哲 郎 君
4 番	後 藤 英 夫 君
5 番	平 直 樹 君
6 番	東 奈津子 さん
7 番	坂 本 道 博 君
8 番	水 上 隆 光 君
9 番	猿 渡 美智子 さん
10 番	松 岡 讓 君
11 番	荒 木 崇 之 君
12 番	柁 原 賢 一 君
13 番	工 藤 圭一郎 君
14 番	城 典 臣 君
15 番	大 賀 慶 一 君
16 番	水 上 彰 澄 君
17 番	二ノ文 伸 元 君
18 番	泉 田 栄一朗 君
19 番	木 下 雄 二 君
20 番	山 瀬 義 也 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	江 頭 実 君
副 市 長	芳 野 勇一郎 君
政策企画部長	元 島 加奈子 さん
総 務 部 長	上 田 俊 介 君
市民環境部長	古 田 浩 敏 君
健康福祉部長	中 村 隆 純 君
経 済 部 長	谷 田 修 君
建 設 部 長	淵 邊 政 博 君
七 城 支 所 長	榎 田 邦 昭 君
旭 志 支 所 長	岩 根 卓 士 君
泗 水 支 所 長	坂 本 忠 弘 君
財 政 課 長	上 田 敏 雄 君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	中 尾 孝 浩 君
市 長 公 室 長	前 川 幸 輝 君
教 育 長	原 田 和 幸 君
教 育 部 長	大 山 堅四郎 君
農業委員会事務局長	坂 本 高 秀 君
水 道 局 長	大 塚 忠 康 君
監査委員事務局長	清 田 幸 臣 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	徳 永 裕 治 君
事 務 局 課 長	歌 岡 憲 一 君
課 長 補 佐	松 原 憲 一 君
議 会 係 長	安 武 則 貴 君
議 会 係	吉 岡 結加里 さん

○議長（柁原賢一君） 全員、ご起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席願います。

○

午前１０時００分 開議

○議長（柁原賢一君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

日程第１ 一般質問

○議長（柁原賢一君） 日程第１、一般質問を行います。

初めに、城典臣君。

[登壇]

○１４番（城 典臣君） おはようございます。今回、市議選におきまして、３期目、当選させていただきました。今後４年間、市議として皆様の声を議会に届けてまいります。

ここで、６月１８日に発生いたしました、大阪を襲った大阪府北部地震で亡くなられた皆様と負傷されました皆様、また、避難をされている皆様に対しまして、お悔やみとお見舞いを申し上げたいと思います。一日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。

今回の一般質問は、選挙戦で市民の皆様とお話をしているときにいただいた質問、また、疑問のところを中心に質問させていただきたいと思います。また、私ごとですが、今回で一般質問は３１回目となります。頑張っていきますので、よろしくお願いします。

まず初めに、農林振興についてお伺いしたいと思います。

森林バンク開始についてと旧市営牧場の造成林事業の進捗状況について、お聞きしたいと思います。

まず、森林バンクとはどのような事業で、市に対して、また、市民に対して、この事業によってどのような恩恵があるのかをお聞きしたいと思います。今、わかっている時点の範囲でようございますので、お示しいただきたいと思います。

次に、旧市営牧場跡地の造成林事業の進捗状況をお聞きします。

過去に何度もお聞きしておりますが、早く解決して、次の段階のことを望みますので、お答え願いたいと思います。

○議長（柁原賢一君） 経済部長、谷田修君。

[登壇]

○経済部長（谷田 修君） 改めまして、皆様、おはようございます。ただいま城議員のご質問にお答えします。

まず、最初の１点目の森林バンクについてのご質問でございますが、国土面積の３分の２を占める森林のうち人工林は４０％に及び、その約半数が林齢５０年以上の主伐期を迎えております。

戦後復興や高度成長を支えるため山林が大量に切り出された後、さらに木材需要を見込んで植えられた人工林は、安価な外材の大量輸入で国産材価格は下落し、国内林業は長い不況に陥り、大半の森林所有者は植林の手入れや生産から離れていきました。

このような林業情勢を打開するため、平成２９年１１月に林野庁が、民間の人工林を公的に管理する、森林バンク制度の創設に乗り出しました。

その概要は、森林所有者が経営管理を行うことができない森林を、市町村が必要な権利を所有者から取得した上で、林業経営に適した森林は、意欲と能力のある林業経営者に委託し、林業経営に適さない森林や林業経営者に委ねるまでの森林においては、市町村がみずから経営管理を行う仕組みで、農地を集約して貸し出す農地バンクの林業版といえます。

林業を地域の成長産業として再生するとともに、防災や地球温暖化防止など森林機能の保全を目指すもので、仮称ではありますが森林環境譲与税の譲与と同じく平成３１年４月から施行される予定となっております。

なお、「森林バンク」の名称は、「新たな森林管理システム」として表現されております。

今後は市が重要な役割を担うものと考えられますので、県や森林組合などと情報を共有しながら進めていかなければならないと考えております。

次に、水源林造成事業に伴う進捗状況でございますが、水源林造成事業に伴う森林整備センターとの分収造林契約の進捗状況につきましては、本年４月に林野庁の事前評価を終えまして、造林地権者である菊池市、造林者の菊池森林組合との連名で分収造林契約書を森林整備センター熊本事務所へ提出しております。

現在の状況といたしましては、森林整備センター熊本事務所での審査を経て、林野庁九州整備局で審査手続中でありまして、契約の締結までにはもう少し時間を要する状況でございます。

以上、お答えします。

○議長（柁原賢一君） 城典臣君。

[登壇]

○14番（城 典臣君） 来年度の4月から開始ということですので、随時いろいろなことを聞いていきたいと思います。ただ、放置すれば災害等が起きてきますので、その辺はしっかり市として対応していただきたいと要望いたします。

また、旧市営牧場跡地の造林事業に対しまして、今後、締結がうまくいきますようよろしくお願いいたします。

次に行きます。高齢者の健康についてということで、今回、高齢者の方々から、地域でちょっとした話ができるような場所があればと相談されました。ひとり暮らしの方が山間地、町部を問わず、多くおられます。高齢者の方が寝たきりになるのを防ぐために、一つの策として、人と触れ合い、会話をすることで、人と人とのつながりができ、健康な生活を送るためにも大切なことではないかと考えます。

興味深い調査結果を見ました。運動をしている人よりも、運動をしていない人のほうが寝たきりになる率が低いという調査結果が出ておりました。運動で体を動かすことが悪いのではなく、そのやり方の工夫が大切なようです。運動を一人でするよりも、みんなとしたほうが効果があるそうです。体を動かすときに何人かで和気あいあいと運動すれば、もっと効果があるということでもあります。ただ、運動をしない人でも、人とお話をして、おしゃべりをする。また、カラオケに行ったりしたほうが寝たきりになる率が低いそうです。この調査結果からも、人とのつながりが大切であることがわかります。

山間地域でふれあいサロン等がありますが、月に1回行くのではないかと思います。この回数をふやすことを考えられないかなと思います。それに比べ、町部では公民館もないところもあります。また、開催する場所もなく、高齢者が集えないのが現実ではないでしょうか。デイサービス等へ行かれています方はおられますが、ふだんから話ができる場所を求めている方が多くおられます。

そこで、ふれあいサロン等を開催できるように、行政のほうから区長さんへ持ちかけることが大切じゃないかと思いますが、いかがでしょうか。お聞きしたいと思います。

それから、ひとり暮らしの方の見守りも大事だと思います。いろんな事情で一人孤独に生活されている高齢者がおられると思いますが、民生委員の方や、高齢支援課などからお宅に伺って対応されていると思いますが、見守りの窓口は一つにしたほうがいいのではないのでしょうか。

イギリスでは、国を挙げてやっておられまして、孤独担当省を新たに設けて、高齢者や介護者、最愛の人を失った方に対して話をする相手や、自分の思いを、また、体験を語り合う相手がいらない方々に対しまして、直面している孤独の中でどういう問題が発生しているのか、そういう問題を取り上げるため、国が政財界や関連団体

と戦略をと設定しているそうであります。国を挙げてやっているということです。

このことから、本市も訪問しての問題点を共有するためにも、新しく高齢支援課なりに見守り課などを設けて、窓口を一本化して、小まめな見守りの体制を提案したいと思いますが、いかがでしょうか。お聞きしたいと思います。

○議長（柁原賢一君） 健康福祉部長、中村隆純君。

[登壇]

○健康福祉部長（中村隆純君） 皆様、改めまして、おはようございます。それでは、高齢者の集える場所の確保と見守りについてということでお尋ねだったと思います。

まず、高齢者の健康づくりのために集える場所をふやすことについて、お答えさせていただきます。

高齢者の健康づくりのためには、高齢者が集える場は非常に重要だと考えております。

本市で実施されている集いの場は、地域の自治公民館などにおきまして、いきいき100歳体操を週に1回以上実施する取り組みや、民生委員やボランティアの皆様方が地域でレクリエーションや茶話会などを実施される、地域サロン及び語らいの場などがございます。

また、公民館では、「つどい・つながる・続ける」をテーマに、各公民館におきまして高齢者大学として月に1回教養講座を開催しておりまして、参加者も増加傾向にございます。さらに、出前講座でも、各老人会に出向きまして、健康体操などの普及を図っており、昨年から多くのご利用をいただいているところでございます。

その中でも重点的に取り組んでおりますのは、いきいき100歳体操を週に1回以上行います、住民主体の通いの場の創設及び継続支援でございます。

この取り組みが市内全域に広まるよう、区長会、民生委員の皆様、老人クラブの皆様が集まりの場におきまして、説明及び協力をお願いしておるところでございます。この通いの場は、5人以上のグループであれば、行政区単位やグループなどで取り組むことができ、公民館や個人の家でも実施することができます。

昨年10月から、4地区をモデル団体として取り組みを始めましたが、本年3月末現在で44団体、757人の方が参加されておるところでございます。

週に1回公民館で体操を行うことで、筋力の維持・向上に効果があるとともに、体操終了後に茶話会をされるところもあり、単なる体操をする場ではなく、交流の場、地域づくりの場にもなっておるところでございます。

今後も市内全域に広がりますよう取り組んでまいります。

次に、見守り体制部署の明確化が必要ではないかというご質問でございますが、これにつきましては、高齢者の見守り活動の拠点につきましては、高齢支援課にご

ございます地域包括支援センターでございます。地域包括支援センターでは、高齢者の総合相談窓口として、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員などの専門職が、専門性を生かした高齢者の支援を行っております。

当センターにおきましては、ひとり暮らし高齢者などの自宅に緊急通報システムを設置します「緊急通報システム制度」や、老人クラブのシルバーヘルパーが地域の高齢者宅を訪問する「高齢者友愛見守り訪問事業」及び、医療・介護・福祉・商工業・公共団体などの各機関が連携しまして、地域の中で気になる高齢者につきまして見守りを多角的に行います菊池市高齢者見守りネットワーク「ほっとネットきくち」を設立しまして、さらに認知症見守り協力者や店舗・企業などが、大きなオレンジリングを道路から見えるところに掲げまして、認知症の方やその家族の見守りを積極的に見守る「大きなオレンジリングまちいっぱい運動」、その他に民生委員の皆様によります訪問活動などを行い、高齢者の見守りを行っているところでございます。

今後も、高齢者の見守り活動の拠点であります地域包括支援センターを市民の皆様さらに周知してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 城典臣君。

[登壇]

○14番（城 典臣君） 取り組んでおられるということでもありますけど、やっぱり人と人とのつながりが一番大事だなという思いがいたします。そうしているうちに、だんだんと健康になっていくんじゃないかなという思いがします。

市長もつながりということをしっかりと強調されておりました。最近は車のCMにもつながりとよく言われております。その中でも、週に1回でも家族以外の方と会って話をするということはとても大事ということを知っております。

また、菊池市は他の市町村よりも、希薄になった人と人とのつながりは、菊池はまだありますよと言えるような菊池市になっていただきたいなという思いがします。その上で、何か市長ありましたら、最後にお聞きしたいと思いますけれども。

○議長（柁原賢一君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 改めまして、おはようございます。

高齢者の方々がふえていく中での、つながりという観点からの健康施策ということのご質問であろうかというふうに思います。

今、議員の指摘があったとおりで思っております。何よりもやはり健康というものを、高齢者社会の中であって、我々が支えていくと同時に、ご本人がご自身で

健康づくりを進めていくという意識が一番重要でありますけども、やはりお年を召しますと、なかなかおっくうになるものでございますが、やはりそういう機会をつくってさしあげるといことは非常に重要であろうと思います。

また、体の健康と同時に、今おっしゃいました、ふれあいを通じた心の健康というものが、非常に免疫力という上でも重要であるというふうに聞いております。これから100歳時代を本格的に迎えようとしておりますので、このような場づくりについては、今までやってきているわけでありまして、これからもさらに力を入れて旗を振っていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 城典臣君。

[登壇]

○14番（城 典臣君） 今後も高齢者の健康について、よろしくお聞きたいと思っております。

次に、菊人形・菊まつりの今後についてということでお聞きしたいと思います。

菊づくりの後継者が少ないと聞いておりますが、存続は大丈夫なのかなという思いがしますので、お聞きしたいと思います。

菊まつりは、毎年、県内外から多くの観光客が見学に訪れ、菊の見事さもさることながら、歴史も学べる菊池の観光の目玉の一つになっていると考えております。しかし、菊をつくっておられる方は、やっぱり高齢の方が多くて、回っておる間に聞かれたことは、高齢の婦人の方から相談を受けたんですけども、菊をつくっている方が高齢で年々減っていると。このままでは菊まつりができなくなりますよと心配されてお話をされました。

そこで、今、何名ぐらいの方が菊づくりをされていて、年代は幾つぐらいの方が携わっておられるのか、最初にお聞きしたいと思います。

○議長（柁原賢一君） 経済部長、谷田修君。

[登壇]

○経済部長（谷田 修君） ただいまのご質問にお答えします。

現在、市のほうで、菊人形・菊まつりのほうを実行委員会のほうに委託しております。その実行委員会の現在の人数といたしましては、20名ということになっております。

ちなみに、地域別で申し上げますと、旧菊池地域が10名、七城地域が8名、泗水地域が2名ということになっております。

以上、お答えします。

○議長（柁原賢一君） 城典臣君。

[登壇]

○14番（城 典臣君） そんなに少人数の方でやっておられるということなんですね。

それで、これから先に後継者をつくるというのにつきましても、私はちょっとその辺はよくわかりませんですけども、難しくて私なんかはできないですけども、その後継者問題についても、市としてどのような取り組みを考えておられるかをお聞きしたいと思います。

○議長（柁原賢一君） 経済部長、谷田修君。

[登壇]

○経済部長（谷田 修君） お答えします。

毎年11月上旬から15日間にわたって開催しております菊人形・菊まつりは、期間中約8万人の来場者が訪れ、本市最大の安定した集客力を誇っております。本市のPRや隣接するきくち観光物産館の売り上げ増加など、地域経済に大きく貢献している催しでもあります。

この菊人形・菊まつりは、菊の育成において専門的な技術と豊富な経験を有する、菊池市菊まつり推進委員会に業務を委託して開催しておりますが、議員のただいまのご指摘のとおり、会員の皆様の高齢化が進み、会員数も年々減少しております。

菊づくりに関しましては、会員の皆様が、長雨や猛暑による悪天候にも負けず、年間を通して丹精を込めて管理・育成されるもので、菊人形・菊まつりは、菊池市菊まつり推進委員会の存続なくしては、開催できないものと認識しております。

このようなことから、会員の確保につきましては、喫緊の課題と受けとめ、市の広報誌による会員募集の記事掲載を初め、菊人形・菊まつりにご来場いただいた方への会員募集のチラシ配布や、会員の皆様からそれぞれのご友人などに会への参加呼びかけなどを行っていただきまして、会員確保に努めているところでございます。

また、月1回実施しております菊の育成講習会では、会員以外の方にも参加を呼びかけ、菊の育成に関する知識を習得していただくことで、新規会員の確保につなげているところでございます。

さらに、市内の幼稚園や中学校、高校にも菊の育成と出展をいただき、若いうちから菊に興味を持っていただくような取り組みも実施しているところでございます。

今後も引き続き、菊池市菊まつり推進委員会の皆様と連携し、さまざまな機会を通して新規会員の募集を積極的に行うとともに、菊の育成講習会等を継続し実施しながら、一人でも多くの方に会員になっていただき、菊人形・菊まつりが継続して運営できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（柁原賢一君） 城典臣君。

[登壇]

○14番（城 典臣君） 年間8万人の方の来場があるということであります。一連の観光の流れの中の一つとして大切なことと思います。菊まつりへ行って、温泉に入る。温泉に入るというのは、どっちでもいいですけど。それから、菊池溪谷、そして、最後は宿泊されるという一連の流れが菊池の観光だと思いますので、この菊まつりをしっかり考えていっていただきたいと思います。

それでは、次に行きます。

防災についてということでお聞きします。

市街地の消火栓についてと雨量の水位計について、お聞きしたいと思います。

まず、市街地の消火栓についてお聞きします。

地元の区長さんと話しておりますと、消火栓の使い方の話になります。消火栓の使い道がわからないというお話でございます。私なんかは最近来ただけで、どこにあって、どれだけの数の消火栓があって、どのように使うのかもさっぱりわからない状態です。こんな状態ですから、いざというときには何もできないと思います。初期の消火が大切だと思います。

そこで、お聞きしますが、市街地などにどれだけの数の消火栓が何年前から設置されているのか、まずお聞きしたいと思います。

次に、雨量の水位計についてお聞きしたいと思います。

消防団の方から、自分たちは、雨が降って水かさが増してきているとき、危険を判断するのに、スマホに、電話に表示される水位の情報で判断しているが、下流域にも関係する立門の竜門ダムの前の取り入れ口のところに水位の情報が、水位計があるそうです。その情報がスマホに出るんですけど、なぜか出ていないということでありましたので、これは菊池市の下流域のところへ影響する問題でございますので、大事なことと思いますので、どういう経緯でスマホに表示できなかったのか、また、この対応についてお聞きしたいと思います。

○議長（柁原賢一君） 総務部長、上田俊介君。

[登壇]

○総務部長（上田俊介君） 改めまして、おはようございます。それでは、消火栓の設置基数について、まずお答えしたいと思います。

地域別での消火栓の設置基数を申し上げますと、菊池地域で339基、七城地域で10基、旭志地域で84基、泗水地域で329基の合計762基ということでございます。

消火栓の年代と申しますか、水道施設とか簡易水道の施設と合わせて消火栓を設置いたしますので、古いものになりますと40年ほどは経過しているというふうに

思います。

立門の水位計でございますけども、菊池川の最上流部にございまして、県により設置されております。本市における防災情報の収集において重要な役目を担っておりまして、立門区の菊池川沿いの立門取水堰水位流量観測所内に設置されておるということでございます。

水位計の不具合につきましては、熊本県総合型防災情報システム、これはインターネット等で見れるわけなんですけども、その河川水位情報において、立門の水位データの表示されないということで、県に対しまして、その修理等について要請を行ってきたところなんです。県に問い合わせたところ、平成29年10月12日から平成30年5月22日まで、水位センサーの不良ということで故障していたということをお聞きしたところです。

現在については、復旧済みでございまして、6月20日の早朝に大雨の警報発令がありまして、それに伴いまして災害待機を行っておりますけども、この中でも、この立門の水位計のデータを利用して避難勧告等の判断材料としたところでございます。

以上、お答えします。

○議長（柁原賢一君） 城典臣君。

[登壇]

○14番（城 典臣君） 水位計のほうは、今、もう直っているということでありまして、こういうことがまた起きないように、県のほうにもしっかりと指導していただきたいと思います。

消火栓のことで、再度、お聞きしますけども、計762基から菊池市全体に消火栓が施設設備されているということでありまして。しかし、この取り扱いができるんでしょうかね。ここがまたわからないと初期消火につながらない。また、消防団の方がおられるところはいいんですけど、また、火災の発生、時刻等で変わってきますけども、おられない場合なんかは、住民でどうにか操作しながらということもなかなか難しいと思いますけども、その消火栓の使い方を皆さんにお示しする、どういうふうな取り扱いなんだということを講習会なりとかをしていただければ、皆さんもわかるんじゃないかと思いますが、どういうふうな手続をすればそういうふうになるのかも、ちょっとお示しいただきたいと思います。

○議長（柁原賢一君） 総務部長、上田俊介君。

[登壇]

○総務部長（上田俊介君） 地元の皆様に消火栓の使い方をということでございます。

消火栓などの消防の水利の維持管理につきましては、地元の消防団に定期的な点検

とか管理をお願いしております。また、要望によりまして、消防団員の方が地元の住民の方に消火栓の使い方を教えている例もございます。

近ごろについては、自主防災組織が各区、また、地域で設立されておりますので、研修の一つとして、消防団のご協力をいただきながら、消火栓講習会などの開催について検討してまいりたいというふうに思っております。

以上、お答えします。

○議長（柁原賢一君） 城典臣君。

[登壇]

○14番（城 典臣君） また今後は、区長あたりと協議しながら私たちもやっていきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

それでは次に、学校教育についてということでお伺いします。

部活動の社会体育移行に伴う保護者の負担についてということと、通学路の点検は大丈夫かということであります。以上、2点についてお伺いしたいと思えます。

まず、部活動についてお聞きします。

来年度から全市で部活動が社会体育に移行されるということでございますけども、その際、グラウンドの使用料等が徴収される。ですから、保護者の方に負担がかかってくるということでもあります。保護者の方から、何でグラウンドの使用料を払わなければいけないんですかという不安の声を私に投げかけていただきました。

そこで、部活動が社会体育へ移行する流れと現状と、また、使用料の発生する場合の保護者の負担はどうなるのか、お聞きしたいと思えます。

次に、通学路の点検についてお伺いします。

昨年12月の第4回定例会で、通学路の安全点検についてお伺いしております。冒頭に申し上げましたが、6月18日、大阪を震度6弱の地震が、朝の通勤・通学の時間帯に襲いました。死者4名、負傷者330名以上の方が被災され、報道では1,300名の方が体育館等に避難されておりました。死亡された中に通学途中の小学4年生、9歳の女子児童が、プール脇のブロック塀が倒れ、その下敷きになり死亡されるという、あってはならない痛ましいことが起きました。そして、そのブロックは違法に建てられたブロック塀であるということを学校が認めているという報道がなされておりました。返す返す残念でなりません。ご家族の心を思えば、心中をはかれば、本当にどれだけの怒りを覚えておられるかということ、私自身も孫がおります、いろんな思いがめぐったところでございました。

そして、私たちも、2年前、地震を体験しております。このような悲惨な出来事を繰り返さないためにも、通学路の総点検をいま一度していただき、安心・安全な通学を確保していただきたいと思いますと考えますが、いかがでしょうか。

もう通学路のブロック塀、学校敷地内のブロック塀も点検されておられましたら、その結果がどうだったのかをお示しいただきたいと思います。

○議長（柁原賢一君） 教育部長、大山堅四郎君。

[登壇]

○教育部長（大山堅四郎君） 改めまして、皆さん、おはようございます。それでは、城議員ご質問の学校教育についてということで、学校部活動の社会体育移行と、それから、通学路の点検等の2点についてお答えをさせていただきます。

最初に、小学校運動部活動の社会体育移行の経緯と現状についてということでございますが、昨年度までの猿渡議員、それから、樋口議員のご質問にもお答えをいたしましたとおり、全県下で学校部活動として取り組んでいるところは、熊本県と青森県の2県となっております。熊本県教育委員会が平成31年4月より、小学校の運動部活動の社会体育へ移行する方針を定めたことから、本市でもスムーズな社会体育移行を図るために、他自治体に先駆けまして、平成27年度から各中学校区ごとの検討委員会を設置し、取り組んでまいったところでございます。

内容といたしましては、各地域の実情に合わせて教育委員会を中心に、体育協会、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ推進委員、学校、保護者などで構成をいたします検討委員会において、学校や保護者の意見を聞きながら、これまで市内10校の小学校中、9校で社会体育移行が整ったところでございます。

残り1校につきましても、本年度中の移行を目指しまして、平成31年からは、市内小中学校全校が社会体育に完全移行する予定でございます。

また、施設使用料の負担につきましても、社会体育移行に伴い、新たに立ち上がるクラブが学校施設等を利用する場合、本年度まで、使用料、電気料とも全額免除といたしております。軟式野球などで使用するナイター照明料につきましても、平日使用の3日間は全額免除といたしているところです。

平成31年度以降の施設使用料につきましても、他自治体の動向とともに、現在、通常料金の2分の1の使用料、電気料をお支払いいただいております、既存のジュニアクラブチームとのバランスを見ながら、今年度中に決定することといたしております。

次に、2点目の小中学校の通学路点検につきましても、平成26年度に策定しました菊池市通学路防犯・交通安全プログラムに基づき、毎年、年度当初に通学路の合同安全点検に係る危険箇所調査を行っております。

各学校での通学路点検をもとに、危険箇所の選定を行い、学校・教育委員会・PTA・警察・道路管理者などの関係機関により合同点検を実施し、通学路の安全確保を図っているところでございます。

今般発生しました大阪北部地震でのブロック塀倒壊事故を受け、改めて通学路のブロック塀の追加調査を行うとともに、新潟で発生しました幼児殺害事件や、本市で相次いでおります不審者情報に伴い、通学路の白線やグリーンベルトなどの設置要望並びに防犯カメラの設置についての要望を各学校へ依頼したところでございます。

この調査をもとに、通学路において地震が起きた際には、児童・生徒が自分自身の判断で身を守ったり、迅速に避難できるよう、さらなる指導の徹底とともに、子どもたちの安全確保に努めてまいりたいと考えております。

最後に、小中学校及び幼稚園、保育園施設内の緊急点検につきましては、職員による目視点検を6月22日までに終えたところでございます。

点検内容としましては、目視、下げ振り等によるひび割れ、破損、傾斜、こういったものを重点に、ブロック塀が34カ所、門柱が15カ所、ブロック建物が25カ所、バックネットが9カ所、記念碑が16カ所、その他が18カ所の合計117カ所の点検を行ってきたところでございます。

そのうち、目視でわかる範囲で法令に違反するようなものはございませんでしたが、六つの小中学校、二つの保育園で対応すべき箇所が9件確認されております。

そうしたことから、予防的に対処が必要と思われるブロック塀の1件につきましては、6月27日までに撤去を完了いたしましたところでございます。

あわせて、再調査となった8件につきましては、都市整備課とともに早急に確認後、対処することといたしております。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 城典臣君。

[登壇]

○14番（城 典臣君） では、社会体育移行についての再質問をしたいと思います。

社会体育へ移行した場合の保護者の負担、先ほども申しましたが、これをなるべく抑えていただきたいということと、保護者の言い分としましては、私たちの都合で頼んだのではないと。役所の都合でやっているんだから、負担が発生するのはおかしいでしょうというお話をいただきました。ということは、理解を余りされていないということではないかと思います。丁寧な説明をお願いしたいと。理解と納得をされていないので、私に相談されたものと思いますので、この辺をよろしくお願いしたいと思います。

また、通学路の点検について、再度、お聞きしたいと思います。

学校施設内でブロック塀等の調査をされて、もう既に1カ所はブロックを壊したということでもあります。また、9件、疑わしいものがあるという話ではございます

けども、本当に悪いのがあれば、もう撤去していただきたいというのが私の願いでございます。

また、通学路にある個人の敷地にあるブロック塀等がやっぱりその調査はなされていないんじゃないかなという思いがします。ですから、特にお願いするのは、改修費や、例えばブロック塀をフェンス等に取りかえるという場合、発生したりして個人負担となりますので、そのあたりが発生する場合は、補助金を出してでも安全確保に努めるべきではないかと私は考えます。

そこで、お聞きしますが、そういう改修等に補助金を出している自治体はないでしょうか。

また、全市の通学路を点検するとなりますと、なかなか人手も要ります。私たち議員も手伝うのはやぶさかではございません。少なくとも所管の委員会である総務文教の議員にでも声をかけていただければ、委員長も快く受けてもらえるものと考えます。

児童の安全は行政が責任を持って確保していくためにも、どうか補助金を出してでも改修する、安全確保をするという考えはないか、お聞きしたいと思います。

○議長（柁原賢一君） 建設部長、淵邊政博君。

[登壇]

○建設部長（淵邊政博君） 民間ブロック塀に対する補助金というご質問でございますけども、民間ブロック塀への助成につきましては、県内の自治体では事例はありませんが、他県においては、特に東海地方が多く、地震等によって倒壊の危険性があるブロック塀の撤去に対する助成を実施している例がございます。

民間ブロック塀の安全対策は、原則として所有者もしくは管理者の責任において行うべきものと考えておりますが、助成制度については、状況に配慮しながら、慎重に対応していく必要があると考えております。

以上、お答えします。

○議長（柁原賢一君） 教育長、原田和幸君。

[登壇]

○教育長（原田和幸君） 改めまして、おはようございます。私のほうからは、部活動の社会体育移行に関連してのご質問にお答えしたいというふうに思います。

新たに立ち上がったクラブチームの施設使用料の負担につきましては、先ほど教育部長が答弁したとおりでございます。特に平成31年度からの使用料負担につきましては、現在、全庁的に施設使用料の見直しが行われておりますので、その動向と他の自治体の状況を注視しながら、また、既存のジュニアクラブチームとのバランスを見て、今年度中に決定するところでございます。

本年度までが移行期間中ということでございますので、移行してみても、いろんな課題も、今、見えてきているところでもございます。そこら辺もしっかり検討を、中学校区ごとでの検討委員会も開いておりますので、来年度4月に向けて、スムーズな完全実施ができますように、しっかり保護者のほうにも、指導者のほうにもしっかりと説明をしながら、ご理解を得ながら、進めていきたいというふうに考えております。

以上、お答えします。

○議長（柁原賢一君） 城典臣君。

[登壇]

○14番（城 典臣君） 先ほども述べました二つの事柄は、やっぱり行政が責任を持ってやっていただくということであります。ですから、最後は市長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（柁原賢一君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 2点ございまして、まず、社会スポーツ移行の件につきまして、今、教育長がお話をしたとおり、全体のバランス、公平感等に留意しながら、検討したいというふうに思っております。

また、通学路の点検の件でありますけれども、まずもって、大阪北部地震で小学校4年生の女の子が亡くなるという大変悲惨な事故がございました。心より哀悼の意を表しますとともに、被災された方々にはお見舞いを申し上げたいというふうに思っています。

今回の事故を受けまして、本市に限らずですけれども、社会全体の教訓として重く受けとめる必要があるというふうに考えております。

本市におきましては、先ほど部長より答弁しましたとおり、年に1回、毎年度当初に行っております総合的な通学路の点検というものをやっているわけでございます。

今回の事故を受けまして、まずはリスクの高いブロック塀の緊急点検を行ったわけでありまして、その中で、これはリスクがあるんじゃないかと思われるものについては、予防的な手段をしたということでございます。

通学路の安全という意味では、ブロック塀だけではないわけでありますので、とりわけ最近の新潟の女児殺害事件であるとか、相次ぐ不審者情報もございますので、改めて、一回、ブロック塀のほう、緊急点検をしたと同時に、改めて歩道等の安全確保の問題、防犯灯あるいは防犯カメラの要否の見直し等々、今、各学校にお願いして検証していただいているところでございます。この結果に基づき、必要な措置

を考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（柁原賢一君） 城典臣君。

[登壇]

○14番（城 典臣君） 緊急を要するために、ブロック塀に限ってお話をさせていただきました。いずれにしましても、安全確保が大切でございますので、全てにおいてやっていただきたいとお願いします。

それでは、終わります。

○議長（柁原賢一君） これで城典臣君の質問を終わります。

ここで、10分間休憩いたします。

○

休憩 午前10時51分

開議 午前11時00分

○

○議長（柁原賢一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、福島英徳君。

[登壇]

○2番（福島英徳君） 改めまして、おはようございます。議席番号2番、新人の福島英徳でございます。これからの4年間、税金で活動させていただくことを肝に銘じて、菊池市のために頑張りたいと思っております。よろしくお願いします。

私が32年間のサラリーマン生活に終止符を打って、菊池市議に挑戦した経緯につきまして少しだけ述べて、一般質問に入らせてもらいたいと思います。

勤めていた会社では、転勤によって大阪、東京、韓国で、30年間ほど生活をしてまいりました。また、国内出張でほとんどの都道府県を訪問しました。振り返ってみますと、プライベートも含めて、一度も足を踏み入れてない都道府県は青森県だけとなってしまいました。機会を見つけて制覇したいと考えております。

また、海外には一回、一、二週間の出張で北半球を中心に飛び回りました。いろんな国や都市の歴史に触れることができ、また、文化の違いを感じ取れたのは、今となっては貴重な体験でございました。

ただし、地名や建造物等の名前を知っていたとしても、それにまつわる歴史やエピソード等の知識が乏しいと、興味や価値を見出せない可能性も高いだろうと感じております。

このような国内外での経験をしてきました私ですが、昨年、約30年ぶりに熊本に戻って、まずショックだったことは、小さなころ、華やいでいたこの菊池市の衰

退ぶりです。以前、菊池郡市と一くくりしていたころと比べますと、合志市、大津町、そして、菊陽町には勢いを感じるんですけども、私には、残念ながら、菊池市に活力を感じませんでした。私が生まれ育った菊池市に少しでも活力を取り戻して、若い世代の方々が定住したいと思うような、また、高齢者の方々が住みやすいと思えるようなまちづくりを目指す所存でございます。今後ともご協力のほどよろしくお願いします。

さて、本日は、菊池の地域と市による第三セクターの物産館、きくち観光物産館、七城特産品センター（メロンドーム）、旭志村ふれあいセンター、有朋の里泗水について、お尋ねいたします。

まずは、第三セクターの設立目的についてお聞かせください。お願いします。

○議長（柁原賢一君） 経済部長、谷田修君。

[登壇]

○経済部長（谷田 修君） ただいまの質問にお答えいたします。

各物産館の設立の目的でございますが、市内に現在四つございます物産館は、平成4年から平成7年にかけて、農業及び商工業振興の拠点とするため設置され、その管理運営主体として、官民共同の出資法人であります第三セクターがそれぞれ設立され運営されたところでございます。

特に物産館は、地域住民の所得向上や、地域からの雇用促進、そして地域農産物の販売促進等を行うことにより、地域の活性化を図ることを目的としております。

以上、お答えします。

○議長（柁原賢一君） 福島英徳君。

[登壇]

○2番（福島英徳君） その目的は、現在、達成されたとお考えでしょうか。

○議長（柁原賢一君） 暫時休憩します。

○

休憩 午前11時06分

開議 午前11時07分

○

○議長（柁原賢一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

経済部長、谷田修君。

[登壇]

○経済部長（谷田 修君） ご質問にお答えいたします。

目的につきましては、生産者については、本市の物産館は各4地域それぞれの特徴を生かしたものとなっており、生産された多種多様な農産物や特産品の販売先が

物産館に確保できていることで、生産者の所得の向上と経営の安定につながっております。

また、生産者は、自分のつくった作物がお客様に喜んでもらえることに生きがいを感じられておられる方も多く、品質向上に対する意識も年々高くなり、栽培技術や創意工夫も進んでいるようであります。

地域活性化については、地元雇用を初め本市のPRに貢献しております。九州及び全国に菊池市を発信する広告等の役割も果たしている物産館や道の駅は、地域住民の誇りであり、また、県内外から多くの方が訪れますので、地域の観光や商業の活性化につながっているものと考えております。

以上、お答えします。

○議長（柁原賢一君） 福島英徳君。

[登壇]

○2番（福島英徳君） また質問はおいおいやらせてもらいたいと思いますけども、続きまして、農政課の方に協力を得まして、過去10年間、平成20年から平成30年、これの売り上げと損益に関して調べました。もちろん年度によってまちまちなんですけれども、本業である営業損益で赤字決算の物産館が散見されております。ただし、その赤字も経常利益では黒字決算になっております。私は、本業の営業損益で利益を出せる体制づくりが必要と思うんですけれども、どのようにお考えでしょうか。

○議長（柁原賢一君） 経済部長、谷田修君。

[登壇]

○経済部長（谷田 修君） ただいまのご質問にお答えいたします。

第三セクターに関するご質問であります。お尋ねの内容は、独立した別法人でありますので、経営状況であります詳細につきましては、内容を聞いた上でのご報告となりますが、ただいまのご質問の内容からしまして、営業利益と経常利益の違いにつきましては、それぞれの物産館の状況に応じて異なりますけれども、販売費及び一般管理費の支出と、雑収入、営業外収入によりまして、経常利益が増加しているという現状がございます。これにつきましては、営業利益を確保することが本来の目的でございますので、そのような努力をしていきたいということで、各物産館からは伺っております。

以上、お答えします。

○議長（柁原賢一君） 福島英徳君。

[登壇]

○2番（福島英徳君） また営業外収益に関しましては、また後ほどお聞きいたします。

やはりこの本業でちゃんと利益を出す、普通、企業では毎年期首には売上計画、利益計画、こういったものは十分論議して立てられていくと思うんですけども、本当に十分論議されていていっているのかどうか、甚だ疑問ではございます。

私は、しっかりと利益を出す工夫を行って、株主配当をふやして、従業員の給料も上げ、生産者はもうかる、こういった経営が必要と考えています。

続きまして、先ほどの営業外収益についての質問なんですけども、これはざっくりと経常利益から営業利益を差し引いた数値を引用いたします。

まず、きくち観光物産館におきまして、平成20年度から平成27年度の営業外収益は100万円から180万円程度でした。ところが、平成28年度から平成30年度、平成30年度は予測なんですけども、20万円台まで減って推移しております。どうしてこの直近の3年間で大きく収入を減らしたのか、お聞かせください。

○議長（柁原賢一君） ここで、暫時休憩します。

—————○—————
休憩 午前11時14分

開議 午前11時15分
—————○—————

○議長（柁原賢一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

経済部長、谷田修君。

[登壇]

○経済部長（谷田 修君） ただいまのご質問についてお答えします。

第三セクターに関するご質問につきましては、独立した別法人でありますので、経営状況であることにつきましては、詳細についてはお答えすることはできないことをご理解お願いしたいと思います。

○議長（柁原賢一君） 福島英徳君。

[登壇]

○2番（福島英徳君） いろんな報告を受けていまして、この第三セクターの物産館、きくち観光物産館、菊池市が54.2%、メロンドーム86.9%、ふれあいセンターは62.8%、有朋の里洒水51.3%、菊池市は大株主と思うんですけども、全くそのあたりというのはタッチできないということなんでしょうか。

それでは、じゃあ、ちょっと疑問だけ言います。また、本市、営業外収益なんですけども、メロンドームでは、平成20年度から平成26年度に1,500万円程度でした。ところが、平成27年度は2,650万円、さらに平成28年度には6,270万円まではね上がっています。これについての説明をお聞きしたかったんですけども、ご回答は一緒だと思いますので、また別の話をさせていただきます。

次に、メロンドームでは、平成２２年度、営業損益はマイナス３１２万円、経常利益が１，４５５万円、それにもかかわらず、当期純利益が８，５５０万円となっているデータをいただきました。当期純利益が経常利益を上回るだけでも異常なんですけども、額が大き過ぎたので、担当の方に確認しました。ところが、一桁間違っていたという回答を得た次第です。では、これは単に私に渡された資料だけがタイプミスだったと受けとめても構わないのでしょうか。

○議長（柁原賢一君） 経済部長、谷田修君。

[登壇]

○経済部長（谷田 修君） ただいまのご質問にお答えします。

議員のほうから、事前に各物産館の１０年間の経営状況について、資料の提出を求められたと伺っております。その中で、ただいま申し上げられました営業利益、経常利益、当期純利益についても、お知らせしたところでございます。その中で、数字が間違っているというご指摘でございます。

今、ちょっと確認してみましたところ、数字的にちょっと間違っているということで、大変申しわけございませんでした。

以上でございます。

○議長（柁原賢一君） 福島英徳君。

[登壇]

○２番（福島英徳君） ということは、渡された資料だけがミスだった、タイプミスだったということでよろしいんですね。

そうすると、旭志村ふれあいセンターでも、平成３０年度見込みが売上総額５億２，１００万円、営業利益が１億８，３００万円となっているんですけども、これなんかでもタイプミスだというふうに理解したいと思います。

ただし、やっぱりこういった数字一つでも違ってますと、全ての数字を疑ってしまいますので、今後、ぜひチェックのほどよろしくお願いいたします。

次に、質問を少し変えます。私は、ある旧菊池市の生産者、出荷者の方から、次のような話を伺いました。メロンドームに出荷する場合、３０％の手数料を徴収されます。ところが、七城町の実産者、出荷者の場合は１０％程度の手数料とのこと。これではメロンドームに出荷したくても、利益を出すのは厳しくて、ほかを探さなければならない状況だと。これは事実なのでしょうか。

○議長（柁原賢一君） 経済部長、谷田修君。

[登壇]

○経済部長（谷田 修君） 各物産館の手数料につきましては、それぞれの物産館で決められておりまして、菊池物産館、七城メロンドーム、この手数料につきまして

は、ただいま言われました差異はなかったかと思えますけれども、たしか15%ぐらいではなかったかというふうに思っております。

以上、お答えします。

○議長（柁原賢一君） 暫時休憩します。

○
休憩 午前11時22分

開議 午前11時25分
○

○議長（柁原賢一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

経済部長、谷田修君。

[登壇]

○経済部長（谷田 修君） 先ほどの手数料のパーセントにつきましては、手元に資料がないため、後ほどお答えさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（柁原賢一君） 福島英徳君。

[登壇]

○2番（福島英徳君） よろしくをお願いします。

旧菊池市の生産者の方のお言葉を私は信じたいと思うんですけども、このようなことが他の物産館でもあっているんじゃないかなというふうには思います。これは菊池市が合併する前でしたら、いたし方ないかもしれませんが、合併して13年も経過しているんですから、そして、菊池市が50%以上出資している物産館で、このような旧態依然が続くのはいかがかなと思います。

最後に、市長にお尋ねいたします。

ご存じのように、物産館において菊池市は大株主です。設立当初は行政の手助けというのも必要だったかと思われる物産館も、もう十分に自立できているのではないのでしょうか。

先ほども申し上げましたけども、菊池市の生産者が菊池市にある物産館に出荷する場合、やはり手数料というのは統一するのが私は自然のように思います。この第三セクターの物産館に関しまして、地域の特徴を生かした、そして、相乗効果が出る方策、そして、出資率の見直しも含めた菊池市が行うべき今後の方向性をぜひお示してください。

○議長（柁原賢一君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） それでは、ただいまのご質問にお答えする前に、事務局より提出しました資料に一部間違いがあったように、今、了解いたしました。大変そのこ

とについては申しわけなく思っております。改めて、正しい数字のものを事務局のほうから提出をさせますので、どうぞよろしくお願いいたします。

今、おっしゃいました、今、大きく言えば、四つの道の駅があるわけですが、すくなくとも、ただいま現在は統合して13年たつわけですが、この道の駅自体は、本来ですと経営統合していかないと、市町村合併したことの本当の効果というのは出てこないわけです。そういうことで、平成26年に市が策定しました第3次の行政改革大綱においても、組織の統合等を含め、自主自立した運営の転換を図るという方向感を出しているところでございます。

先ほどのこの手数料は、ほかからやると随分高くなるではないかと。一つの手数料でやるべきではないかというご指摘でありますけれども、それは、実は、この道の駅自体は経営統合はまだされていない、要は、四つの独立した道の駅で、今、やっている状態でありますから、それぞれの道の駅に生産者の方が出荷者として入っていらっしゃるわけですね。出荷者の方が持ってくる分については、そのそれぞれが決めた手数料で販売を行っている。

菊池の物産館の出荷者の方が、それを例えばメロンドームに持って行って売ってくださいといったときには、物産館との手数料のほかに、今度はメロンドームでの手数料が要るので、それが重なって、恐らく数字のほうは、私は、今、承知しておりますけれども、高くなってくるわけですね。そのためには、メロンドームさんのほうに、例えば継続的な取引をなされるのであれば、出荷者協議会のほうにご参加いただくということであれば、特段、それは門戸を閉めているわけでも何でもありませんから、そのことで可能だと思いますし、それを市全体でやっていくということは望ましいわけでありますので、それは私どもの目線の先には、一つの大きな目指すべき像としてはあるわけでありすけれども、それぞれに旧市町村の時代に、それぞれの思いを持ってつくられたものなんです。例えばメロンドームは、当然農業中心でありますし、きくち物産館のほうは、やっぱりその性格上、農産物だけではなくて、むしろお菓子なんか真ん中にどんと置いてあったりするわけですね。旭志においては肉というふうなものに重きを置いていらっしゃる。それぞれ特性を生かすことで、個性を、今、生かしてやっているわけでありすから、統合するときにそういうよさが失われては、またいかんわけでありすから、出資者も違う、当初の取り上げの経緯も違うということもございすので、統合のほうを目指しながらも、やはりそのところはさまざまな配慮をしながら、慎重に進めていかなければいけないということについてはご理解をいただきたいというふうに思います。

こうしたことはどうしても時間がかかる部分がありますので、それでは、我々も本当の意味の相乗効果を生かせないということで、会社が別であっても、お互いが

連携をして、菊池全体での相乗効果を出していこうということで、今、三セクの社長部会、三セク協議会というものを設置して、定期的にそこで共通の横断的なテーマについてお話をしておりますし、その中の一つとして、今、非常に効果が出てきていると思うのは、インターネットショップのまると市場であるわけです。あれはもうこの物産館の商品であろうと区別をせずに、都市部のお客様に対しては菊池というブランドで全部を提供しているわけでありまして、そのインフラ部分も全て、まると市場のほうでやっているわけです。

それから、これが、今、発展してきまして、非常に共同の効果がいいということで、今、研究段階ですけれども、例えば持ち込みのときのさまざまな運搬の仕組み等々、例えばコンテナ等を統一にすることで、お互いの農産物をもっとそれぞれでクロスして売っていくということも可能になってまいりますし、つい先日、4社共同で移動販売というものを始めようということで、もうここも今、テスト販売が始まったところでありまして、これも1社だけでは到底成し得なかったことであります。

こうしたことをやって、それからもう一つは、加工場もつくり出していこうということを、今、検討しているわけでありまして。こうしたふうに、できるところから4社の共同事業をやりながら、それが言ってみれば、着実に4社統合に向けた基盤をつくっていくということになりますので、今、形から入るのではなくて、そういう実質的な経営とか商売のベースのところをそろえていこうということで、少しずつ実が上がり始めているところではないかというふうに考えております。

こうしたことを私どもとしても、直接、販売等に従事するわけではございませんけれども、こうした動きについては、積極的に支援を続けていきたいというふうに考えているところです。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 福島英徳君。

[登壇]

○2番（福島英徳君） ある程度の方向性というのはお聞きしました。まずは、4社の経営統合のことが先ということでございます。ただ、今度、この第三セクターの物産館に関しましては、次のまた5年間の方針、やり方というのが、ことしじゅうに決められるということも聞いております。ぜひ、どうやって本業でもうかっていくか、市がどういうふうにやっていくかというのも、十分考えてやっていただければと思います。

以上です。

○議長（柁原賢一君） これで福島英徳君の質問を終わります。

ここで、昼食等のため暫時休憩します。

午後の会議は午後 1 時から開きます。

休憩 午前 11 時 36 分

開議 午後 零時 57 分

○議長（柁原賢一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、泉田栄一郎君。

[登壇]

○18番（泉田栄一郎君） 皆様、こんにちは。このたび、4期目の当選をさせていただきました、公明党の泉田栄一郎でございます。公明党の立党精神に「大衆とともに語り、大衆とともに戦い、大衆の中に死んでいく」という精神論がございます。この4年間、この精神で頑張ってまいりますので、皆様、どうぞよろしくお願い申し上げます。

まず、買い物弱者についてでございます。

初めに、買い物弱者とは、近所に食料品店やスーパーがなかったり、車を運転できずに外出が難しかったりして、日常の買い物が困る人のことで、比較的、過疎化の影響で商店が減った山間部に多いのですが、現在は大型商店、大型商業施設の郊外化に伴って、都市ゾーンでも買い物弱者は増加しております。買い物の不便さから外出の機会が減り、加工食品への依存が高まることで、健康に悪影響が及ぶことも懸念されております。

農林水産省では、6月8日、買い物弱者の全国推計を発表しました。スーパーやコンビニが自宅から遠い上に、車を使えず、食品購入に苦勞する65歳以上、いわゆる買い物弱者が、2015年時点で824万6,000人に上るとのことです。10年前に比べて21.6%増加し、しかも三大都市の伸びが目立ったということでございます。いずれにしても、65歳以上の4人に1人が買い物に不便を強いられております。

私は、平成18年、市議会議員初当選して初めて、一般質問がこの買い物弱者についてございました。今から12年前でございます。その後、平成26年、平成28年と、3回質問しています。特に平成26年には二つの質問をさせていただいております。一つは、実態把握調査がどうであったかということでありまして。二つ目は、第三セクターが移動販売してはどうかということでありました。

当時の経済部長の答弁では、中山間地域、山間地域にお住まいの方々に、社会福祉協議会、サロン等で商工観光課並びに商工会の職員が合同で聞き取り調査をした

ところ、食品や日用品は、子どもや孫が仕事帰りに買い物してきたり、買い物に行く場合は家族が送迎するということでありました。どうしても自分で買い物しなければならない場合は、あいのりタクシーがあるから、不便ではあるが、大きく困ってはいないというような答弁でございました。

そして、一番の課題は収益性の問題であります。行政等が移動販売車の購入費用を補助して事業化しても赤字になるという懸念から、慎重になっていました。第三セクターの移動販売も、ほかの事業者を圧迫してしまうので、難しいとの答弁でありました。

その時点で、私は買い物弱者の深刻な状態を把握していないというのが率直な思いでございました。

平成28年、3回目の質問では、再度、第三セクターの移動販売について、泗水町富の原の憩いの森公園での軽トラ市のことを質問しました。そのときの答弁では、高齢化が進み、移動販売のニーズを幅広く検証して、今後は関係団体、関係部署と検討、協議、支援していきたいというお答えでありました。

その結果から、現在、本年5月より第三セクターの移動販売が試行的に始まりました。やっと私の思いが実現したと感慨深く思っております。

現段階での移動販売の内容と、本市としてどのような取り組みをしているのか、その経過と現状を質問させていただきます。

○議長（柁原賢一君） 経済部長、谷田修君。

[登壇]

○経済部長（谷田 修君） ただいまの買い物弱者対策の現在の取り組み状況についてのご質問だったかと思えます。

本市の各物産館では、移動販売の試験運行を本年6月4日から開始されています。運行計画は、現在、旭志地域が月曜日・火曜日、泗水地域は水曜日、七城地域は木曜日、旧菊池地域が金曜日・土曜日となっております。

販売品目は、野菜、精肉、弁当や総菜、菓子類が中心ですが、毎週の移動販売の際に商品リクエストがあるとのことで、できる限りお応えする形で商品をそろえて運行されておられると聞いております。利用者の評判はよく、毎週の移動販売を待っておられるとのことでございます。

また、この試験運行は7月下旬まで予定されており、その結果を踏まえ、取扱商品やリクエスト受注方式の見直し、販売ルートの検証、販売拠点をふやすことなど、市民の利便性がさらに向上するよう取り組むこととされております。

全市を対象としたこの試験運行とあわせて、市が事業主体となり、県の単独補助による集落サポートプロジェクト事業に取り組み、車両購入費などを補助するため

の交付申請手続を行っております。

8月からは、移動販売を行いながら、地域住民のコミュニティづくりと、見守り・声かけ活動を行う予定になっております。

以上、お答えします。

○議長（柁原賢一君） 泉田栄一朗君。

[登壇]

○18番（泉田栄一朗君） 今、答弁の中で、大変喜ばれているというお答えを聞きました。まだまだ、今、試験的、試行的にやられているということで、四つの物産館がそれぞれ自分のところの品物を持って、自分の地域を回られているということをお聞きしております。

私も個人で、各物産館の支配人または販売をされている方とお話をしながら、いろんなご意見を聞きながら、自分なりにどういう状況かということを実際に聞いてまいりました。そしてまた、自分もその場で買い物をしたりということもしました。

そういう中で、一つまたうれしかったのが、免許証を返納された方が買い物をどうしたらいいか心配されていたと。そういう中に、この移動販売が来たから、免許証を返納したけども、よかったというお答えもありました。これを次に、そしてまたさらに次に来るときに、注文票を持って、今度は洗剤を持ってきてくれとか、日用品の中でも歯磨き粉を持ってきてくれとか、いろんなその注文を受けて、次のときにまたそれを持ってきてくれるということで、これも好評でございました。

ただ、音楽が、昼の音楽と移動販売の音楽が一緒に、また昼が来たんじゃないかと勘違いされる方もおられますので、それはちょっと考えたほうがいいんじゃないかということもちょっとお聞きしました。始まったばかりですので、いろいろいいところ、悪いところはあると思いますけども、できればアンケートでもつくりながら、そういうものを聞いていただければと思います。

そこで、先ほど、県のサポート事業ということを言われましたけども、これは補助金を活用してということでもありますけども、地域の見守り、コミュニティ、安否確認をしていくことがその一つだと思いますけど、具体的にどのようなものか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（柁原賢一君） 経済部長、谷田修君。

[登壇]

○経済部長（谷田 修君） 集落サポート事業についてご説明いたします。

集落サポート事業といいますのは、特定農山村地域などに指定された地域において、毎週ほぼ同じ時刻に同じ場所を拠点として移動販売を行うことで、地域のコミュニティづくりにつなげることを第一の目的としております。

また、住みなれた地域で安心して暮らせる地域づくりを行うために、地域住民への声かけや、利用者の様子を把握し、必要に応じて自宅訪問を行うというものです。自宅を訪問した際に、緊急性がある場合には、必要に応じて、市、消防団、医療機関などの関係各所に速やかに連絡することが可能になります。

本市では、「安心・安全の『癒しの里』きくち」の実現を目指し、総合的かつ計画的にまちづくりを進めております。本事業は、高齢化率の高い中山間地域の集落を中心に行うこととしており、地域における共助の弱体化防止、災害リスク軽減にもつながると考えております。

○議長（柁原賢一君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○18番（泉田栄一郎君） わかりました。

ただ、この見守りというのがなかなか大変であると。私も各支所を回りましたけれども、やはりスタッフが足りない。やはりその中で、ぎりぎりの中でやっているということで、今後は地域におられる方がそのスタッフの応援をしていただくとか、いろんな知恵を絞って、このサポート事業を、見守りをやっていただければと考えております。

これは提案でございますけれども、まだまだこれから、試行的でありますので、まずはやっぱりアンケートをとっていただきたい。そして、地域の方々がどういうことが困っているのか、そして、どういふものが欲しいのか、そういうことを余り難しくじゃなくて、何か、丸、バツでいいですので、そういうふうなアンケートをとっていただきたい。

それと、今は、やはり予定では各物産館の、四つの物産館が1台の車で走るといふ計画でございますけれども、やはりそれぞれの物産館が1台持って、自分のところの地域で活動していく。将来の計画でございますけれども、そういうことをやっていただければと思います。

それと、できれば、特にたくさんの方がそこに来られて集まれるような場所だったら、将来的には道の駅の出先店舗ができるぐらいの内容ができればというふうなことでございます。

これらの三つの提案をさせていただきましたので、ぜひ考えていただければと思っております。

それでは、二つ目の健康寿命の取り組みについてということ言わせていただきます。

健康寿命とは、最初に確認しておきたいと思います。日常的、継続的な医療・介護に依存しないで、自分の心身で生命を維持し、自立した生活ができる生存期間の

こととあります。つまり、自分のことは自分でできる期間と考えていいと思います。

日本人の平均寿命が、男性が、今、８０歳です。女性が８６歳に対して、健康寿命の平均が、男性が７２歳、女性が７４歳であります。だから、男は８歳の差があります。女性は１２歳の差があります。

江頭市長は、施政方針の中に健康都市づくり宣言をされておられます。本市の事業に、その中で「歩き愛です」というものがございます。これは「歩き愛です」歩数計を使って、自身の健康管理と商店の活性化を図る事業で、「歩き愛です」加盟店に歩数計のマークや、その日の歩数計を見せることで、優待サービスを受けるということとございます。これも健康寿命を推進する上で大変画期的で全国的にも注目されて、期待するものであります。しかし、事業が始まって数年がたち、今、ここで検証する必要があるのではないかと考えております。

ちょっと議長にお許しを受けましたので、「歩き愛です」の歩数計というものを、ちょっと私が自分で持っているものをここへ持ってきました。こういうものが「歩き愛です」ですけど、これを１，０００円で購入して、これを使うということですけども、これが非常に使い勝手が悪いという評判が出ております。いいという人も、もちろんおられます。軽くていいということですけども、一つは、小さくてよく見えにくいと。高齢者には使い方がわかりにくいと。スマホにも歩数計があるのに、どうしてそれは活用できないのかと。そして、その日一日の歩数しか認められない。だから、結局、きょう自分が歩いたのを見せて、きょう商品をいただかないと、この一日のポイントがたまらないということになります。等々でございます。

最初の質問ですが、歩数計の販売台数、そして、加盟店での利用数、そして、実際、経済効果が、現在、今まであらわれているのか。その三点について質問をします。

○議長（柁原賢一君） 経済部長、谷田修君。

[登壇]

○経済部長（谷田 修君） ただいまのご質問にお答えします。

まず、「歩き愛です」を少し説明させていただきたいと思います。本市におけます「歩き愛です事業」は、平成２８年１０月２２日に菊池市七城町を会場として開催されました、七城ふるさとコスモスまつりに合わせた震災復興イベント「復興！きくち歩き愛です～コスモスウォーク」を皮切りにスタートしております。

「歩き愛です」とは、指定された歩数計を使用し、歩くことで、地域をめぐる意識を育み、健康増進の奨励による医療費抑制、また、商工業の振興並びに商店街の活性化を図ることを目的として実施するイベントや、お得な特典のサービスを受けながら行う健康増進運動でございます。

現在、指定されている歩数計は、歩数、距離、脂肪燃焼量、時計、消費カロリーを7日間記録ができるものであり、1個1,000円で、隈府商店街のコミュニティスペース「ココカラ」や各物産館、七城温泉ドーム等で販売されております。

現在、歩き愛です事業は三つの取り組みを行っております。一つ目の取り組みとしましては、毎年10月に開催されております七城ふるさとコスモスマつりにあわせまして、ウォーキング大会イベント「歩き愛です」を実施しております。

二つ目の取り組みとしましては、市内の「歩き愛です」加盟店に歩数計を提示すると、歩いた歩数や来店回数によりお得な特典が受けられるというものです。

三つ目の取り組みとしましては、毎月第4日曜日に隈府商店街一帯で開催されます軽トラ朝市で、ウォークラリーイベント「歩き愛です」を実施しております。

事業の効果としましては、健康づくりのためのウォーキングを日課として続けていくために、楽しみながら歩くという動機づけを初めとしまして、市外向けでは、地元特産品のメロンやお米、牛肉などの抽せん会を通して、参加者に大変好評であり、本市の特産品のPRにつながっております。

また、市内向けでは、市民の皆様が店舗へ立ち寄るきっかけになり、特に温泉施設の優待制度への反響が大きく、120名を超える会員の方々が利用されております。

なお、現在、「歩き愛です」歩数計の所有者は1,908人、特典加盟店舗数は96店舗となっております。

また、周知方法としましては、チラシの配布、広報誌掲載、ホームページ掲載、報道機関へのプレスリリース等を行っているところでございます。

以上、お答えします。

○議長（柁原賢一君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○18番（泉田栄一郎君） 数はわかりましたけど、実際、経済効果がどれぐらいあっているのかとかなかなかわかりにくいとは思いますが、やはり喜ばれるところもあると思いますけども、加盟店なんかに私が聞き取りで行ったら、余り来ないということも言われております。やはり一日の歩数を見せて、それをいただきにいくと。いただいても、例えば松風だったら、小さな一口で食べるぐらいを一ついただくと。確かにありがたいこととございますけども、それをわざわざもらいにいくということはあるまいと言われたこともあります。それはそれとして、やはりポイントをとめる必要があるんじゃないかと。そしてまた、使い勝手がいいように考えていただければと思います。

それで、次に、私は平成25年の議会で健康マイレージについて質問しました。

全国的に展開されている健康マイレージは、健康づくり活動に参加するとポイントが加算され、特典が受けられるというもので、医療費削減に大いに役立っていると言われます。「歩き愛です」はその日一日の歩数しか認められないのですが、健康マイレージは、健康活動をするたびにポイントが加算され、ためられていくということでもあります。

三重県の健康マイレージの取り組みを紹介したいのですが、どういうことでポイントが加算されるかという、健康診断やがん診断、健康教室の参加、ウォーキングやスポーツ大会など健康づくりのイベント参加、健康セミナー参加、ラジオ体操など活動をするとポイントが加算されるということでございます。

前回、25年の質問の際の答弁で、健康マイレージについて前向きに検討すると言われておりましたので、現在、どのような取り組みをされているのか、質問させていただきます。

○議長（柁原賢一君） 健康福祉部長、中村隆純君。

[登壇]

○健康福祉部長（中村隆純君） 私から、健康マイレージのその後の取り組みについてお答えさせていただきたいと思います。

生き生きと自分らしく暮らしていくためには、健康であることは大切なことであると考えておるところでございます。

泉田議員のご意見のとおり、健康寿命の延伸に向けました健康づくりの取り組みの一つとして、健康マイレージ制度は、市民の皆様の健康活動の動機づけとして、また、継続的な健康づくりを推進していくためにも有効なものであると考えております。

本市におきましても、平成31年度から事業開始に向け検討を進めているところでございます。

以上、お答えさせていただきます。

○議長（柁原賢一君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○18番（泉田栄一郎君） 健康づくりは検討されているということで、安心しました。

そこで、私の考えとしましては、この三重県の健康マイレージのポイントに加え、市が企画する文化的なイベント、例えば議会の傍聴とか、または選挙で投票したらポイントがもらえる。免許証を返納したらポイントがもらえる。そういう健康づくりに加えまして、そういういろんな市の企画、こういうものに参加をしたらポイントがもらえるというような方法はどうかと。そうすることによって、市の活性化が生まれてくるんじゃないかというふうに思っております。

そういうことで、この「歩き愛です」と健康マイレージを合体したような、新しい菊池独自の健康マイレージ「歩き愛です」ができないかということでもあります。

これは最後に、市長、お考えを聞かせていただければと思っております。

○議長（柁原賢一君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） ただいま泉田議員からご提案のありました、健康マイレージの取り組みはいかがかというご質問でございます。

今、ご案内しましたとおり、本市では「歩き愛です」というものをこれまで推進してきました、健康づくりと同時にまちづくりも、商店街づくりも進めていこうという取り組みをしてきているところでございます。

各市では、この健康マイレージの取り組みがだんだん進んできておりまして、私どもも、実はさまざまな活動をこのマイレージの中に取り込んでいきたいなという考えを持っております。例えば、議会の傍聴はともかとしても、ボランティア活動であるとか、それから、今、進めていますのは健診の促進ですね。特定健診の促進等もポイントを付与すると。こうしたものを、今、具体的に考えているところでありますけども、「歩き愛です」のほうは、これは市がつくった事業ではなくて、全国的に企業中心となってやっている運動に私どもが加盟してやっているわけでございますので、つくりが少し違いますので、一番理想的には、これを合体する形でできるのが一番だということで、これがベストの策としまして、それがだめな場合に、じゃあ、独自でやるのか、その際に歩き愛です事業をどうするのか、そこら辺の整理が必要かと思っておりますけども、ぜひ何らかの形で前向きに進めていきたいというふうに思っております。

特に、今、健康を機軸に観光、農業、福祉等々、さまざまな施策を連動させていこうというのが本市の基本的な考え方でありますので、健康を軸としまして、関係各部各課で連携をしながら、これに取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○18番（泉田栄一郎君） 前向きに検討していくということでお答えいただきました。議会の傍聴も選挙の投票もできるならいいなと思っております。活性化になればと思っております。よろしくお願いします。

それでは、不審者対策ということで、三つ目の質問をさせていただきます。

ここ数年、小学生の低学年児童への犯罪が多くなってきております。子どもたち

が安心して登下校できる環境づくりを強力に進めなければなりません。これは都市の、都会の出来事ではなく、全国どこでもあり得ることでもあります。

最近、菊池市でも不審者が続いています。少し紹介をします。

5月17日、菊之池小学校区で夕方5時10分ごろ、児童が運動会練習後に一人で下校中、自転車に乗った男とすれ違うと、Uターンして追いかけられ、児童は自宅に逃げ込み、被害はなかったが、男は自宅まで追いかけてきたというものが一つ。

それと、6月1日、泗水町富の原で夕方4時30分ごろ、黒ニット帽にサングラスの中年男性が、「お母さんがけがしているから、こっちにおいで」と声をかけてきた。

また、6月5日、泗水町、JA駐車場で夕方4時ころ、黒マスクにサングラス、長い髪にピンクの軽自動車の男に、「お母さんがけがしたから、こっちにおいで」と声をかけられたということで、実に3件続いて発生しております。

子を持つ保護者としては、これほどの恐怖はございません。全国でも静岡県藤枝市の路上で、4年生の男子が刃物のようなもので切られ重傷を負った事件がありました。また、犯人は18歳の少年で、小学校時代、いじめを受けていた。誰でもよかったということでございました。

新潟市では、5月に起きた小学2年生の女兒殺害事件を受け、政府は再発防止策として、登下校防犯プランというものを決定しております。登下校の安全対策については、地域の主体的な取り組みに委ねられてきた面が大きいのですが、午後3時から6時の下校時間帯に被害が集中している点や、登下校を見守る担い手の高齢者など、課題がたくさんあると思います。登下校時の子どもをどう見守るかは、国を挙げて取り組むべき課題として、この点を政府が具体策を示した意義は非常に大きいと思います。

その具体策とはどういうことかといいますと、三つ、防犯カメラの設置を国が支援する。政府の施策や各地の先駆的な取り組みを紹介する。登下校防犯ポータルサイトの新設、地域安全マップづくりを初め、防犯教育の充実を挙げています。とりわけ学校や保護者、地域住民らによる通学路の緊急合同点検が盛り込まれたことが重要であると考えます。ことし9月末までに点検を終え、不審者が身を潜めやすい場所といった危険箇所を確認し、警察や防犯ボランティアらが重点的にパトロールを行う。実際、ある自治体では、数年前から見通しの悪い公園や、駐車場といった危険箇所へのパトロールを集中的に続けたところ、犯罪認知件数が大幅に減少するという地域が出て、効果が出ております。

また、今回のプランでは、ウォーキングや買い物、犬の散歩のような日常活動の中で行う「ながら見守り」の推進を明記しております。担い手の裾野を広げる試み

として期待できると思います。あらゆる知恵を絞って、子どもたちの安全を守っていききたいと思います。

そこで、質問でございますが、小中学校の防犯の取り組みの現状を質問します。

2点目が、学校や家庭で防犯の啓発をどのようにしているか。日常的なパトロールについても質問をします。

以上、2点お願いします。

○議長（柁原賢一君） 教育部長、大山堅四郎君。

[登壇]

○教育部長（大山堅四郎君） それでは、ただいま泉田議員からご質問がございました、不審者対策についてということでお答えをさせていただきたいと思います。

まず、声かけの事案というものにつきましてでございますが、昨年度の不審者による声かけの事案は、年間6件発生をいたしております。

しかしながら、本年度は既に6月21日現在で6件が発生をいたしております、昨年度の発生件数に並んでいるということから、各学校においても警戒を強化しているところでございます。

発生の事案といたしましては、お話がありましたとおり、「お母さんがけがをしたから、家まで送っていくよ」ということで声をかけて、乗車を促したり、あるいは無言のまま後ろから追いかけてきたものなど、児童・生徒の下校時に集中しているというような状況でございます。

日ごろの防犯対策といたしましては、PTAや地域組織が中心となって各学校で放課後パトロールが行われております。また、定期的に朝の挨拶運動にも立たれております、地域ぐるみで防犯活動に取り組んでいただいているところでございます。そのほか、子どもたちの下校時には、防災無線において地域の見守りと注意喚起のお願いを行っておるところでございます。

各学校におきましては、「いかのおすし」、これは「いかない・のらない・おおごえでしらせる・すぐにげる・しらせる」という合い言葉を定着させており、日ごろから児童・生徒の防犯意識を高めておりますが、引き続きPTAや学校運営協議会等と連携しながら、防犯の啓発に努めてまいりたいと考えております。

それから、城議員のほうにもお答えをいたしましたが、現在、各学校を通じて、防犯カメラ等の要望についても調査を行っているという状況でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 泉田栄一朗君。

[登壇]

○18番（泉田栄一朗君） さまざまな防犯の取り組みをされているということをお聞

きました。

先月、6月28日には、富山市で警察官が刺されて死亡、そして、警備員が射殺された事件がありました。犯人は襲撃した近くの小学校に向けて銃弾を2発発砲したということを聞いております。当時、児童は約410人、校内にいたということでもあります。

ことし3月議会で、水上隆光議員が防犯カメラの設置状況について質問をされました。その時点で、小中学校には各2台の計30台の防犯カメラが設置されているとの答弁がありました。現在、これは変わらないのでしょうか。そして、今後、こういう学校、そして、学校の周辺などの対策というものをどのように考えているのか。

そして次に、先ほどの事件のように、学校に不審者が侵入したときの対策ということはどうに対応しているのか。その2点を質問します。

○議長（柁原賢一君） 教育長、原田和幸君。

[登壇]

○教育長（原田和幸君） 泉田議員のご質問にお答えします。

まず、防犯カメラですけれども、昨年度、機器の更新に合わせまして、死角をなくすために、各学校の防犯カメラを2基から4基にふやしております。対策を強化したところでございます。

また、現在まで、本市におきましては、不審者の学校侵入というのは発生をしておりません。日ごろから不審者侵入に関しましては、各学校において定期的に訓練を実施しております。全ての学校にさすまた等も配備をしております。各学校では非常時マニュアルを作成しており、応援要請や警察への連絡、さらには避難経路指示など、より具体的な事態を想定した訓練を行っているところでございます。

声かけ事案等が発生しましたときには、学校から教育委員会へ速報が入るようになっております。どんな小さいことでも報告を上げてくださいというふうにお願いしておりますので、大体学校から上がってきます。同時に、学校ではPTAと連携した放課後パトロールや警察への情報提供が行われ、児童・生徒も集団下校などの措置を講じられております。

また、教育委員会におきましては、速報が上がってきまして、すぐに菊池市内全小中学校に事案発生のお知らせと注意喚起を行い、各学校では安心安全メール等で保護者への連絡も行うようにしております。

あわせて、防災交通課や警察と情報を共有をしまして、菊池市防災メールによる市民への注意喚起、あるいは、より緊急を要する非常事態の場合には、菊池警察署生活安全課と協議を行い、防災無線にて市民への周知を行うシステムを講じており

ます。

本年度、声かけ事案が非常に急増しておりますことから、このような徹底した注意喚起と防犯を心がけながら取り組んでいきたいというふうに思っておりますが、子どもたち、どうしても一人になって帰るところはあります。声かけ事案があつて、子どもが連れ去られなかったのには、「家がそばだからいいです」とか、「家に帰って確かめます」とか言って、子どもはそのまま誘いに乗らずに帰っておりますので、そういう非常にいい対応をしてくれたおかげで、びっくりして車に乗せられるというようなことがなかったというのがありますので、そういうことはしっかり子どもたちに、こんなことをやったから逃れることができたというような、そういう自分の命を自分で守るような、そういう取り組みもあわせて子どもたちに指導してまいりたいというふうに思います。

以上、お答えします。

○議長（柁原賢一君） 泉田栄一朗君。

[登壇]

○18番（泉田栄一朗君） 改めて、みんなで知恵を絞り、子どもたちの安全対策をお願いしたいと思っております。

それでは、次に行きたいと思います。

次は、野良猫対策についてでございます。

昨年9月議会で、ペットの飼育問題点について質問をしました。今回は野良猫に限らせていただきますが、この問題は深刻をきわめております。早急に手を打たないと大変なことになるとの危機感から、再度、質問をさせていただきます。

ここで、押さえておきたいのですが、犬は狂犬病があるため、法律により保護しなければならないとうたっているんですが、猫については、その法律がないということであります。

5月の選挙の折、各地域を回らせていただきましたが、野良猫の相談が数多くありましたので、この質問をさせていただきました。

また、この問題については、保健所に行っても調査、また、相談もしております。その中で、どういう問題提起があつたのかと。大きく分けると五つぐらいあります。市営住宅内の野良猫問題です。ふんをして、野菜を荒らす。車上に上ったり、敷地内に入り迷惑をかけている。そして、臭いにおいが鼻をつく。

そして次は、商店街に猫がふえ、梅雨時には特に悪臭がひどい。

三つ目に、公共の建物内、例えば菊池公園内、総合体育館駐車場等に猫を捨てに来ている。そして、その猫に、車で来て餌を持ってくる人もいます。

そして、4番目に、個人の家で猫に餌を与え続けたため、今では30匹ぐらいに

なり、近隣に迷惑をかけ、自分でもどうしようもなくなっている。これは言葉を一言で言うと、多頭飼育ということで、20匹、30匹、一人の家にいると。中には認知症の方で、もうたくさん飼っているということです。それと、店をやっている方の経済的損失ということで、お店、食べ物のお店に猫が来て、やられたということも出ております。

野良猫を研究している人によると、毎日餌をやると、1年に2回から3回お産をし、1回の出産で四、五匹は生まれます。1年間で10匹以上にふえるということです。そして、その猫が半年たつと、子猫も子どもを生むようになるということです。猫ではありますけれども、ネズミ算式でふえ続けています。猫が周辺3キロ圏内から餌を求めて寄って来ます。避妊手術には1万5,000円から2万円ぐらいかかります。猫がエイズやがん、また、白血病、歯肉炎、そういうものにもかかるということでありまして。また、その方の研究しているところの方には、地震後、住民が避難していない集落に猫だけが残りと、人の数よりも猫が多くなったということがあります。これは西原村もそうだということです。また、福島県のところもそうだったそうです。このような現状に対して、市は何か対策を考えているのでしょうか。

○議長（柁原賢一君） 市民環境部長、古田浩敏君。

[登壇]

○市民環境部長（古田浩敏君） 改めまして、こんにちは。ただいま泉田議員のご質問にお答えさせていただきます。

ペットに関する苦情や相談があった場合には、保健所と協力して現場を訪ね、ペットの適正な飼い方について助言と指導を行っております。

特に野良猫につきましては、第一に餌を与えない、これが必要ですので、その呼びかけを行っております。

かわいいから、かわいそうだからといって、一たび餌を与えますと、先ほど議員がおっしゃられたとおり、ますますふえてまいりまして、周辺の環境や生活に悪影響を及ぼしております。

昨年9月議会の泉田議員の一般質問にもお答えしましたとおり、市といたしましては、動物を適正に飼育していただく、いわゆる飼い主のモラルやマナーといったその向上が第一と考え、広報やホームページ、各種イベントなどにおいて適正な飼い方の周知・啓発を行っているところでございます。

以上、お答えします。

○議長（柁原賢一君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○18番（泉田栄一朗君） 市のお答えは、もうマニュアルどおりだと思います。それができないから、この質問をしているわけですね。いろいろな問題が出ているということで、確かに、餌を与えないというのは当然ですがけれども、例えば認知症になったおばあちゃん、お年寄りの方は、やっぱりそういうことはなかなか言っても難しいというところもございます。また、餌を与えないといっても、車でわざわざ持ってくる人もおるし、自転車おじさんみたいに、自転車に乗って餌を持ってくる人もおられるそうです。

市のペットの飼い主の皆さんのマニュアルとして、「飼い主になるということは全てに責任を持つということ」と書いてあります。そして、ペットを一生涯、飼育していくということも書いてありますけれども、それがなかなか環境の変化で難しいということもございます。

ちょっと具体例ですがけれども、地震で高齢者がやむを得ず手放さなければならなくなり、猫の里親を探してほしいと思っておりましたが、なかなか見つからない。やむを得ず、捨て猫にしたくないからと保健所や行政に相談に行っても、受け入れてもらえない。自分で探してくださいと言われたということでもあります。

熊本県は政令市になったとき、動物愛護の立場から殺処分ゼロを打ち出しました。その時点で熊本市の動物愛護センターは、犬、猫の殺処分施設から保護の拠点になったのですが、頭数が過密状態になり、感染症等により、結局、殺処分しなければならぬという被害も生まれております。現在も保護している猫が106匹いて、今月、10月には緊急譲渡会があるということも聞いております。

例えば、関東、関西、福岡、政令指定都市では、まず受け入れ先をつくり、環境を整えてから、殺処分ゼロといううたい文句をうたって進めているということもございます。熊本の場合にはそれが逆と。先に殺処分ゼロということを打ち出して、その受け入れをまだできてないうちに進んでいるのが現状じゃないかと私は思っております。

本市には任意団体で動物支援センターがございます。熊本地震のときに、飼い続けることができなくなった猫を飼い主からいまだに預かっている猫が11匹いると。そして、それに加えて、子猫が生まれ困っている地域から猫を連れてきて、血液検査や避妊手術をして保護している猫が現在30匹いるということもございます。この団体は、地震当時は義援金、今は大きな愛護動物センターから援助金と寄附金をもらって、里親を探して渡すという活動をされているということもございます。

そこで、質問でありますけれども、一つは、野良猫の寿命は3年から5年と言われています。避妊手術を3年間続けてすると野良猫は激減するということでもあります。その後、地域単位でストップしていく対策をとればいいのかと思っております。

二つ目に、行政の使っていない建物を動物愛護団体に貸し出し、行き場のない動物を保護し、里親制度で全国に発信したらどうかと。プラス、これを県に持ちかけて支援をしてもらい、広域的な考えで進んでいったら、県も動いてくれるのではないかというふうに思っております。

それともう一つ、個人のボランティアグループ、猫が好きな方、こういう方を登録制度をつくって、その方々に支援をお願いしていくということも一つだと思います。

いずれにしても、今後は、県、市、地域、獣医師会、動物にかかわるボランティア団体、そういう方々と連携をとりながら対策を練っていく必要があると思いますけれども、市としてはどう思われますでしょうか。

○議長（柁原賢一君） 市民環境部長、古田浩敏君。

[登壇]

○市民環境部長（古田浩敏君） 本市では、獣医師や動物愛護団体と協力した野良猫対策協議会をつくっております、獣医師会の菊池支部と大津支部、県の動物愛護推進員、保健所、菊池地域の4市町村とで、「菊池地域動物愛護推進協議会」を組織しており、その中で野良猫対策を検討しておりますが、先ほど言われましたように、避妊とか去勢手術等につきましては、飼い主等が実施される場合はいいんですけども、野良猫を捕まえてというのは問題があるかというふうに思いますので、先ほど議員に提案いただいたことを参考にしながら、県とも協議しながら、今後の野良猫対策については進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（柁原賢一君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○18番（泉田栄一郎君） この菊池市で地域愛護協議会というものをつくって、協議しているということをお伺いしました。保健所、県のほうとしましても、やはり菊池市がそういう施設等を考えながら、広域でそういうものを受け入れをしながら、どういう団体かはわかりませんが、そういう愛護団体の方々が進めていくなれば、県も一つの大きな提案ではないだろうかということもお伺いしました。そして、ボランティアグループというのも、やっぱり登録制も菊池だけじゃなくて、大きな意味で、そういう登録制をつくっていくというのは、まだ全国にないということです、そういうことを早く提案をして、菊池市と県との連携をしていただければ補助金もいただけるんじゃないかと、そういう思いですので、ぜひこれは提案として受けていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（柁原賢一君） これで泉田栄一郎君の質問を終わります。

ここで、10分間休憩します。

○
休憩 午後1時52分

開議 午後2時02分
○

○議長（柁原賢一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、市長から発言の申し出がっておりますので、発言を許します。

市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 先ほど、福島議員のほうに私のほうからご説明をした内容で、2点ほど、おわびをして、修正を申し上げたいというふうに思います。

1点、私の発言の中で、今現在、道の駅自体が経営統合をやっていない四つの独立した道の駅だというふうに申し上げましたけど、これは第三セクターという意味で申し上げておりますので、四つの独立した第三セクターでやっているというふうにご理解いただきたいというふうに思います。

それから、もう1点、販売手数料の件であります。その前に、域外からの生産者の出荷につきましては、門戸は開かれております。出荷者協議者協議会の加入も可能となっております。ただし、出品する品目については、地域内で生産されていないものや、不足しているものといったふうな制約がございますので、その点をちょっとつけ加えておきます。

その際に、もう1点、修正は、異なる道の駅同士で物資を持ち込むと、その分が重なってくるというお話をしましたが、それは、実はまるごと市場のケースでありまして、実際には、第三セクター同士の手数料につきましては、地域内と、それから地域外ということで、やはり2種類の手数料体系というふうになっております。数字につきましては、これから部長のほうから補足の説明をさせますので、以上、おわびして、修正をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（柁原賢一君） 経済部長、谷田修君。

[登壇]

○経済部長（谷田 修君） 先ほどの福島議員からの質問で、答弁ができていなかった出荷手数料についてお答えさせていただきます。

四つの物産館に確認しましたので、ご報告いたします。

市内各物産館の手数料につきましては、各物産館で相違がございますが、地域内の生産者が出荷する農産物に関しましては、12%から15%となっております。

地域外につきましては、17.25%から25%でございます。

また、農産物以外の加工品や菓子類等の土産品につきましては、20%から40%程度となっております。

以上、お答えします。

○議長（柁原賢一君） 次に、水上隆光君。

[登壇]

○8番（水上隆光君） 皆さん、こんにちは。議席番号8番、水上隆光です。我がふるさとの里山の裾野に広がりますこの菊池市が活気づくまちになりますよう、いろいろな質問をしていきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

きょうは、1番に、施政方針について、2番目に、地元企業への就職について、3番目に、道路について、質問していきたいと思ひます。

最初に、施政方針について質問します。

施政方針の中でも3項目ほど質問していきます。

1番目が、補助教員・特別支援教育支援員について、2番目に、市内3高校の魅力化について、3番目に、農家民泊への支援についてを質問していきたいと思ひます。

まず、1番目の教育関係ですけれども、施政方針の5ページに、学び合いと地域が育む人づくりという中に、「子どもたちの「生きる力」を育むため、引き続き市単独による補助教員や特別支援教育支援員を配置します」とあります。

それから、市内3高校につきましては、施政方針6ページ、「平成29年度より組織された「市内3高校魅力化プロジェクトチーム」や、地元中学校・高校の校長、保護者及び高校OB会等による「高校魅力化全力会議」において、各高校の課題や要望等について整理を進めてまいりました。今後は、魅力化に向けてより効果的で具体的な事業計画を取りまとめ、各種支援に取り組んでまいります」というふうに書いてあります。

それから、農家民泊のところににつきましては、4ページにグリーン・ツーリズムについては、「本市の持つ地域資源を大いに活用したイデベンチャー、カヌー・カヤック、フットパスなどの自然体験プログラムや農業体験プログラムの事業支援を行ってまいります。また、「菊池ふるさと体験協議会」を中心として活発化している農家民泊について、外国人モニターツアーの受け入れによるホストファミリーの拡大や新たな体験プログラムの開発等を支援してまいります」というふうに施政方針に載っております。

まず、1項目めの補助教員や特別支援教育支援員の仕事というものはどういうものであるのか。

また、市内3高校においては、6月9日の熊日新聞では、山鹿市内の高校への進学率は59%であると出ていました。それでは、菊池市ではどれぐらいの進学率なのか。また、ここ5年間ぐらいの推移がわかれば教えていただきたいと思います。

また、施政方針の中にも出てきておりました高校魅力化全力会議というのはどういうものなのかというのをお尋ねいたします。

農家民泊については、情報的には、民泊法のクリアが非常に難しいなどの情報が新聞、テレビ等から入ってきますけれども、菊池ふるさと体験協議会を中心とした農家民泊は、この民泊法をクリアしていると考えていいのかということをもまず最初に質問していきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（柁原賢一君） 教育部長、大山堅四郎君。

[登壇]

○教育部長（大山堅四郎君） それでは、まず教育部のほうから、水上議員ご質問の2点につきましてお答えをさせていただきます。

菊池市教育委員会で配置しております、補助教員・特別支援教育支援員の仕事内容でございますが、原則、補助教員は、主に通常学級において、障がいを持つ児童・生徒の中で支援が必要であったり、教室外への飛び出しや暴力など、本人及び他人の生命や身体に影響を及ぼすおそれがあったり、授業中の多動や離席など、授業の進行の妨げになるなど、支援を必要とする児童・生徒に対する学習指導補助を行っております。

また、特別支援教育支援員は、主に特別支援学級において、同様にその介助を行っております。

次に2点目の、菊池市内にございます県立菊池高校及び菊池農業高校並びに私立菊池女子高校の市内3高校への過去5年間の市内中学校からの進学率をお答えいたします。

平成26年3月卒業生は35.44%、平成27年3月卒業生は32.97%、平成28年3月卒業生は34.63%、平成29年3月卒業生は34.99%、平成30年3月卒業生は31.17%となっております。

また、高校魅力化全力会議についてでございますが、高校の魅力アップをなし遂げるためには、行政のみの力では限界があり、保護者や市民の皆さんが地域の身近な問題として捉え、地元高校の魅力を永続的に高める思いが必要と考えております。

こうしたことから、この高校魅力化全力会議は、まずは庁内で作る「市内3高校魅力化プロジェクトチーム」で庁内が連携した調査を行い、外部から地元中学校の校長、市内3高校の代表者、3高校の保護者代表及びOB会等に入ってもらい、それぞれの役割や支援内容を明らかにした全力会議と位置づけて、地域ぐるみの取

り組みとするものでございます。

具体的には、お話が少しありましたように、平成29年度では4回の会議の中で、高校の魅力アップについての自由な意見交換会を初め、市内3高校の魅力や課題についての共通認識化、また、市内3高校魅力化プロジェクトチームが取りまとめた各高校のさまざまな要望等について、項目ごとに魅力発信、学力向上、高校教育・生徒への支援、部活動の充実に整理・分類し、今後、高校魅力化事業を進めるための報告検討を行ったところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 政策企画部長、元島加奈子さん。

[登壇]

○政策企画部長（元島加奈子さん） 皆様、改めまして、こんにちは。水上議員からご質問いただきました、菊池ふるさと体験協議会に加入されているホストの皆さんが民泊法をクリアしているかという、まずお尋ねでございました。

まず、県内の民泊新法、いわゆる民泊新法、正確には住宅宿泊事業法に基づく届け出の受理をされている状況ですね。まずはご説明したいと思います。

熊本県の薬務衛生課のほうで担当しておりますので、問い合わせましたところ、6月20日時点で県内の届け出は13件、本市においてはゼロ件ということでございました。

本市では、農家民泊を含めましたグリーンツーリズムの推進業務を、菊池ふるさと体験協議会に委託しておりますけれども、当協議会に加入されているホストにつきましては、現在5軒が民泊新法ではなく、旅館業法に基づく「簡易宿所」の許可を得られて営業をされております。

そういう状況でございます。以上でございます。

○議長（柁原賢一君） 水上隆光君。

[登壇]

○8番（水上隆光君） ちょっと今、大山部長のほうからの進学率の数字というものを聞きまして、この山鹿の59%との違いというか、ちょっとこれは通告していませんけれども、何か思い当たる節があるならばと思いますけれども、通告していませんが。

○議長（柁原賢一君） 教育部長、大山堅四郎君。

[登壇]

○教育部長（大山堅四郎君） 山鹿管内の進学率との違いはということでございます。

いろんなことが考えられると思います。山鹿につきましては、高校が4校あるということも一つの理由だろうと思いますし、ただいまその違いというものが申されましたので、そういったことも検討委員会の中で踏まえながら協議をしてみたい

いと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 水上隆光君。

[登壇]

○8番（水上隆光君） どうもありがとうございました。

それでは、次の質問ですけれども、補助教員・特別支援教育支援員の合併後からの推移、現在の数はどれほどになってくるのか。また、その数は、教壇に立つ教員、事務職を除いて、全体の何%ぐらいになるのか。それから、補助教員さん、支援員さんの給与体系というものがわかれば教えていただきたいと思います。

高校3校については、今後、魅力化に向け、効果的で具体的な事業計画というふうにありますけれども、どういうふうなものなのか。効果的で具体的な事業というものが示されるならば教えていただきたいと思います。

また、農家民泊において、ここ1年ほどの民泊の状況をお尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（柁原賢一君） 教育部長、大山堅四郎君。

[登壇]

○教育部長（大山堅四郎君） それでは、水上議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

まず、補助教員・特別支援教育支援員の合併時からの配置人員の推移ということでございますが、平成17年度の補助教員が20名、特別支援教育支援員はゼロ名、それ以降、それぞれに同様に申し上げたいと思います。平成18年度が25名とゼロ名、平成19年度が26名とゼロ名、平成20年度が26名と10名、平成21年度が26名と12名、平成22年度と平成23年度が26名と19名、平成24年度が28名と19名、平成25年度から平成28年度までが31名と26名、平成29年度が30名と26名、平成30年度が29名と27名ということになっております。

また、平成30年に配置している補助教員29名と特別支援教育支援員27名が、小中学校で教壇に立つ教諭と講師に占める割合についてでございますが、本市の全小中学校の教諭と講師につきましては、合計で260名が在籍をいたしておりますので、補助教員が11.15%、特別支援教育支援員が10.38%、合計で21.53%の割合となっております。

また、補助教員と特別支援教育支援員の報酬につきましては、勤務時間に合わせまして、補助教員が教諭の初任給の4分の3程度の報酬として月額16万3,600円、特別支援教育支援員は時間給の賃金として時給1,200円といたしており

ます。

次に、市内3高校の魅力化の具体的な内容ということでございますが、平成29年度に立ち上げました、市内3高校魅力化プロジェクトチームは、高校魅力化全力会議の作業部会的な位置づけとして、各部署が持つ情報と行政支援を共有し連携をすることで、市内3高校の魅力アップに向けた調査研究を目的として取り組んでおります。

これまでに高校魅力アップ計画を策定し、1.高校の魅力を発信する、2.学力の向上を図る、3.教育・生徒への支援を行う、4.部活動を充実するの4本の柱を基本とし、プロジェクトチームと市内3高校が連携しながら、各施策の実現に向けた調査・検討に努めているところでございます。

3高校の支援につきましては、中長期的な視点に立った取り組みが必要となりますが、平成30年度では魅力発信事業の一つとして、広報きくちにおいて4月号から月ごとに各高校専用の紹介ページを設け、中学生はもとより、広く市民の皆様へ魅力の発信を行っているところでございます。

また、昨年度、中学2年生を対象に行った、各高校の魅力を伝える「ハイスクールフェスティバル・菊池」の開催が好評だったことから、本年度も引き続き開催するところでございます。

今後も高校魅力アップ計画に基づき、さまざまな施策についての協議を重ね、高校魅力化全力会議や地域と連携しながら、市内3高校の魅力化に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 政策企画部長、元島加奈子さん。

[登壇]

○政策企画部長（元島加奈子さん） 昨年度1年間の民泊の状況についてということで、菊池ふるさと体験協議会で受け入れた状況をご説明したいと思っております。

当協議会におきましては、昨年度1年間、モニターツアーをされまして、その取り組みの中で13軒で87名の宿泊受け入れがあったと報告をいただいております。

この後で、ツアー受け入れを行った13軒のうち6軒が本格的に民泊の営業を受けて動き始められまして、先ほど申しました、うち5軒が簡易宿所の許可をとられたというものでございます。

以上でございます。

○議長（柁原賢一君） 水上隆光君。

[登壇]

○8番（水上隆光君） 大山部長のところですけども、合併時からの推移ということ

で、平成17年度から平成20年度までが、補助教員のほうが二十五、六人、平成17年度から平成19年度ぐらいまでがあつて、支援員のほうがずっとゼロで、その後から10人とか12人とかになっているんですけども、これは平成17、18、19年度あたりのゼロというのは、もうそういう仕組みはなかったということと考えていいんですかね。

○議長（柁原賢一君） 教育部長、大山堅四郎君。

[登壇]

○教育部長（大山堅四郎君） 先ほど、特別支援教育支援員がゼロ名ということが、平成17年度、平成18年度、平成19年度ということでした。仕組みがなかったのかということですが、当時におきましては、補助教員が特別支援教育支援員の役割も一緒に果たしていたということになります。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 水上隆光君。

[登壇]

○8番（水上隆光君） ありがとうございます。

次に、施政方針の中で、1ページ、市長の考えとして、「平成30年度の基本の柱は、収入をふやし支出を節約する「財政面の健康づくり」です。次世代に向けて、持続的かつ安定的に公共サービスを提供することができるよう、財政面での体力アップを進めます」という文言があります。

平成30年度の大目標ということが、市民の健康、財政面の健康ということかと思えますけども、この補助教員、また、支援員の費用が、聞くとところによると、1億円を超えているという状況であるということを知りました。まだまだふえる見込みと考えた場合、この予算といいますか、そこは聖域と考えるのか、また、支出を節約するのか、どうなのかということをお聞きしたいと思います。1億円以上の予算がかかっており、ICTにもかなりの予算がかかっているという現状でございす。教育分野にも切り込んでいくべきという考えも当然あると思えますけれども、お考えをお聞かせしていただけたらと思います。

それから、市内3高校については、高校生という地域の未来を背負っていく、また、地域の土台をつくる大事な世代に支援をしてほしいと思います。ここは市長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

最後に、民泊においては、農家民泊をされている人たちはやる気満々でございす。そういう中で、6軒ですか、6軒の人がそういうあれをクリアして頑張っておられます。市として、この農家民泊をやっている皆さんを、情報発信とか、いろんなアピールとかで、農家民泊をやっている皆さんを助けていただきたいと思います。

6軒のうち4軒ほどは、ここ5カ月ほど、なかなかお客さんが来ないんですよと言っておられました。そういう面で、菊池市としても外国人のインバウンド、また、お客の呼び込みあたりも力をかしてほしいと私は思っております。その辺のお考えをまずお聞かせ願いたいと思います。

○議長（柁原賢一君） 教育長、原田和幸君。

[登壇]

○教育長（原田和幸君） 私のほうから、補助教員・特別支援教育支援員の件につきましてお答えさせていただきたいというふうに思います。

近年、特別支援教育の対象となる児童・生徒の数は増加傾向にあります。例えば、支援学級の数で言いますと、平成19年度と平成30年度で申しますと、平成19年度23学級に対して平成30年度は34学級にふえております。特別支援学級に在籍している子どもの数は、平成19年度42人でした。現在34学級に135人の子どもが在籍をしております。

加えて、平成24年度から障害者の権利に関する条約が提唱する「インクルーシブ教育システム」の構築のため、合理的な配慮が必要とされております。こういったことから、本市では全国市長会を通じて財政支援の要望を行ってきたところでございます。

また、学校現場からは、普通学級内でも学校生活を送る上で何らかの特別の支援を要する児童・生徒が多くいる状況から、補助教員等の増員の強い要望もあつているところでございます。

財政的には非常に厳しい中ではございますが、さまざまな人が生き生きと活躍できる共生社会の実現を目指し、支援が必要な子どもも、そうでない子どもも、ともに教育を受けられるよう配慮をするために、今後とも必要な予算の確保に努めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

以上、お答えします。

○議長（柁原賢一君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） それでは、私のほうから、ただいまの水上議員の2番目と3番目の点について、ご回答を申し上げたいというふうに思います。

まず、1点目の市内の3高校への思いということでございますけども、市内にあります3高校は定員割れが続きまして、かつ市内中学校からの進学率が低いということで、地域にとっても大変大きな問題というふうに考えております。

とりわけ地元高校といたしますのは、人材育成の面あるいは地域の発展にとって不可欠であり、また、かつ非常に重要な存在でございます。特に3校とも、ある意味

では市の直接の管轄ではないわけでありますけども、管轄内であろうが、外であろうが、市にとって非常に重要な意味を持つということで、市民の皆様にも働きをかけまして、みんなで高校問題を考えていきたいと思いますという場をこれまで持ってきたわけでございます。高校、中学校の各校長先生はもとより、PTA、それから育友会あるいは後援会の代表の方々に参加をいただきまして、高校魅力化全力会議と称しまして、会議を開いてきたところでございます。

また、庁内にもそのための横断的なプロジェクトチームもつくってまいりました。さまざまなデータに基づいた強み、弱みを分析の上で、まずベースとなります高校の魅力アップの計画を学校のほうに策定をしてもらったところであります。

これに基づきまして、それぞれが取り組むべき目標をきちんと定めて、そして共有をして、学校が何をやるか、行政が何をやっていくか、そして、市民の方々にはどういうことを手伝っていただくかということを明確化する作業に、今、取りかかっているところでございます。こうしたことを踏まえて、各セクションで汗を流しながら、本件については総力を挙げて取り組んでいきたいというふうに考えております。

また、一部には野球部の応援組織が改めてできたりして、財政面も含めて支援をしていこうというふうな新しい心強い動きも出てきておるところでございます。

それから、3点目の民宿に対する取り組みについてというご質問でございますけれども、民宿につきましては、私は大変期待をしております、一つには、菊池の観光戦略の中で、とりわけ中山間地に新たにキャッシュがおりていく新たな収益源になるのではないかと大いに期待しているところであります。

また、収益だけではなくて、特に地元にあります素材を生かして観光客に喜んでいただくということで、おのずと足元にありますさまざまな宝の発見ということにつながって、いわゆるシビックプライドという誇りにつながっていく。また、高齢者の方々にとっては、都市部の若い方々と交流を深めるということが生きがいになって、元気につながるというふうにも考えております。

また、こうした民宿のありようというのは、都市部の観光の皆さん、あるいは外国人の方にとっても、まさしく、今、求めているニーズの中でも非常に強い部分であるというふうに理解しております。これがうまく成功していけば、国内でも、あるいは台湾等でもそうでありますけども、修学旅行の大きな目的地というのは、こうしたふうな農家体験、農家民泊ということですので、若いうちから菊池を知っていただければ、将来の固定ファン、リピーターになる潜在性も大いにあるというふうに考えております。

とりわけ、こうした民泊と菊池にしかない菊池溪谷、そして、イデベンチャーと、

こうしたものの組み合わせで、ほかになような訴求ができるのではないかというふうに思っております。

ただ、中山間地では、とりわけ高齢の方にとって非常に生きがいのある取り組みだと思いますけども、無理をしないで、かつ、なるべくありのままの生活をお見せして、触れ合いと体験を重視していくと。そうしたことが民宿事業が長続きしていく一番のポイントではないかなと、今、考えているところでございます。

いずれにしましても、高校問題、それから民宿の取り組み、積極的にご支援を続けてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（柁原賢一君） 水上隆光君。

[登壇]

○8番（水上隆光君） ありがとうございます。

最後の農家民泊のところですけども、私の手元にも「民家に泊まろう おかえり。」ということで、菊池市民泊案内ということで、こういうふうに立派な本ができて、中身は、民泊をやっている人たちがカラーでこういうふうな接待をしますよみたいな感じで書いてあります。

そういう中で、なかなか客筋が伸びてこないという苦しみの中で、やはり市としても、これらの全国レベルのレガッタ大会等、件数は10件ほどですけど、農家民泊へのアプローチをやったり、また、今度、7月に行かれると思いますけれども、東京菊池会において、菊池に帰ってきたら農家民泊にぜひともお泊まりください。私の同級生も横浜あたりに行っていますけれども、親がもういなくなって、家もなくなって、同窓会などで帰ってきて泊まる場所がないなんかいう人がかなりいます。そういう人にも、特に東京菊池会あたりで、この農家民泊を推進していただき、また、この菊池市内、アパート暮らし、マンション暮らし、いろんな人がおりますので、灯台もと暗しということで、菊池市内の身近な人も、どうかこの農家民泊に宿泊していただきたいという思いを市のほうからもぜひとも発信していただきたいと思います。

次の2番目の質問に入っていきます。

地元企業への就職についてということで質問します。

雇用条件と実態について質問していきますけれども、私の知人の20代半ばの人、また、30代半ばの人から話がありまして、雇用条件という、いわゆるその企業、会社との約束が、ハローワークに書いてある文言、文章と違うと。約束であったが、そうではない。約束が守られないというか、約束と違うということで、そういうことで、その20代半ばの人はもうその会社をやめられましたけども、その30代半

ばの人は、約束が違うということで、雇用条件として、ボーナスが夏1.5倍、冬1.5倍とかいう約束があったのに、1年たっても、とうとうボーナスなんか出てこない。全くないということで、でも、その30代半ばの人は、その企業に今も勤めておられますけども、そういう約束と違うじゃないかというパターンがあるのではないかというふうに、ハローワークのことでありますけども、私は心配しております。本市として把握しているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（柁原賢一君） 経済部長、谷田修君。

[登壇]

○経済部長（谷田 修君） 水上議員のご質問にお答えします。

雇用条件不履行の実態に関しましては、市には直接相談があっていないため、実態を把握できておりません。そのため、ハローワークに問い合わせしましたところ、給与や休日等、雇用条件に関する相談が、月に1件程度あるとのことですが、相談の大半は、誤解や理解不足によるもので、労働契約書と実態を照らし合わせながら、労使間で確認することにより解決するため、労働契約違反で使用者を指導することはほとんどないそうでございます。

ただ、ごくまれに、使用者側の理解不足により、労働基準法第36条に関する労使間協定を行わずに、労働時間の延長や休日労働をさせるなどの相談があるそうで、労働基準法違反で使用者を指導するケースはあるとのことでした。

また、労働基準監督署では、労働基準法に関する相談を受け付けていますが、使用者からの基準に関する相談が主で、労働者からの相談は数年に一度ということでございました。

以上、お答えします。

○議長（柁原賢一君） 水上隆光君。

[登壇]

○8番（水上隆光君） なかなか、市としては難しいみたいな感じでありますけれども、先ほど、市内高校のところでも言いましたように、市内の企業に就職してもらい、菊池市の将来に夢と希望を与えてくれる若い世代が、企業に失望するようなことがあってはならないと私は思っています。雇用するほうにもきちっとしたプライドを持ってほしいと思っています。この部分での本市のお考えがあれば、お尋ねいたします。

○議長（柁原賢一君） 経済部長、谷田修君。

[登壇]

○経済部長（谷田 修君） ただいまの質問にお答えします。

雇用条件不履行などの労使間のトラブルは、地元での就労意欲の減退につながり、

地元での就労促進の妨げになると考えております。

雇用条件に関する疑問がある場合は、ハローワークを通じた就職の場合はハローワークに、労働基準法に抵触していると思われる場合は労働基準監督署に、また、そのほか、厚生労働省が委託しております「労働条件相談ほっとライン」や「熊本県労働相談センター」という問題解決のための相談窓口がございます。

昨今の情報拡散社会におきましては、労使間トラブルは労働者の不利益であることはもちろん、使用者の悪評が拡散し、使用者の死活問題にもなりかねません。

ハローワークでは、採用決定時に、雇用条件に変更はなかったか、決定した給料は幾らかなど、選考結果の報告を使用者に義務づけ、実際の雇用条件を把握することにより、トラブル防止を図られております。

市といたしましても、関係機関からの依頼に応じて協力してまいりたいと考えております。

○議長（柁原賢一君） 水上隆光君。

[登壇]

○8番（水上隆光君） ありがとうございます。

続いて、市長のお考えを聞かせていただきますけれども、施政方針5ページ、真ん中ごろ、「地元企業への就職については、労働力不足が地域経済の低下につながりかねない状況にあるため、企業と高校とのマッチング機会を提供することで、地元での就労促進に努めます」というふうに出ております。まさにそのとおりでございます。そういうふうにやっていただきたいと思いますけれども、こういうふうな事象、事案が出てくると、高校生のほうも首をかしげるというふうな状態になりますので、この辺はあってはならないことだと思いますので、市長のお考えをまずお聞かせ願いたいと思います。

○議長（柁原賢一君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） この種の雇用条件不履行等のトラブルがあるんじゃないかというご質問でございますが、先ほど部長答弁にもありましたように、ハローワークに確認した限りでは、労働契約違反等で使用者を指導するようなケースはほとんどないということですが、市としましても、健全な就労環境を保つということは、地元の就労を促進して、地域経済を活性化させて、地域の活力を維持するという意味では、非常に重要なことでございますので、私どもが直接関与できることではありませんけれども、関係機関からの依頼等ございましたら、広報でのPRなどを積極的に協力してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（柁原賢一君） 水上隆光君。

[登壇]

○8番（水上隆光君） 企業誘致10団地70社、勤めている方が、企業誘致の70社だけで7,400人と聞いております。そういう人たちがきちっとした労使の条件で、喜んで仕事ができるように願うところでございます。

続いて、3番目の質問の道路について質問していきます。

旭志伊萩の原植木線、県道の話になりますけれども、平成17年から18年ごろ、伊萩橋から伊萩交差点、伊萩交差点というのは、中学校のほうからおりてきて、岩本もしくはそこを曲がって、平へ行く交差点のところが伊萩交差点ということでありますけれども、この平成17年から18年のころ、県道原植木線の改良拡幅工事の計画があったと思います。当時の状況経過がわかれば教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（柁原賢一君） 建設部長、淵邊政博君。

[登壇]

○建設部長（淵邊政博君） 県道原植木線の伊萩交差点から伊萩橋までの区間につきましては、議員おっしゃるとおり、バイパス工事の計画があり、記録を確認したところ、平成18年7月12日に伊萩区において事業説明会が行われ、翌年の8月7日に関係地権者への用地説明会が行われております。

その後に、個別の用地交渉に移っているようですが、現在、事業休止となっております。

事業休止に至った経緯につきましては、一部の用地交渉難航等により、平成20年にこれ以上の事業進捗が見込めないことから、事業を休止し、現在に至っているとのことでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 水上隆光君。

[登壇]

○8番（水上隆光君） ありがとうございました。

経過は、まさにそのとおりでありまして、私もちょっとこの間、図面が残っているなら見せてほしいとお願いしたところ、まだたまたま図面が残っておりまして、見せていただきました。

現在、その地域を、あの図面を見てみますと、ほとんどが熊本地震の影響で更地になっております。2軒ほどがまだちょっとありますけれども、そこはもう何年も前から、地震の前から空き家という感じのところでありまして、もう見た感じ、かなり更地がほとんどだという感じでございます。

その更地を見て、多くの市民から、もう一回、県のほうにお願いすべきじゃないかというふうに声が上がってきているところでございます。この更地もふえているというところで、もう一回、県のほうにお願いするならしてほしいと思いますけれども、部長のほうのお考えをお聞かせください。

○議長（柁原賢一君） 建設部長、淵邊政博君。

[登壇]

○建設部長（淵邊政博君） 本路線であります県道の原植木線につきましては、毎年継続して県に整備要望を行っておりますが、これまでの経緯から、事業復活のためには、地元地権者の皆様の事業同意が必要と考えておりますので、市といたしましては、地元の意向等を踏まえた上で、今後も整備要望を行ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 水上隆光君。

[登壇]

○8番（水上隆光君） 質問は終わりますけれども、きょうも教育について質問させていただきました。原田教育長退任ということで、菊池の教育行政にご尽力され、私が苦手な英語教育のところで質問をしたときも、わかりやすいように、原田教育長、私に答弁をしていただきました。退任をされるそうですけれども、今後はお体にご自愛のほど、幸せな人生を送っていただきたいと思います。

終わります。

○議長（柁原賢一君） これで水上隆光君の質問を終わります。

以上で、本日の一般質問は終わりたいと思います。

あすも引き続き、一般質問となっております。

本日は、これで散会します。

全員、ご起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れさまでした。

—————○—————
散会 午後2時50分

第 4 号

7 月 3 日

平成30年第2回菊池市議会定例会

議事日程 第4号

平成30年7月3日（火曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（20名）

1 番	田 中 教 之 君
2 番	福 島 英 徳 君
3 番	緒 方 哲 郎 君
4 番	後 藤 英 夫 君
5 番	平 直 樹 君
6 番	東 奈津子 さん
7 番	坂 本 道 博 君
8 番	水 上 隆 光 君
9 番	猿 渡 美智子 さん
10 番	松 岡 讓 君
11 番	荒 木 崇 之 君
12 番	柁 原 賢 一 君
13 番	工 藤 圭一郎 君
14 番	城 典 臣 君
15 番	大 賀 慶 一 君
16 番	水 上 彰 澄 君
17 番	二ノ文 伸 元 君
18 番	泉 田 栄一朗 君
19 番	木 下 雄 二 君
20 番	山 瀬 義 也 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	江 頭 実 君
副 市 長	芳 野 勇一郎 君
政策企画部長	元 島 加奈子 さん
総 務 部 長	上 田 俊 介 君
市民環境部長	古 田 浩 敏 君
健康福祉部長	中 村 隆 純 君
経 済 部 長	谷 田 修 君
建 設 部 長	淵 邊 政 博 君
七 城 支 所 長	榎 田 邦 昭 君
旭 志 支 所 長	岩 根 卓 士 君
泗 水 支 所 長	坂 本 忠 弘 君
財 政 課 長	上 田 敏 雄 君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	中 尾 孝 浩 君
市 長 公 室 長	前 川 幸 輝 君
教 育 長	原 田 和 幸 君
教 育 部 長	大 山 堅四郎 君
農業委員会事務局長	坂 本 高 秀 君
水 道 局 長	大 塚 忠 康 君
監査委員事務局長	清 田 幸 臣 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	徳 永 裕 治 君
事 務 局 課 長	歌 岡 憲 一 君
課 長 補 佐	松 原 憲 一 君
議 会 係 長	安 武 則 貴 君
議 会 係	吉 岡 結加里 さん

○議長（柁原賢一君） 全員、ご起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

○

午前10時00分 開議

○議長（柁原賢一君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

傍聴人の方に申し上げます。帽子のほうはお脱ぎください。よろしくお願いします。

○

日程第1 一般質問

○議長（柁原賢一君） 日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

初めに、平直樹君。

[登壇]

○5番（平 直樹君） 皆さん、おはようございます。

政治目標、政治をもっと近くに、判断基準、子どもたちが大きくなったときにどうかという基本理念をもって、2期目の菊池市議会議員として、住民福祉の向上を念頭に置き、ちゃんと決める、ちゃんとチェックする、そしてちゃんと提案できる、そういう議員になるべく、これからの4年間、ここにいらっしゃる方々と菊池市をいいまちにしたいという基本的な、そしてとても大切な思いを共有しながら前進していきたい。そして、菊池市の最高決定機関であるこの菊池市議会の定例会は、国旗を掲げ、国歌斉唱して始めるべきだと考えている、議席番号5番の平直樹です。

では、通告に従いまして、一般質問をいたします。

まず1点目は、入札についてお尋ねをいたします。

この質問の目的は、公共工事において、どうにか市内下請業者にまできちんと仕事とお金が回る環境を整えたいということです。

これまでこの入札について数度お尋ねいたしておりますが、その続きです。

まずは、議長のお許しをいただいておりますので、パネルで示します。

この数字は、平成21年度から28年度まで市が発注した全ての仕事を土木、建築、その他の三つに分けて合算し、平均したものです。これは件数ではなく、金額ベースとなります。

まず土木、市内元請受注率が99.5%、その平均落札率は98.2%、そして、それがどれぐらい菊池の下請業者さんに回っているかというものを示す受注率は4

7. 4 %です。建築におきましては、市内元請受注率が49. 7 %、落札率は98. 4 %、市内下請業者さんの受注率は約11 %、その他は78. 1 %、市内元請受注率が78. 1 %で、その平均落札率は96. 6 %、市内下請受注率はその中で37. 2 %となっております。ここまでは前回の数字です。

改めてお尋ねをいたします。

この結果、つまり市内下請業者の受注率というものの現状は、市の思いに沿っていますか。お尋ねいたします。

○議長（柁原賢一君） 総務部長、上田俊介君。

[登壇]

○総務部長（上田俊介君） 改めまして、おはようございます。それでは、平議員の1回目の質問でございますけども、市内の下請率が、現状がこれでいいのかということだと思います。

下請業者の受注率及び金額とともに、庁舎建設及び生涯学習センター建設等の大規模工事を発注しました平成27年を除きますと、おおむね下請率としましては30 %前後だというふうに思っております。当然ながら、市内の事業者様の下請率は高いほうがいいというふうに思っております。

以上、お答えします。

○議長（柁原賢一君） 平直樹君。

[登壇]

○5番（平 直樹君） 今の答弁によりますと、思いには沿っていないということだというふうに、私は受け取りました。

では、なぜ市内の下請業者さんの受注率というものが少ないと市は考えられていますか。受注する能力がないというふうに考えておるのか、もしくは単に金額が合わないというふうに考えられているのか、どういうふうに考えられていますか。

○議長（柁原賢一君） 総務部長、上田俊介君。

[登壇]

○総務部長（上田俊介君） 先ほど30 %の数値について、市の担当者でありますとか、実際に施工されておる建築業者の方にもご意見をお聞きしたところでございます。

下請契約をした場合についてですけども、実際に市内の事業者さんでは下請ができないとか、困難な業者が多数存在しているというのを確認いたしております。また、下請できない工種の契約金額、それは設計上もあるかもしれませんが、金額的には高い傾向にあるということでございます。そういったことが、市内の下請受注率とか金額率が低い原因であろうというふうには思っております。

市としまして、今の現状でございますけども、元請業者さんの努力だけでは、

これ以上、下請率が上がるというのはちょっと難しいのかなというところはちょっと考えておるところでございます。

以上、お答えします。

○議長（柁原賢一君） 平直樹君。

[登壇]

○5番（平 直樹君） 下請工事ができない業種があるということは、私も承知をしております。全ての業種に対して、菊池の業者さんで下請ができない業種がたくさんあることは、それはそうかと思えますし、それがパーセンテージに反映されることは、ある程度は仕方がないというふうには思いますが、でも元請自体は、菊池市の業者さんでJVという形をとって、なるべく市内の業者さんにとっていただこうという鋭意努力をされた先人たちの知恵を結集した結果、そういうところもできていたのに、いざそれが下請業者に発注を回すとなると、市としては手が出せないと言ってみたり、その業者がないというふうな、その理屈が通っていくとなると、何だかみんなで納めた税金をなぜ菊池の業者さんに使いたいというふうな思いだったのかというところから少しそれていくような思いが私はあります。言葉をかえれば、菊池市内の業者さんができる仕事に関しては、受注率、その金額自体が物すごく安いという結果だと思うんですね。できない業種は高い。だったら、できる業種は安いということだと思うんですけど、それは実際に仕事に従事されている方々の気持ちやお話を聞けば、すごく安いんだという声が本当に聞こえてまいります。それが、市のほうに話がいかないのは、それはやっぱり元請と下請のパワーバランスというのがあって、絶対に言えないからです。下請業者さんは、元請業者さんを裏切るような行為をやったら、この先に仕事をいただけないから、なかなか皆さんのところまで届かないんだと思いますが。

さて、それでは菊池市最低制限価格というものがあると思います。その取扱事務要領もありますが、その目的は何ですか。

○議長（柁原賢一君） 総務部長、上田俊介君。

[登壇]

○総務部長（上田俊介君） 菊池市に最低制限価格の要領があるということで、これはどういうことかというかなと思います。

経済環境、不況下において公共工事の発注が減少するなどによりまして、ダンピング受注が常態化され、結果的に手抜き工事や下請へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の欠如などが誘発し、公共工事の質を確保できない心配があるということから、公共工事の品質確保の促進に関する法律、これはご存じだと思いますが、品確法ができております。この品確法の第7条第3項において、発注者の責務としま

して、最低制限価格の設定とその他必要な措置を講ずることと定めてございます。このため、菊池市が発注する建設工事の入札について、過度な低価格による受注を防止するために、菊池市最低制限価格事務取扱要領を制定しているところでございます。

○議長（柁原賢一君） 平直樹君。

[登壇]

○5番（平 直樹君） 品確法に定められているよということでした。

平成26年9月30日閣議決定された公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針の中に、ダンピング受注の防止という項目があり、そこには「ダンピング受注は工事の手抜き、下請業者へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながりやすく、公共工事の品質確保に支障を来すおそれがあるとともに、公共工事を施行する者が担い手を育成する、確保するために必要となる適正な利潤を確保できないおそれがある等の問題がある。発注者は、ダンピング受注を防止するために、適切に低入札価格調査基準または最低制限価格を設定するなど必要な措置を講ずるものとする」ともあります。ここにはっきり、部長の答弁にもありましたけど、下請業者へのしわ寄せがいかないように、余り安いやつは安かろう悪かろうになるから、そういうことにならないようにというルールでつくられていると思うんですね。

ほかに、もちろん皆さん、ご案内のとおり、本市には菊池市中小企業振興基本条例があり、地場産業育成の観点からも、なるべく菊池の仕事は菊池の業者さんでというものもあります。

菊池市下請契約報告の事務取扱要領の第3条、これ、以前も聞きましたが、改めてお尋ねします。不当に低い下請代金の禁止についてという項目があります。そこを改めてお尋ねしますが、市は、元請業者さんが下請工事の方をお願いする際の仕入れ値を知らないと思いますし、知るはずがないと思うんです。では、どのようにして「不当に低い」というものを定義されているのでしょうか。また、それに違反した場合はどうなりますか。

○議長（柁原賢一君） 総務部長、上田俊介君。

[登壇]

○総務部長（上田俊介君） 菊池市の下請契約報告書事務取扱要領第3条に、これは「不当に低い下請代金の禁止について」ということで、これは指導の内容ということになるかなと思います。これを判断する根拠ということでございますけども、それについては建設業法に定めがあります。建設業法の第19条の3では、「注文者は、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施行するため

に通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結してはならない」というふうに定めております。元請と下請における下請契約については、先ほど申しました、元請人が注文者となり、下請負人が請負人と読みかえることになるかなというふうに思います。

この法律により「自己の取引上の地位を不当に利用して」ということは、取引上優越的な地位にある元請負人が、下請負人に対する指名権とか選択権等を背景に、下請負人を経済的に不当に圧迫するような取引を強いることを言いまして、「通常必要と認められる原価」とは、当該工事の施行区域であります菊池市において、工事を施行するために一般的に必要と認められる価格を言います。具体的な判断としては、下請負人の実行予算であるとか、再下請先とか、資材業者等の取引状況、さらには菊池市内における同種工事の請負代金額の実例により判断することとなるかなというふうに思います。

次に、違反があった場合についてでございますけども、今回、建設業法第19条の3に該当する場合でございますけども、建設業法上は営業停止処分に該当除外する案件ということになっております。このため、熊本県における営業停止も菊池市における指名停止も対象とはならないものになってしまいます。しかし、入札に係る活動において不公正な取引方法があった場合においては、いわゆる独占禁止法の第19条に違反しますので、通報の対象となりまして、公正取引委員会からの排除措置命令であるとか課徴金の対象となるものというふうに理解をしております。

○議長（柁原賢一君） 平直樹君。

[登壇]

○5番（平 直樹君） 今の部長の答弁によりますと、建設業法第19条の3で、いわゆる原価割れをするような価格というところから入り、実際はどれぐらいの金額で推移しているのかを調査して、不当な金額にするというふうな解釈になりますが、そういう解釈でいいですか。ということは、市は、工事のたびに、この工事の下請金額が幾らぐらいだということをさまざまな方法を使って調査して、把握しているということになりますけど、その答弁は、そういう私の解釈でよろしいですか。

私は、市が電話をかけたりとか調べて、実際に下請金額がどれぐらいで推移しているかというのをつかんでいるとは到底思えないからこれを聞いているんですが、今の答弁によると、そういうふうに聞こえますけど、もう一回説明していただいていいですか。私はちょっとそういう理解にしかならなかったもので、お願いします。

○議長（柁原賢一君） 総務部長、上田俊介君。

[登壇]

○総務部長（上田俊介君） 判断の材料ということでございますけども、具体的にとい

うことで、これはいろんな書類をいただいた形でのことになるかもしれませんが、実際の予算であるとか、その辺の内容を見ないことにはどうしてもその判断はできませんので、それを見るしかないかなというふうには思っております。答えになりませんか。その内容に応じて、実際のほかの取引だったりとか、それを相対的に比較しないとできないのかなというふうには思っております。

以上、お答えします。

○議長（柁原賢一君） 平直樹君。

[登壇]

○5番（平 直樹君） 多分、誰も理解できないと思います。

実際に下請金額がどれぐらいで推移しているかというものを実態として持っていない限り、不当に低いという判断はできないはずなんです。なぜなら、原価はわからないからですよ、発注した市の方々には。それが商売上、ばれるわけがない。

元請業者さんたちは、菊池の仕事は菊池で取るという思いの中で、いろんな皆さん、先人の議員さん達とかと一緒に知恵を出して、なるべく菊池で取りましょうというルールの中でやってきた。でも、実際、取られたら、福岡の業者や熊本の業者さんの見積書を持ってきて、これだけでやるんだぞ、よそはこれだけだぞというふうな交渉をされているんですよ。なぜ下請や孫請業者さんになった途端、このルールが外れるんですかと、何で地元を育てましょうというルールがそこで適用できないんですかということが前提にあるというのをしっかり考えておいてください。そこはもう間違いなくある。ただ、それは下請業者さんから市には直接、絶対言えないことです。

ぼんやりとした答えだったと思うんですが、元請さんの最低制限価格を決めるのにも、国が示した方式があります。これは計算式があるんですね。こういう計算式で、金額1万円に対して幾らぐらいまでというのが最低制限価格ですよという計算式があるんですが、国自体もダンピング受注をしないように、下請にしわ寄せがいかないように、その方程式をつくっているのであれば、不当に低いと市が掲げる以上は、市独自の見解であったり、その計算式を当てはめたりというような、はっきりと数式化された独自の見解というものを示す必要があると私は思いますが、いかがでしょうか。

○議長（柁原賢一君） 総務部長、上田俊介君。

[登壇]

○総務部長（上田俊介君） 発注者と請負間については、最低制限価格というのが設けられて、計算上ございます。今回の場合は、元請下請間というような契約になるかなと思いますので、民法上で言いますと私法的な契約には該当するのかなというふ

うに思います。双方で適正な合意形成がなされて契約する場合においては、合意形成に市が間で何か制限をかけるとか、そういうことは法令上、なかなか難しいというふうに判断するところでございます。

先ほど、そういう中でも、どうしても低いんだというご意見ではございますけども、また、元請下請間の取引の適正化につきましては、これは国土交通省でございまして、元請負人と下請負人の関係に係る留意点と題した建設業法の遵守ガイドラインを策定しておりますので、これに基づいて、適正に指導していきたいというふうには思っております。

○議長（柁原賢一君） 平直樹君。

[登壇]

○5番（平 直樹君） これまでこの問題を取り上げるときに、だったら分離発注はどうですかとか、さまざまな方法を提案しながらやってきたんですが、結局は、今のやつと一緒に、なかなか難しいというのが現状で、打つ手なしなのかなというのが、ルール上、見たときにそうなのかなという印象です。ただ、現状はずっと訴えていかなければなりませんし、その現状を知った上で、どうにか変えていくのが政治の力だと思いますし、なるべく菊池のお金が菊池にずっと回っていくという思いは、多分、ここにいらっしゃる方々は共有の思いだと思うんです。

では、市は、ルールがこういうルールだからということで終わるのではなくて、国に現状こうですよというふうにまず伝えることから、実際につくっていることがルールとなってやっているんだけど、現場はこういった層が生まれているというようなことを国に現状を訴えとか、そういった行動を起こす考えはありますか。

○議長（柁原賢一君） 総務部長、上田俊介君。

[登壇]

○総務部長（上田俊介君） 議員がおっしゃる問題点を国とかに行動としてあらわすべきじゃないかということでございますけども、具体的な発注者と元請間については、先ほど申しました最低制限価格がございまして、これを発注者と元請間について、建設業法の中ではだめだと言っている部分がありまして、元請下請関係はそれが無いような状態ではございます。ただ、元請下請間のトラブルについては、国土交通省でございまして、建設業法違反通報窓口「駆け込みホットライン」というのを設置してございます。元請下請間の請負契約上の法令違反について対応をしているところでございます。

なかなか声が出せないということではございましたけども、そういう受け口というのは国土交通省も用意をしているところでございますので、こういう窓口を利用する形でも、何か声を上げていかないことには、なかなか変わりにくいかなという

ようなところは感じております。

本市におきましても、当然、工事とか業務委託の市内の業者を対象とした説明会ではパンフレット等を利用しているところがございますし、適正な下請契約をお願いしているところでもございます。

現在のところ、こういう法令の仕組みがございますので、国に直接訴えを要請していくことは、今のところはちょっと考えていない状態でございます。

○議長（柁原賢一君） 平直樹君。

[登壇]

○5番（平 直樹君） 最初の質問で、下請状況は思いには沿っていないというのが前提にあって、元請の方々には、下請にしわ寄せがいかないようにというルールの中で、最低制限価格をつくり、でも下請に実際にいっていないという現実をお示ししても、国にはお願いができないというふうになると、本当に八方ふさがり感しかないと思います。先ほど言いましたけど、分離発注はだめ、じゃあ、この下請状況を広報に載せることはどうだと伝えても、それもできない。別にルールをおかせと言っているわけではなくて、現状を皆さんに知ってもらおう努力ぐらいはやることで、何もこれが民間から民間のお話ではなくて、みんなが出した税金を使う公共事業だからこそ、公平公正にきっちりお金が回ってもらいたいなというふうな思いがありますので、ちょっとこれからそういうふうな現状を考えるルールを変えるべきであるとかいう国に対する訴えをしませんというふうにシャッターを閉めるんじゃないで、常に何か方法はないか探っていただきたいなと思います。

この質問を始めて、本当に執行部の方々は、なるべく下請の方々にというようなお願いをさせていただいているのも十分承知しています。それをわかった上で、あえてまだまだですというような形で、こういう質問をさせていただきましたので、ぜひシャッターを閉めないで、もっとよりよくなるように鋭意努力をしていただきたいというふうに思います。

続いての質問にいきます。

続いての質問は、菊池まると市場についてお尋ねをいたします。

この質問の目的は、菊池まると市場のあり方についての確認も込めたものです。

まずお尋ねします。菊池まると市場、これはインターネットショップのことですが、これまでの経緯、概略と投じてきた予算、そして今まで売り上げてきた双方の総額を教えてください。

○議長（柁原賢一君） 経済部長、谷田修君。

[登壇]

○経済部長（谷田 修君） 改めまして、皆さん、おはようございます。ただいまのご

質問にお答えいたします。

菊池まるごと市場につきましては、平成26年10月に開設して以来、およそ3年8カ月が経過しております。平成25年度の準備期間から平成29年度末までの市費の投入総額は8,693万9,000円となっております。この市費投入額には、国の地方創生の交付金2,891万5,000円を含んでおります。また、売上総額につきましては、開設時から平成29年度までの実績として2億9,990万8,000円となっております。

○議長（柁原賢一君） 平直樹君。

[登壇]

○5番（平 直樹君） ありがとうございます。全部で、市費を使っているのが8,700万円程度、それに対して総売上が2億9,000万円、約3億円程度あるというようなことです。たしかこれは江頭市長が市長になられて、市長の肝いりで始まったというふうに覚えておりますが、何年か後にこれは自走させるよと、そのために菊池市として温めて育てて、そして自走させるというようなことだったと思いますが、ことし平成30年、これは何年後に自走させるという計画ですか。

○議長（柁原賢一君） 経済部長、谷田修君。

[登壇]

○経済部長（谷田 修君） ただいまの何年後に自走させるかという質問でございますが、まず現在の状況を報告いたします。

自立運営に向けまして、今の委託先であります七城町特産品センターや各物産館などの関係団体と協議を始めたところでございまして、また、あわせまして市内外の消費者や観光客に向けたPRに努め、自主運営できる基盤づくりを進めているという状態でございます。

○議長（柁原賢一君） 平直樹君。

[登壇]

○5番（平 直樹君） 今の答弁ですと、何年後に、例えば3年後に自走させるというような数字はないということでしょうか。

○議長（柁原賢一君） 経済部長、谷田修君。

[登壇]

○経済部長（谷田 修君） 現在の状況といたしましては、何年後に自走するかも含めまして検討を始めた段階ということで、今のところ、正確なところの数字がまだ出ていないということでございます。

○議長（柁原賢一君） 平直樹君。

[登壇]

○5番（平 直樹君） 何年か後というのはもともとあったような気がしますが、何年後に自走させるかも含めたところで今検討をしているということであるならば、その検討の結果が出たときには、何年後ぐらいに自走させますよという報告なりなんなりがあると思うんですが、わからないと思いますが、実際に今、市費を9,000万円近く使っているんですけども、自走するまでに、今までの9,000万円弱を足して幾らぐらい必要なのかなというふうなことを聞こうと思ったんですが、それはわからないですよ。それはわかるわけじゃないですよ、何年後に自走するかわからないのであれば。そこはもう聞かないので、いつ、何年後ぐらいにしようというような、立つのかな、そんな感じなので、ゆっくりしていますね。

まるごと市場はネットショップですので、結局、売り上げを上げていくというのが至上命題だと思うんですね。その売り上げを上げていく、そのときにご当地のいろんな農産物を買ってそれを売る、すると農家の皆さんへの直接的な収入にもつながるよというのが大きな柱だったと思うんですけど、平成28年3月の私の一般質問でも、このまるごと市場についてお尋ねしています。そのときに、一つ、私が提案したことが、ふるさと納税とまるごと市場ネットショップというかけ合いがすごくいいから、売り上げが伸びてきていますというときに、もっとほかの自治体に負けないように、ふるさと納税をしていただいた金額を一旦ポイント化して、ふるぽというサイトがあるんですけど、ふるさと納税をポイント化して、無駄のないような制度に変えていったほうが、1,000円、2,000円とやっていったときに、あと1,000円足りないから上のランクのやつがもらえないとか、そういった弊害が出てくる。すると、残りの金額を捨てちゃって、こっちをとるとかいうようなことがあるので、提案をさせていただいております。

あれからちょっと時間がたちまして、皆さんご案内のとおり、国のほうが余りにも競争過多になっていったから、ちょっと自重しなさいねというような流れが今のふるさと納税だと思うんですけども、返礼品でばんばん高いものをやって取り合いになっているので、それをちょっと落ちつけましょうというのが今の流れなんです。が、いよいよそうなると、ふるさと納税をしていただいた方が無駄のないような返礼についていくのは、やっぱりポイント制というのはよかったなというふうに思います。そのときに、ポイント制については研究を進めている、今後ともそういった方向性をもって進めていきたいという答弁をいただいております。あれから2年たちました。どうなりましたか。お示してください。

○議長（柁原賢一君） 政策企画部長、元島加奈子さん。

〔登壇〕

○政策企画部長（元島加奈子さん） 改めまして、おはようございます。今、平議員か

らもございましたが、平成28年3月議会での一般質問で、ふるさと納税のポイント制というのが、それを導入することで、本市の場合、返礼品全部の商品発注を菊池まると市場に依頼しておりますので、寄附額の増加にもつながるんじゃないか、それから市場のほうの売り上げ増にもつながるんじゃないかということで、両方にとってメリットがあるという趣旨でのご提案だったかというふうに理解しております。

その後のぐあいなんですけども、一応、ポイント制につきましては、まずは他自治体の状況も情報収集しながらということで、メリット、デメリットを検討してまいりましたけれども、現時点においては、まだ導入するとの結論には至っておりません。メリットは、平議員がおっしゃったようなところもあるかとは思いますが、デメリットとして、よその自治体に伺ったところ、有効期限があるであるとか、ちょっとこれはうちの事情でもあるんですけれども、そのための手間もかかってしまうということです。ポイント制だけを考えるのではなくして、全体的な改善に向けた努力が要るかなと思っておりますが、現時点では、導入ということの結論には至っていないという状況でございます。

○議長（柁原賢一君） 平直樹君。

[登壇]

○5番（平 直樹君） いろいろしっかり議論を重ねて、やるかやらないかという結論を出していただければと思います。私が提案をする以上は、ポイント制がいいと思っているから提案をするわけで、そこはしっかり議論をしていただければ。ただ、2年たちますから、どうするかというのはもうそろそろ結論を出してもいい時期かなとは思っています。

全部の中で約3億円弱売り上げていらっしゃいますが、この全体の売り上げの中で、農業、農産品、それと商工業に関する商品があると思いますが、その割合はどうなっていますか。教えてください。

○議長（柁原賢一君） 経済部長、谷田修君。

[登壇]

○経済部長（谷田 修君） オープンから平成30年6月21日までの売り上げに対する農業と商工業の割合につきましてお答えさせていただきます。

ふるさと納税返礼品を含む全体売り上げでの管理ができていなかったため、個人注文分での集計ですが、おおよそ9対1の割合でございます。

なお、農業の中には、農業者みずからの農産加工品や各物産館で市内農産物を使用して加工販売しているものも含んでおります。また、農業、商工業の商品を組み合わせたセット商品につきましては、割合の多いものに含めております。

○議長（柁原賢一君） 平直樹君。

[登壇]

○5番（平 直樹君） 9対1、確かに始まったときには、農業従事者の方々の農産品を買って、直接売り上げを上げていただこうということではありますが、税金なので、そこに投じているお金は農業従事者の方がであろうが、商工業の従事者であろうが、サラリーマンの方であろうが、そこに我々のお金、税金が入っているわけですね。すると、例えば商工業の方々が直接買い取りをしていただけるようなサイト、ネットショップというのはないわけですから、9対1というのは余りにもというふうに私は思いますが、投じてきたものは税金です。ちょっといやみな言い方をしますが、全体の奉仕者であられる皆さんから見て、その結果について、市はどう考えられていますか。

○議長（柁原賢一君） 経済部長、谷田修君。

[登壇]

○経済部長（谷田 修君） 結果につきましては、インターネットショップ菊池まると市場は、近年の消費の落ち込みなどに対応するために、これまで近隣での販売に加えて、都市圏の消費者をターゲットとした新たな流通手段でございます。菊池市が誇る良質な農産物を初め、大消費地である関東、関西圏や全国各地に発信し、販路拡大と菊池市のPRにつながって、儲かる農業の実現と地域活性化を図ることを主な目的としております。その点につきましては、おおむね当初からの思いに沿っているものと思っております。

○議長（柁原賢一君） 平直樹君。

[登壇]

○5番（平 直樹君） これから先は私の主観ですので答弁は要りませんが、私たちが働いている税金も投入していると思えば、やっぱり商工業のほうにも目を向けていただいてもいいのではないかなと。そういうシステム、そういうツールをつくった以上は、5対5とはいいいませんが、1でも2でもふえるような方法をとっていただければと思うんですが。

ちょっと自走後の計画を聞こうと思ったんですが、何年か先もわからないということなので、ちょっと聞き方が難しいんですけど、自走した後にしろ、現在にしろ、今の菊池まると市場というのは、第三セクターということなんですかね。立ち位置というのは、はっきり、できれば現在と自走した後ですね。きのうの答弁では、第三セクターというものは独立したものだというような答弁もいただいておりますが、どうなんですか。そこを教えていただければと思います。

○議長（柁原賢一君） 経済部長、谷田修君。

[登壇]

○経済部長（谷田 修君） ご質問にお答えいたします。

先ほどの答弁と重複しますが、現在、自立に向けてどのような運営主体が適当であるかなどの検討を行っております。将来的にきちんとした形で自立運営がスタートできるよう、また自立後も適正な運営ができるような体制づくりを検討している段階で、今後どういった運営が好ましいのか、各物産館等の関係団体と連絡を密にして、自立化の方向や受け皿等の協議を進めているところでございますので、ご理解のほう、よろしくお願いします。

以上、お答えします。

○議長（柁原賢一君） 平直樹君。

[登壇]

○5番（平 直樹君） 我々議会は、毎回予算が上がってくるときに、必要なお金ですからということでいろいろ審議をして、是か非かを決めるわけですね。ただ、何年後かに自走させるかどうかというのも検討中ですけどという形で、毎年予算が上げられてくると、我々は決めるときになかなか決定力不足になるというのが本音でありますから、しっかりそこは考えていただいて。

最後ですけど、何年か後に自走したとします。してもらわなきゃ困りますが、自走した後、もし経営難にあえいで、そこが倒産の危機になったときに、市はどうするんですか。手を出すんですか、それともそのまま別団体だからということで見守るんですか。そこを教えてください。

○議長（柁原賢一君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） おはようございます。平議員のほうから、まるごと市場自走後の経営難の場合にどうするんだというご質問であります。今まで答弁申し上げましたように、なるべく近い将来に自走に持っていきたいというのが私たちの思いでありますけども、今の質問に対しましては、自走もまだしていない中で、ましてや破綻を前提にした仮定の質問でありますので、私としてはお答えのしようのないところであります。いずれにしましても、そのような状況に陥ることのないように、しっかりとした基盤づくりをしていくということが一番大事であるというふうに思います。

特に、皆様にもぜひご理解をお願いしたいのは、このまるごと市場の仕組みは、店舗がなくても、遠くにいる人にも菊池のいい農産物あるいはお菓子等々をお届けできるいい仕組みでありますし、また、そのことが露出をふやして菊池のPRにもつながることでございます。ですから、これは一部の人がやっているという意識か

ら、さらに私たちもこれを共同で支えていこうということで、ぜひ皆様の親戚、知人の方々にご紹介いただければ、また基盤が広がっていくと思いますし、私も、東京、大阪等、市外にお住まいの方にさまざまな、例えばお礼を申し上げたり、あるいはご挨拶をしたりという際には、極力、ささやかではありますが、使うように心がけておるところでございます。こうしたことも基盤づくりの一つ、小さな支えにもなってくることかと思えます。ぜひとも皆様のご理解、サポートを引き続きお願いしていきたいということで、私の回答とさせていただきます。以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 平直樹君。

[登壇]

○5番（平 直樹君） ちょっと厳しい言葉になると思いますが、経営破綻を前提としていない、なのに計画は今から立てていくというのはちょっとどうなのかなと。商売をやっていく上で、当たり前です、商売をするやつは経営破綻をしようと思ってやっているわけではなくて、そうならないように計画を持ってやっていくわけですね。銀行だってお金を貸すときに、計画性を持たない会社にはお金は貸していただけませんから、今、計画をされているということであれば、しっかり計画を立てていただいて、売れてもらいたいからこそ、もちろん聞くからには必要なものであると、それが市民の幸せにつながることであると思うので、私、今回質問していますが、そういった面もあるよというようなプレッシャーを感じて、しっかり運営していただければというふうに思いまして、次の質問にまいります。

菊池溪谷についてお尋ねいたします。

この質問の目的は、菊池溪谷をもっと菊池市民の誇りにしたいという思いから質問をさせていただきます。そして、平成29年3月の一般質問の続きとなります。

菊池溪谷、復活いたしました。皆さん、待望だったと思います。閉ざされたこの2年間はとても大切なことに気づかされた2年間でした。それは、菊池溪谷というものがいかに我々菊池市民にとって大切な観光資源であるか、そして、それ以上にふるさとの誇りであったかということだと思えます。

改めてお尋ねをいたします。市は、菊池溪谷をどのように位置づけていますか。

時間もありませんので、端的にお願いします。

○議長（柁原賢一君） 経済部長、谷田修君。

[登壇]

○経済部長（谷田 修君） 菊池溪谷の位置づけについてというご質問であったかと思えます。

菊池溪谷は、日本森林浴の森百選、日本名水百選、日本の滝百選などの百選等に

七つも選定されております。東の奥入瀬、西の菊池溪谷と言われるほど、多くの方々から称賛されている本市の観光のシンボルであり、全国各地から年間約23万人が訪れる本市最大の観光地であります。また、本市の豊かな農畜産物を育む清流の源として、市民にとってかけがえのない大切な財産であると認識しております。

○議長（柁原賢一君） 平直樹君。

[登壇]

○5番（平 直樹君） 前回、伺ってございました国立公園満喫プロジェクトと菊池溪谷復興会議の現状を教えてください。

○議長（柁原賢一君） 経済部長、谷田修君。

[登壇]

○経済部長（谷田 修君） 現在の状況でございますが、菊池溪谷は環境省が進めます国立公園満喫プロジェクトにおいて、全国で8カ所選定されました阿蘇くじゅう国立公園の中で重点ポイントに指定されております。その中で、本市では、国の自然環境整備交付金などを活用し、溪谷内にあるきくち溪谷館の建てかえを予定しております。現在、設計業務を委託し、平成31年度内の完成を目指し、本年12月から解体工事に着手したいと考えております。

菊池溪谷復興会議につきましては、九州森林管理局、熊本森林管理署、環境省熊本事務所、熊本県自然保護課、県北広域本部など関係機関の皆様にご参加いただき、これまで4回の会議を開催してまいりました。参加した関係機関から、菊池溪谷の早期復興に向けた取り組みや工事の進捗状況の報告等をいただき、それぞれの立場で菊池溪谷の復旧・復興に向けご尽力いただいたところでございます。

こうした関係機関の協力により、本年3月に無事、約2年ぶりの営業再開を果たすことができました。一方で、再開後においても復旧箇所が残されているところもございますので、今後も必要に応じて復興会議を開催し、完全復興についての取り組みを行ってまいりたいと考えております。

○議長（柁原賢一君） 平直樹君。

[登壇]

○5番（平 直樹君） それに伴って、現在抱えている課題は何ですか。

それと、あと一つ、前回、創造的復興という名前の根拠は何ですかというふうに聞いたときに、ミニコンサートや森林ヨガ、座禅などの答弁でしたが、それは今後どうなりますか。現在の課題と前回の答弁にある創造的復興という名の根拠はどうか、その2点を教えてください。

○議長（柁原賢一君） 経済部長、谷田修君。

[登壇]

○経済部長（谷田 修君） まず最初に、現在の課題としましては、菊池溪谷は無事再開いたしましたが、今後は菊池溪谷に訪れていただいたお客様をどのようにして菊池温泉や道の駅などの市内観光施設に誘導していくかが重要な課題であります。

また、創造的復興につきましては、溪谷館を建てかえておりますので、今後どのような目的で使用するかも含めまして、検討をしてみたいと考えております。

○議長（柁原賢一君） 平直樹君。

[登壇]

○5番（平 直樹君） 確かに溪谷に来た方が、次にどこに行くかといったら阿蘇に行くわけですから、それをどうにかして、菊池市内のほうに誘導していくというのは本当に難しい問題であると思います。創造的復興にミニコンサート、森林ヨガ等々、いいと思いますが、それも今後検討していくと。

私なりに考える提案ですが、創造的復興という名の根拠は、全国各地で起こり得ることですが、観光地である場所は地元の人には行かないというのは、多分どこでも一緒だと思うんです。私も大人になるまで菊池溪谷に行ったことが、多分1回とか2回しかなかったと思います。たまたま親が連れていってくれたというぐらいのレベルで。そこを変えていく仕組みをつくるということが創造的復興につながるんじゃないかなというふうに思いますので、ちょっと提案をさせていただきますが、とにかく今回の地震で、菊池溪谷というのがただの観光地ではなくて、いかに我々が市外、県外の人に対して、菊池溪谷というのはすごいところなんだよということを自慢できる場所だったかというのを私は痛感しました。

江頭市長が5年前に市長選に初当選されたときに言われて、そしてまた言われ続けている言葉が、このまちは宝の山であるというようなことを言われております。私は、この言葉を本当に今でも信じております。誰もが認める菊池溪谷が菊池の宝であるというようなところ、かけがえのない財産だという答弁をいただいておりますが、であるからこそ子どもたちをそこに必ず連れていく仕組みというものをつくったほうがいいんじゃないか、それが創造的復興につながるんじゃないかと思います。なぜなら、直接体験をしていただくことで、地域愛を育むこと、つまり子どもたちが大人になったときに、今、我々が言っているように菊池溪谷はすごいよ、自分のまちの財産だよ、宝だよというふうな営業マンを育むことになると思うんですね。

ちょっと伺いましたら、何か菊池の市役所の職員さんでも菊池溪谷に行ったことがない方がいらっしゃるというようなお話も聞いております。でも、それは大人なので、ぜひそれぞれで行っていただくとしても、子どもたちはそこに行く手段がありませんので、それを教育機関の中で、社会科見学という形でもいいので、菊池溪

谷に足を運んでいただくような仕組みをつくるのが創造的復興につながると私はご提案をいたしますが、子どもたちから嫌われてもいいですが、夏休みを1日削ってでもいいので、そこに連れていくというようなことを提案しますが、いかがでしょうか。

○議長（柁原賢一君） 教育長、原田和幸君。

[登壇]

○教育長（原田和幸君） 平議員からの菊池溪谷へ社会科見学として出かけるような、そういう取り組みができないかというご質問についてお答えをしたいと思います。

学校では、菊池溪谷を初め、本市の自然環境の学習について、生活科であったり、理科であったり、社会であったり、総合的な学習の時間であったり、さまざまな角度から学びを深めてきております。特に、小学校3年生の社会科の授業におきましては、菊池市の自然や農業、観光などを盛り込んだ本市独自の副読本を使用して、ふるさと菊池のすばらしさ、それから、さらには熊本地震からの復興に関しても学びを深めているところでございます。

今、平議員からあったご提案も意義のあることだというふうに思いますけども、学校教育におきましては、既にご存じかと思いますが、平成29年に新学習指導要領が改訂されました。小学校の英語とかが入ってきたことによりまして、授業時数が増加する中、現地に赴いての社会科見学の授業を教育課程の中に組み込むことは非常に今困難な状況にございます。

今後、夏休み等を利用しまして、子ども会活動であったり、PTAの学年行事などであったり、親子で菊池溪谷に出かけるようなそういった取り組みを呼びかけしていきたいというふうに思います。

以上、お答えします。

○議長（柁原賢一君） 平直樹君。

[登壇]

○5番（平 直樹君） 今言っただけで、じゃあ、あしたから連れていきますという答えが来るとは思っていませんでしたから、意外と前向きな答弁ありがとうございます。

実際に、やっぱり教科書で見ることと、直接行って体感することとは全然受けとめ方が違いますので、何か折に触れ、いろんな機会を設けて促していただくことから始めていただいて、行く行くは夏休みを1日削って連れて行っていただければというふうに私は思いますが、改めて市長にお尋ねします。

菊池溪谷、これからどうしていきたい、どのような展望があるというのがもしあれば、教えてください。

○議長（柁原賢一君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 平議員のご質問は、菊池溪谷に対する今後の展望というご質問でございます。

先ほどもポイントをおっしゃったように、菊池溪谷を地震でなくして初めて、その大きさというものに気づいたわけでありまして、これを守っていこう、そしてまたそれを活用していこうという意識も市民に広く共有できたところだというふうに思います。言うまでもなく、菊池溪谷は本市の観光のシンボルというだけではなくて、私どもの暮らし、命そのものを支えておる命の源であるわけでありまして。

私どもは、これをもとの菊池溪谷に戻すだけではなくて、もっとたくさんのお客様を呼べるはずだ、そして滞在時間を延ばすことで、菊池の経済部門にも寄与できると。そして、たくさんのファンをつくって、溪谷を見に来ましたよということで、菊池全体の食を例えば気に入っていただくとか、そういうふうな波及効果の源になるところだというふうに考えております。したがって、先ほどのお話のあった菊池溪谷自体も、溪谷館をもっとゆっくり落ちつけるカフェにして滞在時間を延ばしていくと同時に、これは時間がかかりますけれども、県と連携をしながら、自然遊歩道を阿蘇のカルデラまでつなげることで、阿蘇に来るお客さんはたくさんいらっしゃるから、そこのお客様を取り込むような一つの回遊性を持たせていこうということも考えております。

また、そのほかに菊池市外から溪谷に行く途中をなるべく、お客さんがせっかく通るわけですから、それを滞在させる仕組みをつくろうということで、先般、新聞でも発表になりましたけれども、ちょうど中間地点ぐらいにある迫水小学校跡地が今度、観光農園ということで、レストランも兼備する予定でありますので、大変お子様を中心に人気スポットになるのではないかなというふうに期待しておりますし、また溪谷のすぐ手前のほうも、これは民間の方が市の考えとも相呼応する形で、お子様等が楽しめるような滞在施設といいましょうか、遊べる場所というのにも具体的にご計画いただいております。

また、私どもはグルメ菊池戦略というものを打ち出しまして、ある特定のお客さんをひきつけるような力を持ったレストランに対しては、特定の補助金を上乗せするような形で、グルメ街道として整備していきたいというふうに考えております。そうしますと、滞在時間が延びますので、今、並行して進めているのは、民宿を中山間地の方々にもお勧めしているわけですね。そうすると、せっかく1日いるから泊まっていこうということにつながる、そのキャッシュが農家に直接落ちていくということで、菊池溪谷だけで考えるのではなくて、そのつながりで考えていき

いというふうに思っております。

それから、先ほどご提案のありました、親が子どもを連れていくということは大変素晴らしいご提案だと思います。学校が連れていったらどうかということについては、今、教育長からもお話がありましており、さまざまな時間的な制約があるので、これはなかなかハードルが高いのではないかというふうに思います。仮にできたとしても、それは1日の話にすぎないだろうと。紅葉もあれば新緑のよさもあるわけであります。まさしく平議員がご両親に連れて行っていただいたのが記憶に残っている、これが極めて大事だと思っています。ぜひご家庭で、週末等を利用してみんなで新緑を楽しむ、あるいは紅葉を楽しむということで、親子そろって自然とふれあう中で、本当に溪谷のすばらしさもわかってくると思いますし、ぜひご両親のほうから、この水が私たちの暮らしを支えているんだというふうなことを直接親から子に語っていただければ、それが誇りにつながると思いますし、何よりも最高の学習の場だというふうに考える次第でございます。

そうしたことをこれから具体的に形づけていきたいと思いますので、皆さんのご協力をお願いして、私の答弁とさせていただきます。以上でございます。

○議長（柁原賢一君） 平直樹君。

[登壇]

○5番（平 直樹君） ありがとうございます。原田教育長、お疲れさまでした。終わります。

○議長（柁原賢一君） これで平直樹君の質問を終わります。

ここで、10分間休憩します。

—————○—————

休憩 午前11時00分

開議 午前11時09分

—————○—————

○議長（柁原賢一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、荒木崇之君。

[登壇]

○11番（荒木崇之君） おはようございます。議席番号11番、荒木崇之です。皆さん、お久しぶりです。たくさんのご支援をいただき、再びこの場に立たせていただきましたことに感謝申し上げます。初めてこの場に立たせていただいたときと同じく、私の報酬は市民の皆さんの税金からいただいているということを肝に銘じて、菊池市の厳しい財政状況の中、隗より始めよの精神で、議会の都合ではなく、市民の都合で物事を判断し、チェック機能はもちろんのこと、市政に有益な政策提言を

行っていくことをお約束申し上げて、質問に入ります。

それでは、通告に従いまして、一般質問を行います。

平成17年3月に、菊池市は4市町村の均衡ある発展と、サービスは高く、負担は低くを掲げ合併しました。合併後の新市建設計画においても、合併後のまちづくりを総合的かつ効果的に推進することを目的とし、4市町村の一体性の速やかな確率及び住民福祉の向上を図るとともに、地域の均衡ある発展に資するよう配慮して策定しましたと立派なことが記されています。しかし、もはやサービスは高く、負担は低くという言葉は死語となりました。市民の税負担はふえ、泗水・七城・旭志の役場だったところは総合支所から支所になり、暗くなった、不便になったとの声をよく市民の方から耳にします。言いかえれば、サービスは低く、負担は高くとなっているように思います。その発端は、平成29年度から段階的に、企画、環境、経済、建設、そして教育部門が本庁へ集約され、支所の職員が大幅に減ったことではないかと思います。

私は、平成28年3月議会において、地域のかなめである総合支所を支所へと縮小することは、住民サービスの低下と地域の衰退を招くことになるから反対であるとの一般質問をいたしました。合併して12年、当初、総合支所を設置した趣旨と最近の支所としての役割を疑問視していますが、市はどのように考えておられるのか、まずは次の3点についてご質問いたします。

一つ目、各支所の現状と課題について、二つ目、支所の業務と権限について、三つ目、将来的にこの三つの支所をどのように運営される計画であるのか、以上3点をお尋ねいたします。

○議長（柁原賢一君） 総務部長、上田俊介君。

[登壇]

○総務部長（上田俊介君） 荒木議員より3点ほどいただきましたので、順次、お答えしていきたいというふうに思います。

まず、現状と課題ということで、支所の現状につきましては、合併協議におきましては、新市における庁舎の配置方式については、新庁舎が機能するまでの間は総合支所方式とし、現在の各市町村の庁舎を総合支所とする。新庁舎建設後は本庁方式とし、総合支所を支所とする。その際、各支所の機能・役割等については、住民サービスの維持向上及び合併による効率化に配慮し、新市において調整するというふうにされております。

こうしたことから、本庁・支所方式につきましては、新庁舎の建設に合わせ、庁内組織である庁舎等整備検討委員会において検討を行い、市議会を初め、菊池市の未来を考える懇談会や各地区区長会、市長と語る会を通して広くご意見を伺ってま

いりました。

これを踏まえまして、平成２９年４月１日付で総合支所を支所とし、建設部門を本庁へ集約いたしております。この際、支所に総合相談員を配置しまして、市民の皆様からの相談等に対応するとともに、本庁・支所間の電話を内線化いたしまして、スムーズな電話対応ができるように整備をしたところでございます。

その後、本年４月１日付で、各支所の産業振興課を廃止し、経済部門及び農業委員会の窓口機能を市民生活課に統合した１課体制の支所組織というふうにいたしております。建設部門の集約後は、本庁・支所間の連絡体系が十分でなかった点なども課題として見えたことから、本庁・支所間において改善協議をしながら業務を進めているところでございます。

今後の課題としましては、現状の社会情勢や行財政環境は依然として厳しい状況にあります。今後も一層の行財政改革を進めていく必要があることから、引き続き本庁と支所の連携を強化しながら、支所における住民サービスの維持向上に努めていく必要があるというふうに考えております。

続いて、支所の業務と権限ということですが、支所の業務につきましては、菊池市支所設置条例施行規則において支所の課及び係の分掌事務を規定しております。教育関係の事務等を除き、各地域における市政全般にわたる事務を担っており、本庁各担当課と連携し、主として各種申請書の受付、相談、証明等を初めとした事務を行っております。

また、支所における予算執行状況につきましては、本庁と支所とが連携しまして、予算計上は本庁各担当課で行い、支所庁舎など所管施設管理経費のほか、各区長会経費、各消防方面隊の機械器具の維持管理経費、資源ごみ回収団体奨励金、予防接種補助金、国保加入者に対する葬祭費及び出産育児一時金などについては、支所において予算執行を行っております。

支所の権限につきましては、これら業務の事務執行において、菊池市事務決裁規程の専決事項に基づき事務を執行いたしておるところでございます。

次に、最後になりますけれども、将来的にどのような支所運営を計画しているかということでございますけれども、今後の支所運営につきましては、先ほど申し上げましたように、現状の社会情勢や行財政環境は依然として厳しい状況にあることから、今後一層の行財政改革を進めながら、住民サービスの維持向上に努めていく必要があるというふうには考えております。また、各支所における市民生活に直結する行政サービスを残しつつ、ＩＣＴ機器等の効果的な活用による利便性の向上や、行政サービスの質の向上を図るとともに、災害時の初動体制など本庁との連携を強化しながら、地域住民の安全・安心を保持できるような体制づくりを進めていく必要が

あるというふうに考えております。

以上、3点お答えします。

○議長（柁原賢一君） 荒木崇之君。

[登壇]

○11番（荒木崇之君） それでは、再質問いたします。

平成27年11月に総合支所を支所へと移行する中間報告が議会に説明され、平成28年9月に最終報告がなされました。その内容は、企画、環境、経済、建設、教育部門を本庁へ集約することでありました。しかし、先ほどご答弁いただいたように、現在、支所から産業建設課自体はなくなったものの、建設に関することは総合相談員、農林振興係も地域・農政係として、予算も持たずに中途半端に残っています。なぜ本庁へ集約するとの計画が変更されたのか、お尋ねします。

次に、本庁・支所方式についての最終報告で、支所で専門的なお尋ねがある場合、本庁まで行けない方、いわゆる交通弱者の方のサービスの低下を招かないようにと、本庁と支所をテレビ電話で結ぶと言われました。実際、各支所にはテレビ電話が設置されておりますが、ことしに入って、このテレビ電話はどれだけの利用があったのかお尋ねします。

最後に3点目です。平成28年3月議会において、私の一般質問で、総合支所では水道管の布設状況、つまり水道管がどこに入っているのかもわからないので、市が保有している地図情報、GISと言いますが、このGISに布設状況を反映すべきと提案いたしました。しかし、いまだに実施されていません。いまだに支所では、水道管がどこに入っているかというのはわからないということであります。それどころか、先日、電話で文化財の埋蔵区域かどうかを生涯学習課に尋ねましたところ、地番も地図もあるからと伝えましたが、本庁でないと対応できないので出てきてくださいの1点張りでした。本庁・支所方式についての最終報告の中では、ICT機器の活用により、先ほども答弁されました、業務のスピードアップ化に努め、サービスの向上を図ると掲げられております。では、なぜ文化財の情報や水道管の情報が整備されていないのでしょうか。私は、支所ともっと情報共有をして、GISのような地図情報などを有効に使うべきと考えますが、今後、対応されるのか。以上の件についてお尋ねいたします。

○議長（柁原賢一君） 総務部長、上田俊介君。

[登壇]

○総務部長（上田俊介君） まず、前段の2点についてお答えをしたいと思います。

建設部門について、経済部門も本庁集約が計画だったのに、なぜ残っているのかということだったかと思います。

支所経済部門の集約に当たりましては、相談窓口が遠くなり、気軽に身近な相談ができなくなるなど、地域の農業者の皆様からの不安の声があるなど、区長会からのご意見を踏まえまして、支所の業務の状況調査を実施しまして、庁舎等整備検討委員会で検討してまいりました。その結果、支所の産業振興課は、業務も多岐にわたりますので、地域の農家の皆様と直接つながる窓口となっておりまして、また内容も専門的な面があることから、これまでどおり支所を利用できる体制が必要と判断いたしましたところでございます。

これにより、農業振興課は廃止しましたがけれども、経済部門及び農業委員会の窓口機能を残し、申請等の受付、相談、証明等の住民サービスを継続して提供できるよう、市民生活課地域係を地域・農政係と改めまして、農政担当窓口職員を配置した1課2係の組織体制としております。

支所の組織体制につきましては、今後も引き続き、状況を注視してまいりたいというふうに考えております

それと、2点目でございますけれども、テレビ電話の活用ということで、テレビ電話につきましては、建設部門を本庁に集約しましたときに合わせまして、本庁の建設部に2台、経済部に2台、3支所に2台ずつ、合計10台を配置しております。来庁者への対応や庁内における連絡等に活用できればと考えておりましたが、同時に本庁と支所間の電話の内線化をいたしております。これでスムーズに連絡が取れるようになったこともあり、現在はほとんど活用されていないのが現状かなというふうに思っております。

今後は、テレビ電話会議や研修など、幅広い活用方法を検討してまいりたいというふうには考えております。

以上、まず2点お答えします。

○議長（柁原賢一君） 水道局長、大塚忠康君。

[登壇]

○水道局長（大塚忠康君） 水道管情報のGIS利用に関するご質問にお答えいたします。

給水工事につきましては、指定業者でないと施工ができませんので、お客様が個人で管路情報を確認に来られるということはほとんどございません。また、水道本管の有無だけということであれば、電話でも対応しているところでございます。

実際に、管工事を施工される場合は、配管の場所だけでなく、ほかにも詳細な打ち合わせが必要となりますので、直接水道局に来ていただいて打ち合わせをしている状況でございます。

また、水道局の管路システムに使用しております地図情報のベースがGISの地

図情報と異なっておりますので、共有して活用するには、費用面も含めて難しいものということで考えております。

○議長（柁原賢一君） 総務部長、上田俊介君。

[登壇]

○総務部長（上田俊介君） 先ほどの答弁の中で、廃止した農業振興課というふうな表現をしてしまいましたが、産業振興課の間違いでございました。申しわけございませんでした。

○議長（柁原賢一君） 教育部長、大山堅四郎君。

[登壇]

○教育部長（大山堅四郎君） それでは、荒木議員からお尋ねのありました文化財の包蔵地に関するお話だろうと思います。文化財の包蔵地につきまして、GISの地図情報に落としてはどうかというようなご提案かと思います。

文化財の包蔵地につきましては、地番でくくった地図情報ということではございませんで、周辺を円形に、その包蔵地に沿った形で落としている情報ということでございます。そういったことから、区域を示した資料ということになっておりますし、また文化財の包蔵地の資料につきましては、県の資料に基づき提出をさせていただいているものでございます。今後、GISに落とし込みができるということであれば、県と協議、研究をする必要があるということで考えております。以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 荒木崇之君。

[登壇]

○11番（荒木崇之君） 今の水道局と教育委員会からご答弁がありましたけども、私、文化財担当だったんですよ、職員のころ。ただ、地図にこの辺だよということがつけてあるだけで、それで十分落とせると思うんですよ。今はペーパーでやっているやつを電子化してもらいたいというだけのことなので、県と協議をされなくても十分できると思います。

本調査とか試掘調査になれば、それは本庁の所轄になるので、そのときにまたあれなので。例えば家を建てたいとかいうときに、簡易な問い合わせがあったときに、本庁に出てきてくれと、その一点張りではなくて、やはり地番とかを聞いて、全然かかっていないところであれば大丈夫ですよというような受け答えをすべきじゃないかなと私は思っています。

水道についても、先ほど言われました、GISに入れると別費用が発生するとおっしゃいますけど、そうなる何でそのGISを入れたんだという、そもそも論になってしまうので。

合併して12年になるんですね。七城のほうは簡易水道組合があって、今、支所のほうで簡易水道組合で大体の場所はわかる。ただ、それを今度は本庁が知らない、水道局が知らないという状況なんです。だから、情報共有をやりましょうと、もっと詰められるところはやりましょうと、その二つに限らず、それをやっていただきたいというのが私の思いで、言った次第であります。ご丁寧に対応いただいております。

さらに、ご質問したいと思いますが、行財政改革のために導入したテレビ電話がことし一度も使われていないということですが、私が調べた3支所のあるところでは、ことしどころか、導入後、一度も利用していないと回答されているところもありました。でも、ちゃんと電源は毎日入れていますという回答だったので、電気代が発生しているんじゃないかなと思いますが、導入に対してかかった費用、これも税金なんです。鳴り物入りで導入したテレビ電話が現状においては無用の長物、税金の無駄遣いではないでしょうか。早急に用途を違うことに見直す必要があると思います。

また、先ほどの答弁の中で、はっきりおっしゃらなかったんですけども、今後の支所運営については、社会情勢を鑑みて、行財政改革を進めていかなきゃならないということですが、いまだ決定していない、検討中というのが答弁の趣旨だったかと思います。支所を今後どのように運営するかという協議は、実は平成23年から着地点を決めて行われてきたはずなんです。本庁・支所方式を採用するということは、それが着地点、それに向けてどうやって段階的にやっていくか、その目標の第一段階として、支所のスリム化を行ったのではなかったでしょうか。それなのに、まだはっきりと方向性が決まっていないという答弁は、泗水・七城・旭志の住民の方に対して無責任な答弁だと私は思います。

私が平成28年3月議会において、総合支所を支所にするメリットは何かとお尋ねしたときに、これ、当時の木村副市長がお答えになっているんですが、「合併をして本庁方式になるという意味はどういうことかといいますと、やはり一つにまとめることによって、行財政の効率化あるいは事務組織のスリム化、そういうものが可能になります。そういう中から出てきますいろんなリソースをこれから伸びるだろう社会保障」リソースというのは資源という意味なんですけど「資源をこれから伸びるだろう社会保障、そういうものに充当することによって、住民サービスを維持する、そういうことをいろいろ考えた中で、ある意味、厳しい決断をなさったのではないかと、これは市長も同じ考えでございます」と答弁されています。端的に申しますと、総合支所を支所にして、小さくして、行財政改革により浮いたお金を社会保障、いわゆる医療、年金、介護にあてると答弁されています。

では、質問いたします。総合支所を支所へとスリム化したことで、どれぐらいの経費が浮いて、それを社会保障のどの部分にあてられたのか、お尋ねをいたします。

○議長（柁原賢一君） 総務部長、上田俊介君。

[登壇]

○総務部長（上田俊介君） 平成28年3月議会の当時の答弁をちょっと見ていたところでございます。その当時において、その後の総合支所の方針についての考え方についてお尋ねがあったかというふうに思います。

答弁の前段としまして、市町村合併の決定に至る段階の判断材料としまして、行財政の効率化という合併効果の一つを示され、さまざまな議論が行われ、合併という結論に達したという一連の流れを答弁しておられたかなというふうに思っております。

交付税が縮減されますし、税収の伸びも厳しい中、政府見解でも明らかではございますけれども、高齢化の進展に伴いまして、社会保障費は構造的に増加をしております。このような中で、社会保障の伸びを含め、新たら行政ニーズにこたえるために、行財政計画に取り組んできたところではございます。その一つの取り組みとしまして、先ほど現状をお答えしましたとおり、本庁の建設に合わせて、本庁を支所方式に移行し、現在の組織体制に至っておるところでございます。

支所化した結果、どのぐらいの財源が浮いて、それをどの社会保障にあてたかというお尋ねでございますけれども、行財政の向上につきましては、支所化のみならず、市役所全体組織をスリム化して、効率的な組織にすることにより効果と考えられる別の施策に注力できることなどで、一定の財政効率化があわせて図られるものというふうに考えております。

現状では、本年4月にこれまでの計画としまして、本庁・支所方式の組織体制がある程度、整ったところでございます。今後も引き続き、注視していく必要があります。具体的な効果の確認は、今おっしゃったような効果の中には、こんな面があるかなというふうには思っております。

議員もご承知と思いますけれども、行財政改革で取り組む効果は、全体としてどうしていくかというのが重要なことであるというふうに考えておりますので、ご理解のほどお願いしたいと思います。

以上、お答えします。

○議長（柁原賢一君） 荒木崇之君。

[登壇]

○11番（荒木崇之君） 総合支所を支所にして、行財政改革によって浮いたお金がどれだけあるか、それはお答えできない、わからないというのは当然です。なぜなら、

浮いたお金はないと私は考えるからです。職員を支所から本庁に移しても、やめさせるわけではないですから、人件費は変わりません。支所の維持費についても、支所に5人置いても、20人置いても、30人置いても、支所を閉鎖するわけではないので、せいぜい電気代が安くなるぐらいでしょう。

この支所のあり方については、合併した市町村は同じ問題点を持っていると感じましたので、私が最も尊敬する政治家の一人である高森町の草村町長に相談しましたところ、支所の機能充実については天草市が先進的だと教えていただきましたので、研修に行ってみりました。天草市は、議会開催中でありましたが、約3時間にわたり、財政課と総務課の方にご対応いただきました。ありがとうございました。

さて、天草市では、本市と同じ本庁・支所方式で、旧本渡市に本庁があり、支所が9市町単位で9支所あります。また、出張所は25カ所もあります。平成26年に旧牛深市出身の中村五木市長が就任後、すぐに支所機能充実に係る基本方針を掲げ、平成26年7月には、これも就任してすぐですね、支所機能充実に係る移管権限等調査を行い、同年9月には支所機能充実の素案を策定して、そして12月には行政区長へ地域説明会を開催して、もう平成27年度から支所機能充実に係る予算を執行と、わずか10カ月での支所改革に着手されています。これがどのぐらいすごいかといいますと、うちは平成23年から話していたんです。ここに庁舎ができるとき、ここに庁舎と決めたときからずっと話していて、いまだ着地点が見えない。そういう中で、10カ月で支所の改革を実行するというのが、今の言葉で言いますと、中村、はんばねえという感じになるんじゃないでしょうか。

では、天草市の支所機能充実に係る基本方針はどのようなものかと申しますと、大まかに四つの方針から成っています。1、支所管内の事情を考慮した事業の決定、これはうちでもやっています。2、支所要望対応予算の新設、3、支所管内の施設の簡易な修繕等の維持管理を支所で所管、体育施設とかですね。4、本庁と支所の情報の取り扱いを明確化、この四つであります。

詳しく説明しますと、2の支所要望予算の新設については、次の支所予算に計上します。例えば道路管理、交通安全施設、河川維持管理、農道の除草などで、国・県補助事業とか大きな予算を伴う事業は本庁で計上するというふうにしています。実際、支所予算は人件費も全て別立てなんです。次の3の支所管内の施設の簡易な修繕等の維持管理を支所で所管するというのは、支所管内で市民が主に利用する施設の簡易な修繕については支所の予算で行うとされており、50万円以下の消耗品及び修繕料については支所決裁で行うということであります。

議長の許可を得ましたので、パネルを示します。

菊池市の場合を説明しますと、例えば市民から支所へ施設の修繕要望があったと

します。こちらです。青いやつですね。支所は、本庁の所管課に予算確認をします。その後、お金を持っているのは本庁ですから、本庁が施設の修繕をして、それを支所へ報告する。そして、報告を受けた支所が要望者に完了報告をするというのが流れです。たまに本庁から直接、要望者に連絡をするということがありますけど、それをする、支所が、いつ直ったんですかと、今後、逆に要望者に聞いてしまうときがある、こういう不都合が出てくるわけですね。

では、天草市というのがどうかというと、支所にお金を持たせています。維持管理費の予算を持たせている天草市は、修繕要望があった場合、これは一緒です。直接、各支所が50万円以内なら修繕を実施するという非常にシンプルでスピーディーです。もうここだけなんです。この二つでやってしまう、支所と要望者で修繕をやってしまうということでもあります。

最後に、4の本庁と支所の情報の取り扱いを明確化というのは、例えば市民から空き家対策の相談が牛深支所にあったとします。牛深支所の職員は、パソコンにそのことの詳細と、それをどう対応したかということを入力すると、本庁の総務部長と各支所長に勝手に情報共有するようになっていきます。そうすることで、支所長が聞いていないだとか、相談者が本庁に行って同じことを相談するといったような二度手間をさせない仕組みです。もちろん、これはてんまつが終わったならば、ほかの支所からもその情報や事のてんまつを見ることができます。個人情報が必要なところは、そこをブロックしているということでありました。残念ながら、このシステムは見せていただけなかったんですが、ぜひとも見てみたいなところがあります。また、進捗状況の管理もできるんです、どこまでやっているか。ですから、相談事を隠蔽したり、ほったらかしにする、そういったことができなくなりますということです。

以上が、簡単に説明しましたが、天草市の支所機能充実に係る施策であります。本市にそのまま導入できないとは思いますが、検討の余地はあると思います。

そこで、お尋ねしますが、各支所に対して今後、予算を持たせるといったことを検討されるのか、各支所長にご意見をお伺いしたいんですが、振るな振るなどの目線が強いので、市長にお尋ねしたいと思います。

○議長（柁原賢一君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 荒木議員がまたしてもこちらに再登場していただきました。非常に議会が活性化できるのではないかと大変期待しております。

今、大変さまざまなご意見をいただきました。また、議会前の大変お忙しい中にわざわざ天草市まで出かけて、貴重な時間を割いてさまざまなアドバイスをいただ

いていることを本当にありがたく、敬意を表したいというふうに思います。

るるお話をお聞きしましたが、天草市の例は、それはそれで非常に実態に即したことをおやりになっているなというふうに敬意を表するところであります。ただ、天草の場合は、皆様もご存じのように、いろいろな歴史がございます。特に本渡市、牛深市、非常にそれぞれに個性の強い市同士の中で合併を迎える中で、さまざまな議論があったわけでありまして、もう一つ、牛深市というのは、本渡市から実は40数キロ離れているわけでありまして、ですから、恐らく、これは仮定ですけども、私が中村市長と同じ立場であったら、似たようなことを考えたのではないかなというふうに思いますね。それは本庁に全部集めるということは、なかなか難しいのではなかろうかなというふうに思います。しかし、菊池市の場合は、七城・旭志・泗水、大体、車で15分ぐらいですよ。ですから、ロスタイムを考えると、直接支所から行こうが、本庁から行こうが、実は時間的な対応というのはそんなに差がないのではないかな。

せっかく政務活動費をお使いになって天草まで行かれたんでしょけども、すぐお隣の山鹿市がいわば私どもと非常に似た環境でございますね。大きさといい、それから町部とともに中山間地も持っている。人数もそこそこ似たような規模でございますけども、ここは早くから支所化を実現しまして、非常にコンパクトな運営をなさっております、私どもが置いたような、例えば農業関係の課員を置くとか、建設関係の相談員を置くとか、そういうことすら実はなさっておりません。お聞きしましたところ、非常に当初からスムーズに運営がされているということでございます。

私どもも、そうしたことも一つ念頭に置きながら、菊池に合った、菊池で可能な形態ということで、本庁と、それから支所方式ということでスタートをしたわけですが、確かにおっしゃるとおり、最初の段階におきましては、いわゆる現場系のところ、建設にかかわるところ、それから農業関係の係、これも全て人員的には本庁で対応しようかと。といいますのは、どうしても専門知識がないといけませんので、1人だけぽんとあっても、1人が神様のように全部がわかるわけではないので、結局、本庁のほうに問い合わせるといことも起きがちなわけですね。

そういう考え方で、最初は本庁・支所方式で、基本的には全部集めちゃおうと。窓口は、そのかわり充実させて、絶対サービス維持どころか、少しでもいいものにしていきたいと、こういう考えできたわけですが、やはり特に農業関係のところは、いろいろな補助金があったり、あるいはちょっと相談に行ったり、愚痴を聞いてもらったりと、そういうふうな人的なコミュニケーションのところがないと非常に不安であると、こういう農業者の方のご意見が非常に強かったものですから、私とし

ては、やはり市民の皆様のそういった声に耳を傾けて、不安を最小化しながら、着実にこの本庁方式を進めていきたいと思いましたので、政策を途中で修正しまして、当面の間は、じゃあ、今言ったところは人員を残していきましょと、こういうことにしたわけでありますので、状況をまだ決めていないとかそういうことではなくて、逆によく実態を見て、大丈夫だなと思ったら、次のステップをまた考えましょということ、皆様にご迷惑をかけないように、利便性が落ちないようにという私どもなりに誠意を持った対応をしたいという考えで、今の体制をとっているものでございます。

今後につきまして、今、統合してどういう効果が起きとるんだというお話でございましたけども、まさしく荒木議員がご指摘のように、じゃあ、人をそこから何人か本庁に集めたからといって、それはすぐに首にするとか、そういうことじゃないわけですね。そういう方を今度は新しい業務に振り向けていくことで、今までできなかったこと、なかなか手が回らなかった新しいことができていくようになるわけです。それから、建物のほうがその分が若干あきますけども、1坪、2坪を貸せるわけじゃないですね。ですから、新しい体制のところでもう一回見直しをして、もう少し片寄せをして、あいたスペースに、今考えておりますのは母子健康センターですね、これをつくることで利便性を図ろうと。今までは、小さな赤ちゃんを連れて奥様が、健診のたびに会場が変わりますから、今回どこだったろうかと、七城だったろうか、泗水だったろうかと迷わなきゃいけない。それがここに固定的に母子健康センターができますので、非常にこういう方々にとっては利便性が高まり安心も高まって、子育て環境のいい菊池市という定評にもつながることだというふうに思っています。そういうふうな効果が、これはもう具体的に上がってくることというふうに思います。

また、その一部については、広域連合ともお話をして、最終的に、じゃあ、菊池の今の場所を拡充することに使っていきたいということでありますので、もともと町役場としてつくられておりました議会施設もありますので、それを広域のほうでも十分これからも活用していただける。そうすると、今度はそこから収入がふえてきますので、先ほどから申しているように、人的には新しい業務で、新しい利便性、サービスを創造していく。それから、あいた施設については新しい収益源としていく。ものによっては、多分、今度は売却していくというようなものも、これは支所以外でありますけど、出てくる可能性はあると思います。

いずれにしても、こういうものをやっていくためには、去年閉めましたから、ことしから幾ら上がりますかというものではないわけですね。どうしてもそこに時間が必要で、どうしても時差があるわけでありますから、そのポイントだけをとらえ

て、効果が上がっていないじゃないかというのは、それはいささか早計過ぎるなどという気はしておりますので、年単位等で今後振り返りながら検証をしていきたいと、こういうふうを考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 荒木崇之君。

[登壇]

○11番（荒木崇之君） 市長の答弁で、今から年単位で検証していくと、私はこの言葉を聞き出したかったんですよね。ちょうど言っていたので、よかったなと思います。これからしっかり検証していただいて、どれぐらい行財政が進んでいるのかというのをまず確かめていただきたいと思います。市長が言われるように、天草は天草、山鹿は山鹿、菊池は菊池なんです。ただ、今言われたように、本庁まで自分で来られる方はいいですよ。ただ、少子高齢化、この波が押し寄せている中で、本庁に来られない方がこれからどれぐらいふえるでしょうか。菊池市には、3,000世帯を超す独居老人の方がいらっしゃいます。あと10年たったら、それが何倍になるのか、どのぐらいふえるのか、これを考えると、やはり支所を充実して、支所で物事を解決できる、そういった支所づくりをやらなきゃいけないんじゃないかなと思っています。

支所への予算措置については、ちょっと明確なお答えがいただけなかったんですが、厳しい財政状況の中で捻出するのはどうかとの意見もあるとは思いますが、平成25年に総務省は、合併市町村に対して、特例措置として、支所数に応じて交付税を加算する、さらに実際の支所の設置状況にかかわらず、支所を置いていなくても、旧市町村ごとに置いているとみなし必要な交付税を算定すると。国も、合併して支所の配置等により地域が疲弊しないようにと支所経費を交付すると示しています。実際、財政課にこの交付税を確かめましたが、今現在も継続して、菊池市に入ってきていますとの返事をいただきました。

このことから、支所への予算、私は何億円も何千万円もつけろと言っているんじゃないんです。簡易な修繕とか、そういうのをやれるような予算を、私はあってしかるべきと考えます。また、支所に予算を持たせるということは、同時に支所の職員に責任を持たせることにもなります。天草市の方もおっしゃっていましたが、本庁で対応していたときというのは、この言葉はよく菊池市でも聞くんですが、支所の職員の方が、本庁でしていますからとか、支所には権限がありませんなど、本庁対応を逃げ道にしていたところがあったとのこと。これは天草も全く一緒です。ですが、支所に予算措置をすることで、一から十まで、修繕であれば、要望を受けて実施するまで、そして報告するまでしないといけないので忙しくなったと

いう声の一方で、予算執行のスキル、自分の技とか自己研鑽ができると、支所の職員の意欲が同時に出てきたとのことでもあります。

最後になりますが、この本庁の近くに住んでいる人だけが菊池市民ではありません。泗水、七城、旭志に住んでいる人も同じ税金を払い、この菊池市の株主であり市民です。地理的なこと、財政的なことはありますが、各支所の充実こそ誰一人として孤独にさせないまちづくりであり、本市が抱える少子高齢化問題への解決への第一歩と私は考えます。これから各支所と十分協議をされて、機能充実にかかわる施策を含め、その地域に応じた支所づくりをお願いして、次の質問に移ります。

それでは、次に熊本地震に係る被災住宅用地の特例措置について質問いたします。

質問の前に、ちょっと固定資産税のお勉強をしていただきたいと思います。

「そうだったのか、固定資産税」と題して、固定資産税の住宅用地課税について、まず説明したいと思います。

昭和48年から、私がちょうど生まれた年です。オイルショックのときでありますけども、昭和48年から住宅の日常生活に最小限必要と認められる小規模の住宅用地、普通の家ですね、税負担を軽減する目的から課税基準に特例が設けられています。どういうことかといいますと、200平方メートル、約60坪以下の住宅用地を小規模住宅用地といって、小規模住宅用地の課税標準額については、その土地の価格の6分の1の額にする特例措置であります。この小規模住宅用地以外の住宅用地を一般の住宅用地といいます。一般の住宅用地の課税標準額については、その土地の価格の3分の1の額にする特例措置があります。一般的には、住宅用地として200平方メートル以下のケースが多いと思われますので、たいがいは通常の場合、6分の1の固定資産税で済むということです。逆に、非住宅用地の例としては、店舗だとか、事務所だとか事務所の敷地、駐車場、空き地などです。特に空き地となっている場合は、特例措置は受けられないということになります。要は、建物が建っていないと特例を受けられない、つまり建物を解体してしまうと3倍から6倍の固定資産税を払わなければいけないということになります。これは全国共通ですので、誰も住んでいなくても、老朽化しているのに所有者が解体しない。よく都会とかであります、いわば空き家問題の原因の一つとされています。

さて、本題に入ります。

平成28年の熊本地震で被災し解体された住宅の敷地については、地方税法における被災住宅用地についての特例規定を適用し、固定資産税は解体された土地を住宅用地とみなし課税しています。ちょっとわかりにくいんですけど、わかりやすく言いますと、被災して解体した土地、もう家がなくなってしまった土地は、家が建っているとみなして固定資産税を安くしているということになります。しかし、こ

の特例規定は2年間なんです。平成29年度、ことし30年度で終了し、発生後3年目となる31年以降は特例規定の適用ができなくなりますから、住宅再建に着手できていない被災者の方、アパートとかに入っていらっしゃる方については、平成31年度からの税負担の増加は生活再建の支障となるおそれがあると考えます。

そこでお尋ねしますが、被災住宅用地についての特例規定を適用している件数、それと特例規定を適用している税額、どれぐらい免除しているのか、安くしているのか、負担軽減額をお答えください。

○議長（柁原賢一君） 市民環境部長、古田浩敏君。

[登壇]

○市民環境部長（古田浩敏君） 改めまして、おはようございます。ただいま荒木議員のほうから特例措置について詳しく説明をいただきましたので、本市においての被災住宅用地の特例の適用についてのみお答えさせていただきます。

現在、約300筆で350万円の軽減を行っております。

以上、お答えします。

○議長（柁原賢一君） 荒木崇之君。

[登壇]

○11番（荒木崇之君） 再質問いたします。

被災住宅用地の特例の適用件数、家を壊された方が約300筆、負担軽減額が350万円とのことではありますが、私も熊本地震により自宅を建て直さないといけなくなりました。現在、建築中ですが、建築資材の高騰や職人さん不足による人件費の高騰もあって、今から30年ローンを考えると、返済するのが75歳、果たして生きているのか不安であります。しかし、幸いにも再建のめどがたっていると、私は前向きに考えています。さまざまな問題で今現在も住宅再建に着手できていない被災者の方が多くいらっしゃると思いますが、被災住宅用地の特例適用件数300件のうち、平成31年度から税負担が見込まれる、要は、家をまだ建てていないという方がどれぐらいおられるのかというのをお尋ねします。

○議長（柁原賢一君） 市民環境部長、古田浩敏君。

[登壇]

○市民環境部長（古田浩敏君） ただいまの質問にお答えいたします。

平成30年度は、先ほど300筆ということでお答えしましたが、期間延長が終了しますと、今年中の住宅建築ができる見込みのところを除きますと、280筆の住宅用地が対象外となりまして、税額にして320万円の増加となります。

適用期間が終了します筆につきましては、先ほども議員もおっしゃいましたとおり、空き家を解体された土地ですとか、今後住宅を建設する予定のない土地等もご

ざいますので、実際に住宅建築予定で、業者等の都合により建設に着手できていないご家庭がどれくらいあるのかというのを関係課のほうと協議しながら、調査を進めていきたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（柁原賢一君） 荒木崇之君。

[登壇]

○11番（荒木崇之君） それでは、質問を続けます。

いまだ住宅再建に着手できていない筆が、土地は280筆で、税額にして320万円あるというお答えです。住宅再建に着手できない方にとって、平成31年度からの税負担、これ、3倍から6倍固定資産税が高くなるということですが、生活再建の支障になるおそれがあることから、被災住宅用地について平成31年度以降、何らかの救済措置が必要でないかと私は考えます。実際、東日本大震災に係る被災住宅用地の特例については、これは国が平成24年から平成33年まで、被災住宅用地の特例を10年間延長しています。

そこでお尋ねしますが、平成31年度からの被災住宅用地についてはどのようなお考えなのかをお尋ねいたします。

○議長（柁原賢一君） 市民環境部長、古田浩敏君。

[登壇]

○市民環境部長（古田浩敏君） ただいまの質問にお答えいたします。

本市はもとより、熊本地震の被災地全域におきまして、建設業界の人手不足等により住宅再建のおくれが顕著であります。今後の生活再建の支障とならないためにも、特例適用期間の延長は復興支援の観点からも必要な措置と考えております。

特例適用期間の延長につきましては、熊本県より、平成28年熊本地震からの復旧・復興に係る要望事項として5月末に国のほうへ提出をされております。

市としましても、今後も財政課長会議等いろいろございますので、そちらのほうでも特例適用期間延長の要望をしていきたいというふうに考えております。

以上、お答えします。

○議長（柁原賢一君） 荒木崇之君。

[登壇]

○11番（荒木崇之君） 特例適用期間の延長については、熊本県から平成28年熊本地震からの復旧・復興に係る要望事項として、本年の5月に国へ要望書を提出されたということによろしいですか。提出されているということですが、最後に、江頭市長にお尋ねします。

国も1,000兆円を超える借金があると言われて、熊本県も平成28年度一般

会計補正予算案で財政調整基金など県の4基金残高が熊本地震復旧のため、基金を取り崩したことで史上初めてゼロになる異常事態と報道がされました。では、国や県が被災住宅用地の特例を延長しないといった場合には、市独自で特例適用期間の延長の対策をされるのか、市長にお尋ねします。

○議長（柁原賢一君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） お答えいたします。今、部長のほうから言ったように、この件については、菊池市のみならず、被災地の抱えている共通の問題でありますので、5月に県から国への要望を提出したばかりであります。その段階において、通らなかった場合を考えるということは私は想定しておりませんので、県と連動しながら、市長会等でも要望をどんどん出していきたいなというふうに考えておるところです。以上でございます。

○議長（柁原賢一君） 荒木崇之君。

[登壇]

○11番（荒木崇之君） 先ほどの平議員のお答えと一緒に、最悪の場合は検討していないということでもあります。それを考えるのがおかしいということではありますが、確かにこれを市独自でやると、交付税の兼ね合いもあるので、なかなかこの場での即答というのは難しいと思いますが、ことし3月の定例会で報告された熊本地震からの復旧・復興特別委員会、この前の議会の中間報告の中で、議会として次のことを市長に申し入れています。

1、本市独自の復興基金を創設し、独自の支援を実施すること、2、復興計画を策定し、他自治体より先に国・県に要望を行うことと、まさに私がこのたび提案しております被災住宅用地の固定資産税の特例延長と合致していますので、来年度予算において特例措置延長を市長が提案されるならば、議会は全会一致で認めることと思います。あとは江頭市長の被災者に寄り添う心に期待して、一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○議長（柁原賢一君） これで荒木崇之君の質問を終わります。

ここで休憩します。午後の会議は、午後1時から開きます。

○

休憩 午後 0時02分

開議 午後 0時58分

○議長（柁原賢一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、田中教之君。

[登壇]

○1番（田中教之君） 皆様、こんにちは。議席番号1番、田中教之です。5月の選挙で初めて当選させていただきました。教育とまちづくりというスローガンで選挙を行ってまいりました。まちづくりの前にまず人づくりをやっていく、そのスローガンをもとに、この4年間、しっかり邁進してまいります。どうぞよろしくお願いします。

早速ですが、本日は三つ、質問させてください。公道における防犯カメラについて、自然災害後の復旧復興体制について、最後に教職員の働き方改革についてでございます。

まず、公道における防犯カメラについて質問します。

この質問の背景は、市民の方のお声からちょっと頂戴したところもあるんですが、3月の定例会、水上隆光議員も含め、また昨日の泉田議員のお話もありましたけど、学校における防犯カメラがあります。ただし、公道、いわゆる道においての防犯カメラはまだ菊池市は多くはありません。特に最近、幼児の連れ去りだったり、小学生の声かけがある中で、残念ですが、菊池市に住んでいる方が熊本市内で連れ去りの未遂、連れ去って、その後、解放されたんですけど、逮捕されたという事件がありました。実は、その方が前に菊池市内でも声かけをやっていたということをお聞きしました。熊本市内で逮捕されたきっかけとなったのが、熊本市の南区には防犯カメラがあって、それによって犯人が借りたレンタカーを追跡して、それにたどりついたということでもあります。

すなわち、今、菊池市に私が4年前に帰ってきたときに、子どもたちと接してびっくりしたのが、まず、今から10年ぐらい前ですか、帰省でたまたま実家の周辺に帰ってきたら、大きな声でこんにちはと挨拶されると、大人の私はちょっとびっくりして恐縮して、そうか、こうやって挨拶がされている生徒さんがたくさんいらっしゃるんだというのに気づいて、いいなと思いました。

きのうも教育長の答弁があつたとおりに、防犯対策の意識の中で、まだ菊池市の中で連れ去り、ここ数年に関しては、大きな問題に至っていないのは防犯教育の徹底をされて、私のお聞きした菊池市で声をかけられた方は、お子さんが家の前で遊んでいて声をかけられたんだけど、もう家に帰ると言って帰ったとあって、きっぱり断ったというところがありました。そういうふうな防犯教育は、ソフト面は非常に、菊池市は実は充実しているんじゃないかと考えておりますが、やはり犯罪の証拠保全といいますか、実際に防犯カメラによって事件が解決するという事例は、全国を含めて世界じゅうに流れてございます。どうか設置のほうをできないかというお声を聞きまして、この質問の背景として説明いたします。

昨日、泉田議員の子どもの通学路という話もありましたが、私は、これはまだ防犯カメラについては諸所、問題がありますが、一つは、子どもだけではなくて、女性の性犯罪の問題だったり、あるいはご老人の訪問販売で、例えば悪徳商法とかに結びつくような問題で、大きい道を通るときにそういう証拠は必ず出ると。また、ごみの不法投棄の問題にも応用できるんじゃないかと思います。

菊池市は安心・安全をうたっております。そして、市民の方のアンケートの結果によると、菊池市の治安のよさとか安心・安全がいいというのは満足されている指数も高いということを説明を受けました。実際、お金がかかる問題ですし、菊池市民の安心・安全の満足感をさらに高めるためには、今後の設置予定についてお聞きしたいと思っています。すなわち、今後、公道における防犯カメラを設置される予定があるのか、お聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（柁原賢一君） 総務部長、上田俊介君。

[登壇]

○総務部長（上田俊介君） 防犯カメラの設置についてかと思いますが、防犯カメラの設置につきましては、設置の費用であるとか、またランニングコスト、また必要とされるカメラの性能であるとか、またプライバシーへの対応などについて検討を進めております。

設置に当たりましては、菊池警察署などの関係機関と連携をとりながら、子どもたちの安全確保であるとか、温泉街の防犯であるとか、交通事故の防止の観点から設置場所を検討しまして、来年度の予算に計上できるよう協議を整えているところでございます。

以上、お答えします。

○議長（柁原賢一君） 田中教之君。

[登壇]

○1番（田中教之君） ありがとうございます。そういう予定だということを返答されと思っていたなかったので、そうであれば、ぜひ検討を進めていただきたいと思います。特に区長さんの意見だったり、設置場所、運用ルールというのは非常にまだまだ進めるのが難しいところがあるかと思いますが、ここは皆さんの知恵を拝借しながら、コストがかかるものですので、よりよい防犯体制になるようつながればいいかと思っています。また引き続き、具体的な内容については議論させていただきます。

次に進みます。自然災害後の復旧復興体制についてお聞きしたいと思います。

具体的内容というのは、先月も大阪で地震がありました。そしてまた、きょうも台風が来るということで、自然災害というのは、規模の大小はあるにしろ、常に起

こっていくものだという前提に立った体制が必要ではないかと感じております。実際、常にそういう窓口が一本化された組織があったほうがいいのではないかという、これは私の提案でございます。

この背景にございますのが、平成30年、ことしですが、5月15日に全国知事会のほうから復興大臣のほうに提案がございました、防災庁という構想があります。今の内閣府の防災機能と復興庁の機能を統合して、一本の窓口にして、事前の準備から啓発活動、要は平時から緊急時の対応までを一本化する窓口、そういう庁を設置できないかという提案がございました。

私も震災を経験しましたし、菊池市の職員の方が一生懸命やられているというのは感じております。今の体制でも十分対応できるんじゃないかという部分もありますが、私は大学進学時にちょうど阪神・淡路大震災の後、神戸市に住んだところ、やっぱりそこは本当に窓口がばらばらで、まだまだ体制ができていない状態でしたので、非常にわかりづらいところだったと思います。私自身は直接大きな被害はなかったのですが、周囲の方にとっては、こういうときはどこへ行ったらいいんだろうかと迷われたときもあります。

そして、今回、熊本震災において、選挙で回っているときも、さっき荒木議員がおっしゃったように、税金のところは税務課の窓口なのかなとか、農業関係の補償のところは農政課になるのかなというところで、阪神・淡路大震災や東日本大震災よりは、今回の地震に対して窓口をたらい回しにするというのはかなり減っているとは思いますが、できれば、私としては平時からそういった組織を、室なのか、そういう形は問いませんが、そういった窓口が一本化された組織があったほうがいいのかなと思います。それについて、どのようにお考えかお聞きしたいと思っています。よろしくお願いします。

○議長（柁原賢一君） 総務部長、上田俊介君。

[登壇]

○総務部長（上田俊介君） 緊急時ということで、今、菊池市でとっております体制についてお答えをして、判断いただければというふうに思います。

平常時の防災に対応する部署としましては、今、防災交通課がございます。さらに、防災の専門である危機管理専門委員を1名置いた体制として、平時はそういう対応をとっておるところでございます。

しかしながら、大雨、台風、地震などの災害時の対応につきましては、災害情報の収集でありますとか災害情報の発信、または避難所の設置であるとか、災害の応急対応など多岐にわたる対応が求められますので、防災交通課のみの対応は不可能でありますので、全庁的な対応が必要となってまいります。

このため、菊池市地域防災計画で示しておりますように、防災交通課が核となりまして、災害の警報レベルに合わせまして、情報連絡本部であったり、災害警戒本部であったり、また市長を本部長とします災害対策本部など、災害の状況に応じた対応をマニュアル化して、職員の動員体制を構築しながら対応しているところでございます。

また、年2回実施しております市内の図上訓練等では、防災計画や対策部のマニュアルの検証を行いまして、スムーズな対応がとれるよう計画やマニュアルの改善見直しを図っているというようなところもございます。また、大規模災害発生時には、市民対応においては、地域防災計画に記載しておりますけれども、災害相談センターなどを設置しまして、市民からの相談を一カ所に対応できる体制をとりながら、迅速な復旧・復興への手助けとなるような取り組みをしております。

熊本地震の対応におきましても、罹災証明書の発行体制でありますとか、現在も福祉課に設置しております熊本地震相談窓口など、ワンストップ体制をとって対応しているところでございます。

以上、お答えします。

○議長（柁原賢一君） 田中教之君。

[登壇]

○1番（田中教之君） 一本化組織のデメリットは、やっぱりどうしてもそういう専門にすると新たな組織をつくりますので、コスト、人もかかることだと思います。また、そういう想定のために防災計画があるので、防災計画にある役割分担が、平時も緊急時も役割分担だということなので、そういうのがあるかと思いますが、今後、そういった、政府はまだ防災庁構想には大まかに賛成ではありませんが、日本の国内の流れの中で、そのような一元管理的なほうがいいという流れになる場合もございますので、これは今すぐの話ではないと思いますが、折衷案として、今ある防災交通課、ここがもっと権限を強化するとか、復旧・復興時にもある程度の旗振りをもっともっとやっていくような、そういう存在になればいいかなと思っております。そこらあたりはご検討ください。

最後の質問にまいります。

教職員の働き方改革について、取り組みの現状と課題についてご質問します。

この質問の背景といいますのは、学校の先生は忙しいという視点もございますが、もともと学校の先生の働き方については、今、国会で行われてる一般の職員の方の働き方改革ではなく、以前に長い時間をかけて議論をされてきたかと思います。

実際、昨年平成29年度に文科省からの通達が来た状態で、現在、菊池市でどういうふうな取り組みをやっておられるのかお聞きしたいと思います。よろしくお願

いします。

○議長（柁原賢一君） 教育部長、大山堅四郎君。

[登壇]

○教育部長（大山堅四郎君） それでは、田中議員ご質問の教職員の働き方改革に向けた本市の取り組みについてお答えをさせていただきます。

学校における教職員の働き方改革に関しましては、議員お話しのとおり、昨年8月に文科省から、学校における働き方改革に係る緊急提言並びに12月には、学校における働き方改革に関する緊急対策というものが通知されております。

本市におきましても、これまでも定時退勤日の推進等に取り組み、教職員の意識改革に取り組んできたところでございますが、平成29年度の過労死ライン80時間を超えた教職員のいる学校は、小学校で3校、中学校で3校ということでございました。特に学校では、以前から勤務時間超過が課題となっており、これまでも本市におきましては、2学期制の導入、校務の情報化や小学校運動部活動の社会体育移行など、具体的な対策に取り組んできております。

今回の文科省の緊急対策を受けまして、県では、学校における働き方改革について、まずはできることから着手するという考えのもと、推進していく具体的な実践項目として、学校閉庁日の設定、部活動指針の徹底、夜間等の保護者対応の3項目が示されたところでございます。これを受けまして、菊池市では、夏休みの学校閉庁日の設定といたしまして、本年度は8月13日から15日までを学校閉庁日とすることといたしております。

また、現在も中学校では学校部活動が行われておりますが、今回、国及び県の部活動に関するガイドラインに合わせまして、1週間の練習日を中学校では5日以内とすることや、練習時間平日で長くとも2時間程度、土日祝日でも3時間程度とし、毎月第1日曜は完全休養日にするなどの制限を設け、教職員の部活動における負担を軽減するよう部活動指針の徹底を図ることといたしております。さらには、勤務時間外の保護者対応といたしまして、緊急時を除き、現在、留守番電話の対応とするため設備等の調査を開始したところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 田中教之君。

[登壇]

○1番（田中教之君） 現在の取り組み、ご説明ありがとうございました。ただ、一応、現在の先生に対する課題といいますか、特に文科省だったり県の教育委員会からいじめのアンケートあるいは提出物、事務処理が非常に多いというふうにも先生からお聞きしております。

全国の退職校長会の調査によりますと、先生たちにアンケートをとった内容によりますと、いわゆる会議、打ち合わせのコスト、菊池市は会議は比較的少ないほうかと思いますが、あくまでも全国的な問題としてお聞きください。あるいは、小学校の英語専科の教員が不足しているとか、人員の問題がございます。特に超過勤務の中で、小学生のさっき言った英語の専科あるいは技術的な専科の人も不足している問題、あるいは中学校での部活動の担当に負担がかかっているというところも上げられます。実際に、この校長会及び学校の先生の話の聞くと、人を配置してほしいという要望がかなりあります。ただ、これも予算の都合がまたありますので、こういった課題について、人をふやす以外にも、どのような課題に取り組んでいかれるというのがあればお教えてください。

○議長（柁原賢一君） 教育長、原田和幸君。

[登壇]

○教育長（原田和幸君） ただいまの田中議員のご質問にお答えしたいと思います。

文科省の調査によりますと、過労死ラインと言われる、月の超過勤務時間数が80時間を超えている教員の割合は、全体で、小学校で約3割、中学校で約6割となっており、菊池市におきましても教職員の長時間勤務の問題は最重要課題の一つにとらえており、これまでも長時間勤務を減少させるための取り組みを進めてきております。

学校における働き方改革というのは、教育の質の向上を支えるものであり、家庭・地域・学校の三者が連携・協働して児童・生徒の成長を支えていくためにも必要というふうに考えます。

今、田中議員のほうからありましたけども、人が欲しいというのも現実であります。そういう意味からしますと、菊池市におきましては、市雇用の補助教員であったり、特別支援教育の支援員を配置していただいているということは、学校にとっては非常にありがたいことだというふうにとらえております。また、教員としまして、やっぱり教材研究をしっかりとやって授業に臨みたい、それはある面、ちょっと時間がたっても、子どもがわかった、楽しかったと言ってくれたら、それは時間は当然かかっても、それが疲労として残ることは少ないというふうに思います。ただ、いじめ問題とか生徒指導上の対応とかで時間を割くというのが非常にづらいことでありますし、また、会議等もなかなか、会議をやっている間は仕事ができないという部分もありますから、そういった面では、スクールサポートチームを教育委員会に立ち上げて、学校だけでは対応できないような事案に対しては、教育委員会も全面的にバックアップをしていくというような、そういうシステムあたりもっております。

先ほど部長のほうから、今まで取り組んできたことあたりを述べましたけども、部長が述べましたような具体的な取り組みを行いながら、教職員が児童・生徒と向き合う時間をしっかり確保し、そのことで、さらに子どもたちの笑顔をふやしていけるような、そういう取り組みを積極的に推進してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えします。

○議長（柁原賢一君） 田中教之君。

[登壇]

○1番（田中教之君） 先ほど教育長がおっしゃられたとおり、特に教職員、学校の先生方の働き方改革というのは一律に労働時間を削減するだけが目的になってはいけないと思っております。大事なのは教育、生徒にいろんなことを教える以外の業務をいかに縮小していくかというところがまず視点となると思います。教育長がおっしゃったように、まず子どもと向き合う時間、事務作業であったり会議も大事なんですが、何をもっても子どもと向き合う時間をふやすためにはどうしたらいいかという視点で、何も学校の先生は9時から6時できっちり仕事を終わりなさいという話ではないと思います。やっぱり教育というのはなかなか時間が読めない場合もありますし、場合によっては、どうしても時間がかかってしまうところもあると思います。なので、ただ労働時間を減らすということではなく、まずは子どもと向き合う時間を確保するためにはどうしたらいいかという視点で、今後の改善をしていただきたいと思います。

最後に、先ほど冒頭で、防犯カメラのことを申しましたときに、菊池市の教育、挨拶もすごいし、横断歩道を渡っていくとぺこりと。私は地元へ戻ってきて、結構私自身、そういったことを小学校のときに1回もやったことがないと思って、ちょっと恥ずかしい気持ちになりましたけど、非常にそういったご家庭の教育だったり、学校の先生の教育が非常に行き届いているんじゃないかと、そこは自信をもって胸を張りたいなという部分があります。学校の先生も一生懸命やっぺらっぺらと思っております。ただ、やっぱりどうしてもいろんな問題があるというのも事実でございますので、最後、退任される原田教育長に、今後どうやったら学校の先生が、まず学校の先生が生き生きすることで子どもが生き生きするという流れもあると思いますので、今後どう流れを踏まえていけばもっと学校が活性化するのか、ご意見を聞かせてください。

○議長（柁原賢一君） 教育長、原田和幸君。

[登壇]

○教育長（原田和幸君） 一昔前といいますか、数十年前までは、学校の先生という

一目置かれる存在でした。ですから、例えば学校で指導を受けて、しかられて帰ったときに、それを言うと、親からもおまえが要らんことをするからだという感じで怒られたりすることがありましたが、今はそういう訴えを家庭でしたら、すぐ学校に苦情を言ってこられるようなご家庭もふえてきております。ただ、やっぱり子どもを中心に置いて、そしてこの子が将来、社会的に自立してほしいですね、大人としてはみんな。そうなるためには今何をしなくちゃいけないかというのを、やっぱり学校も地域も保護者も一体となって、それぞれの役割を自覚して、そして責任を持って子育てに取り組んでいく、地域で子どもを育てるというような体制が今の世の中、一番必要じゃないかなというふうに思います。そういう意味で、地域学校協働活動、地域学校協働本部というのが今提唱をされております。そういったことを菊池市の教育委員会としましても、より本年度は充実させていきたいというふうに考えております。

以上、お答えします。

○議長（柁原賢一君） 田中教之君。

[登壇]

○1番（田中教之君） ありがとうございます。原田教育長、お疲れさまでした。

以上で質問を終わります。

○議長（柁原賢一君） これで田中教之君の質問を終わります。

ここで、10分間休憩します。

○
休憩 午後 1時25分

開議 午後 1時34分
○

○議長（柁原賢一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、猿渡美智子さん。

[登壇]

○9番（猿渡美智子さん） 皆様、こんにちは。きょうは、田中議員に引き続いて、学校における働き方改革について、熊本地震からの復旧復興について、防犯灯のLED化について、この三つの質問をさせていただきますが、質問に先立ちまして、一つおわび申し上げます。3番の防犯灯のLED化についての内容が、順番的にここに書いてある内容とちょっとだけ変更しております。そのことを議会事務局にちゃんと連絡することを失念しておりまして、大変申しわけありません。まずおわびして、質問に入ります。

先ほど田中議員からも教職員の働き方改革について質問がありました。よりにも

よって同じ日に、しかも続けてというのはちょっとびっくりした面もありますが、学校関係者や私のような教職経験者のみならず、いろいろな方がこの問題について関心を寄せていただくことが大切だと思っております。重複する部分も多いかと思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

私も、まず初めに文科省が出した緊急提言や緊急対策にかかわって質問をする予定でしたが、その部分は田中議員への答弁でお聞きしたこともありますので、割愛をします。

さて、私は5月の終わりごろに、菊池管内の先生方の集まりに同席する機会がありました。そのときの話が、昨年12月議会に続いて、このテーマを取り上げようと思った動機になりました。参加していた先生のお一人が、うちの学校には、このごろ救急車が2回来たと言われました。2週間ぐらいの間に、勤務中の先生2人が相次いで倒れられ、救急車を呼ぶ事態になったということを聞いて驚いておりますと、同席していた別の先生が、いや、私も卒業式の前に倒れたよ、救急車は呼ばなくてよかったけれど、しばらく保健室で休んでから病院に行った、そのように話をされました。大変な状況が学校にあります。早急に何とかしなくてはなりません。

田中議員の質問に対する部長答弁にもありましたように、学校における働き方改革については、相次いで緊急提言とか緊急対策とかが文科省から出ています。さらに、ことしの2月には、その緊急対策を徹底することを求めた文部次官通知が県教育長宛に出されている状況にあります。緊急という言葉が繰り返して使われることの意味を菊池市教育委員会におかれましても、しっかりと認識していただきたいと思います。

文科省ばかりではなく、熊本県教育委員会も昨年の11月に、市町村教育長宛に働き方改革にかかわる依頼文を出しています。そこには、市町村教育委員会に対して、こんなことに取り組んでくださいと具体的な依頼事項が6項目述べられています。それから半年余りが経過しました。菊池市教育委員会は、依頼されたことにどう取り組んでおられるのかをお尋ねします。

6項目、簡潔に述べさせていただきます。

1、教職員の勤務時間の把握を徹底すること、2、学校閉庁日の設定や延長を検討すること、3、勤務時間外の保護者対応について、留守番電話の導入やメールの連絡対応等、体制整備を検討すること、4、部活動休養日を徹底すること、5、部活動指導員の配置と人材確保等の検討をすること、6、教員の担うべき業務に専念できる環境を確保すること、以上6項目について、田中議員への答弁と重なる部分もあるかと思いますが、取り組みの状況をご答弁ください。

○議長（桒原賢一君） 教育部長、大山堅四郎君。

[登壇]

○教育部長（大山堅四郎君） それでは、猿渡議員ご質問の学校における働き方改革として、県から依頼がっております6項目にどのように取り組んでいるかということでお答えをさせていただきたいと思います。一部、田中議員の答弁と重複いたしますが、どうぞよろしくお願いをいたしたいと思います。

県の教育長から依頼のありました一つ目の勤務時間の把握につきましては、教職員の勤務時間の把握を徹底するため、部活動の指導等においても必ずタイムカードを打刻してもらうよう指導をいたしております。今後は、出勤時刻から勤務開始時刻までの期間も加えられるよう設定の変更を行う予定といたしております。

二つ目の夏休みの学校閉庁日の設定につきましては、昨年度から取り組んでおりますが、本年度より、土日から連続した3日間の学校閉庁日を設定することで、お盆の時期を中心としました5日間の休みとなるよう環境づくりを整えており、この期間中には、教育委員会で電話対応を行うこととしております。

三つ目の勤務時間外における保護者等への対応といたしましては、早急に留守番電話の設置に向けて取り組むことといたしております。あわせて、学校ホームページやメールでの連絡体制の活用なども、PTAと協力しながら取り組んでまいりたいと考えております。

四つ目の部活動休養日の徹底につきましては、県が示しておりますガイドラインをもとに菊池市部活動指導指針を作成しましたので、今後、学校への指導を徹底してまいりたいと考えております。具体的には、週のうち平日に1日、週休日にも1日の休養日を設けることといたしておるところでございます。

五つ目の部活動指導員の配置につきましては、現在、外部講師との複数体制を取ることで負担軽減というものを図っておりますが、試合引率もできる部活動指導員の導入につきましては、今後検討してまいりたいと考えております。

六つ目の教員の担うべき業務に専念できる環境の確保につきましては、本年度より菊池市学校事務センターを開設いたしましたので、学校徴収金の業務以降についての検討に取りかかっているところでございます。

今後も学習評価事務の効率化や簡素化などに取り組み、教職員の総仕事量の削減に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 猿渡美智子さん。

[登壇]

○9番（猿渡美智子さん） ありがとうございます。一歩ずつ進み始めたという実感が伝わってくる答弁であったと思います。

1 番の勤務時間の把握については、これまで朝早く来て勤務時間までの間がタイムカードで集計されていなかったとか、例えば土日で出勤しても、なかなかこれは教員側の問題として打刻をしなかったとかいうことの課題もありましたので、朝の部分については改善が見られるということで、とてもいいことだと思います。ただ、教職員の意識の中に、勤務外時間が長くなり過ぎると、結局、後の対応で面倒なことになるから、あえてそこは避けておこうというような意識もあるということがアンケート調査等で寄せられていますので、そういうことが起きないように、ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

学校閉庁日もことしは5日間になるということです。土日も含めてですが、ぜひともリラックスをして先生方にお過ごしいただきたいのと、まさかそこに何かが入ったりとかしないようにしていただきたいと思います。

留守番電話も導入をもう既に考えられているということです。安心いたしました。やっぱり遅くに電話がかかってきて、それからまた出ていくというようなことを私自身も経験してきましたので、きちんとその辺の区別がついていけるようになったらいいなと思います。

なおかつ心配しますのは、4 番目の部活動休養日のことですが、ガイドラインが出ていたり、指針がつくられたり、本当に方向性としては申し分のないことだと思いますけれども、特に中体連前の時期とか、そういったことになると過熱をし過ぎる部分というのがこれまでも見られてきたことです。それぞれの学校できちんと順守されるような校長先生たちの取り組みを求めていっていただきたいと思います。

部活動に関しては、指導員の配置や人材確保については、相手のあることですから、なかなか進まない状況にあるというのは承知しておりますけれども、自分の経験したことのない、専門的な練習をしたことのない部活動をやむを得ず担当しなければならないというような状況が中学校の部活動で起きていることがやっぱり教師の負担感にもつながっていますので、そういったことが解消できるようになれば、その負担感が随分減ってくるのではないかなというふうに思います。

6 番目に、教員の担うべき業務に専念できる環境を確保すること、やっぱりこのところがとても難しいこと、それはさっき田中議員が、簡単に言えば余計な仕事という言い方は失礼ですけども、なるべく仕事を減らしていきましょうというのとつながってくる部分だと思います。今までしてきたことをしないということには大変な勇気も決断も要るかと思いますが、そこをしないことには、やっぱり状況が変わっていかないのではないかなと思っています。

手元に、熊本市教育委員会が子どもたちを通して家庭に配ったプリントを持っています。熊本市在住の友人が、孫が学校からもらってきたということで見せてくれ

ましたので、コピーをもらいました。「学校教育、教員の時間創造プログラムについて」という見出しがついております。冒頭の言葉を読ませていただきます。

「学校を取り巻く環境が複雑化、多様化し、学校に求められる役割が拡大する中において、教職員の長時間勤務の実態が明らかになっています。そこで、教職員が心身ともに健康でゆとりをもって子どもたちと向き合える環境をつくっていくために、教職員の長時間勤務の実態改善に向け、平成30年3月」ついこの間ですね、「このプログラムを策定しました」とあります。

熊本市の実態として、時間外勤務が過労死ラインと言われる1カ月80時間を超えた教職員の割合が19.5%になっていることをあげた上で、2020年までに達成する目標として、二つのことが掲げてありました。

1、時間外勤務が1カ月80時間を超える教職員をゼロにすること、2、教職員の時間外勤務を25%減らすこと、この二つの数値目標です。取り組みの方針は三つ、一つ、仕事の総量を削減すること、二つ、マンパワーを充実すること、三つ、時間を意識した働き方を徹底すること、それぞれの方針ごとに具体的取り組みもあげられていますが、ここでは時間がかかるので言いません。

端的に言いますと、「先生たちが忙し過ぎて、過労死の危険性もあるし、子どもたちと向き合えないから、こんなふうに仕事を減らします。こんなふうに人をふやします。こんなふうに効率的な働き方をします。ご理解ください」これらのことが保護者に向けて発信されていることに、熊本市教育委員会の本気度も伝わってくると思いますし、動き出したなという、そういう実感も、先ほどの部長答弁のときも言いましたが、それより一つ強い気持ちで動き出したと感ずることができました。

そこで、重ねて質問します。

菊池市教育委員会においても、具体的な目標値と取り組みの内容を明らかにした上で、教育長が言われたように、学校だけでやれることではないので、地域や保護者にも理解を求めていかなければなりませんから、保護者への理解を求めていくような通知文を出していくということが必要ではないかと思います。教育長の見解はいかがでしょうか。

○議長（柁原賢一君） 教育長、原田和幸君。

[登壇]

○教育長（原田和幸君） 猿渡議員のご質問にお答えしたいと思います。

現在のところ、本市教育委員会におきましては数値目標の設定はしておりません。しかしながら、教育部長が申し上げましたことにしっかり取り組んでまいり所存でございます。特に、緊急に対応すべき3項目、一つが夏休み等の学校閉庁日の設定、それから運動部活動の指針の徹底、勤務時間における留守番電話等の保護者対応に

つきましては、その実現に向けてしっかり取り組んでまいります。

また、月８０時間を超えるような教職員に対しましては、校長や教頭を初め、組織として細やかな声かけであったり、指導であったりをしてまいりたいというふうに思っております。あわせて校長会とか学校衛生員会とも協議しながら、菊池市立の小中学校における働き方改革のためのメッセージ、今、作成途中でございますが、そういうメッセージを出して、保護者への理解を十分図りながら進めてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 猿渡美智子さん。

[登壇]

○９番（猿渡美智子さん） 保護者へのメッセージも出されるということですが、済みません、それはいつごろになるのか、わかりましたら教えていただきたいと思えます。

○議長（柁原賢一君） 教育長、原田和幸君。

[登壇]

○教育長（原田和幸君） まだはっきりとした、何日に出すというのは確定しておりませんが、一応、ひな形的なものは今つくっておりますので、それを、先ほど申しましたように、校長会であったり、学校衛生委員会であったり、そこでお出しをして、こういう形でいいだろうというのがあれば、出していきたいと思えます。既に各小中学校のＰＴＡ会長さんのほうには、その旨、相談をしているところでございます。ですから、なるべく早い時期にお出しするようにしたいと考えております。

○議長（柁原賢一君） 猿渡美智子さん。

[登壇]

○９番（猿渡美智子さん） 閉庁日のことを考えますと、やっぱり夏休み前には、そのメッセージは保護者に対して伝わっておかないと間に合いませんので、今月中ということになるかと思えます。取り組みをお願いいたします。

これまでの答弁をお聞きする中で、やっぱりここをもう少しと一番思うことが、仕事を減らしましょうということです。

文科省の教員勤務実態調査の集計によると、実際に教諭が負担と思っている内容に、国や教育委員会からの調査やアンケートの対応、研修会や教育研究の事前レポートや報告書の作成という項目が上位に上げられています。これは、教育委員会の対応で減らすことができることだと思えます。できることからやるという言葉をお聞きしましたが、県教委とも連携して、そのところを強く進めていってほしいと思えます。

熊本市から出された、先ほど紹介しましたプログラムの中には、各種調査の精査及び削減、調査を減らしますということですね。各種事務の精査、減らせるものは減らすという方針が明らかになっておりますので、こういった取り組みを、それぞれ学校衛生委員会とかで何を減らそうかという論議もしていただきたいと思います。

最後に、熊本県教職員組合が行った新採の方々、新卒者ですね、新採アンケートに寄せられた声を幾つか紹介いたします。

「子どもたちの元気な笑顔のおかげで頑張れます」「まだまだ勉強中、頑張ろうと思います」「さまざまな先生方に支えられて仕事できています」このような前向きな声もちろんあります。しかし、一方で「部活動で土日を奪われる。ほぼボランティア」「放課後の教材研究等の時間がとれず、夜遅くまでの勤務になる」

「在校勤務時間把握などしたからといって何か変わるような気がしない」「提出物や行事など、いつも何かに追われているように仕事をしています。働き方改革でどの程度改善されるのか、全く見通しが持てません」というような声もあります。若い先生方が意欲をもって働けるような職場にならなければ、だんだんと学校は若者に敬遠されるような職場になってしまうのではないのでしょうか。

と、ここまでは事前に原稿をつくっていたんですが、あれっと思って、きのうの熊本日日新聞をお読みになった方も多いと思いますが、「教員不足、全国600人超」ということが大見出しで取り上げられておりました。熊本県も24人不足をしていると。定年による大量退職や若手の志望者減などが背景にあると書かれています。

文科省の緊急対策には、「持続可能な学校指導運営体制の構築のため」という言葉がありますが、いつかこの菊池でも教員が足りなくて授業ができないといったような事態になることだけは何としても避けねばならないと思うところであり、まさに緊急だと思います。取り組みを急いでいただくように、改めてお願いをしたいと思います。

次に、熊本地震からの復旧復興ということで質問しますが、質問に先立ちまして、先月18日の大阪北部地震で犠牲になられた方々に哀悼の意を表したいと思います。ブロック塀にせよ、壁にせよ、平時の点検と備えの重要性を改めて教えられたと思っております。学校のブロック塀等の安全点検については、本市教育委員会でも早々に取り組んでおられるとのことで、よろしくお願ひしたいと思うところです。

さて、私、今回は、現在、みなし仮設住宅や市営住宅に住んでおられる被災者の方々の生活の再建についてお尋ねをしたいと思います。

6月6日、益城町は自宅の自力再建が困難な熊本地震の被災者を対象に、災害公営住宅の建設に着工いたしました。県内12市町村で1,735戸の建設が予定さ

れているということでもあります。また、6月26日は、熊本市でみなし仮設入居者の相談会が開かれ、生活再建に向けての融資や入居期限延長などについて相談が寄せられたことが報道されておりました。

熊本地震から2年2カ月余りが過ぎました。災害救助法では、仮設住宅やみなし仮設の入居期限は原則2年となっております。熊本地震で住居を失った方への支援は、新しい段階を迎えていると思います。

そこで、3点、質問します。

1点目、本市でみなし仮設住宅や市営住宅に入居されている被災者の世帯数と人数が発災後、どのように推移しているのかお尋ねします。

2点目、現在は、その方々に対してどのような支援が行われているのかお尋ねします。

3点目、被災者の方々からどんな声が寄せられているのか、また住まいの再建に向けてどのような課題があるのか。

以上、3点についてお願いいたします。

○議長（柁原賢一君） 健康福祉部長、中村隆純君。

[登壇]

○健康福祉部長（中村隆純君） 皆様、改めてこんにちは。私から、みなし仮設等に入居されている方への支援についてお答えさせていただきます。

まず、被災者数の推移でございます。熊本地震によりますみなし仮設住宅、市営住宅への入居世帯数及び人数の推移につきましては、両方あわせまして、平成28年度末147世帯367人、平成29年度末127世帯297人、平成30年5月末96世帯218人でございます。

また、どのような支援が行われているかということでございますが、みなし仮設住宅などに入居されている世帯への支援につきましては、平成29年7月より市社会福祉協議会への委託によりまして、地域支え合いセンターを設立し、相談員2名によります電話や訪問による対象世帯の見守り、相談などを行っているところでございます。

訪問活動の中で見つかった課題につきましては、庁内関係課につなぎ、情報共有や個別の対応を行っており、月1回の庁内の関係課との連携会議も行っているところでございます。

また、熊本県社会福祉協議会や菊池女子高校の皆様のご協力をいただきまして、平成29年12月から、これまで4回の交流会を開催し、住まい再建、金融、賃貸住宅、健康などの相談会、またレクリエーションなどを実施しまして、被災者間の交流、孤立防止に取り組んでいるところでございます。

どんなお声が寄せられたかということにつきましては、被災当時の声としましては、心身の不調、新しい場所での生活への不安、被災した住まいの今後と再建についての不安、支援の情報が欲しいとの声が寄せられておりましたが、現在では、精神面や生活面での不安は少しずつ解消され、落ちつきを取り戻されており、住まい再建に関しての相談などがふえているところでございます。

住まい再建については、住宅再建では資金面、業者繁忙による工期のおくれ、民間賃貸では、希望する物件探し、入居に関する保証人の問題などが生じておりまして、被災世帯ごとの再建方針に沿って、いかに再建を進めていくかが課題となっているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 猿渡美智子さん。

[登壇]

○9番（猿渡美智子さん） ありがとうございます。答弁をお聞きする中で、自分自身の反省としまして、いろいろな交流会等が行われているようですが、そういったことも知らずにおりまして、参加をすることもなかったわけですが、よければ知らせていただければ、様子を見させていただいたり、どんな活動をしておられるのか、どんなお気持ちでいらっしゃるのか、ふれる機会が自分にも議員にもつくれたらありがたいなというふうに思います。

課題として、資金のことや、業者不足のことや、保証人のことやら出されましたけれども、先ほども述べましたが、県内12市町村では、自力での自宅再建が困難な被災者のためには、合計1,735戸という数の災害公営住宅建設が予定されています。

本市でも、自力で自宅再建ができる方ばかりではないと思います。

菊池市では、災害公営住宅にかわる何らかの支援が必要ではないかと考えています。市は、そういった方々に対して、今後どのような支援を行っていかうと考えておられるのか、お尋ねいたします。

あわせて、熊本県はみなし仮設住宅に関しては、ことし4月から5月に2年という入居期限を迎えた世帯で、延長を希望する715世帯のうち698世帯には延長を認めたという新聞報道がありました。菊池市では、延長ということについての状況がどうなっているのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（柁原賢一君） 健康福祉部長、中村隆純君。

[登壇]

○健康福祉部長（中村隆純君） それでは、今後の支援等についてお答えをさせていただきます。

まず、住宅の提供に係る支援策としましては、みなし仮設住宅及び市営住宅入居世帯で、市営住宅への入居を希望し入居要件を満たす場合につきましては、既存の市営住宅を優先に提供させていただいております。また、自宅再建や民間賃貸住宅を希望される場合は、再建方法に応じまして、金融関係、賃貸協会などへの相談案内や支援策の情報提供を行いまして、早期の住まい再建を支援してまいりたいと考えておるところでございます。

みなし仮設住宅入居世帯では、2年間の供与期間内に自宅の建設が完了しない、高齢者・障がい者世帯等で物件が見つからないなどの要件により該当する場合は、市を経由しまして、熊本県に届けることによりまして1年間の延長が認められております。

菊池市におきましては、4月から5月に入居期限を迎える世帯が31世帯ございまして、延長を希望する12世帯のうち11件の延長が認められているところでございます。

なお、延長が認められなかった1世帯については、供与期間満了前に民間賃貸住宅に入居されているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 猿渡美智子さん。

[登壇]

○9番（猿渡美智子さん） 延長を希望された、つまり現時点では自力での再建は難しいとされる12世帯のうち11件は延長が1年間認められた、また1件については、かわりの住宅が見つかったということです。ひとまずよかったなとは思いますが、この11世帯の方々は、いまだ不安定な状況におられるわけで、月日が本当に流れるのは早いので、1年というのは、うかうかしているとすぐに過ぎてしまうのではないかと懸念いたします。

先ほど、今後の支援についていろいろ情報を提供していくことや金融関係の相談に乗る、支援住宅の優先利用といったことも上げられていましたが、ぜひとも丁寧な対応をお願いしたいと思います。

市長は、3月議会で出された施政方針で、熊本地震により被災され、みなし仮設住宅や市営住宅に入居された世帯については、住まいの再建にかかわる支援を継続するなど、生活再建に向けた支援を第一に取り組みますと述べられました。住居という暮らしの根幹を突然の自然災害によって奪われた被災者の方々に、生活再建への手だてを示していくことは行政の大事な責務であろうと私も考えるところです。改めて、このことに関して、市長の見解をお尋ねいたします。

○議長（柁原賢一君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） それでは、猿渡議員からの債権者の今後の再建に向けた市の支援姿勢をというご質問でございました。

熊本地震から２年強が経過しまして、本市においても、一步ずつではありますけれども、復旧に向けて今進んでいるところでございます。しかしながら、減ってきているとは言いながら、みなし仮設住宅や市営住宅等にお住いの世帯がまだ数多くいらっしゃるということです。再建に向けて道なかばであるということは深く認識しているところでございます。

特に、こうした仮住まいとなっていられる皆様のご苦勞であるとか、あるいは不安であるとか、そういったものは恐らく私どもの想像のつかない部分もあるのではないかというふうに常々察しているところでございまして、スタッフにつきましても、これは震災直後から自分のご両親が被災したつもりで接してくださいと、そういうことをずっと言い続けてきとるわけでございます。

これまでも地域支え合いセンターというものを通じまして、定期的に個別に訪問させていただいて、お困りごとがないか等々を私どものほうできめ細かくフォローさせていただいておるところでありまして、今後もまだまだこういう状態が続くことも予想されますので、引き続き地域支え合いセンターと、それから熊本地震相談室、この二つを被災者支援の核として、特に県等の関係機関と連携をしながら、被災者一人一人に本当に寄り添いながら、丁寧に丁寧に支援活動を続けてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 猿渡美智子さん。

[登壇]

○９番（猿渡美智子さん） 熊本地震発災後に、いろんなところで誰も置き去りにはしないという言葉聞きました。また、市長も言われましたが、蒲島県知事も繰り返し被災者に寄り添うということを発言されてきました。だんだんみなし仮設等の人数が少なくなってくると、それだけあせりだとか不安感というものも増してくるというのがあるかと思います。個別の事情に丁寧に目配りをした支援を続けられていくことを強く要望して、この質問を終わりたいと思います。

最後に、防犯灯のＬＥＤ化について質問をいたします。

この質問は、市民の方から、市は防犯灯のＬＥＤ化にどのように取り組んでいるのかという旨の質問を受けたことから端を発したものです。その方としては、防犯灯のＬＥＤ化が進んでいる地区とそうでない地区の差が気になっておられる様子でした。できれば、自分の地区もＬＥＤに変えていきたいという思いも持っておられ

ました。

質問を受けた後に、防犯灯に気をつけながら、夜、市内を運転してみました。旧来の蛍光灯だけのところ、蛍光灯の中にぽつぽつとＬＥＤがまじっているところ、ある程度まとまってＬＥＤになっているところと、さまざまな実態であることがわかりました。

そこで、３点、質問します。

１点目、市内にある防犯灯の総数はどのくらいでしょうか。そのうち、ＬＥＤ照明になっているものはどのくらいあるでしょうか。

２点目、旧来の白熱球や蛍光灯の防犯灯がＬＥＤに変えられた数、過去３年間の実績はどうなっているでしょうか。

３点目、防犯灯のＬＥＤ化について、取り組み方の現状はどのようなものですか。

以上、３点を１回目の質問とします。

○議長（柁原賢一君） 総務部長、上田俊介君。

[登壇]

○総務部長（上田俊介君） それでは、３点についてお答えさせていただきます。

まず１点目でございますけども、市内に防犯灯が幾つあるかということでございますけども、平成２８年度に区長の皆様にご協力をいただきまして、調査をいたしております。平成２８年度時点での設置基数は、菊池市全体で３，７７０基となっております。そのうちＬＥＤの防犯灯は５５８基でございました。ただし、１５区の方から回答をいただけておりませんので、その分はちょっと入れておりません。

次に、平成２７年度から平成２９年度の３年間での普通の蛍光灯からＬＥＤに変えた照明の数でございますけども、市が蛍光灯等からＬＥＤ照明に交換した基数でございますけども、平成２７年度で７９基、平成２８年度で６５基、平成２９年度で８０基、合計２２４基でございます。

また、行政区がみずからの取り組みとしてＬＥＤ照明に交換された基数につきましては、平成２７年度はありませんでした。平成２８年度で４行政区の１０８基、平成２９年度が５行政区の１０７基、合計２１５基でございます。

現在の取り組みの状況を申し上げますと、防犯灯の新設及び取りかえ、また修繕につきましては、菊池市防犯灯設置要綱に基づきまして、区長様より市へ設置申請をいただいております。その申請をもとに必要性等を検討し、予算の範囲内で市が設置する工事を行っております。

また、別途、行政区が地域づくりの観点から、地域住民の安全確保、防犯対策として防犯灯のＬＥＤ化を行う場合には、市の地域づくり補助金を活用されておられます。

なお、設置後の電気料金などの維持管理費については、区にご負担をいただいているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 猿渡美智子さん。

[登壇]

○9番（猿渡美智子さん） 壊れたものを、市が取りかえていくというのが3年間で224基、それから、行政区の取り組みとして補助を受けながら取りかえた分が215基という回答をいただきました。

平成28年の調査で、15区は未回答ということですが、市内3,770基と先ほど教えていただきましたが、そのうち558基がLEDになっているということです。正確な数字ではありませんが、LED化率はおよそ15%ぐらいだろうということになります。

平成28年の調査の後にLEDに変わった基数と未回答だった15区の基数を、大ざっぱですが、勘案しますと、旧来の蛍光灯や白熱球が3,000基ほどは市内に残っているということになるだろうと思っております。

LED照明のメリットとしては、ご承知のとおり、消費電力が少なく省エネになることや、寿命が長く1日に10時間使ったとしても10年はもつというようなことが言われております。

東原区が補助金を活用するという形で、平成28年に区内の32基の防犯灯をLEDに変えておられましたので、その取り組みの理由と電気料がどのぐらい減ったのかということをお尋ねをしてみました。取り組みの理由としては、蛍光灯の取りかえの手間が大変だったということをやまず上げられました。電気料については、東原区では、まだ何基かは蛍光灯が残っているということでしたが、それでも4割から4割5分ぐらいは電気料が削減できているというお話でした。

これは余談ですが、私は7年前に区長をいたしました。当時、防犯灯が切れたという連絡がありますと、夫と連れ立って現地に行き、電柱によじ登ってランプを取りかえたりもしていました。しかしながら、7年後の現在、今は夫が区長をしているわけですが、もうさすがに危険を感じるようになりまして、ランプが切れたときは手数料を払って業者をお願いするという形になっています。うたい文句のとおり、LED照明が本当に10年もつのかということは、検証を待たなければならないかもしれませんが、人口減少と高齢化が進んでいる状況の中では、ランプの取りかえの手間が省けることや電気料が安くなることは大きな魅力であり、行政区から要望が出るのも当然のことかと思われまます。

もう一つ、LED化を進めざるを得ないのは、社会の動向です。

政府は、エネルギー基本計画の中で、徹底した省エネルギー化と地球温暖化対策に貢献するためとして、２０２０年には出荷の段階で１００％のＬＥＤ化、２０３０年にはＬＥＤ普及率１００％を目標に掲げています。正確には、半導体照明はＬＥＤではありませんが、ここでは便宜的にＬＥＤということで表現させていただきます。照明器具の出荷のほうを調べますと、２０１８年の現段階で、もう既にＬＥＤが１００％に近づいているという現状にあります。

そこで、日本照明工業会に電話をしまして、器具はもうほぼ出荷が１００％、ＬＥＤに変わっているということでしたけど、ランプは今後どのぐらいの間、買うことができますかとお尋ねをしました。そうしたら、あと１０年は大丈夫ですと言われましたので、１０年したらどうなるかわからないということですかと聞き返しますと、私どもとしましては１０年後ぐらいにはＬＥＤが１００％普及することを目指していますというお答えでした。日本照明工業会も、政府のエネルギー基本計画と足並みをそろえて、２０３０年には半導体照明の普及率１００％を目標としています。２０３０年ごろには、もう蛍光灯や白熱球はなくなるというふうに取り組んでいるということですね。

実際問題、１０年度、蛍光ランプが全く買えなくなるとは、実は、私もそこまでは考えてはおりませんが、次第に白熱球とか蛍光灯がなくなっていくということは間違いないことだと思います。そのことと、先ほど言いました地域からのニーズをあわせて考えたときに、今のままの取り組みでいいのかなというのは疑問に思ったところです。といいますのは、市内に３，０００基ほど旧来型の照明器具が残っているわけです。基本的には、故障したものを市が負担して取りかえていくというのが大もとになっているようですので、その実績でいいますと、先ほど答弁していただいた数を３年で割りますと、平均すると１年に７５基、１０年でも７５０基しかＬＥＤに変わっていないという現状になります。

平成２８年度と２９年度には、地域づくり推進補助金、これは半額を行政区に補助をしますという制度だそうですが、その半額補助を活用した行政区の取り組みで、２１５基がＬＥＤに変わっています。しかし、担当課の方と話をしていく中で、この補助金は、そもそもは防犯灯のＬＥＤ化を目的としたものではないということですし、本年度は、補助金そのものの見直しも予定されているというお話を伺いました。そうすると、ますます見通しが持てないような状況です。

そこで、再質問ですが、防犯灯のＬＥＤ化については、もう少し見通しをもって計画的に取り組むことが必要ではないでしょうか。また、そのことを市民や行政区に対しても方向性を示していくということをしていかなければならないのではないかと考えますが、そうしないと、やっぱり不公平感が残ってしまったりすることに

なりますので、そのあたりについて、市の見解はいかがでしょうか。お尋ねをいたします。

○議長（柁原賢一君） 総務部長、上田俊介君。

[登壇]

○総務部長（上田俊介君） 今後の計画ということでございます。

今後につきましては、議員がおっしゃったように、交換部品の在庫もどんどん減っていく中で、どのようにしていくかというのは当然、大事なことだというふうには認識をいたしております。LED以外の白熱灯であるとか蛍光灯の販売状況を確認しながら、次の交換部品がなくなる前、10年ぐらいになるんでしょうか、その辺までにはある程度、検討していきたいというふうには考えております。

また、新しい取り組みの形になりましたときには、区長の皆さんを通して、速やかな周知徹底を図ってまいりたいというふうには考えております。

○議長（柁原賢一君） 猿渡美智子さん。

[登壇]

○9番（猿渡美智子さん） そうですね、これから検討していくという内容ではなかったかと思いますが、何もしないでいて、いよいよになって大慌てをしなければならないということになったり、地域からの要望が生かされなかったりするところのないような検討内容であるようお願いをしたいなと思うところです。

私の知り合いで、もうすぐ60歳を迎えるという知人が、自分もこれからどんどん年をとっていくから、それに備えて家の照明を思い切ってLEDに変えたと。電気屋さんの話だと、今変えれば死ぬまで大丈夫と言われたと。思い切って変えて、冷蔵庫も随分古くなっていたから、冷蔵庫も変えたと。そのことで、電気料は安くなったよというお話をしてくれました。

行政区としても、家と区の違いはありますが、同じような気持ちで、今のうちに何とかしたいというお気持ちが強いように感じているところです。検討を重ねていただき、区への説明もよろしくお願ひしたいと思います。

これで質問は終わりますが、最後に、きょうもお願いをしましたが、これまで私も任期4年間のうちに、この場で教育長とは何度も何度もやりとりをさせていただきまして、本当にお世話になりました。ありがとうございました。春になると、教育長のサクラソウを見るのが楽しみでありましたが、来年からはどこで見られるのかなということを楽しみにしておきたいと思います。どうもありがとうございました。終わります。

○議長（柁原賢一君） 猿渡議員の答弁の発言の訂正がありますので。

教育長、原田和幸君。

[登壇]

○教育長（原田和幸君） 発言の訂正をさせていただきたいと思いますが、その前に、来年は菊池市全域でサクラソウが見られるようにしたいと、気持ちとしては思っております。

発言の訂正をお願いします。

猿渡議員の学校における働き方改革についてという部分で、私の答弁で、緊急に対応すべき３項目の中の一つ、「勤務時間外における留守番電話等の保護者対応につきましては」と申し上げなくてはいけないところを「勤務時間における」というふうに発言しておりました。「外に」という言葉が抜けておりましたので、おわびして訂正をさせていただきたいと思います。申しわけございませんでした。

○議長（柁原賢一君） これで猿渡美智子さんの質問を終わります。

以上で、本日の一般質問は終わりたいと思います。

あすも引き続き、一般質問となっております。

本日は、これで散会します。

全員、起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れさまでした。

散会 午後２時３２分

第 5 号

7 月 4 日

平成30年第2回菊池市議会定例会

議事日程 第5号

平成30年7月4日（水曜日）午前10時開議

第1 一般質問

第2 議長の常任委員会委員辞退の件

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 議長の常任委員会委員辞退の件

出席議員（20名）

1 番	田 中 教 之 君
2 番	福 島 英 徳 君
3 番	緒 方 哲 郎 君
4 番	後 藤 英 夫 君
5 番	平 直 樹 君
6 番	東 奈津子 さん
7 番	坂 本 道 博 君
8 番	水 上 隆 光 君
9 番	猿 渡 美智子 さん
10 番	松 岡 讓 君
11 番	荒 木 崇 之 君
12 番	柁 原 賢 一 君
13 番	工 藤 圭一郎 君
14 番	城 典 臣 君
15 番	大 賀 慶 一 君
16 番	水 上 彰 澄 君
17 番	二ノ文 伸 元 君
18 番	泉 田 栄一朗 君
19 番	木 下 雄 二 君
20 番	山 瀬 義 也 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	江 頭 実 君
副 市 長	芳 野 勇一郎 君
政策企画部長	元 島 加奈子 さん
総 務 部 長	上 田 俊 介 君
市民環境部長	古 田 浩 敏 君
健康福祉部長	中 村 隆 純 君
経 済 部 長	谷 田 修 君
建 設 部 長	淵 邊 政 博 君
七 城 支 所 長	榎 田 邦 昭 君
旭 志 支 所 長	岩 根 卓 士 君
泗 水 支 所 長	坂 本 忠 弘 君
財 政 課 長	上 田 敏 雄 君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	中 尾 孝 浩 君
市 長 公 室 長	前 川 幸 輝 君
教 育 長	原 田 和 幸 君
教 育 部 長	大 山 堅四郎 君
農業委員会事務局長	坂 本 高 秀 君
水 道 局 長	大 塚 忠 康 君
監査委員事務局長	清 田 幸 臣 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	徳 永 裕 治 君
事 務 局 課 長	歌 岡 憲 一 君
課 長 補 佐	松 原 憲 一 君
議 会 係 長	安 武 則 貴 君
議 会 係	吉 岡 結加里 さん

○議長（柁原賢一君） 全員、ご起立をお願いします。

（全員起立）

皆さん、おはようございます。

着席願います。

○

午前10時00分 開議

○議長（柁原賢一君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

日程第1 一般質問

○議長（柁原賢一君） 日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

初めに、東奈津子さん。

[登壇]

○6番（東 奈津子さん） 皆さん、おはようございます。議席番号6番、日本共産党、東奈津子です。

まず最初に、2期目に当たっての私の決意を簡単に述べさせていただきます。

5月に行われました選挙戦の中では、市民の皆さんからたくさんの声が寄せられました。子どもが成長することはうれしいことなのに、経済的な負担が重くて大変、細々と自営業をしているが、収入は減るばかり、税金が苦しい、どれも切実な声ばかりです。

私、東奈津子、2期目も市民の皆さんの暮らしの願いを実現し、暮らしを支える市政実現のために全力で頑張ってまいります。

それでは、通告に従って、質問を行います。

まず最初に、国民健康保険税について質問します。

この問題は、たびたび議会で取り上げてきましたが、私たち日本共産党菊池市委員会が、ことし3月から4月にかけて行った市民アンケートで、暮らしの要求のトップが国保税の引き下げであり、国保税について、負担が重いので引き下げてほしいが全体の71%という結果でありました。市民の暮らしを考える上で、この高過ぎる国保税の問題は待ったなしの課題であります。

ご承知のように、2018年度から国保の都道府県化が始まりました。これまでは国保は各市町村が単独で運営してまいりましたが、今年度から市町村と都道府県が共同で運営する制度となりました。納付金や標準保険料、国保運営指針、保険者努力支援制度など、新しい仕組みが導入されましたが、新しい制度に変わっても、国保の額を決め、住民から保険料を集めるのは市町村の仕事です。菊池市では、こ

の都道府県化によって、当初は税率改定を含む検討がされていましたが、結果的には据え置きとなり、とりあえずは安心しております。

しかし、この都道府県化の国の狙いは、公的医療費を恒久的に抑制していくための仕掛けをつくっていくことです。国は、自治体が行ってきた法定外繰り入れを解消させ、その分を住民の保険料の引き上げに転嫁するように主張しています。これは高齢化で医療費の給付がふえるたびに保険料が上がり続けていくことで、その痛みを住民に実感させ、住民と自治体にこれ以上の負担増を防ぐには、医療を制限するしかないという意識を根づかせ、病床の削減や強引な退院促進など、医療費削減を飲ませやすくしようという狙いがあります。

しかし、この都道府県化で国保の構造的な問題を解決できるでしょうか。国保の構造的問題とは、何よりも国保税が協会健保や共済など、ほかの保険料と比べて異常に高過ぎることにあります。菊池市の国保世帯の実態は、年間所得200万円未満の世帯が8割を占めるという、とても厳しい状況です。都道府県化がスタートした現在、改めて、市民に対する国保税の負担を執行部としてどう認識していっているのでしょうか。この見解を最初にお聞きします。

○議長（柁原賢一君） 健康福祉部長、中村隆純君。

[登壇]

○健康福祉部長（中村隆純君） 皆様、改めまして、おはようございます。東議員のご質問にお答えさせていただきます。

市民の皆様の国民健康保険税の負担感について、どう考えるかというご質問だったと思います。

国民健康保険税の負担感につきましては、さまざまな所得層の方がおられる中で、大変厳しい世帯もあるということは認識しておるところでございます。

以上、お答えさせていただきます。

○議長（柁原賢一君） 東奈津子さん。

[登壇]

○6番（東 奈津子さん） 厳しいとの答弁でしたが、この認識があるならば、地方自治体としてきちんと手を打たなければならないのではないのでしょうか。もちろん根本矛盾を解決するには、国保への国の公費負担をふやし、国保税を誰もが払える水準に引き下げることこそ抜本的に必要ですが、同時に自治体での独自の努力も必要であります。

今、注目すべきこととして、今年度、2018年度から新しい形の国保税の軽減策を導入する動きが全国各地で起こっているということです。今年度から子どもの均等割や減免、多子世帯、子どもさんがたくさんいらっしゃる世帯の減免に踏み出

す自治体が広がっています。

菊池市でも、子育て世帯は非正規などで非常に経済的に厳しい状況に置かれております。

そこで、質問します。

菊池市で国保に加入している世帯で、１８歳以下の子どもさんがいる世帯が何世帯あるのか。また、その世帯の所得状況をお聞かせください。

○議長（柁原賢一君） 健康福祉部長、中村隆純君。

[登壇]

○健康福祉部長（中村隆純君） それでは、１８歳以下の被保険者がいる世帯と所得階層について、お答えさせていただきます。

参考数値となりますが、国民健康保険世帯で１８歳以下がいる世帯は、国保全世帯の１３％の約１，０００世帯でございます。

また、所得階層につきましては、３００万円以下が約７５０世帯で７５％、３０１万円から６００万円の世帯が約１００世帯で１０％、６０１万円以上が約１５０世帯で１５％となっております。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 東奈津子さん。

[登壇]

○６番（東 奈津子さん） 今、答弁がありましたように、１８歳以下の子どもさんがいらっしゃる国保世帯は約１，０００世帯、その世帯の約８割近くが所得３００万円以下という状況です。私も事前に調べましたが、１００万円以下が４４１世帯、全体の約４割、１０１万円から２００万円が２１１世帯、全体の約２割、本当に経済的に厳しい状況です。子どもの貧困が叫ばれている中で、改めて子育て世帯の均等割に対する軽減措置の必要性を感じます。

国保の子どもに対する均等割の軽減を行っている他市の状況を少し紹介します。埼玉県ふじみ野市では、ことしの４月から１８歳未満の子どもが３人以上いる世帯を対象に、第３子以降の国保税の均等割を全額減免とする条例を制定しております。北海道の旭川市では、１８歳未満の均等割保険料を３割軽減とする市独自の支援を開始しております。

ここで、質問します。

１８歳未満の第３子以降の均等割の減免を実施した場合と、１８歳以下の子どもに対する均等割を３割軽減した場合の財源は幾らでしょうか。そして、菊池市としても実施していくべきと思いますが、見解をお聞かせください。

○議長（柁原賢一君） 健康福祉部長、中村隆純君。

[登壇]

○健康福祉部長（中村隆純君） それでは、3割減免した場合の減免額並びに見解についてお答えさせていただきます。

異動されている世帯があること、それから、7割、5割、2割の軽減に該当する世帯が含まれた数値の集計であるため参考数値となりますが、第3子以降の均等割を減免した場合の減免額は約320万円、18歳以下の均等割を3割減免した場合の減免額は約2,210万円となります。

見解につきましては、保険税の均等割につきましては、地方税法におきまして国民健康保険税の一部として、所得の多少にかかわらず、世帯当たりの国保加入者の人数に応じて均等に負担することと定められております。

ご質問のございました18歳以下の均等割減免での国民健康保険税の均等割に関しましては、条件を整備すれば実施可能ということでございます。

全国では実施自治体もございますが、県内では該当市町村はございません。

均等割の減免を実施するとした場合は市独自の減免となり、国や県の支援がないために、財源が大変厳しくなり、国民健康保険事業特別会計において新たな財源確保が必要となります。

それには、国民健康保険税の引き上げや一般会計からの繰り入れが必要であり、子育て世代以外の方や国民健康保険被保険者以外へも広く負担を求めることになりまして、受益者負担による公平性が損なわれることが懸念されます。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 東奈津子さん。

[登壇]

○6番（東 奈津子さん） 今回、この質問をするに当たっていろいろ調べてみました。国保の都道府県化のもとでは、最初に述べましたが、地方単独の保険料の減免に充てる法定外繰り入れ、一般会計の繰り入れは、解消すべき繰り入れとして、今、使われております。

しかし、国保法第77条は、被保険者に病気、被災、事業の休廃止などの特別の事情がある場合、市町村の判断で国保税を減免できることを規定しております。つまり、国保税全体の引き下げのための法定外の繰り入れを行うのは解消すべきであると、確かに国も今こう言っております。

しかし、国保法の規定に沿った特別の事情の減免に充てるための一般会計からの繰り入れは、続けてもよい繰り入れとして扱われております。これは私が持論として言っているわけではありません。先ほど紹介したように、18歳以下の子どもの均等割について、3割減免を実施したり、第3子以降を免除したりなど、多子世帯

を特別な事情と認定することで、住民負担の軽減を行っている自治体が実際に生まれているものです。

そもそも均等割は、所得がなくても課税される制度であり、収入のない子どもにまで均等割で負担をするのはおかしいのではないのでしょうか。このような課税方式はほかの保険制度にはありません。

そこで、市長にお聞きします。

菊池市でも国保法の規定に沿って、子どもの均等割の軽減を実施していくべきと思いますが、どうでしょうか。見解をお聞かせください。

○議長（柁原賢一君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 改めまして、おはようございます。ただいまの東議員のご質問にお答えいたします。

均等割の見直しについてどう考えるかということでございますが、今、大変国保の財政も厳しい状況を迎えているわけでございます。一方で、市民の皆様の生活も、先ほど部長が申し上げましたように、私どもとしても大変深刻なものがあるというふうにとめていただいているわけでございます。

やはりこれから財政の長期的な安定ということを第一に考えていかなければなりませんので、今回のお申し出がもし実施することになりますと、財源確保の問題が出てまいりまして、国民健康保険税の引き上げであるとか、一般会計からの繰り入れにどうしてもつながることになりますので、広く市民の負担を求めることになってまいりますので、今のところ、減免措置ということを行うことは考えておりません。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 東奈津子さん。

[登壇]

○6番（東 奈津子さん） 財源の問題ということですが、これは認識していらっしゃると思うんですが、私は、国保の特別会計の中で財源を生み出せと言っているわけではありません。国保の財政が厳しいことはわかっております。だから、一般会計からの繰り入れを求めています。

何回も言いますが、国保法の規定に沿って、たくさん子どもさんがいらっしゃるところを特別の事情と首長が認めれば、法定外繰り入れは続けてもよい繰り入れと分類されます。だから、厳しい状況のもとで、市町村が今年度から子どもの均等割や多子世帯の国保の減免に踏み出す自治体が各地で出てきております。予算を先ほど示されましたけれども、やろうと思えばできない額ではないと私は思っ

おります。やはりここは首長の姿勢ではないかと思っております。

また、よく言われます、税の公平、ここにだけ国保に一般会計の繰り入れを行えば、それ以外の方のことを考えて、不公平だという意見もありましたけども、公平ということ言うのであれば、国保はほかの保険料と比べても最も負担が重い制度であります。公平というなら、国保と国と自治体の責任で、ほかの保険と同じような負担割合となるように軽減の措置を図っていくことこそ必要ではないでしょうか。

年金生活者が加入する国保は、今や誰もが一生に一度はお世話になる医療保険であり、高齢者、ワーキングプア、病気で働けない人などに医療を保障する社会的弱者の医療制度です。

国保法第1条の規定には、市町村国保は社会保障の仕組みであり、社会的弱者の救済のために国や自治体が公費を投入するのは当然であります。その保険料がほかの保険より高いこと自体、私は制度の矛盾であると思います。国保への国の国庫負担を抜本的にふやすことを求めると同時に、子どもさんがたくさんいらっしゃる多子世帯への軽減など、自治体としてやれることにはすぐに足を踏み出していくべきであることを指摘して、次の質問に移ります。

次に、熊本地震について質問を行います。

未曾有の被害をもたらしました熊本地震から2年2カ月が過ぎました。生活となりわいの再建など、復興に向けた被災者の皆さんの苦労は続いています。

今回は、被災者支援について、具体的に2点について質問をいたします。1点目は、被災者への医療費免除の復活についてです。2点目は、住宅再建への市独自の支援についてです。

昨年9月末で打ち切りとなった熊本地震の被災者に対する医療費免除復活を求める声が県内で広がっております。私のもとにもこの復活を要望する声が届いております。

少し紹介します。市内にお住まいの80代の女性、自宅は半壊、地震後、血圧が高く、寝ていても体がきついが、年金だけでは生活できないので働いている。病院に行くのは辛抱してしまう。

市内にお住まいの70代の男性、自宅は全壊、現在みなし仮設でアパートにお住まい、ひとり暮らし、糖尿と心臓の手術をしているので病院は欠かせないが、年金も生活保護支給基準のぎりぎり生活するのがやっと。みなし仮設の入居はどうか1年延長は認められたが、先の見通しは全くない。医療費免除は本当に助かっていた。ぜひ復活してほしい。こんな声が寄せられております。

震災から7年を経過した東北大震災では、岩手、福島、宮城、この3県では、この医療費免除が今なお一部市町村で継続しております。しかし、県内で継続してい

る市町村はありません。

この免除制度は、国民健康保険や後期高齢者医療制度加入者のうち、自宅が半壊以上の被災者が対象です。住まいとなりわいの再建へ、さまざまな困難に直面している被災者の心身への負担は、今、積み重なるばかりです。

県が昨年7月にみなし仮設に住む被災者を対象に実施した健康調査では、震災による被災者への深刻な健康被害の実態が明らかとなりました。運動量が減ったとする回答は38.9%、食生活が変化したという回答50.8%、また、過去1年間のうちに健康診断を受診しなかった人は42.2%に上ります。これは同時期に全県を対象に実施した結果の24%を大きく上回っています。余り夜に眠れなくなったという方は33.4%で、全体の調査の約3倍に上り、50代、60代の女性では4割を超えるという深刻な結果となっています。

ここで、質問いたします。

菊池市において、昨年9月での被災者医療費免除を申請され、利用された方の実態はどうなっているのでしょうか。

○議長（柁原賢一君） 健康福祉部長、中村隆純君。

[登壇]

○健康福祉部長（中村隆純君） 免除の現況について、状況についてお答えさせていただきます。

平成28年熊本地震の被災者に対しましては、震災直後の病気やけがなどに対する経済的負担軽減を図る目的として、全壊・半壊の被災者などに対して、収入にかかわらず、一律に医療費窓口負担金の免除を平成29年9月末まで特例的に実施いたしました。

実績につきましては、国民健康保険及び後期高齢者医療保険の窓口負担金免除は、合計で平成28年度9,963件で6,074万円、平成29年度は1万2,759件で7,291万円でした。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 東奈津子さん。

[登壇]

○6番（東 奈津子さん） 平成28年度で約9,000件、金額で約6,000万円、平成29年度で約1万3,000件、約7,000万円という結果です。件数と額の大きさを見ると、多くの被災者の方が必要としている制度であるということがわかかると思います。

このような中で、打ち切られた被災者向けの医療制度ですが、県保険医協会が実施したアンケートによると、免除制度の終了によって、受診を控えたという患者が

いると答えた医師は全体の４６％で、被災者が医療機関への受診を控える実態が明らかとなっています。

今、全県でこの復活を求める、このような署名が始まっております。９月には全県で県に提出をされるということです。

ここで、再質問します。

県、国にも働きかけて、この医療費免除制度を復活されるべきと思いますが、見解をお聞かせください。

○議長（柁原賢一君） 健康福祉部長、中村隆純君。

[登壇]

○健康福祉部長（中村隆純君） 免除の復活でございますが、受診の抑制につきましては、本市の受診状況から免除措置が終了しました平成２９年１０月の受診率は下がりましたが、１１月以降は、地震前の平成２７年度より各月とも高い水準で推移しております。

このため、免除措置の終了と受診動向が関連しているとは言いがたいと考えておりますので、免除は考えておりません。

なお、一般市民の皆様で災害などにより収入が著しく減少し、病院への支払いが一時的に困難となった方々につきましては、世帯への実収入が一定額以下である場合に、医療費の窓口負担金を徴収猶予または減免することができます「菊池市国民健康保険一部負担金の減額、免除及び徴収猶予の取り扱いに関する要綱」がございます。

災害により生活困難となった方が受診を控えることがないように、国民健康保険及び後期高齢者医療の一部負担金の減免制度につきまして、市民の皆様への周知徹底に取り組んでまいります。

また、後期高齢者医療につきましては、県広域連合において国保同様、一部負担金減免の要綱が定められておりますので、県内市町村ではこの要綱に基づき、統一した取り扱いを行っているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 東奈津子さん。

[登壇]

○６番（東 奈津子さん） 減免制度の活用という、ここに周知徹底していくという答弁がありましたが、それでは、実際に被災者の方がこの減免制度を活用されたケースというのはあるのでしょうか、お聞きします。

○議長（柁原賢一君） 健康福祉部長、中村隆純君。

[登壇]

○健康福祉部長（中村隆純君） お答えいたします。

申請はあっておりません。

○議長（柁原賢一君） 東奈津子さん。

[登壇]

○6番（東 奈津子さん） 申請はあっていないということでした。

ご承知のように、この制度は、収入や適用期間などにさまざまな制限があり、被災者が求める制度とはかけ離れております。だからこそ、活用されたケースがないのではないのでしょうか。だからこそ、免除制度の復活が求められているのではないのでしょうか。

岩手県内では、県内全ての市町村で免除制度が継続しております。これ、財源を見ますと、国が最大8割を補助、残る2割を県と市で折半です。このような仕組みを取り入れるかどうかは、国と県の判断と同時に、私は、まずは被災者に一番責任を負っている市町村の判断が必要であると思います。菊池市が被災者の声を届けずして、どうやって被災者の命と健康が守れるのでしょうか。

熊本地震の特徴は災害関連死が多いということでもあります。せっかく助かった命が、政治の責任で奪われてしまうというようなことがあってはなりません。自治体として、しっかり判断していくべきであることを指摘しておきます。

次に、住宅再建への市独自の支援についてお聞きします。

熊本地震のもう一つの最大の特徴は膨大な住宅被害ですが、改めて、菊池市の熊本地震における住宅被害状況をお聞かせください。

○議長（柁原賢一君） 健康福祉部長、中村隆純君。

[登壇]

○健康福祉部長（中村隆純君） それでは、被災の状況についてお答えいたします。

住家の被災状況につきましては、平成30年6月1日現在、全壊が58棟、大規模半壊が74棟、半壊が610棟、一部損壊が2,897棟の合計3,639棟となっております。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 東奈津子さん。

[登壇]

○6番（東 奈津子さん） 住家の被害は3,000件を超える被害があり、とりわけ一部損壊はその8割にも上っております。一部損壊といっても、決して被害は軽微ではありません。瓦が落ちて雨漏りが生じた家屋では、修理代は優に100万円を超えます。しかし、一部損壊には何ら支援はありません。改めて市独自の住宅再建への支援制度が必要であると思いますが、この点での見解をお聞かせください。

○議長（柁原賢一君） 健康福祉部長、中村隆純君。

[登壇]

○健康福祉部長（中村隆純君） 支援の必要性の考えでございますが、住まいの再建支援策につきましては、被災者生活再建支援金、義援金、見舞金、転居費助成、低利率の融資や利子補助制度などがございます。

市独自の支援策としましては、災害見舞金として、全壊住家に20万円、大規模半壊・半壊住家に10万円支給しており、また、市に寄せられました義援金を全壊・半壊解体住家に10万円、大規模半壊・半壊住家に4万円、一分損壊の住家で修理費用に50万円以上100万円未満支出した場合に5万円支給しており、このうち義援金支給につきましては、現在も申請受付中ですので、申請状況・配分実績を踏まえまして、配分額の拡充などについても、今後、市の義援金配分委員会で慎重に審議してまいりたいと考えております。

したがいまして、市独自の支援策の新たな創設は行わず、現行の制度で対応してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 東奈津子さん。

[登壇]

○6番（東 奈津子さん） 現行のさまざまな制度があると言われましたけれども、実際に被災者の方の生活を見れば、ここで足りないから、私は市独自の支援が必要ではないかと言っているわけであります。

そして、市独自として、義援金の配分というものを言われましたけれども、これは市独自の施策として重要であると私は認識しておりますが、しかし、この義援金は、配分の基準を決めたのは市独自ではありますが、財源は全国から義援金として寄せられた募金であります。しかも、事前に調べましたが、義援金として一部損壊世帯に支給されたのは193件だけ、一部損壊世帯のたった6.6%にしかすぎません。今回、私が検討を求めているのは、財源を含めた市独自の支援策であります。

岩手県陸前高田市では、国の支援に県と市で独自に支援を上乗せしております。市独自で半壊には50万円を上限に2分の1の補助、一分損壊には30万円を上限に2分の1の補助が行われております。

そこで、市長にお伺いします。

先ほどの医療費免除の復活と、この市独自の住宅再建の支援を実施していくべきと思いますが、見解をお聞かせください。

○議長（柁原賢一君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 被災者にかかわる医療費の全額免除についての考え、あわせて、住宅再建支援についての考えはいかがかというご質問だったと思います。

まず、第1点でございますけれども、この被災者の方々に対する医療費免除につきましては、これは被災地共通の問題であるわけでございますので、国、県に働きかけを続けていきたいというふうに考えておりますけれども、市独自で全額免除をどうかという件につきましては、何よりもやはり財源が必要になる話でございます。先ほど申し上げましたとおり、国民健康保険税の引き上げであるとか、一般会計からの繰り入れを行うということにどうしてもつながっていかざるを得ない話でありまして、特に、一般会計からの繰り入れとなりますと、国保の被保険者以外の方にも負担してもらうということになりますので、今のところは考えておりません。

それから、住宅再建支援につきましては、被災された皆様の生活再建を図る上で、住宅というのは大変重要なことであると認識しております。また、住宅再建や修繕には多額の費用がかかるということで、今もなお不自由な生活を余儀なくされている方がおられることを大変深く受けとめておるところでございます。

そのため、早い段階から、私どものほうでは一日も早い再建に向けまして、近隣の状況ですとか、財政状況を踏まえまして、市の災害見舞金や義援金支給により最大限の支援を行ってきたところでございます。義援金については、現在も申請を受け付け中でありまして、その状況も踏まえる必要がございますので、部長答弁にありましたとおり、現行の制度での対応を行ってまいりたいというふうに考えております。

今後も被災された皆様に寄り添いながら、住宅再建、生活支援等に全力を挙げて取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 東奈津子さん。

[登壇]

○6番（東 奈津子さん） 現行の制度での対応ということで、市独自では考えていないという答弁でありました。

ここで、選挙中に私のもとに寄せられた一部損壊の方の声を少し紹介します。市内在住の男性の方からです。一部損壊世帯、妻を介護しており、介護費用もかかり、2年以上たつが自宅の修理はできない。しかし、義援金の支給の対象ともならず、自分は取り残されているみたいだ。こんなふうにおっしゃられていました。

市長、これが2年以上たった被災者の今の現状でもあるんです。もちろん市独自の支援を行うには、財政的にも大きな負担を伴うことは考えられ、容易なことではないことも承知はしております。しかし、市長は、きのう、猿渡議員の一般質問の答

弁の中で、「一人一人に寄り添い、丁寧に支援を行っていききたい」、こうおっしゃられました。支援というのは具体的に制度がないと実行できないんです。制度がないと住まいの再建もできないんです。被災者に寄り添うというなら、制度を具体的に検討していくことこそ必要ではないでしょうか。

地震からの復興において大事なものは、被災者本位という立場です。国も県も市町村も「創造的復興」という言葉を時に声高に叫びますが、この名のもとに、時として被災者が置き去りにされ、また、時に弱者が切り捨てられているのではないのでしょうか。

6月12日付の熊日新聞では、地震被災者の医療費免除の問題を記事として取り上げ、その記事の最後に「被災者から聞こえる声に真摯に向き合い、寄り添うのが自治体の役目である」と書かれてありました。私も全く同感であります。医療費免除の復活、そして、住宅再建の市独自の支援もこの姿勢で取り組んでいただきたい。このことを指摘しまして、次の質問に移ります。

次に、市民の健康づくりについて質問をいたします。

今回は、任意の予防接種、具体的にはおたふく風邪の予防ワクチン接種への市独自の補助について質問をします。

今回、この質問を取り上げるに至ったのは、市民の方から、経済的理由からおたふく風邪の予防接種を受けにくい状況がある。ぜひ、市独自の助成があると助かるとの相談があったのがきっかけでした。

おたふく風邪に感染すると、3%から10%に髄膜炎、400人から1,000人に1人が難聴を来すと言われております。さらに、思春期以降に感染すると、睾丸炎や卵巣炎による不妊症の原因にもなります。現在、これらの合併症への治療はなく、ワクチンのみが唯一の予防手段となっています。

ここで、質問します。

現在、おたふく風邪の予防ワクチンに助成を行っている自治体の状況をお聞かせください。また、菊池市でも早急に助成の検討を行っていくべきと考えますが、見解をお聞かせください。

○議長（柁原賢一君） 健康福祉部長、中村隆純君。

[登壇]

○健康福祉部長（中村隆純君） おたふく風邪予防接種の状況並びに市の考えを説明させていただきます。

熊本県内14市の状況では、おたふく風邪予防接種への補助を実施している自治体はございません。

平成27年度の厚生労働省の任意接種助成状況調査によりますと、補助を実施し

ている自治体は、全国 1， 7 4 1 自治体中 3 6 2 自治体で、熊本県では長洲町 1 自治体でございました。

おたふく風邪予防接種につきましては、平成元年に麻疹・風疹との混合ワクチン（MMR）が定期接種として使用され始めましたが、副反応として無菌性髄膜炎の合併が多発したため中断され、現在、麻疹・風疹ワクチンのみを定期予防接種として現在実施しておるところでございます。

おたふく風邪ワクチンにつきましては、副反応として無菌性髄膜炎が課題となっておりまして、おたふく風邪の定期接種化につきましては、現在国の厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会にて審議が行われているところでございます。

また、国の予防接種基本方針部会では、「広く接種をするに当たっては、より高い安全性が期待できるワクチンの承認が前提であり、新たなMMR（麻疹・風疹・おたふく風邪混合ワクチン）の開発が望まれる」との方針が示されているところでございます。

本市といたしましては、おたふく風邪ワクチンの助成補助につきましては、ワクチンの安全性の確立は重要でございますので、国や他自治体の動向を注視し、安全性において検証結果などを見きわめた上で、検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 東奈津子さん。

[登壇]

○6番（東 奈津子さん） 全国で362市町村、県内では長洲町1市町村という回答でありましたが、これ、3年に1回しか調査がなされていないということで、恐らくこれは3年前の調査結果であり、ことしのまた結果が出るので、聞くところによると、玉東町も助成を行っているということでもありますので、県内ではもう少し広がっている状況があるかと思います。

ここで、現在、助成を実施している長洲町の担当課の方に直接お話を伺いましたので、少し紹介します。

長洲町は、平成22年から助成を開始し、このワクチンは、効果を上げるためには、基本的には2回の接種が望ましいとされておりますが、町としては1人3,000円を上限に1回のみの助成が行われております。対象は1歳から就学前の子どもに対して行われております。

予防接種の料金は、これは県内の受ける病院で違いますが、私、地域医療センターの予防接種料金表というのを事前に見せていただきましたところ、7,710円、ここが大体平均となります。2回接種というのが望ましいので、大体1人のお子さんが接種を受けるには約1万5,000円が必要になってきますが、やはり経済的

に厳しい子育て世代が、ここの接種をためらうということは十分考えられておりまして、私の子どもは、幸運にも集団ではやったときに２人ともかかりましたけども、その友達がかからずに、やっぱりお母さんたちは、お金の問題で受けようか受けまいかと非常に悩まれたのを私も覚えております。

安全性という点で、やはりちょっと検討したいという部長答弁がありましたけれども、ここでも、やっぱり助成を行うに当たって、長洲町の経緯をお聞きしましたら、長洲町、町内の小児科の先生に、当時の町長が任意の予防接種の中で助成の必要性が高いものは何でしょうかと聞いたところ、その専門家の先生から、助成があると望ましいがおたふく風邪の予防ワクチンであるとの答弁があり、当時の町長が助成を開始したという経過でありました。そして、現在、長洲町では、１人１回の助成を今度は２回の助成に広げることを、もう実際、検討しているということでした。

WHOはもとより、国でも定期接種へ向けての検討が始まっております。このようなことを考慮すれば、自己負担の一部補助は安全性という点からも、十分私は検討していくに値するのではないかというふうに思います。ぜひ、菊池市でも早急な検討、そして、実施の開始をしていただきたい。このことを要望して、次の質問に移ります。

次に、病児・病後児保育について質問いたします。

この問題は以前にも取り上げてきましたが、平成２７年度から病児保育が始まり、昨年からは保育園、幼稚園に通うお子さんの利用料は半額補助となるなど、制度の拡充が図られたことは重要であり、市長を初め、執行部の皆さんの熱意を感じているところであります。

今回は、さらによりよい施設となるよう、次の３点について質問をいたします。

１点目は、小学生の利用料金についてです。

本施設は小学３年生までの利用が可能ですありますが、利用料金の補助は小学生には適用されません。利用者の方からは、ぜひ小学生にも補助をしてほしいとの声が寄せられております。補助の対象を小学生にまで広げるべきと思いますが、どうでしょうか。

２点目は、施設職員の方の健康管理と研修についてです。

現在、５人の職員の方で運営をされております。２４時間電話での対応など大変手厚いケアで対応がなされ、私自身も次男が何度かお世話になりましたが、安心して預けられる施設であります。しかし、職員の皆さんが万全の体制、体調で保育に当たるには課題もあります。予防接種、抗体検査は自己負担で行われている現状です。施設職員の皆さんからは、ここへの補助があると助かるとの要望が出ておりま

す。また、よりよい施設となるように、研修を受けるための補助があれば助かるのご意見も受けました。市として検討すべきと思いますが、どうでしょうか。

3点目は、補助金の基準の見直しについてです。

現在、補助金は基本の額約240万円の上に加算金がつきますが、加算は200人単位です。昨年の利用者は525人でありましたが、400人分の加算しかつきません。200人の単位では赤字となり、施設の持ち出しが必要となっています。実際の人数に見合う、せめて50人単位の加算金の設定にすべきと思いますが、どうでしょうか。

以上、質問をいたします。

○議長（柁原賢一君） 健康福祉部長、中村隆純君。

[登壇]

○健康福祉部長（中村隆純君） まず、小学生への減額についてお答えいたします。

現在、小学生の利用料につきましては、5時間未満が1,000円、5時間以上が2,000円、非課税世帯は半額、生活保護世帯は無料とし、低所得者の負担の軽減を図っているところでございます。今のところ、小学生の利用料につきましては、現行のままお願いしたいと考えているところでございます。

職員の健康管理の補助につきましては、本事業を委託するに当たり、国からの補助金を受けております。それをもとに委託を行っておりますが、平成30年度の委託料としましては、基本分として242万3,000円、加算分として年間延べ利用児童数に応じた631万円を合計し、873万3,000円となっているところでございます。

補助金を算定するに当たりましては、事業運営に係る必要経費は計上されておりますので、今回、ご質問の健康管理や研修費につきましては、既に含まれていると考えております。

以上のことから、利用料の増額につきましては、現在、考えていないところでございます。

補助金の増額につきましては、委託料につきましては、国の補助金をもとに算定しております。その金額につきましては、委託業務内容に応じた金額となっておりますので、委託料の増額につきましては、考えていないところでございます。

しかしながら、委託料の基本となる国の補助金の増額につきましては、委託業者からのご意見などをいただきながら、必要に応じて県を通して国へ要望等の対応を行っていきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 健康福祉部長、中村隆純君。

[登壇]

○健康福祉部長（中村隆純君） 大変失礼しました。私のほうで「委託料」と言うべきところを、施設職員の健康管理への補助のところでございますが、「委託料」と言うべきところを「利用料」と申し上げました。おわびして、修正いたします。

○議長（柁原賢一君） 東奈津子さん。

[登壇]

○6番（東 奈津子さん） 1点目の小学生の利用料金については、現行のままでいきたいという答弁でありましたけども、実際に小学生を数日間、兄弟で預けられたご家庭は、実際に1万円に近い利用料金となって、大変だったという声を聞いています。

小学生といえども低学年のお子さんは、病気のとくに一人で家に置いておける状況ではありません。低学年のお子さんを抱えるご家庭にとっても、子どもが病気をしたとき、とても必要な施設であります。利用料金が在園児と同じ補助の対象となれば、安心して預けられるようになります。経済的な問題から無理して登校して、体調の回復もおくれる、感染症であれば学校で感染を広げる、このおそれもあります。

昨年度の利用状況を調べましたら、小学生の利用は全体の7%の利用しかありません。仮に半額補助となっても、予算的にはわずか3万7,000円にすぎない金額であります。実施できない金額ではありません。

次に、2点目の施設職員の健康管理、研修についてですが、補助金の中に必要経費がこれは含まれているという答弁でありましたが、これ、3点目の質問と重なるんですけども、この200人単位の補助金の加算が実態に見合っていない。だから、この予算の中ではその必要経費である予防接種や研修という経費が対応できない状況であります。だから、自己負担で予防接種も受けられている。

そして、病児・病後児保育はさまざまな感染症の子どもさんが来られます。そこに対応される職員の皆さんは、時には抗体検査ということも必要となってきます。しかし、これ、金額がかなり高いということで、やはりそこを受けられないというケースもあるということです。職員の皆さんを安定して確保していくためにも、ここはやはり検討していくべきであると思います。

3点目の補助金の基準の見直しですね。これ、増額とは私は要望しておりません。基準の見直しです。これは全国病児保育協議会でも要望として上げられております。国、県にしっかりと要望を上げていただくと同時に、それ待ちにならずに、市独自の対応を検討していただきたいと思います。

最後に、市長にお聞きします。

病児・病後児保育をよりよい施設となるよう、３点にわたって質問をしましたが、最後に、市長の見解をお聞かせください。

○議長（柁原賢一君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 病中・病後の児童保育事業についての考え方ということでございますが、昨今、いわゆるご両親が働かれております、共働きのご家族が大変ふえておりますので、育児の傍らお仕事、大変な状況であるというふうには了解しております。

また一方で、そうしたところを支えていくことは、菊池市にとっての子育て環境を整備してアピールしていくことにもつながるということで、これまで病中・病後児の保育事業につきましては、他市に先駆けて取り組んできたわけでございます。

これからはもしっかりその点は支えていきたいというふうに思っておりますけれども、利用料につきましては、部長が先ほどお答えいたしましたとおり、小学生の利用料については、現行のままでお願いしたいというふうに考えておるところでございます。

今後につきましては、近隣市町の状況等もよく確認しながら、必要に応じて検討してまいりたいというふうに考えております。

また、委託料の基準の見直しということをお願いされておりました。これは国の補助金を活用しておりますので、国の制度設計した基準に基づいて、現状、算定しているわけでございますので、先ほど要望書を今お上げになっているということでございましたので、内容をまずしっかり吟味した上で、必要な対応をしたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 東奈津子さん。

[登壇]

○６番（東 奈津子さん） 利用料金については、現行のままであるけれども、近隣市町村の動向を見ながら検討していきたいという答弁がありましたので、ぜひ、予算的にも本当にわずかであります。ぜひ実施する方向ですぐに検討をしていただきたいと思います。

病児・病後児保育は、ご存じのように、年々利用者が増加しております。市の方針も、これは増設が必要であるというふうに打ち出されている状態です。しかし、増設が進まないのは、やはりスタッフの確保など運営の大変さがあるからであります。だからこそ、今ある施設の運営を安定的にすることは重要であります。そのためにも、スタッフの健康管理や補助金の基準の見直しなど、市としてもしっかりと

検討していただきたい。このことを最後に要望しまして、一般質問を終わります。

○議長（柁原賢一君） これで東奈津子さんの質問を終わります。

ここで、10分間休憩します。

—————○—————
休憩 午前10時52分

開議 午前11時00分
—————○—————

○議長（柁原賢一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、水上彰澄君。

[登壇]

○16番（水上彰澄君） 皆様、おはようございます。議席番号16番、水上彰澄でございます。昨日の台風、大変心配しておりましたけれども、無難に終わったかなと安心しております。

また、今回は、さきの議会議員の選挙で当選させていただきまして、また、副議長という大役をいただいておりますので、副の役割、是々非々でしっかり議長の補佐をしていくということになろうかと思っておりますので、その辺もあわせて、皆さん方にもよろしく願いをしておきます。

それでは、通告に従い、一般質問をいたします。

まず、今回は4項目上げておりますが、農業振興について、二つ目に、高齢者福祉について、三つ目に、企業誘致と財源確保について、四つ目に、地震対策についてということで申し上げます。

まずは、最初の農業振興についてお聞きをいたします。

農業次世代人材投資事業の開始型において、年間最大で150万円を最長5年間支払われるが、今まで何人認定されているのか。

2番目に、親元で就農する農業後継者において、同等の補助を受けることができないか。

3番目に、農業法人化のメリットにはどのようなものがあるかということを質問していきたいと思っております。

本市においては、ご承知のとおり、古くから恵まれた自然環境を生かし、農業を中心に発展してまいりました。

ここで、本市の農業産出額について紹介しますと、平成28年度における本市の農業産出額の総額は約389億円となっております。中でも畜産業にしましては約295億円で、実に本市の農業産出額の4分の3に当たる76.6%を占めており、全国第4位の産出額を誇っております。

これは、私自身、まさに先人たちの知恵とたゆまぬ努力によって確立されてきた財産と捉えておりますが、このはえある財産を守るとともに、将来にわたって、さらに発展させていく責任を痛感しているところであります。そのようなことから、私は、農業後継者の問題に関して強い関心を持っている一人でございます。

さて、国におきましては、45歳未満で独立、自営就農をする認定新規就農者に対し、農業次世代人材投資事業の経営開始型において、年間最大で150万円を最長5年間支払われる制度があります。これは次世代を担う農業者となることを目指す新規参入者にとって、大きな追い風になっているものと考えられます。

そこで、1点目の質問ですが、本市において、この農業次世代人材投資事業の経営開始型について、これまで何人ぐらいが認定を受けているものかをお答えください。

2点目に、農業経営に新たに参入する方に対しては、先ほど申し上げました農業次世代人材投資事業により、国による支援策を講じられます。一方で、親元で就農する農業後継者については、同等の支援が受けられないのではないかと懸念しております。そこで、仮に農業後継者が親元で就農する場合に、農業次世代人材投資事業により新規参入者と同程度程度の支援策を受けることはできないのか、お尋ねをいたします。

3点目に、近年、私の身の回りにおきましても、農業経営における法人化設立の動きが加速化しているように感じております。私自身、これまで長年にわたり畜産経営を行ってまいりましたが、既に息子のほうに経営を移譲しておりますが、法人化はしておりません。農業経営の法人化に関しては、農業者にとっては特に関心のあるところではないかと考えておりますが、農業経営を法人化するに当たっては、どのようなメリットがあるのかをお答えください。

○議長（柁原賢一君） 経済部長、谷田修君。

[登壇]

○経済部長（谷田 修君） 改めまして、おはようございます。ただいまの3点のご質問に対してお答えさせていただきます。

まず、1点目の、農業次世代人材投資事業の経営開始型の承認を受けている農業者の方は、平成30年6月末現在において64名であります。そのうち夫婦が9組18名おられます。

次に、2点目の、親元で就農を目指す農業後継者が、経営の全部または一部を継承する場合につきましては、5年以内に経営を継承して農業経営を開始するとともに、交付期間中に新規作物の導入や経営の多角化など経営発展に向けた取り組みを行うなど、新規参入者と同程度の経営リスクを負う場合には対象となります。

3点目の農業法人化のメリットとしましては、さまざまなメリットが考えられますが、まず経営上のメリットとしましては、経営管理能力を初め対外的な信用力が向上し、ひいては経営の発展や経営継承の円滑化が期待できます。

また、制度上においても農業制度資金等の融資を受ける際、個人に比べ融資限度額が拡大されるなど、大きなメリットとして捉えております。

以上、お答えします。

○議長（柁原賢一君） 水上彰澄君。

[登壇]

○16番（水上彰澄君） 再質問でございますが、親元で就農を目指す農業後継者については、就農後、5年以内に経営を継承して農業経営を開始するとともに、新規作物の導入など、新規参入者と同等の経営リスクを負うことなどが要件とされているようであります。

実際には、とてもハードルが高くなっているようです。このことは農業後継者に対する実質的な支援策が講じられず、後継者の円滑な就農を阻んでいるのではないかと考えるところであります。

詳しく申し上げますと、例えば親が野菜を作付しているとするならば、畜産をするのはいいと。また逆に、畜産をしておられて、野菜づくりはよい。または、畜産の中でも肥育をしているけど、繁殖ならよいというようなことで、大変面倒くさうございます。今までは親が事業をしていたのが、そのまま引き継げば跡取りとって、つまり、後継者と言っておりました。同じ業種を継いでなぜいかんかというのが、一つ、私は疑問があります。

農業後継者の果たす役割として、私自身、国土保全や水源の涵養、そして、自然環境の保全など、農業・農村が持つ多面的機能の維持はもちろん、地域における防災活動の中心的な役割においても大きく貢献されていると認識をしているところであります。

市のほうにおきましても、農業後継者として就農することの意義について、改めて、理解、ご認識をいただき、親元で就農を目指す農業後継者に対しても、さらに支援策が拡充されるよう、県あたりへの働きかけを行ってはどうかと考えておりますが、いかがでございましょうか。

○議長（柁原賢一君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） ただいまの水上議員の後継者、とりわけ親元での後継者に対する支援はいかがかということでございます。

議員さんがおっしゃるように、農業後継者が果たす役割は大変大きく、重要であ

るというふうに考えております。とりわけ親元就農をなさる方がふえれば、農業の振興はもとよりでありますけども、その地域の事情であるとか、人々であるとかをよくご存じの方でありますので、地域振興にも大いに貢献していただけるものというふうに感じておるところでございます。

ご提案がありました、親元就農への支援につきましては、要件緩和を含めて何らかの支援拡充の見直しができないか、国・県のほうにも働きかけていきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 水上彰澄君。

[登壇]

○16番（水上彰澄君） 特に親元就農の後継者は、就農支援金が市から30万円は払われておると思っております。

特に親元後継者は親の背中を見て育ってきたもので、地域の環境を守ることににおいては、例えば中山間地あたりにおきましては、特に共同作業、うちあたりでは人築と申しますけれども、草刈り等においては、特に村の、あるいは区のリーダー的存在でもあります。いつまでも自然環境を守れる田舎であるように、菊池発展の支援拡充策をお願いしたいと思っております。

こういう例もありますので、親の経営が悪化すると、そうすると子どもに、青色申告でも一緒と思いますが、給料を払えなくなる。仕事をやめなくてはならない。勤めに行かなくてはならないというようなことが発生をいたします。新規就農型に該当しますと経営継続ができるというふうに思うところでございますので、どうかひとつ、さきをお願いしましたように、県等のあたりとの働きかけによりまして、今まで申しましたようなことができますように、市長を初め行政の皆さん方にご努力をしていただきたいと、そのように思っております。

それでは次に、高齢者福祉についてを質問したいと思っております。

菊池市に65歳以上の人口と特別養護老人ホームに入所待ちの人は何人か。それから、低所得者の入所対策はどのような施策があるのか。現在、市内の非課税世帯の高齢者は何人いるのか。また、その中で、住民税非課税世帯で年金が少なく、かつ、子どもなどの支援がない人は施設入所が困難と思うが、その対策はあるのか。また、それでも年金が不足する場合はどうしたらよいかというようなことでございますが、日本の男性平均寿命が81歳、女性が87歳、人生100歳を考える時代となりつつあります。長生きしたら生活がどうなるだろう、医療費は払えるだろうか、介護費用は払えるだろうか、そのようなことを考えるものであります。長生きすればするほど寂しくなる。不安になる。怖くなる。誰が自分を助けてくれるだろ

うか、誰が支えてくれるだろうか、心配をするようになります。

菊池市の人口は約5万人でございますが、65歳以上は1万5,000人、10人に3人は65歳以上、全人口の3割を占めるということであります。周りを眺めてみますと、空き家がだんだんふえてくる。ひとり暮らしあるいは老人二人暮らしがどんどんふえてくる。5年後には団塊世代が75歳以上となります。菊池市は高齢者をどうしてくれるのだろうか心配するようになります。

少子化の影響により、各業界とも働く人の数が減っていくということですが、人口は減る、高齢者の割合はふえる。皆さんがお世話になるかもしれない介護の世界では、介護を受けたい人は大勢いるが、介護をする人がいなくなりつつあります。そのために菊池市内で介護施設が少しずつ閉鎖されていくのではないのでしょうか。このままでは介護難民が必ず出てくると思います。高齢者の代弁者といえますか、議員の中では70歳を超えた私はその責務かなと思っております。

高齢者の安定した安心できる生活をつくり、健康で幸せになれるように願っておりますので、さきに述べました3点についてお答えをいただきたいと思います。よろしく願います。

○議長（柁原賢一君） 健康福祉部長、中村隆純君。

[登壇]

○健康福祉部長（中村隆純君） それでは、水上彰澄議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、65歳以上の人口及び特別養護老人ホームの待機者の数でございますが、本市の65歳以上の人口は、本年3月末で1万5,679人となっております。

また、菊池市内におきます特別養護老人ホームの待機者の状況につきましては、熊本県の状況調査によりますと、平成28年7月1日の数値でございますが、190名、うち介護老人保健施設や認知症グループホームや有料老人ホームなどへの施設入所数は159名、在宅での入所申込者は31名となっております。

なお、第6期介護保険事業計画に基づきまして、本年5月に新規の特別養護老人ホーム29床を整備し、在宅での入所申込者につきましては、ほぼ満たしている状況となっております。

次の非課税である高齢者は何人いるかというご質問でございますが、非課税世帯で、前年の合計所得金額及び課税年金収入額の合計が80万円以下の65歳以上の人数につきましては、平成29年度において2,656人となっております。

三つ目のご質問の、年金等が少なく家族の支援がない方で、施設入所が困難のときの対策というところでございますが、介護保険では、低所得者の人の施設利用が

困難とならないよう、住居費及び食費の負担軽減と介護サービス費が高額となった場合に、その超えた費用を高額介護サービス費として支給する制度がございます。

さらに、経済的に厳しい方につきましては、その他、介護保険制度を初め、ほかの福祉施策を活用し、その方に必要な介護サービスを受けられるよう支援を行っているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 水上彰澄君。

[登壇]

○16番（水上彰澄君） 今、答弁をお聞きしますと、在宅が31名ぐらしかおらんということでありまして、非常に万全を期してある、そのように聞きますけれども、以前においては、よくわかりませんが、介護度が1から5までであると思いますが、特別養護老人ホームに入るには、その介護度の幾つから、1から5の中の幾つからが入れるのかとか、以前は入所希望しても、どの施設に行っても、200人から300人待ちと言われていましたが、その辺がちょっと余り待ちもないような感じの数字でございますが、もう安心してそのような介護を受けられるというか、そういうように聞こえますけれども、その辺のところはどうも納得できないところがあります。

いざ特養に入れようとする、さっき言いましたように、何百人待ちとかいうことでありますと、なかなか年をとってきますと、子どもさんたちがおられるところはようございますけれども、結局は、さっき言いましたひとり暮らし、二人暮らし、こうなって、どういう手順を踏んで施設に入られるのか、その辺の心配が特に起きてきます。

そういうことで、なかなか実際になりますと、特養施設に入所ができない状況にあると私は思っておりますけれども、菊池市では最後のとりでであります、つまごめ荘までも民間移譲をして、行政の身を軽くしようとしておられますが、今日まで日本を支えてきた人たちであります。老人福祉事業であります。福祉には金がかかります。当然のことです。そういうことでありますので、一つぐらい、少々赤字になっても、福祉は行政でもつべきだと私は思っております。弱者である介護老人はどうすればいいのかと。

また、民間移譲するということになりますと、職員さんは四、五十名おられると思いますけれども、その辺のところもどのように削減していくのかとか、そういうのも起きてくるだろうと思っておりますので、弱者である介護老人はどうすればいいでしょうか。この辺のところを、これは再質問ということで、答弁はございますでしょうか、どうでしょうか。なければ、関連質問ではありますけど、できる範囲でお答

えく下さい。

○議長（柁原賢一君） 健康福祉部長、中村隆純君。

[登壇]

○健康福祉部長（中村隆純君） 介護保険等施設の入所並びに弱者の方への対応というところのご質問と理解しております。

これにつきましては、今後、団塊の世代という言葉で述べさせていただければと思いますけども、団塊の世代が後期高齢者になる２０２５年には、高齢者の方が増加するとともに、ひとり暮らしの高齢者などの世帯がふえまして、また、介護状態や認知症の高齢者がふえるということが大変予想されておるところでございます。また、医療や介護、社会保障給付費の増加、介護人員不足、医療・介護施設の不足などが問題となるというふうに考えているところでございます。

この方々の対策としましては、できるだけ介護状態にならないよう、お元気な高齢者をふやすために、「いきいき１００歳体操」を実施するなどして、住民主体の通いの場を市民全体で実施してできるよう、重点的に取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

また、どうしても介護を必要とする高齢者の増加によりまして、人材不足というのが考えられますが、お元気な高齢者がごみ出しや掃除などの生活支援サービスの担い手となりまして、生活支援サポートセンター事業の拡充を図っていきたいというふうに考えております。住民の皆様が元気で暮らしてできるよう、対応をとっていきたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 水上彰澄君。

[登壇]

○１６番（水上彰澄君） 対応を考えておるということですが、なかなかさっき言いました団塊世代が急激にふえるということで、本来ならその辺のふえる人数とか、その辺にかかわるものをお聞きせにやいかんと思っておりますけども、質問の要旨に答えていただきましたので、特別養護老人ホームに入らなくてはならないようになったら、安心して入れるようなことに、行政の担当者のほうにはお願いを申し上げておきます。

次に、企業誘致と財源確保について。

泗水町の田島工業団地が完売したので、もう企業誘致はしないか。

２番目に、国からの交付税が５年間で段階的に減額されていると聞いたが、かわりの財源は考えているか。

合併から１３年が経過し、市内に働く場をふやし、若者の定住促進を図るため、

分譲しておりました工業団地の最後の1区画、長年の念願でありました泗水町の田島工業団地A区画を昨年、株式会社ニフコ熊本に購入いただき、完売しましたことを大変うれしく思っております。

さて、普通交付税が段階的に減額されると聞いておりますが、これにかわる財源はないものかと考えておりました。ところが、県が県営菊池テクノパークを大規模企業の受け皿として誘致を目指しているという話を聞き、県が菊池テクノパークへの誘致する企業の関連企業を菊池市内に誘致すれば、減額される普通交付税のかわりになる、自主財源につながるのではないかと考えております。

そこで、工業団地が完売した今、市は今後の企業誘致の方向性をどう考えているのか。また、田島工業団地が完売し、企業が進出することで、どのような効果があるのか。新たな企業誘致が自主財源確保につながるのかをお答えください。

○議長（柁原賢一君） 経済部長、谷田修君。

[登壇]

○経済部長（谷田 修君） ただいま議員のほうから経過等に触れられましたが、昨年度におきまして、田島工業団地A区画を売却したことで、市独自で分譲できる工業団地は完売いたしました。これも市議会を初め市民の皆様方のご協力のおかげであると感謝しております。

現在、田島工業団地を完売したことによりまして、市が所有する工業団地はありませんが、企業誘致のもたらす効果は大きいものでありますので、今後におきましても市内の民間等の土地で工場適地への企業誘致を進めてまいるとともに、県と連携しまして、県営菊池テクノパークへの企業誘致に、引き続き力を入れてまいりたいと考えております。

次に、今まで取り組んできました企業誘致による効果といたしましては、新たな企業が立地することで、固定資産税や法人住民税の増加が見込まれます。

また、地元企業への就労促進による若者の定住促進によりまして、個人住民税の増加と地域の活性化も期待できますので、自主財源の確保につきましてつながるものだと考えているところでございます。

以上、お答えします。

○議長（柁原賢一君） 水上彰澄君。

[登壇]

○16番（水上彰澄君） ありがとうございます。

再質問にはしていませんでしたが、誘致には民間のほうもお願いしながら努力をするということでございます。でも、市として誘致場を持たなくても、誘致をすることは民間に任せるということになると思いますが、私はそのように受けとめて

おりますので、田島工業団地の件もございますけども、やっぱり誘致場も、将来のことを考えると常に準備はしておかにやいかんと、そのように思います。余り難しいことではございませんので、市長に申し上げてはおりませんでしたけども、ちょっとその辺の見解をお聞きして、終わりたいと思いますが、どうでもいいですけども。

○議長（柁原賢一君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） それでは、今後の企業誘致にかかわる展望ということのご質問だろうというふうに思います。

今、進めておりますのは、先ほど申しましたように、民地を活用しながらご紹介をして、都度都度の工場進出ニーズは満たしていこうというものであります。といいますのは、先般、やっこの懸案でありました田島工業団地が完売に至ったわけではありますが、実は、これはもう十数年かかっているわけですね。非常に巨額の投資でございました。結果として、埋まったからいいんですけども、埋まらなかった可能性もあるわけですね。それを考えますと、やはり貴重な税金を、とりわけこれから財務面が非常に脇を締めなきゃいかん時代が来ますので、そういう時代に、またある意味ではリスクをとって、そういうことをやるのがふさわしいのかどうか、そこら辺をよく考えなければいけないと思うんですね。

その前に、実は県営テクノパークがもうサイトとしてはできておりますから、まずはやっぱりそこに県と連携をして、力を合わせてそこにいい企業を持ってくるということが先決ではないかというふうに思うんですね。それが見えてきますと、今度はその周辺に少し関連の企業さんが出てくるという流れも一層確実になってきますので、まずはそこを集中してやるのが一番得策ではないかというふうに考えているところでございます。

ですから、大型の工業団地をこれから新たにつくるという考えは、今のところはございませんけども、引き続き、企業誘致に関しては、アンテナを高くしていきたいということでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 水上彰澄君。

[登壇]

○16番（水上彰澄君） ありがとうございます。アンテナを高くして頑張るということでございます。よろしくお願いを申し上げます。

最後に、地震対策についてということで、これはさきに城議員が質問したのと全く同じでございますので、要旨だけちょっと申し上げます。

大阪地震で小学校のブロック塀が倒壊している。菊池市でも学校の強化が必要ではないかと、そういうふうに思われるということを出しております。

それから、通学路を含む生活道路の民間ブロック塀の調査を行う考えはないかということで出しておりますが、特に、一つ目、学校のブロック塀の調査というものは、もう答弁は要りません。

二つ目も同じようなことでございますが、通学路においてのブロック塀以外の危険物と申しますか、危険箇所と申しますか、行政には調査の権限はないと思います。もちろん、もし災害、被害が起きたときに、行政の責任もないのかと言われると、その辺はちょっと心残りがあるところでございますけども。ブロック以外の危険物と、どういうものがあるかというのは、ちょっと私もわかりません。わかりませんけども、この辺の調査で、民間の場で調査ができるのかどうか。その辺だけをちょっとお聞きしたいと思いますが、ようございますか。

○議長（柁原賢一君） 建設部長、淵邊政博君。

[登壇]

○建設部長（淵邊政博君） ブロック塀以外の調査は、民間の施設についてできるかというご質問でございます。

今、想定でありましたブロック塀に関しましては、答えは考えておりまして、民間のブロック塀に関しましては、あくまでも民間の、また、所有者、管理者が責任を持ってやっていくべきものとは考えております。

したがいまして、それ以外につきましては、ちょっと想定しておりませんでしたので、ちょっとお答えのほうができませんが、そういったことで、ちょっと危ないものがありましたら、広報等を利用しまして、いろいろな機会を捉えまして、所有者または管理者にそのような点検等の周知を図っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（柁原賢一君） 教育部長、大山堅四郎君。

[登壇]

○教育部長（大山堅四郎君） それでは、水上議員からご質問がございました、ブロック以外のというところで、少し教育委員会のほうで答えをさせていただきたいと思えます。

今回の大阪北部地震の事故を受けまして、現在、改めて通学路のブロック塀の調査を行うということにはいたしております。このことにあわせまして、重点箇所といたしましては、ブロック塀や石垣、それから、屋根瓦、看板、自動販売機、ガラス、外壁、電線等の落下物や転倒物などにつきましても調査を行うことといたして

おります。

なお、城議員のところでも申し上げましたが、通学路の白線やグリーンベルト等の設置要望並びに防犯カメラの設置要望につきましても、各学校へ依頼を実施しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 水上彰澄君。

[登壇]

○16番（水上彰澄君） ありがとうございます。

何分にも事故の内容に先駆けて、やはり調査・検討、実行、この辺をお願いいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（柁原賢一君） これで水上彰澄君の質問を終わります。

ここで、昼食等のため休憩いたします。

昼からの会議は13時から開始いたします。

○

休憩 午前11時47分

開議 午後 零時58分

○

○議長（柁原賢一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、大賀慶一君。

[登壇]

○15番（大賀慶一君） 皆さん、こんにちは。議席番号15番の大賀慶一でございます。さきの5月の選挙におきまして、おかげをもちまして3期目の当選をさせていただきました。今後は、これまでの経験を生かしながら、市民の皆さん方のご意見を市政に反映できますように、しっかりと取り組んでまいりたいと思いますので、どうかよろしくお願いしたいと思います。

それでは、通告に従いまして、早速質問をしたいと思います。

まず最初に、児童・生徒の学力向上について質問をいたしたいと思います。

今、我が国の15歳未満の人口は、1981年から2018年まで、37年間連続して減少いたしております。特に、地方は都市部に比べますと、その傾向が顕著にあらわれております。本市におきましても例外ではございません。

また一方、これは受け取り方の相違はありますが、学力面から見ますと、日本人の学力は、以前に比較しますと低下していると言われております。昔に比べると、今の子どもたちは家庭環境にも恵まれておりますし、大半が豊かな境遇で育っております。

学力の低下を私なりに考えてみますと、少子化で競争力が低下し、恵まれた環境でハングリー精神も昔に比べますと欠如しているのかなと思っております。そのような状況を考えてみますと、私は、少子化が学力低下の一つの原因になっているのではないかと考えております。

しかし、決して人間の価値は学力だけで決まるものではございません。しかし、本市の生徒たちの学力をより向上させることにより、将来の日本、世界を担う本市の子どもたちが活躍してくれることによって、長い目で見れば本市の活性化にもつながるものだと思います。このことはスポーツ面におきましても言えることでございます。ぜひとも、本市の子どもたちが、国内はもちろん、世界で活躍してほしいと願って、質問をいたしたいと思います。

これまでも本市の教育委員会におかれましては、もちろん子どもの学力向上に向けてさまざまな取り組みをされておられることは十分承知をいたしております。

そこで、お尋ねでございますが、1点目に、児童・生徒の学力向上の取り組みで、これまでにどのようなことを行ってこられたのか。また、現在、どのような取り組みをされているのか、お答えください。

次に、これまでの取り組みの成果や結果はどうでありましたか。そして、そのことをどのように捉えられておられますか、お尋ねをいたします。

次に、今後の学力向上のための施策や計画について、どのように考えておられますか。

以上についてお尋ねをして、1回目の質問といたします。

○議長（柁原賢一君） 教育部長、大山堅四郎君。

[登壇]

○教育部長（大山堅四郎君） 改めまして、皆さん、こんにちは。それでは、大賀議員ご質問の学力向上に向けた取り組み、経過ということで、お答えをさせていただきますと思います。

児童・生徒の学力を向上させるためには、教師の意識改革と授業力向上、児童・生徒の学習意欲の喚起と学習習慣の定着というものが必要不可欠となります。

こうしたことから、本市では、教職員個々の授業力向上のために、指導主事や学校教育指導員を各学校へ派遣する授業力向上推進事業や学級経営支援事業に力を入れてまいりました。

授業力向上推進事業では、若手教師66名の授業を参観し、今後の指導法のアドバイスをを行い、授業改善に努めてきたところでございます。

また、学級経営支援事業におきましては、集団づくりの大切さをアドバイスしながら、個々の学級経営力を高めております。

さらに、児童・生徒の学習意欲を高めるために、ＩＣＴ機器を使った授業の導入や、一方的に教師の話を聞く授業ではなく、お互いの考えを出し合い、練り上げていくような授業への転換に取り組んできたところでございます。

こうした取り組みが熊本県学力調査や標準学力検査等の結果にもあらわれておりまして、昨年度の結果で、小学校では平均０．６ポイント、中学校では平均０．２ポイントの上昇が見られ、数値的にも学力の向上が見られております。

また、検査の結果から学力不振の児童・生徒の出現率も、小学校では０．８％、中学校では２％の減少が見られておりまして、児童・生徒一人ひとりへのきめ細やかな対応ができているものと考えております。

全ての教師が、研究授業を行っていることや、市費負担の補助教員や特別支援教育支援員の配置も学力向上につながっていると思われまます。

今度の計画といたしましては、本年度もこれらの取り組みを充実させるとともに、各学校の若手教師の手本となるように、教務主任や研修主任といった、いわゆるミドルリーダーの資質向上研修を熊本大学の准教授を定期的に招聘して実施することといたしております。また、地域未来塾の拡大に努め、さらに２年後に全面实施となります新学習指導要領に向けての取り組みを重点的に進めてまいりたいと考えております。

子どもたち自身が自分の夢を実現するために、自分でみずから調べながら進んでいく、社会との参画の中で学力が上がるような取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 大賀慶一君。

[登壇]

○１５番（大賀慶一君） これまでにもさまざまな取り組みがなされておりますし、ある程度の評価につながっているのではないかと考えております。その今の評価や成果につきましては、判断も分かれると思いますけれども、学力向上が目に見えるような形で、一朝一夕にして図れるものではありません。しかし、我々は、市民の皆さんに成果が問われますので、一定の成果を出さなくてはなりません。今後もしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

その中で、私は、現在取り組んでおられます未来塾について、１点お尋ねをしたいと思います。

私の住んでおります旭志中学校では、地域の方々の協力を得ながら、放課後や、あるいはまた、夏休み、冬休みといった中に、週１回の未来塾が実施されています。生徒たちにも学習の機会を提供することで、保護者の皆さん方から非常に好評だと

伺っております。

そこで、質問をいたしますが、未来塾につきまして、市民の皆さんにもよく知っていただくためにも、この未来塾についての詳細についての説明をしていただきたいと思います。

2点目に、児童・生徒の学力向上にこれまでも取り組んでおられますが、私は、ぜひとも小中一貫教育について、本市の教育委員会も早期に取り組んでいただきたいと思っております。このことは昨年の12月定例会におきましても、小中一貫教育に取り組んでほしいという要望をいたしております。そのときの教育部長の答弁では、本市は、現在、情報収集を行っており、また、学校規模適正化の問題も含めて、これから研究をしていくとの答えでありました。

私が統計を調べてみますと、現在、全国で公立学校におきまして小中一貫教育は、全国の約半数の県に当たります120校で実施をされております。県内では熊本市の富合小中学校、宇土市の網田小中学校、宇城市の豊野小中学校、八代市のいずみ学園、和水町の三加和小中学校、高森町の高森東小中学校、産山村の産山小中学校などで、既に7校で実施をされております。

また、お隣の合志市はマンモス校の分離を行う目的で、平成33年4月を目指して、新しい学校の建設が進んでおります。その計画では、新たな小中一貫校を開校する予定だと聞いております。

小中一貫校教育は、9年間の学校カリキュラムで授業を行うことにより、授業の新たな可能性が高まることや、児童・生徒の学力や成績に合わせた個別の対応が可能になり、学力の向上が期待されていると言われております。現在も、今後の取り組みとして、全国の多くの自治体で検討されていると聞いております。

小中一貫教育のデメリットとしては、9年間の固定的な人間関係が続くことで立ち位置が決まるなどと言われております。しかし、本市においては、旭志、七城では地域に小中1校ずつしかなく、その問題はクリアされていると思っております。私は、この一貫校に移行した場合、大きなメリットになると思っております。

さきに述べました県内で実施されている各学校では、そのように、地域で小中1校しかないような状況下の学校で行われております。実際、行われている学校に聞いてみますと、今後、学校側が小中一貫教育のメリットを徐々に生かすことができるようになれば、学力向上が目に見えてくると言っておられます。

本市としては、特に旭志地区、七城地区においては、中一ギャップも小学校から同じメンバーで進級するということで、随分と解消されるものと思っております。小中が連携して取り組む連携型の小中一貫校の早期での導入を図り、新たな教育を見出して、児童・生徒の学力向上に向け実施すべきだと私は考えております。

そこで、2問目の質問ですが、昨年12月議会で答弁のありました情報の収集や研究をいつごろを目標に小中一貫校の検討をなされるのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（柁原賢一君） 教育部長、大山堅四郎君。

[登壇]

○教育部長（大山堅四郎君） それでは、再質問がございました地域未来塾と小中一貫教育につきまして、お答えをさせていただきたいと思います。

まず、1点目の地域未来塾につきましては、平成28年度から平成29年度まで、試行的に七城中学校、旭志中学校の2校で、放課後や夏季休暇を利用して数学と英語の2教科を年間各30回程度、無料で開催をしております。

成果といたしましては、生徒や学校、学習支援員から「学習習慣の確立と基礎学力の定着に確実に繋がっている」との評価をいただいております。

こうしたことから、本年度は、地域の協力を得て市内全5中学校へ拡大し、本日、7月4日までに全ての学校で開校をいたします。

ほとんどの学校で定員を満たす申し込みとなっており、学校や保護者からのニーズも高く、事業効果の拡大が期待をされているところでございます。

今後、検証を続けながら、引き続き子どもたちの学習支援に取り組んでまいりたいと考えております。

2点目の小中一貫教育につきましては、先ほどお話がありましたように、学校規模適正化の問題も含めております。慎重に取り組む必要があると考えております。実施市町村の情報収集を行っており、メリット・デメリットの研究を進めているところでございます。

小中一貫教育の基本形といたしましては、一人の校長のもと、一つの教職員組織が置かれる義務教育学校と、既存の小・中学校の基本的な枠組みを残したまま9年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施する併設型小・中学校があり、いずれにおいても「施設一体型」、「施設隣接型」、「施設分離型」といった設置方法があります。

本市には、1中学校に1小学校の地域と、1中学校区に複数の小学校がございます。まずは、全市的な小中一貫校のあり方を検討し、今後、教育委員会におきまして先進地の研修等を行い、方向性を見きわめたいと考えております。したがって、いつまでということはまだはっきりわかっておりませんが、できるだけ早くに研究の成果を取りまとめたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 大賀慶一君。

[登壇]

○15番（大賀慶一君） それでは、再々質問をいたしたいと思います。

まず1点目に、未来塾についてお尋ねいたします。

未来塾の取り組みについては、本当に部長から申されましたように、非常にニーズも高くて、地域でも喜ばれております。また、学校で実施されるということで、塾に行けない人もわざわざ行くことなく、費用面も無料ということで、子どもたちも喜んでおりますし、保護者の方も大変素晴らしい取り組みだと言っておられます。

その後、地域の方々や、それにご協力していただく人材の確保も必要でございますが、また、予算の問題もあると思いますけども、ぜひとも全市的な取り組みでしていただきたいというような質問をする予定でございましたが、ことしの7月4日から全市的に取り組むということでございますので、この問題で1点質問をしたいと思いますが、今、やっと7月4日から取り組むんだということで、いろいろ一概には言えないと思いますが、これだけ好評ということでございますので、例えば生徒の枠をふやしたり、あるいは実施回数をふやすようなことを考えていただくならと思っておりますが、その点、いかがお考えでしょうか、お尋ねをしたいと思います。

次に、小中一貫教育について、再々質問をいたしたいと思います。

現在、その取り組みの中で、注目度が高いのが横浜型の小中一貫教育だと言われております。この横浜市の教育委員会では、敷地や校舎を共有することなどの物理的な条件に関係なく、小中学校教職員が情報交換や連携を行い、義務教育9年間の連続性を図ったカリキュラムに基づく教育活動を推進していくことで、教える側の先生たちの人的交流が促進されて、学力観あるいは指導観また価値観が共有されて、その先生方の授業の改善が促進し、子どもたちの学力の向上が図られるように、横浜市の教育委員会では、既に平成24年度から全面的に実施されているということでございます。

内容の詳細については、私も承知をしておりますけれども、そのような方向で実施すれば、本市におきましても、旭志、七城地域に限らず、全市的な取り組みもできると思っておりますが、教育長はどのように考えられておりますか、お伺いをしたいと思います。

次に、原田教育長におかれましては、今月をもってご勇退されるということでございますが、4年間にわたり本市の教育界のトップとして、教育の行政にご尽力いただきましたことに心から感謝を申し上げたいと思います。

今後、健康に留意されて、一市民の立場から、本市の行政、また、教育行政にご助言をいただきたいと思います。と思っております。

最後に、これまでの長年の教育界でのご経験での教育長の思いがございましたら、ぜひ述べていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（柁原賢一君） 教育長、原田和幸君。

[登壇]

○教育長（原田和幸君） ただいまの大賀議員のご質問にお答えしたいというふうに思います。

まず、地域未来塾の件でございますけども、基本的に各学校において、こういうのがありますから参加しませんかというのを全員に配っております。そして、申し込んできた子どもたちを受け入れることにしております。今のところ、そういうところで定員を若干超えたぐらいの申し込みがあっているということで、1校だけ、ちょっと断った学校があるというふうに聞きましたので、そこは断らないように、部長のほうからまた指示をしたということでございます。

あと、回数をふやすことはできないかということでございますが、これは予算的な面もございますし、今、数学と英語で30こま、30こまの60こまを年間で予定をしているところでございます。60こまの5校分ですから300こまほど必要になります。ある学校は50こましかしていないところもありますが、それだけの人、教える人を探すのが大変で、今でもまだ募集を続けている状況でございます。子どもたちのニーズがどんどん高まって行って、もっとやりたいというのが出てくれば、来年度あたりはそこら辺も考えていかなくてはいけないかなというふうに思うところです。

あと、小中一貫教育についてでございますが、数年前までに比べますと、菊池市内の小中学校は、菊池市幼保小中連携協議会というのを設けまして、その中で、幼稚園・保育園と小学校、小学校と中学校の連携はしっかりやって、生まれてから15年間の育ちを見据えて、子どもたちを育てていこうということで、菊池市教育委員会が音頭を取って進めてきておりますので、小中一貫校という形ではございませんが、かなり連携は進んでおります。

例えば、一例で申し上げますと、菊池北小・北中の場合は、英語の小学校6年生と中学校1年生の合同授業を実施して、その検証をやったり、あるいは、道德等の授業の研究会を、例えば中学校がする場合に、小学校の先生も出かけて行って合同で研究会をやる。あるいは、もうご存じのように、小中一緒の運動会、体育大会を実施するというようなことをやりながら、お互い、今、交流はやってきております。ですから、小中一貫校という形じゃありませんけども、確実に小中連携をした取り組みはやっているところでございます。

小中一貫校につきましても、やっぱり先進地につきましては、去年からずっと何

校か、うちの指導主事たちが出かけて行って、それを課内で報告をしております。ただ、先進校あたりの話を聞きますと、やっぱりしっかり地固めをして、実施に至るまでにはやっぱり最低5年ぐらひはかかるというような話も聞いておりますので、そこら辺のことも参考にしながら、視野に入れて取り組んでいきたいというふうに思っております。というようなところでよろしゅうございますでしょうか。

あと、4年間の私の思いということでございますけども、平成26年の7月に教育長に就任をさせていただきました。あれから丸4年が7月7日でたつわけでございますけども、あっという間に過ぎた感があります。

校長時代というのは、基本的に自分の学校のことだけを考えておけばよかったというふうに思いますが、菊池市全体の教育の向上に取り組むということで、責任の重大さを痛感するとともに、非常にやりがいも感じた4年間でございました。

この4年間、新庁舎や生涯学習センター、市民プールの建設がございました。また、未曾有の熊本地震も経験いたしました。菊池に住む児童・生徒3,950人がおります。この子たちが学校に通っておりますので、子どもの安全、そして、子どもたちが喜んで登校して、楽しく充実した生活が送れるにはどうすればいいんだろうということは常に頭にございました。

菊池市は、非常に教育に多くの予算を配当していただいていると実感します。おかげで教育環境も整い、学校からも大変感謝をされております。予算を承認していただいた議会の皆様に、改めてここで感謝を申し上げたいというふうに思います。ありがとうございます。

また、長年の念願でございました小川基金が給付型奨学金として、今年度末より運用できるようになったことはとてもありがたく、感謝をしているところでございます。議会でも随分答弁をさせていただきました。議員の皆様からさまざまにご指摘、ご提案をいただき、また、ご指導、ご助言をいただいたことに、改めてお礼を申し上げたいというふうに思います。

本当にありがとうございました。お世話になりました。

○議長（柁原賢一君） 大賀慶一君。

[登壇]

○15番（大賀慶一君） 横浜式の小中の連携といいますか、本市でもそれだけ、だんだんだんだん連携が深まってきているというご答弁でございました。

私は、何と申しまして、やはりこの小中一貫というのが非常に画期的なことで、中高一貫もあっておりますが、今、この付近では玉名ですか、中高一貫でやっておりますが、やはり皆さん、今、山鹿、菊池がなかなか高校に生徒が残らないと。玉名のほうに中高一貫の学校へ行っているような状況ではないかと思っております。

やはり小中一貫、この9年間のカリキュラムの中で教育をすることは、絶対にこの子どもたちの教育の向上になると思っておりますので、ぜひ教育委員会でも、教育長の答弁では5年間ぐらいかかるということでございましたので、焦らずにしっかりと基礎を固めて、私としては取り組んでいただきたいと思いますと思っております。

それからまた、原田教育長におかれましては、大変混乱といいますか、いろいろな事業もございましたし、大変な実績を残されて退任されるわけでございます。本当にお世話になりました。ありがとうございました。

次の質問に移りたいと思います。

路線バスについてお伺いをしたいと思います。

昭和40年代ごろまでは、本市におきましても、路線バスの交通網が中山間地の集落までも整っておりました。我々の交通手段は、ほぼ路線バスに依存をしておりました。しかし、その後の自家用自動車の急速な普及・発展により、公共交通機関であるバス路線は急激な路線の廃止や減便がなされて、現在では中山間地を走る路線バスは、本市におきましてはほぼ廃止されております。そのことは利用客の減少で、運行会社といたしましても減収により運営に非常に混乱を来したということで、仕方ない事情もあるかとは思いますが、本市では仕方ないことだと思っております。

また、本市ではそれらの事情を踏まえて、他の市町村に先駆けてべんりカーやあいのりタクシーの導入に取り組んできました。しかし、現状では、いわゆる交通弱者と言われる高齢者や障がいのある人たちを初めとして、利用者の要求にまだまだ追いついていないというのが現状だと思っております。

そこで、私は、少しでも利用者の要求に応えるためにも、現在あります既存のバス路線を点検して精査することにより、少しでも利便性が向上するのではないかと思います、質問をいたしております。

昨年3月議会の一般質問で、このバス路線の運行経路やバス停の位置について質問をいたしました。その答弁の中で、政策企画部長は、運行路線やバス停の位置については業者が確認して、利用実態に合わせて、関係自治体と協議しながら判断できるとのお答えでございました。

そこで、昨年の3月議会の質問で、具体的な例として、今、隈府から旭志を経由して、大津高校までの産交バスの路線が旭志を通っております。その中で、県道菊池赤水線沿いに妻越バス停というのがございますが、このバス停が非常に集落から数百メートルも離れておりまして、坂道を上ったところがございます。高齢者や障がいのある方はもちろんのこと、一般の方にも非常に利用しにくい、現状としてはほとんど利用されていないというのが現状でございます。

そこで、ルートとバス停の位置の変更について、要望を行ってまいりました。その

後、担当課の職員が運行会社を訪問されて説明を行ったということですが、その中で、私が提案しました新ルートにすれば、2キロほど延長になるという回答でございました。その後の経過について、運行業者との交渉はどのようになったのか、お尋ねをしたいと思います。

次に、昨年12月の全協の中で、七城、泗水の田島を経由する熊本電鉄バスの運行が、本年3月をもって減便されております。減便されるという報告がその当時にごございました。その後の影響や地元の反応について、わかればお示しをいただきたいと思います。

3点目は、現在、本市では2業者が6路線を運行していると聞いていますが、路線やバス停の位置を地元の方も含めて、改めて業者と点検することも必要ではないかと思っております。やはり公共交通機関ですので、交通弱者と言われる方々に少しでも利便性や体に負担のかからないような対応をしていただきたいと思いますと思っております。

バス路線やバス停の位置については、これまで私は運行業者が一方的に決定するものだと思っておりました。しかし、昨年の答弁で協議して変更できるというようなことでごございましたので、そのルートにつきましても、地元の方々も含めて検討していただきたいと思いますと思っております。執行部のお考えをお尋ねします。

○議長（柁原賢一君） 政策企画部長、元島加奈子さん。

[登壇]

○政策企画部長（元島加奈子さん） 皆様、改めまして、こんにちは。今の大賀議員の路線バスについてのご質問でございますけども、最初に、昨年3月にもご質問いただきました分について、繰り返しになりますけども、運行経路やバス停の位置の変更は、おっしゃったとおり、事業者の方が道路状況や利用実態に合わせて、利便性向上、効率化を目的として、運輸局に許可申請を行った上で、向こうとして条件を満たすというふうに認められれば取り入れられるということでございます。それは、この間、説明したとおりでございます。

この後も、先ほど議員がおっしゃったとおりでございますけども、経路の変更で距離が長くなれば、運賃にもまず影響してまいります。それから、運行補助を受けている路線であれば、自治体からの補助金というのにもふえることになります。

先ほどの路線でもそうなんですけど、菊池と大津ということで市町をまたぎますので、そういう場合におきましては、本市だけでどうこうというのはできませんので、関係自治体も含めて十分な協議を行って、理解を得ていくということが必要であるというふうに考えてございます。

2点目でございます。七城・田島線の利用状況についてご説明をいたします。

本年３月末で系統廃止となりました路線にかわりまして、４月２日から新規系統で運行されている路線でございます。菊池温泉（市民広場前）を起点としまして、七城・田島、それから御代志駅を経由しまして、再春荘病院を終点としております。

現在、朝夕の通勤・通学の時間帯にそれぞれ１往復、計４便を平日のみを運行ということでやっております。

乗車人数のほうは、４月が合計で１１７人、５月が１２１人、１日当たり平均の乗車人数は５．８人というふうになっております。

それから、３点目でございますけれども、路線バスの現在のルートとかバス停の検証とかを、地元の方と点検することが必要ではないかということだと思います。

もちろんそういう地元の方にも点検をしていただくことは必要かなというふうに思っております。

それから、本年３月に、本市におけます公共交通利用の現状と市民のニーズ等を把握することを目的としまして、公共交通に関する住民アンケートを実施しました。３，０００通配布しまして、９４１通で３１％の回収率でございました。さまざまな意見をいただいております。詳細な分析はこれからでございますけれども、こういったアンケートだったり、地元の方の意見とか、そういったものも踏まえながら、路線バスだけではなくて、先ほどおっしゃいましたように、本市が先駆けて導入したべんりカーとかあいのりタクシーもございますので、公共交通全体について点検、検証を行いながら、必要な見直しを行っていきたいということで考えております。

以上でございます。

○議長（柁原賢一君） 大賀慶一君。

[登壇]

○１５番（大賀慶一君） ありがとうございます。ルートを変更する、バス停を変更するというのは、やろうと思えばできないことではないと私は思っております。

さきに述べました妻越のバス停のルート変更といいますか、わずか２キロ延びるということですが、その新しいルートとした場合、新しい温泉施設も沿線にできております。また、今、全然使われていないバス停を部落の中心に持っていきますから、そこには利用者というのはおのずとふえてくると私は思っております。そのことにより、業者も運賃収入もふえると思っておりますので、これはやり方次第では、私は現実にできるものと思っております。

さきの選挙におきましても、地元の方々も非常にこのことを強く要望されておまして、大変期待をされております。どうかひとつ、私たちの菊池市も業者に対して多額の補助金も出しておりますので、ぜひ粘り強く業者との交渉をしていただいて、ぜひ実現させていただきたいと思っております。

次に、本市からの運行業者に対する補助金の交付についてお尋ねいたします。

昨年３月議会の質問の答弁で、現在、産交バスに対して３路線で２，６８３万５，０００円を補助金として交付している。また、熊本電鉄に対しては交付をしていないとの答えがありました。

その中で、補助金の算定といいますか、どういうふうなことで補助金の額が決められているのか、２点目にお尋ねをしたいと思います。

次に、バス運行の中で、以前、泗水・旭志間のバス路線では、バスが音楽を流しながら走ってくるメロディーバスというのが走っておりました。そのバスが来ますよということを住民の人たちに知らせて、そしてまた、住民の人たちも、集落のどこでも手を挙げればバスが乗降できました。そのようなことも、今後、せっかくあるバス路線でございますので、多くの方に利用していただくためには、そういうような取り組みもするべきだと私は思っております。大変大きな集落の中では、非常にバス停までの距離は遠うございますので、やはりそういうどこでもとめられる、どこでもおりれるというような、そういうような、せっかくの田舎でございますので、田舎のよさを生かした、そういうバスの運行形態といいますか、そういうのも考えてもらいたいと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（柁原賢一君） 政策企画部長、元島加奈子さん。

[登壇]

○政策企画部長（元島加奈子さん） 市から補助しております、地方バス運行補助金についてご説明をいたします。

まず、この補助金でございますけれども、バスによる公共交通の維持が必要な地域において、地域住民の生活交通の確保、及び市街地における交通の利便性の向上を図るため、本市内に運行がなされている路線のうち、菊池市が指定した路線を運行する事業所に対して菊池市地方バス等運行補助金交付要綱に基づいて交付しております。

補助対象の運行系統は、事業者が市と協議の上、必要不可欠な路線として市が指定をして運行する系統でございます。１キロ当たりの平均乗客数をあらわします平均乗車密度というのがございまして、それが２．０以上の運行系統、複数の市町をまたがる場合は、またこの限りではないんですけども、そういった条件がございます。

交付実績でございますけれども、４系統を現在は補助対象としております。交付額は４系統合計で平成２８年度が２，６８３万５，０００円、平成２９年度が２，８５１万５，０００円でございます。

補助対象の経費は、済みません、ちょっとそこをこちらで確認しておりませんで

した。後ほど確認して、お答えをしたいと思います。

それから、電鉄バスの七城・田島線は、また別の補助金で今年度より補助を開始しております。

次に、お尋ねいただいたフリー乗降についてでございます。

フリー乗降は、おっしゃったとおり、利用者にとっては大変便利なものというふうに考えております。ただし、これにつきましても、フリー乗降の区間を設定するに当たっては、運輸局の認可が必要となっております。道路・交通状況によって可否が判断されるものでございます。

このようなことから、具体的な利用者のニーズがございましたら、今後、バス事業者との協議は可能というふうには考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（柁原賢一君） 大賀慶一君。

[登壇]

○15番（大賀慶一君） ありがとうございます。

一昨年度が2,683万円、平成29年度が2,800万円とふえております。この補助金に対しては、いたし方ないかと思えますけれども、やはり補助金を減らすための努力もすべきだと私は思っております。補助金を減らすための努力というのは、やはりお客さんをいかに多くの方に利用していただくかというのが、僕らは問題だと思っております。そのことをしっかりと考えていく必要があると思えますが、業者におきましても、やはり補助金をもらうからというような方向で考えてもらいますと、やはりこれは補助金依存というのは、やはりその会社の業績向上を図るためには、これはもうなかなか会社の業績として自分たちも努力をしていただきたいと思います。

次に、再々質問をお願いしたいと思います。

昨年の3月議会の部長の答弁の中で、それぞれの運行業者に対する要望については、本市の公共交通を協議する場として、菊池市公共交通会議というのを設置しておるということでございました。組織としましては、一般乗合事業者の運行事業者及び関係事業者、そして、市民を代表する方、庁内の担当部署のメンバーで構成されて設置をされておりますということでございました。そして、その中で、今後、このような会議を積極的に活用していきたいとの答えがございました。

会議は年に一、二回行われているということでございましたけれども、私は、今回のこの質問をする中で、ちょっと感じたことがありました。それはなぜかというと、どうしてもこの会議とか、いろいろ打ち合わせの中で、業者ペースといいますか、やはり業者、運行業者は、私たちは車を走らせてやっていますよと。こちらに

都合が悪ければいつでも廃止しますよというような考えがあるのではないかと。そこで、そのような中で協議なされているのではないかと私は危惧をしております。その会議の中に、ぜひその地元の区長さんや、また、路線上の住民の人たちも意見を言える立場として参加させていただきたいと思っております。

先ほども述べましたが、本市も多額の補助金を出しているわけですので、対等の立場で協議をしていただくというのが、私としてはぜひそのことをしっかり執行部に対してはお願いしたいと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（柁原賢一君） 政策企画部長、元島加奈子さん。

[登壇]

○政策企画部長（元島加奈子さん） バス事業者との関係であったりということかと思えますけれども、市の設置している会議もございますけれども、公共交通にしましては、県内におきましても乗合バスの輸送についてを目的として、生活交通の確保のために地域で枠組みづくりをする。それから、その他生活交通のあり方について審議を行うということと、あわせて、生活交通の確保に関する計画の策定に関する調整、決定を行うということを目的として、県のバス対策協議会というものも設置されております。そのメンバーには、熊本運輸支局が中心になって、あと、県、市町村、バス事業者から構成されておまして、本市は菊池地域のブロックの代表としてメンバーに入っております。

それから、先ほどお話がありました市の公共交通会議もございます。これに関しましては、地域の代表の方、ちょっと済みません、今はっきり名簿を持っておりませんけれども、もちろん行政も入っております。バス事業者も入っております。支所も入っておりますけど、たしか地域の代表の方も入っているんじゃないかと思いますが、済みません、確認してお答えをしたいと思えます。地域の声が入るような形でやるかとは思っています。

ただし、その会議につきましては、ある程度、かける議題が固まってからかけるものというふうにこちらとしては理解しております。ですので、今、市の立場としましては、先ほども話がございましたとおり、担当のほうに密に本市に路線を有するバス事業者と利用状況等については情報交換は行っておりますので、そういったことも進めながら、必要な会議のときに諮っていくという形で進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（柁原賢一君） 大賀慶一君。

[登壇]

○15番（大賀慶一君） 国の認可がそれぞれのことをやるには必要だということでご

ございますけども、国は、こちらでびしゃっとした書類をつくっていけば、国は恐らく認可するものと思っております。

その中で、やはり先ほども申しましたが、本市の補助金の交付をいかに少なくするかということも考えてすることは今後も重要ではないかと思っております。そのためには、やはり市と運行業者がお互いに連携しながら、よりよい利便性を求めて、住民の人たちが使いやすいような、せっかくあるバス路線でございますので、そういうバス路線にしていいただきたいということを切に望みまして、私の質問を終わります。

○議長（柁原賢一君） これで大賀慶一君の質問を終わります。

ここで、10分間休憩します。

—————○—————
休憩 午後1時47分

開議 午後1時58分
—————○—————

○議長（柁原賢一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、元島部長から発言の申し出がっておりますので、発言を許します。

政策企画部長、元島加奈子さん。

[登壇]

○政策企画部長（元島加奈子さん） 先ほどの大賀議員の質問で、答えができていなかった2件についてお答えをいたします。

まず、菊池市地方バス等運行補助金の補助金額の算定についてということでございます。

補助金による交付の対象としましては、対象の運行系統ごとに、その運行に係る経費から運賃等の収入を差し引いた金額ということになります。それが1点でございます。

もう1点は、菊池市公共交通会議の委員に地元の代表がちゃんと入ってということで議論をすべきじゃないかということでございました。

こちらのほうには、区長協議会の会長、副会長さん方を初め、地域の方々もメンバーとして入っております。

以上、確認しましたので、ご説明でございました。どうも失礼いたしました。

○議長（柁原賢一君） 次に、木下雄二君。

[登壇]

○19番（木下雄二君） 皆さん、こんにちは。今回、合併後、4回目の市議会選挙が行われ、再度議席をいただきましたので、市民の代弁者として、初心を忘れず、さ

らに努力をしてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

質問の前に、今定例会で任期満了を迎えられる原田教育長におかれましては、平成26年7月に就任以来、菊池市の教育行政発展にご尽力をいただきましたこと、感謝を申し上げたいと思います。

今後も健康に留意され、これまでの経験を生かしていただき、市民へのアドバイスをよろしくお願いいたしておきます。

それでは、通告に従いまして、質問をさせていただきます。

まず、道路整備について、県道原立門線についてお尋ねをいたします。

この路線につきましましては、地域住民の生活道路はもちろん、菊池高原ゴルフ場のオートポリス等の観光ルートとして重要な路線でありますので、これまで何度も質問、要望を続けてまいりました。市としても、県に対して熱心に要望していただいておりますので、整備が進んでおりますが、現在の進捗状況と今後の計画をお示してください。

次に、市道古川伊倉線についてお尋ねをいたします。

この路線は、国道387号の交通渋滞を含め、災害時に対する迂回路として、また、産さん滝、千畳河原への観光ルートとして、これまで何度も質問、要望を続けてまいりました。市としても必要性を認識していただき、千畳河原、滝区集落内は整備は完了しております。その後、継続して伊倉区までの整備が行われる予定ですが、現在の整備の状況を詳しくお示しいただきたいと思います。

次に、西迫間寺小野線についてお尋ねをいたします。

この路線は、竜門ダム下流域の避難道路としての整備の必要性がありながら、特に市野瀬区の集落内については未整備の部分が多く、道路幅員も狭く、地域住民の生活道路としても支障が生じております。現在、第1寺小野橋までの道路改良工事は完了しておりますが、今後の整備の計画をお示してください。

次に、市道立石野間口線についてお尋ねをいたします。

この路線は、植木インターへの市の主要な道路であります。道路幅員が狭く、また、用水路が絡んでおりますので、歩道の段差等の問題もあり、安全面にも支障が出ております。

平成26年1月に地元野間口区の区長様より要望書が市に提出されておりましたので、私からも市に対して質問、要望を続けてまいりました。

現在、平成29年度に七城方面から58メートル整備を完了しておりますが、今後も継続事業で進めていかれると思いますが、今後の計画をお示してください。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（柁原賢一君） 建設部長、淵邊政博君。

[登壇]

○建設部長（淵邊政博君） 木下議員のご質問でございます、県道１路線と市道３路線の道路の整備状況につきましてお答えさせていただきます。

まず、１点目の県道原立門線につきましては、県北広域本部土木部に確認したところ、原味橋から伊野橋までの約４００メートルについて、約４メートルの現道幅員を７．５メートルに拡幅する計画で、平成２５年度までに用地取得が完了し、平成２６年度から段階的に工事を進めているところでございます。

工事の施工状況としましては、平成２９年度までに約１８０メートルの区間が終了しております。

現在、残りの２２０メートルにつきまして、道路改良工事及び舗装工事をしているところであり、今年度末での整備完了を目指しているところでございます。

次に、市道古川伊倉線についてでございますが、平成２６年度より用地交渉を始め、平成２７年度から滝集落側より道路改良工事に着手しており、平成２９年度までに約３７９メートルの工事を完了しております。

今年度は生味川に新設予定である橋りょうの設計を行う予定でございます。

次に、市道西迫間寺小野線についてですが、第１寺小野橋のかけかえと、それに伴う道路改良工事を行うもので、平成２８年度までに必要な用地の取得を終えており、平成２９年度から現在まで、橋りょうに接続するまでの約１７１メートルの工事を完了しております。

今年度から橋りょう工事に着手し、平成３２年度までには橋りょうを完成させる予定でございます。

最後に、市道立石野間口線についてですが、歩道部の段差解消工事を行うもので、平成２８年度までに地元協議を終え、施工方法等について同意を得られましたので、平成２９年度より工事に着手しております。

昨年は、議員ご指摘のとおり、約５８メートルの工事を行っております。今年度も、延長はまだ未定でございますが、継続して工事を進めていく予定でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 木下雄二君。

[登壇]

○１９番（木下雄二君） 答弁ありがとうございました。

いずれにしても、それぞれの路線、地元住民にとっては大変な道路でございますので、それぞれ大変だと思いますが、よろしく願いしておきたいと思います。

それでは次に、旧迫水小跡地への進出企業の概要と地元要望等に対する協議についてお尋ねをします。

迫水小学校跡地の活用については、平成25年3月に統廃合が実施されており、その後、迫水小学校跡地等校区検討会が発足し、何度も検討が行われてまいりました。

私も、これまで城議員とともに迫水小跡地の活用について、これまで何度も質問、要望を続けてまいりましたが、今回、執行部の努力、また、地元の理解と協力によって、先日、6月12日に福岡の山口油屋福太郎と日本食品との立地協定が行われました。議会には6月8日に全員協議会で報告がありましたので、これまでの関係地区説明会に参加させていただいておりましたので、地元住民のさまざまな問題の要望が出されていることを指摘し、地元に対して慎重にやってほしいと申し上げました。

そこで、改めてお尋ねをいたしますが、進出企業の概要と地元の要望等に対しての協議の進捗状況についてお示しをしていただきたいと思います。

○議長（柁原賢一君） 政策企画部長、元島加奈子さん。

[登壇]

○政策企画部長（元島加奈子さん） 迫水小学校跡地に進出する企業の概要ということをご質問いただきましたので、それへの進出に係る経緯について、まず概略を説明して、企業の概要も具体的に読ませていただきます。

進出に係る経緯につきましては、閉校後、活用につきましては、なかなか企業誘致を広く行ってまいりましたけども、決まりませんでした。

そのような中、市長が昨年9月に出張しました際に、株式会社油屋福太郎の山口社長とお会いしまして、トップセールスを行いましたところ、非常に関心を持たれまして、交渉がスタートしたところでございました。

そこで、地元の皆様のご理解をいただくために、昨年12月以降、校区区長会への説明会を2回開催するとともに、年明けて2月には企業が福岡県内で経営されているカフェレストランであったり、佐賀県の基山町のエミューの飼育施設などの現地視察を行わせてもらったところでございました。

その後、3月に地元住民の皆様への説明会を開催しまして、4月9日の校区検討会において、「市に対し、売却に向けて交渉を進めていただくよう一任する」という結論をいただいたところでございました。

議会に対しましても、質問もいただきましたし、説明もということを先ほど木下議員おっしゃったように、企業の概要であったり、交渉の進捗状況、それから地元との協議状況についても、その都度、報告をしてまいりました。

そうしまして、市と進出企業で協議を重ねました結果、直近の不動産鑑定額で売買契約を締結するという事に合意に至りましたので、6月8日に開催されました

全員協議会においてご説明をいたしましたとおり、同月１２日に株式会社山口油屋福太郎及び日本食品株式会社と進出協定を締結したところでございます。それが今までの経緯になります。

企業の概要につきましては、山口油屋福太郎というのは、明太子をもともと販売されているところですが、今は、皆さん、明太子もそうですけど、めんべいの販売とか、そっちでも結構ご存じかなと思います。

それから、今回、進出された迫水小以外にも、他の自治体で廃校跡地を活用されて工場等も経営されております。その際には、そこで事業をなさるだけじゃなく、企業内でスポーツクラブをつくって、地域貢献をされたりとか、そういった取り組みもなされている企業でございます。

そして、今回、一緒に事業をされることになっております日本食品さんのほうが、今回、エミューというものが対象になりますので、油脂、油関係を専門とされている会社ということで、一緒に事業をされるということになっております。

簡単でございますけど、進出される企業の概要でございます。

それから、今後のスケジュールでございますけれども、９月以降の議会におきまして、迫水小学校の財産処分、それから社会体育施設に関する条例の廃止等を上程させていただく予定としております。

それとあと、住民の方々の心配というお話もございました。それにつきましては、現在、企業側におきまして、まだ株主総会もちょうど終わったぐらいかと思いますが、その報告だったりとか、皆様が心配されております屠殺のこと、それから、飼育等に伴う排水処理についても、企業側においてまだ協議をされている段階でございます。

ですので、住民の皆様のご理解を得ることが、議員おっしゃるように、最も大事なことということはこちらも承知しておりますので、今後、詳細な事業内容につきまして企業側の方向性が示されましたら、区民の皆様に対して、丁寧に説明会のほうを行ってまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えします。

○議長（柁原賢一君） 木下雄二君。

[登壇]

○１９番（木下雄二君） ありがとうございます。

今回、改めてこの迫水小学校跡地についての質問をさせていただいたのは、結局、私どもに報告のあったのが６月８日の日でございましたが、その後、すぐ１２日に立地協定ということでございましたし、私、地元のほう、８日の日に報告がありました後、地元の地区長さんとか、その検討会の代表の方のところを訪問しましたと

ころ、なかなか市のほうからの報告がまだあっておりませんと。そういうこともありましたが、地元としては、何か市のほうから業者側のほうの代表者の方を地元に来ていただいての説明会を行うと。その後に立地協定だろうというふうにして理解しておったと。そういう意見もございましたものですから、やはり地元の学校跡地は、やっぱり地元の方々にとっては非常に思い入れがある地域の核でございますので、こういった形で進出をしていただくということは非常にありがたいことではありますが、やはり地元の人たちは、きちんとした同意といいますか、理解をして、そしてまた、すばらしい結果が出るようにしていただくことを希望するものでございます。

いずれにしても、先般、ちょっとエミューの頭数の問題についても、4月20日の西日本新聞に掲載された折に4,000羽と、そういう数字が出ましたものですから、地元の人たちとしては、区長さん方は、佐賀県の基山町に見学に行ったときは、300頭を見てもびっくりされておったような頭数でございましたものですから、4,000羽という形の数字が、ある面ではひとり歩きかもしれませんが、西日本新聞に掲載されたということで、非常に不安をお持ちであるということも理解していただきたいと思います。

いずれにしても、市長がトップセールスで、今後も地元との協議には参加をして、また説明をされると思いますが、市長としての今後の地元への取り組みに対してのお考えもありましたら、お答えをいただきたいと思います。

○議長（柁原賢一君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 今後の、エミュー事業に関する地元への関与という意味でしょうか、取り組みとおっしゃいますが、市としての取り組みということでしょうか。

事業主体は、今申し上げましたように、山口油屋福太郎さんになるわけでありませんが、当社もこれまでに既に学校跡地ですとか、いろんな施設を使って地方に貢献をされておられますので、地方と一緒に進むというのが基本理念でございますので、大変そのことには意を強くされておりまして、これからいろいろな工事に取りかかる際にも、地元といろいろ、一つ一つ協議をしながら進めていきたいということを社長みずからおっしゃっておりますので、そのところは実績もありますし、非常に安心感があるのではないかとこのように思いますし、私どもも、要所要所で必ずそういう形で立ち会わせていただくということをやらせていただきたいというふうに思います。

また、エミューの頭数のほうは、恐らくその場面場面の夢を語っている部分の数字がそういうふうに使われたのではないかとこのように思います。当初の計画され

ている頭数は、先般、記者会見で発表されたとおりであります。

ただ、次の展開として、イメージされているのは、これは条件がかなえばでありますけども、あそこの1カ所だけでおさまればそれで済むと思いますし、あるところでは、それを農家さんの耕作放棄地で柵を囲ってお飼いになっておると。そうしますと、鳥のふんなんかで非常に栄養価も上がる。それから、何かイノシシが出てこない効果もあるということのようで、ある意味では、委託を受けながら、エミューの飼育をなさることを副業となさっている農家さんもあるということなんで、局面によっては、そういうふうな展開もあるやもしれません。いずれの場合にも、私どもがきちんと立ち会いながら、また、当社自体もきちんと地元の方々と対話を重ねながら進めていきたいというスタンスを明確にお示しになっていますので、そのような形で進めていきたいと、こういうふうに考えております。

以上です。

○議長（柁原賢一君） 木下雄二君。

[登壇]

○19番（木下雄二君） ありがとうございます。

地元としては、いろんな要望が出ておったと思いますが、排水の件、また、屠殺の件、それと避難所の件ですね。いろんなことも不安な点もございますので、しっかりと説明責任を果たしていただいて、地元が納得していただくように取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いします。

それでは次に、熊本地震による農地復旧、国庫補助事業、小災害復旧事業の現状について、お尋ねをいたします。

この件につきましては、地震発生後、現地を見て回る中で、特に私の地元の中山間地は、小災害復旧事業の拡充をしなければ、耕作放棄地になってしまうと思いましたので、これまで議会、審議会、一般質問等で、市独自の対策を強く要望し、他の自治体に比べ少し対応が遅くなりましたが、小災害復旧事業については、30万円を上限に9割補助が予算化されました。

さらに、国の補助事業で復旧しなければならない用地等もありましたので、本来であれば、国の事業でありますので、受益者負担である調査測量設計料が、工事費の8%から10%程度かかる40万円以上の復旧に対しても、近隣の天津町の事例を挙げて、国庫補助事業に対する設計料の負担の軽減にも努めていただきました。

おかげさまで、これまでに小災害復旧事業につきましては1,146件の申請があり、復旧が進んでおります。昨年12月の22日が申請の締め切り日となっておりましたので、私のほうからも一般質問等で、区長さんを通じて締め切りについての啓発をお願いしておきましたが、最終的に国庫補助事業、小災害復旧事業は進

捗率も含め、現状をお示ししたいかと思います。

○議長（柁原賢一君） 経済部長、谷田修君。

[登壇]

○経済部長（谷田 修君） ただいまの災害復旧事業についてのご質問にお答えさせていただきます。

平成28年熊本地震によります国庫災害復旧事業の農地等災害復旧事業の状況でございますが、農地の復旧が2件、水路が3件、農道が4件、頭首工、これは堰になります1件、合計10件となっております。総事業費は3,708万720円で、平成28年度内において全て復旧工事を完了しております。

次に、農地及び農業用施設小災害復旧事業につきましては、平成28年度と平成29年度の2カ年間の継続事業で復旧を行っております。

申請件数は、平成29年12月1日現在では1,146件でしたが、19件の申請取り下げがありまして、最終的には農地が719件、農業用施設が408件、合計1,127件で、補助金の合計は2億7,307万4,000円を支出しております。また、工事につきましては、平成29年度末で全て完了しております。

以上、お答えします。

○議長（柁原賢一君） 木下雄二君。

[登壇]

○19番（木下雄二君） ありがとうございます。

1,000件以上の、小災害については、もう最終的には1,146件だったけれども、19件は申請がなかったということでございます。補助の金額も2億7,000万円ということでございますが、結局、中山間地の地元としては、その1割的なものは自己負担ということでございますので、これまでも、その小災害のお願いのときにも申し上げましたが、何もなかったらその1割は払わなくてよかったということでございますので、ただでさえ厳しい中山間地でございますので、その1割分は負担したという形でございますので、そのことを意識しながら、また中山間地の施策には取り組んでいただきたいと思います。

私は、今回、改めてこの小災害復旧事業等で質問させていただいたのは、やはり地震の影響だと思うんですが、二次災害といいますか、やはり地盤が緩んでいるということで、何かその小災害で復旧した横のほうから、またのり面が崩れると。そういう事例がたくさん起こっているように、選挙中、回ったときにもそんなことをおっしゃった方がいらっしゃったんですね。だから、今回、お願いでございますが、その実態調査を、区長さん等を通じてでもよろしゅうございますので、調査をしていただいて、やはり国がどういうふうな判断をされるかというのはわかりませんが、

そういうただでさえ厳しい中山間地でございますので、そういうことが実際に多く起こっておれば対応しなければいけないと思いますので、今回は、もうその実態調査のお願いをしておきたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは次に、国際交流、スペイン・スエカ市との交流の現況についてお尋ねをいたします。

江頭市長が、昨年9月8日から9月16日まで、7泊9日の日程でスペイン・スエカ市等へ出張されました。目的はスペイン・スエカ市長により、菊池市の米づくりに興味を示され、日本大会開催の提案を受けて、パエリア国際大会への招待があり、スエカ市を訪問されたもので、目指す成果としては、パエリア日本大会の菊池市の開催を確定するとともに、アジア大会の誘致や、米を初めとしたさまざまな経済交流の拡大を目指し、将来的には人的交流、文化交流を含めた相互の発展につながると議会への説明があり、定例会の日程を変更されてまで出張されましたが、3月定例会での市長の答弁では、実際にはパエリア大会の詳細につきましては、スエカ市が直接ではなくて、アジアパエリア協会という代理人に全てお任せでございますとのことでありました。

出張前は、菊池市での日本大会の提案を受けて、スエカ市を訪問されたものであり、帰国後も、市の広報の平成29年10月号の市長からのメッセージで、来年から日本での予選大会を菊池市で開きたいと、スエカ市での国際大会に招かれたものと掲載されております。

現在の状況も含め、スエカ市に出張された市長でないとはわからないと思いますが、これまでの経緯と交流の現況、現状をお示しいただきたいと思います。

○議長（柁原賢一君） 政策企画部長、元島加奈子さん。

[登壇]

○政策企画部長（元島加奈子さん） スペインのスエカ市との交流の現況についてということでご説明をいたします。

今、木下議員からもありましたけれども、昨年、スペイン・スエカ市長からの招待を受けまして、9月に市長がスエカ市を訪問した折に、スエカ市長を初め国際パエリア協会会長ほか関係者の方々から盛大に歓迎を受けまして、今後、スエカ市と米を通じて交流を図っていくということを確認されたところでございました。

ですので、その後、改めて連絡をとりまして、具体的な交流につなげていこうということで、まずは本市のほうから、スエカ市長、それから国際パエリア会長宛てに、訪問時のお礼と本市の近況、それから写真などを国際郵便で12月にお送りしたところでございました。

しかし、その郵便物が税関検査により輸入取りやめということで、先方に届かないまま、本年２月から３月にかけて、それぞれ返送してまいりました。

再度、３月に両者に国際郵便でお送りしたのですけれども、５月下旬に再び返送されてきたところでございます。

そのため、まずは連絡をといることを考えておりまして、現在、改めて手紙のみを郵送する準備をしているところでございます。

以上、お答えします。

○議長（柁原賢一君） 木下雄二君。

[登壇]

○１９番（木下雄二君） ありがとうございます。

今、スエカ市のほうに文書を送っているが、基本的には届いていない、また、連絡はとれていないということが現実だと思います。

私は私なりに、今、どういうあれなのか、いろいろちょっと調べてみましたところ、結局、ちょうど私たちの選挙の投票日が、このパエリアの日本大会の開催がされております。愛知県の西尾市というところで実際に開催されておりますので、ことしはもう終わったということが現実でございます。

私もちょっといろいろ確認しましたところ、直接市のほうの関係はなくて、やはりアジアパエリア協会のほうが場所を選定して、その会場がたまたま愛知県の西尾市だったということで、市は全然協賛もしてないし、ある面では関係もしていませんということでございました。

なかなか私も、先般、国際交流はなかなか大変じゃないかなという思いで、質問したときもありましたけれども、ある程度はやっぱり確認していかないと、やっぱり大変だなというふうに思うわけでございます。

市長もスペインに行かれたことによって、先ほど迫水小学校の企業の進出についてはその縁がありまして、結果的にはよかったと思いますが、やはり市民の税金を使って行くことでございますので、ある程度、きちんとした確認をして行かれたほうがよかったんじゃないかなということを思うわけでございます。

結果的に、今後は、またそういう日本大会の誘致ができるかなと思いますけど、市長が現地に行かれておりますので、市長のほうでちょっとそのことも含めて答弁をいただきたいと思います。

○議長（柁原賢一君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） スエカ市とのパエリア交流に対する考えということでございますけれども、経緯につきましては、今、部長よりご説明したとおりでございます、

市のほうとの連絡を待っている状況でございます。市のほうからは、もともと菊池が日本一の米をつくっているということを聞いていますと。自分たちは欧州一の米の産地であると。ぜひ米つながりで交流をしたいと。ついては、ぜひ大会に来てくれませんか。こういう趣旨でのお手紙を市長のほうからいただいたわけございまして、間に入ったアジアパエリア協会の皆さんとすり合わせをしながら、訪問させていただいたわけでございます。

市のほうに確認しましたところ、私が欧州を訪問した際に、そのアジアパエリア協会の方々に権限を全て委譲される手続をされまして、これは欧州ではよくあることでありますけども、行政がいわゆる委託先として、そのアジアパエリア協会に正式に調印をされて、権限を任されたわけでありましたが、その後の交渉の中で、アジアパエリア協会さんはどういうお考えがあったのかはよくわかりませんが、ここの分については愛知県をお選びになったということでございます。ここら辺の経緯、それから、当初のお手紙の内容の確認等もあるために、私どものほうでは、直接スエカ市さんのほうにお手紙を何度もさしあげているという状況でございますので、そちらからの回答を待って、それに応じた対応をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（柁原賢一君） 木下雄二君。

[登壇]

○19番（木下雄二君） ありがとうございます。

いずれにしても、国際交流については、やはり経費もかかることでございますので、やはりきちんとした確認をとって、今後も進めていただきたいと思います。

それでは、次に進みたいと思います。

次に、子育て支援、学童保育の現状と拡充についてお尋ねをいたします。

この件につきましては、東議員より質問がございましたので、重複する点があるかもしれませんが、よろしくお願いいたします。

子育て支援につきましては、これまで、子育てサポート事業、病後児保育事業の拡充については、質問、要望を続けてまいりました。おかげさまで、子育てサポート事業については半額補助が始まり、平成24年度からは新たな支援策として、利用者の兄弟、姉妹など同時に利用する場合は、2人目以降は市が全額補助するようになり、私も子育てサポート事業のおたすけ会員として子どもさんを預かっておりますが、利用者の方も大変喜んでおられます。

病後児保育についても、何度も要望を続け、やっと平成24年度より市内の保育園で実施されております。

また、菊池市すくすく子宝祝金についても、平成26年度までは第3子から現金10万円が支給されておりましたが、拡充の要望と、めぐるん券の活用による増額の質問をさせていただき、平成27年度より、第3子が現金10万円。第4子の場合、現金12万円とめぐるん券3万円、合計15万円。第5子の場合、現金15万円、めぐるん券が5万円、合計20万円。第6子以降が現金20万円とめぐるん券10万円、合計30万円が支給されるようになりました。

今回は、選挙期間中に若い母親の方々より、学童保育に関する要望がございましたので、市に対して要望書の提出をお願いしておきました。要望の内容は、学童保育の不足により、長期休みの際に保育してもらえる施設がないという問題であり、平成30年度の夏休みの保育の場所が、現在、確保できていないということでありました。

要望の対応も含め、市の学童保育の現状と拡充についてお示しをしていただきたいと思います。

○議長（柁原賢一君） 健康福祉部長、中村隆純君。

[登壇]

○健康福祉部長（中村隆純君） それでは、学童保育の現状並びに今後について、お答えさせていただきます。

学童保育（放課後児童健全育成事業）は、昼間も仕事などで保護者がいないご家庭の児童に対し、放課後に適切な遊びや生活の場を与えることで、児童の自主性や社会性の向上、基本的な生活習慣の確立を図り、児童の健全育成を図るものでございます。

本市では、学童保育の質の確保を図るために、学童保育の設備や運営に対しまして、国が定めた基準をもとに、条例で基準を定めて運営を行っているところでございます。

市内12カ所で指定管理委託と委託契約によりまして学童クラブを運営しておりまして、平成30年5月1日現在、603名の児童の方がご利用いただいているところでございます。

今後につきましては、近年、核家族化の進行や、共稼ぎ世帯及びひとり親家庭の増加に比例して、学童保育の利用者が増加する中、施設の児童1人当たりの基準面積不足や、支援員の確保が難しくなっているため、受け入れを断らなければならない学童クラブもあり、場所や支援員の確保など、児童の受け入れについて現状を把握し、増設の必要性を含めて、これらの検討をしてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 健康福祉部長、中村隆純君。

[登壇]

○健康福祉部長（中村隆純君） 要望につきましては、担当課、子育て支援課のほうで対応し、措置を図ったところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 木下雄二君。

[登壇]

○19番（木下雄二君） 改めて、要望書の内容といいますか、5月の末にその母親の方々から要望書を担当課のほうに出してもらったんですが、基本的には、夏休みに、今まで見ていただいていた保育園のほうで、職員が足りなくて、場所はあるけれども、職員がいないから見ることはできないということでございましたので、担当課のほうとしては、やっぱり場所の確保がなかなかできなかったものですから、その職員の方の補充についてはできないが、場所は借りることはできたということで、先ほど部長のほうから言ってもらったように、今度の夏休みまでは確保できたわけですね。

だから、私としては、今後、やはりこういったことがどこの地域でもそれぞれ起こり得ると。ある面では、もう働く方々が多くなっておるもんですから、共稼ぎの方が多いいもんですから、学童の需要が非常に多いんですね。だから、隈府小学校なんかのところはもう拡充というか、広めることもできませんので、そういうことも含めて、今後は、次にまた質問しますけれども、その実態の調査もしていただいて、そういう場所の確保についての検討も今後はやっていただきたいと思います。要望をしておきます。

それでは次に、自治公民館の整備の拡充についてお尋ねをいたします。

市の発展には、そこに暮らす市民の生活基盤を整えることが重要であります。自治公民館の整備は、地域住民の自主的な学習活動はもちろん、交流の拠点、防災等の避難場所としても大切な施設であり、快適で安全・安心できる住みよいまちづくりには必要不可欠であります。

これまで、自治公民館については、何度も質問、要望をさせていただき、市としても整備については、これまで小規模な改築、修繕及び備品購入等の拡充に努めていただきました。しかしながら、補助金交付についてはまだ十分とはいえません。

私は、これまで、特に高齢化が進んでいる地域への対応について、自治公民館へのバリアフリートイレ等に対しては、補助率を上げないと取り組めない現実を申し上げて、要望を続けてまいりましたが、その後、市としての検討の状況をお示しいただきたいと思います。

また、特にトイレについては、現在の実態調査のお願いをトイレ改修に特化した補助の拡充を要望しておりましたが、進捗状況をお示しいただきたいと思います。

○議長（柁原賢一君） 教育部長、大山堅四郎君。

[登壇]

○教育部長（大山堅四郎君） それでは、木下議員ご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、補助率等の進捗状況、見直し等の考えということが1点ございました。

今回、他の自治体も調査をいたしました。いずれの自治体におきましても、補助率に関する検討は、今のところ、やっていないということでございまして、本市におきましては、これまでも議員のほうからご質問が何度かあっておりますとおり、先ほどのお話のとおりでございしますが、補助率とか上限額、それから、備品等につきましても、他の自治体に先駆けて取り組んでおりますので、これについてはご理解をいただきたいと思います。

あわせて、自治公民館におけるバリアフリートイレの洋式化だろうかと思いますが、前回、平成27年度の段階で53%というところでもございましたが、今回、平成30年度では約77%ということになっておりまして、率にして24%の上昇となっております。

また、現在、洋式化になっていない42地区の自治公民館のうち、8地区におきましては、3年以内をめどに洋式化が予定されておりますので、実現をいたしますと約81%の地区が洋式化になるということになります。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 木下雄二君。

[登壇]

○19番（木下雄二君） ありがとうございます。

先般、質問したときに比べると、非常に洋式化が進んでいると。ありがたいことでございます。

私があえてまたこうやって質問させていただくのは、やはり先般も申し上げたように、ある程度の規模の集落であれば、自主財源等があるものですからできますが、やはり高齢化と、それと戸数が少ないところは、どんなに安くても、ある程度のトイレの改修なんかやると費用負担が重くなるわけですね。だから、私はもう常々申し上げておるのが、やっぱり傾斜配分ですね。やはり集落の小さいところにはそれなりのやっぱり補助率を上げてあげないと、やはり最終的には残った後の20%はできないんじゃないかなというふうに考えております。

どんどん高齢化で区費の徴収もできないような集落がたくさんあるのに、そうい

う人たちこそ、そういう和式ではできないと。そういうこともございますので、今後も私も諦めずにそういう要望をしていって、ぜひとも傾斜配分で補助率の拡充をお願いしていきたいと思います。よろしく願いしておきます。

それでは次に、NHK大河ドラマ菊池ロケの対応についてお尋ねをいたします。

先日の7月1日号の市の広報に、5月2日から5月4日にかけて、来年1月から放送予定のNHK大河ドラマ「いだてん」の撮影が永山地区で行われましたと掲載されておりました。皆様もごらんになったと思います。しかしながら、市民の大多数の方が広報によって初めて菊池で大河ドラマのロケが行われたことを知られたと思います。

私は地元でありますので、撮影の計画は知っておりましたが、当初はNHK側より、広報活動については控えてほしいとのことでありましたので、私としては、菊池市にとっては観光振興の観点からも、執行部に対して、せっかく撮影があるのであれば、県内外に広く公表してPRを図るべきだと申し上げておりましたが、結果的には今回の市の広報に半ページの発表となってしまいました。

私に対する地元の声は、撮影に協力をするのであれば、市の観光の発展につながるように取り組んでほしいと区民の皆さんは強く要望されておりました。しかしながら、結果的に地元への配慮不足も含め、なぜこのような撮影になってしまったのか。菊池市のNHKとのこれまでの取り組みの経緯を詳しくお示しいただきたいと思います。

○議長（柁原賢一君） 経済部長、谷田修君。

[登壇]

○経済部長（谷田 修君） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

一つ目につきましては、選定された件について、それから、二つ目について、なぜ菊池市が公表されなかったかということで説明をさせていただきたいと思います。

まず、本市がロケ地に選定されました経緯につきましては、今回の2019年の大河ドラマ「いだてん」のロケ地に選定された経緯につきまして、NHKの担当者の方が数年前に別件で本市を訪れた際に、永山区にある石橋や集落の美しい風景が強く印象に残っていたことから、「いだてん」放映決定後、熊本県内でロケ地を選定するに当たり、永山区をドラマの主人公であります金栗四三の生まれ故郷として、また、永山区内の民家を金栗四三の生家として設定したいとお話でございました。

その後、NHK側より民家所有者の方への説明や永山区全世帯を対象とした説明会が行われ、了承をいただいた上で、ロケ地として決定され、撮影が行われたものでございます。

次に、なぜ菊池市が、今回、非公表だったかということでございますが、金栗四

三の生誕地であります和水町や、青春時代と後半生を過ごした玉名市、ドラマのクランクイン発表が行われました芦北町での撮影については、テレビや新聞等に取り上げられておりますが、本市での撮影に関しましては公表されておられません。

その理由といたしまして、主人公の金栗四三さんを演じる中村勘九郎さんや、四三の妻を演じる綾瀬はるかさんを初め、多くの有名人が訪れられること、主役が幼少期のころのメーンとなる撮影箇所であること、撮影時期がゴールデンウィーク期間中であったことなどから、見学者が殺到することで、ロケに悪影響を及ぼすことが想定されたため、NHKより撮影を非公表とするよう要請があり、極秘に撮影が進められたということでございます。

今回、先ほど議員からも説明がございましたが、7月の広報紙に本市でロケが行われたことを掲載しておりますが、こちらは特別にNHKの許可をいただいた上で掲載を行ったものでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（柁原賢一君） 木下雄二君。

[登壇]

○19番（木下雄二君） ありがとうございます。

今、部長のほうから答弁がございましたけれども、地元の方々のいろんな意見を、私が地元でございますので、お聞きしますと、最初からきちんとした説明をもっとしていただければ、また取り組みも違ったんじゃないかなろうかなというふうにして思うわけでございます。

地元の人たちが協力する、先ほど申し上げましたけど、地元の人が協力をするのであれば、やはり市の発展に、観光振興も含めて市の発展につながるという形が一番だと思うんですね。やはりNHKの都合ももちろんあるかと思いますが、これだけ地元のほうも、やっぱりボランティア的に協力をしたのに、最終的には全然宣伝効果はなかったという形では、やっぱり私はもう納得いかないところがあると思うんですね。やはりNHKというのは国営企業だと思いますので、やはりこちらのほうの立場、やはり今後の、そのときにちゃんと広報活動ができる方法は私はあったんじゃないかなというふうにして考えるわけですね。最終的にこういった形でも、撮影があったことの公表ができるというのであれば、最初にきちんとした、やはり取り決めといいますか、そういうのをやっておけば、もっと効果的に発表というか、公表ができたんじゃないかなと思います。

きちんとしたその撮影の状況なんかも、やはり例えば熊日さんでも、結局、その取材的なものをきちんと受けておって、後でそれを公表するというようなやり方でもできておったはずだし、いろんな記録的なフィルムを撮るにしても、やはりその

とき撮っておかなければ全然意味がないですね。

それと、今後、例えばその菊池ロケ、堀切でも何か撮影があったということで、堀切区の方々からもボランティア的に非常に頑張りましたという報告は聞いております。そういうのも含めて、最初がやっぱりこういうのは肝心だと思うんですね。何で、要するに、公表ができないとか、そういうのが何か変な形で地元にも伝わって、全然わからないうちにこういった結果になってしまった。そういうふうを考えるわけですね。そのことについては、何か答弁があればお願いしたいんですが。

○議長（柁原賢一君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） それでは、その点につきましては、私のほうからお答えをしたいと思います。

これはNHKさんのほうから、まずロケ地選びの本当に打診の前ぶれみたいなのがございまして、こういうことをするかもしれないけども、いろんな協力が得られるだろうかというふうなことで始まったわけでありまして、だんだんにそれが煮詰まってきて、永山地区でそれを実はやりたいんだという話になってきたときに、さまざまな先方からのお願い、あるいは条件がございました。その中に、当面非公表でぜひお願いしたいと。これは恐らく番組をつくるという観点から言えば、当然予想されることでありまして、事前に漏れては、それは楽しみが半減することでもありましょうし、また、今回の本舞台というのが玉名・和水地区になるわけでありまして、そちらのほうでは、ある意味、早くからその運動が始まっておりましたので、盛り上がっていたわけでありまして、そちらの地域の方にしてみれば、撮影地は菊池だというのは、なかなかちょっと都合が悪いんですよというふうな事情も、実はNHKさんのほうから聞いているところでありまして。ですから、私どもは、それでもなお、菊池の風景のよさを気に入っていただいて、わざわざ選んでいただいたということは大変多としまして、また、このことは、もう議員が先ほどから何回もおっしゃっているように、必ずや観光の宣伝に生かせるのではないかと。これは誰が考えてもそう思うわけでありまして。

ただ、その際に、NHKさんのほうから、それだけ強く、今申し上げたような事情で、言ってもらっては困るということが一つの約束になっていたわけでありまして、そのことに対しては、市としても了解しましたし、また、そのことを実際に地元で最初にご相談に行った折から、実はこういうことになりますと。ご苦労もおかけする上に、しばらくはずっとそのことを言えないですよということを承知の上で、ご協力をいただいていることであります。

これは地元の方だけではなくて、実際にエキストラという形で地元の人が永山地

区も、そして、堀切地区もたくさん出られているわけでありまして、その方々にも、やはり直接そういうお願いをしております、今日に至るまで、先ほどおっしゃったように、広報紙を見て、ほとんどの市民は初めて知ったというのは、まさにそのとおりなんですね。そうしてくれという依頼であったわけでありまして、ただ、私どもとしては、せめてこの大々的な宣伝はしないかわりに、広報紙にだけはそういう市民の本当に献身的な取り組みを紹介したいということで、特別にNHKさんのほうから許可をいただいたということでございますので、宣伝効果がなかったんじゃないかというのは、それはちょっと早計に過ぎますですね。ドラマが近づいたころ、だんだんに話題になるでしょうし、少なくともこのドラマであのシーンが実際に放映されましたら、恐らく相当な人出が見込まれるのではないかなと。そのときこそ私どもの宣伝の、観光に呼び込む一大チャンスが生まれてくる。すぐ近くには菊池溪谷もあるわけでありまして、また、そのお客様をどうやって菊池温泉のほうにもご案内をして、一泊していただくかというふうなことをこれから知恵を絞っていききたいと、このように考えておりますので、決して宣伝効果がなかったというにはもう早過ぎますので、そこのところはどうかご理解のほどをお願いしまして、答弁とさせていただきます。

以上です。

○議長（柁原賢一君） 木下雄二君。

[登壇]

○19番（木下雄二君） ありがとうございます。

いずれにしても、今、市長が説明されましたように、当初からそのように市長のほうから地元のほうにも説明をしていただければ、もっと違ったのではないかと。市長が行かれたのが、たしか5月2日が初めてだということで、やっぱり住民の方々からもいろんな意見も出ておりました。ですから、今、きちんとしたトップセールスといいますか、市長のお考えをその地元のほうに、今のように説明があつておれば、私のほうにいろんなことはなかったのではないかなと思います。

最後になりますけれども、永山区、堀切区のほうは、またそういった形になると、いろんなお客様が来られると思いますので、市道の整備とか、いろんなその整備についても、私のほうにもいろんな要望が出ております。このことについては、きちんと取り組んでいただきますようお願いをして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（柁原賢一君） これで木下雄二君の質問を終わります。

以上で、一般質問は終わります。

ここで、都合により副議長と交代します。

日程第２ 議長の常任委員会委員辞退の件

○副議長（水上彰澄君） 日程第２、議長の常任委員会委員辞退の件を議題といたします。

議長から、地方自治法の趣旨に伴い、常任委員会委員を辞退したいとの申し出がありました。本件は、申し出のとおり辞退を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（水上彰澄君） 異議なしと認めます。よって、議長の常任委員会委員の辞退を許可することに決定いたしました。

ここで、議長と交代をいたします。

○議長（柁原賢一君） ここで、原田教育長から退任の挨拶があります。
教育長、原田和幸君。

〔登壇〕

○教育長（原田和幸君） 一言ご挨拶を申し上げます。

私の任期中にあと二日、常任委員会がございますけれども、全員の議員の皆様にお目にかかるのはきょうが最後になるかと思いますので、お礼を述べさせていただきます。

本当にこの４年間、市議会議員の皆様方には大変お世話になりました。ありがとうございました。

４年前、市長の推薦、そして、議会の同意なしには、この場に立つことはできませんでした。改めて感謝をいたしているところでございます。

また、大変財源の厳しい中に、議員の皆様のご理解、ご協力によりまして、教育環境はどこの自治体にも負けないくらい整いました。例えば小中学校の全教室への空調施設の設置、市の補助教員や特別支援教育支援員、心の教室相談員、図書司書、スクールソーシャルワーカー、学校支援コーディネーターの配置、電子黒板やタブレットなどのＩＣＴ機器の拡充など、学校現場からも大変感謝をされているところでございます。

また、教育委員会の中に、管理職経験のございます教育審議員、指導主事、それから学校教育指導員などを入れていただいたことは、学校の指導や教育施策を立案する上におきましては、とてもありがたかったというふうに思っております。また、教育部長を初め教育委員会のスタッフにも恵まれたと感謝をしているところです。

生涯学習センター、市民プールもでき、市民の集いの場、交流の場になっております。これから生涯体育、それから生涯学習の拠点として、市民の皆様に愛され続ける施設になっていくものと期待しております。

菊池の歴史や自然、文化を学ばせてもらう中で、菊池で生まれ菊池で育った私自

身、改めてこの菊池のすばらしさを実感し、そして、ふるさと菊池に誇りと愛着を感じているところでございます。

また、一昨年、熊本を襲いました大地震、大変な思いをしましたが、また、大きな被害をこうむりました。しかしながら、人の心の温かさであったり、つながることの大切さというものも学びました。災害はいつどこで起きるかわかりません。熊本地震の教訓をこれから長く伝えていかなければならないと思っております。

曲がりなりにも何とかこの４年間務めさせていただくことができましたのも、皆様方のおかげであると、改めて感謝を申し上げます。

ただ、確かな学力の定着、不登校の解消・減少、小学校部活動の社会体育への移行、市内高校の魅力化と市内の高校への進学率の向上、小中一貫教育の検討、幼稚園問題、新学習指導要領への対応など、多くの課題を残して退任をしますことは心残りでございますし、申しわけなく思っているところでもございます。

今後は、一市民としまして、「安心・安全な『癒しの里』きくち」の実現のために、私なりにできることを精いっぱい実践してまいりたいというふうに思います。

本当にお世話になりました。

むすびに、菊池市のますますの発展と議員の皆様方のご健勝、ご活躍をご祈念申し上げます、私のお礼の挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長（柁原賢一君） 原田教育長におかれましては、菊池市の発展、特に教育行政におきましてご尽力いただきました。議会からも感謝申し上げます。ありがとうございました。

以上で、本日の議事日程は終わりたいと思います。

次の会議は、７月１３日の午前１０時から開き、議案等の採決を行います。

本日は、これで散会します。

全員起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れさまでした。

○
散会 午後３時０４分

第 6 号

7 月 1 3 日

平成30年第2回菊池市議会定例会

議事日程 第6号

平成30年7月13日（金曜日）午前10時開議

- 第1 各常任委員長報告・質疑・討論・採決
- 第2 福祉厚生常任委員会所管事務調査の報告・質疑
- 第3 議事第9号 熊本地震からの復旧・復興特別委員会の設置について
- 第4 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について



本日の会議に付した事件

- 日程第1 各常任委員長報告・質疑・討論・採決
- 日程第2 福祉厚生常任委員会所管事務調査の報告・質疑
- 日程第3 議事第9号 熊本地震からの復旧・復興特別委員会の設置について
- 日程第4 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について



出席議員（20名）

- | | |
|------|------------|
| 1 番 | 田 中 教 之 君 |
| 2 番 | 福 島 英 徳 君 |
| 3 番 | 緒 方 哲 郎 君 |
| 4 番 | 後 藤 英 夫 君 |
| 5 番 | 平 直 樹 君 |
| 6 番 | 東 奈津子 さん |
| 7 番 | 坂 本 道 博 君 |
| 8 番 | 水 上 隆 光 君 |
| 9 番 | 猿 渡 美智子 さん |
| 10 番 | 松 岡 讓 君 |
| 11 番 | 荒 木 崇 之 君 |
| 12 番 | 柁 原 賢 一 君 |
| 13 番 | 工 藤 圭一郎 君 |
| 14 番 | 城 典 臣 君 |
| 15 番 | 大 賀 慶 一 君 |
| 16 番 | 水 上 彰 澄 君 |

17番	二ノ文 伸 元 君
18番	泉 田 栄一朗 君
19番	木 下 雄 二 君
20番	山 瀬 義 也 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	江 頭 実 君
副 市 長	芳 野 勇一郎 君
政策企画部長	元 島 加奈子 さん
総 務 部 長	上 田 俊 介 君
市民環境部長	古 田 浩 敏 君
健康福祉部長	中 村 隆 純 君
経 済 部 長	谷 田 修 君
建 設 部 長	淵 邊 政 博 君
七 城 支 所 長	榎 田 邦 昭 君
旭 志 支 所 長	岩 根 卓 士 君
泗 水 支 所 長	坂 本 忠 弘 君
財 政 課 長	上 田 敏 雄 君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	中 尾 孝 浩 君
市 長 公 室 長	前 川 幸 輝 君
教 育 長	渡 邊 和 博 君
教 育 部 長	大 山 堅四郎 君
農業委員会事務局長	坂 本 高 秀 君
水 道 局 長	大 塚 忠 康 君
監査委員事務局長	清 田 幸 臣 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	徳 永 裕 治 君
事 務 局 課 長	歌 岡 憲 一 君
課 長 補 佐	松 原 憲 一 君
議 会 係 長	安 武 則 貴 君
議 会 係	吉 岡 結加里 さん

○議長（柁原賢一君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席願います。

ここで、新しく教育長に就任されました、渡邊和博教育長から就任の挨拶があります。

教育長、渡邊和博君。

[登壇]

○教育長（渡邊和博君） 改めまして、おはようございます。大雨から一転しまして、連日、猛暑日を記録する本格的な夏の到来となりました。西日本豪雨による被害のニュースに胸を痛める毎日で、犠牲になられた方々に対し、心よりお悔やみを申し上げたいと思います。菊池市におきましても、道路や田畑等の被害があったということで、被害に遭われた方々にお見舞い申し上げたいというふうに思っております。

一昨日、自己紹介させていただきましたが、本日も機会をいただきましたので、一言ご挨拶申し上げます。

先日申し上げましたとおり、私、昭和54年に教職につきまして、平成29年3月で38年間の教職生活を終えました。昭和61年に菊池管内に戻ってきてからは、私自身の中では、文教菊池の復興が大きなテーマでございました。これは菊池市のみならず、菊池管内の課題として、先輩の皆様、後輩の皆さんとともに、大いに励んできたところですが、今後もその延長上にありたいというふうに思っております。

教育は国家百年の大計であると昔から言われておりますし、また、夏目漱石も第五高等学校時代に、祝辞の中で「夫レ教育ハ建国ノ基礎ニシテ」云々と、そういうくんだりも有名でございます。

いずれにしても、教育や人材育成の大切さを言っていると思いますが、そのような意味で、菊池市の、あるいは菊池市議会の教育に対する熱い思いを私は以前から感じており、近年は特にありがたく思っていたところでございました。

具体的に言えば、大変財政が厳しい中、議員の皆様のご理解、ご協力によりまして、教育環境が大きく整えられたということです。例えば、小中学校の全教室への空調施設の設置、私が菊池北中学校校長のときに、平成22年6月からスタートして8年にもなります。今でこそ、設置し始めている自治体もふえましたが、どこより早い英断だったというふうに感謝しております。夏休み前後の保健室には、気分不良や熱中症ぎみの症状を訴える生徒が多く、心配する場面が多々あったのですが、設置後、私自身も保健室を見て回ってみますと、保健室利用の生徒が一人もいないと。全員、教室で授業を受けているという姿を見て、そういう状況を見て、よかつ

たなと強く思ったのを覚えています。

ほかにも、特別支援教育支援員、補助教員、心の教室相談員、図書司書、スクールソーシャルワーカー等の配置、また、さらに電子黒板、タブレット等のＩＣＴ機器の早期導入など、学校現場にいるとき、大変ありがたく思っております。一方で、教育委員会内にも教育審議員、指導主事、学校教育指導員など、人的な配置にも、他の自治体に先んじて配置されたのではないかというふうに思っております。そのような中で、教育長を引き継ぎましたので、これらの強みを最大限に生かしていきたいと考えているところです。

引き継ぎの中で、課題があることも聞いております。さらなる確かな学力の定着、それから、不登校解消・減少、市内高校の魅力化の検討、小中一貫教育の検討、幼稚園問題への対応などです。また、学校における働き方改革をどのように推進していくか、教員の指導力向上、人材育成等も喫緊の課題であると思っております。新学習指導要領への対応等の新たな課題も含めると、課題は山積の状態かと思いますが、課題解決に向けて、確実に誠実に取り組んでいく所存です。

私自身は学校教育に身を置いていましたので、生涯学習や社会体育及び文化の振興・充実のための取り組みには、これから学んでいくことが多いわけですが、新しくなった生涯学習センター、市民プールを初め、その他の施設をしっかりと生かしていきたいというふうに思っております。

歴史ある菊池市の教育理念を大切にしながら、今後、求められるグローバルな視点を持つ、そのようなバランス、また、生きる力の育成のための豊かな心、確かな学力、そして、健康、体力等のバランス、そしてまた、学校教育、生涯学習、社会体育等のバランス、それらを統合しながら、菊池市の教育の振興・充実に努め、文教菊池の復興を一步前に進める形で、文教菊池の再生を目指したいと思う所存です。

言葉足りませんが、市議会議員の皆様のご指導、ご助言をお願いいたしまして、本日の挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（柁原賢一君） ありがとうございます。

菊池市の教育行政につきまして、これまでの教職経験を生かされまして、ご活躍をお願いいたします。

○
午前１０時０７分 開議

○議長（柁原賢一君） ただいまより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○
日程第１ 各常任委員長報告・質疑・討論・採決

○議長（柁原賢一君） 日程第1、去る6月29日の会議において、各常任委員会に審査を付託しました議案第53号から議案第59号まで、及び議案第66号について、各常任委員長から審査結果の報告がっておりますので、これを一括して議題とします。

ただいまから各常任委員会における審査の経過及び結果について、各常任委員長の報告を求めます。

最初に、総務文教常任委員会委員長、水上隆光君。

[登壇]

○総務文教常任委員長（水上隆光君） おはようございます。それでは、総務文教常任委員会委員長報告を行います。

本定例会で総務文教常任委員会に付託されました案件は、議決案件1件です。

現地調査も踏まえ2日にわたり慎重に審議いたしましたので、委員会における審査の経過及び結果についてご報告申し上げます。

議案第66号について、執行部より、泗水小学校大規模改造建築工事におけるⅡ期工事の契約をするに当たり議会の議決が必要であるためとの説明を受け、質疑を行いました。

委員より、Ⅰ期とⅡ期に分けた理由はとの質疑に対し、執行部より、一度に改修すると大規模な仮設校舎が必要となるため2期に分けた。Ⅰ期工事では工事エリアを分割して施工することにより仮設校舎は必要なかったが、Ⅱ期工事は仮設校舎に4教室を移して工事を行うこととしているとの答弁がありました。

さらに、委員より、平成29年度補正予算、平成30年度当初予算、それぞれに予算計上されている。学校という特殊性からなのかとの質疑に対し、執行部より、国の平成29年度補正予算での要求を行っていたが、採択されるか不透明であったため、平成30年度予算でも計上させていただき、国の採択があった年度で事業を進めることとしているとの答弁がありました。

また、委員より、本体工事、管工事、電気工事全てまとめた発注かとの質疑に対し、執行部より、本体工事、管工事、電気工事ごとの契約となっているとの答弁がありました。

以上、慎重審議しました結果、当委員会に付託されました議案第66号については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおり、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。総務文教常任委員長の報告といたします。

終わります。

○議長（柁原賢一君） 次に、福祉厚生常任委員会委員長、猿渡美智子さん。

[登壇]

○福祉厚生常任委員長（猿渡美智子さん） おはようございます。

本定例会で福祉厚生常任委員会に付託されました案件は、条例案3件です。

2日間にわたり慎重に審議いたしましたので、委員会における審査の経過及び結果についてご報告申し上げます。

まず、議案第53号については、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものである。改正の内容としては、支援員の資格要件の変更と追加であるとの説明を受け、質疑を行いました。

委員より、退職した方でも、まだ教員免許が残っている方は、支援員としてやれるのかとの質疑に対し、執行部より、教員免許は10年ごとに更新する制度になっているが、更新していない方でも免許状は持っているので、今回の条例改正により、学童の支援員として資格を持つことになるとの答弁がありました。

次に、議案第54号については、介護保険法の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

委員より、年金収入とその他の所得の合計が340万円以上ある方については、介護サービス利用負担が3割になるとのことだが、菊池市の実情として2割以上負担している方はどれくらいいるのか。また、3割負担の方がどれくらい出てくると予想しているのかとの質疑に対し、執行部より、平成29年8月1日時点で、2割負担の方は全体の3,320名のうち114名である。その方たちの中から、8月1日に3割負担になると予想される方は37名と予想しているとの答弁がありました。

次に、議案第55号については、介護保険法施行規則の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであり、特に質疑はありませんでした。

以上、慎重審議しました結果、当委員会に付託されました議案のうち、議案第54号を除く、議案第53号、議案第55号については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、討論のありました議案第54号について申し上げます。

菊池市の条例を改正しなければならないことはわかっているが、介護保険法自体の見直しを求めたい気持ちが強いと、そういった意味から反対であるとの反対討論がありました。

採決の結果、賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおり、ご賛同いただきますようお願い申し上げまして、福祉厚生常任委員長の報告を終わります。

○議長（柁原賢一君） 次に、予算決算常任委員会委員長、平直樹君。

[登壇]

○予算決算常任委員長（平 直樹君） おはようございます。

去る6月29日の本会議において、予算決算常任委員会に付託された議案について、7月5日、6日に予算決算常任委員会分科会、6月29日、7月11日に予算決算常任委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、その経過と結果について報告をします。

本委員会に付託されました議案は、議案第56号から議案第59号まで4議案です。

各分科会において所管する分を慎重に審査し、各分科会長より経過報告がありましたので、その主な内容について報告します。

まず、議案第56号について申し上げます。

コミュニティ助成事業補助金230万円について、委員より、特定財源として230万8,000円計上されているが、歳入はコミュニティ助成金230万円となっている。差額の8,000円の財源はとの質疑に対し、執行部より、学校跡地使用料として今回補正した8,000円を加えた額を特定財源として計上しているとの答弁がありました。さらに、学校跡地使用料は一般財源なのか、特定財源なのかとの質疑に対し、執行部より、条例に基づく使用料のため特定財源としており、条例に基づかないものについては充当していないとの答弁がありました。

また、委員より、コミュニティ助成事業の補助率はとの質疑に対し、執行部より、一般社団法人自治総合センターが実施する一般コミュニティ助成事業は補助率等がなく、今回の場合230万8,080円の事業費に対し230万円の補助となっているとの答弁がありました。

次に、契約事務事業の工事発注システム保守委託料99万4,000円について、委員より、当初予算で60万5,000円が計上されている。変更内容と当初予算で計上できなかった理由はとの質疑に対し、執行部より、当初は保守点検のみであったが、今回はシステム開発費を計上している。逐次ボリュームアップしているが、今回格付変更のためのシステム開発が必要となったためとの答弁がありました。

次に、幼稚園移譲先事業者選定委員会について、委員より、移譲の決定を取り消した法人に対するペナルティはあるのかとの質疑に対し、執行部より、移譲先法人の決定の取り消しにより次回の応募はできなくなるとの答弁がありました。

また、委員より、泗水幼稚園の民間移譲予定だった平成31年4月に間に合うのかとの質疑に対し、執行部より、平成32年の4月をめどに行いたいとの答弁がありました。さらに委員より、保護者に対する説明はどのように行われているのかとの

質疑に対し、執行部より、４月に保護者会に対して民間移譲の決定を取り消した説明会を実施している。５月には今後の計画の説明を行ったとの答弁がありました。

また、委員より、１年間延長となるが、その間の園児の募集はあるのかとの質疑に対し、執行部より、昨年１１月急遽募集を行っている。本年度も行いたいとの答弁がありました。さらに、募集した場合１年間となるが、弊害はないのかとの質疑に対し、執行部より、募集の際、民営化の方向であることのご理解をお願いしている。民営化されても幼稚園教育の中身については同じであり問題はないと考えるとの答弁がありました。

また、委員より、認定こども園化も可能だが、子育て支援課との連携はとれているのかとの質疑に対し、執行部より、子育て支援課とも協議しながら進めているとの答弁がありました。

次に、小学校営繕工事２億８，０３０万１，０００円の減額について、委員より、繰越明許費は２億９，９３０万１，０００円、当初予算では３億２３０万１，０００円と金額に差がある理由はとの質疑に対し、執行部より、当初予算との差については、老朽化工事分は平成２９年度予算、トイレ工事分については平成３０年度予算として事業採択されたための差であるとの答弁がありました。

次に、歳入で教育費国庫補助金、教育支援体制整備事業補助金３万５，０００円について、委員より、特別支援教育関係予算の増額がなされているのかとの質疑に対し、執行部より、歳出については当初予算で計上しているとの答弁がありました。さらに委員より、支援体制を増員したための増額ではないのかとの質疑に対し、執行部より、連携協議会における取り組みが国庫補助対象になったものであるとの答弁がありました。

次に、教育災害復旧事業３９０万４，０００円について、委員より、今後の維持管理はどのような計画かとの質疑に対し、執行部より、今回の補助対象事業は安全対策を講じた見積もりにはなっている。今後も安全面が担保できるよう指導・助言等を行っていく考えであるとの答弁がありました。

次に、コンビニ交付証明システム改修委託料９９万４，０００円については、コンビニで交付する住民票へも、旧姓を併記できるようにするため改修を行うものの説明を受け、質疑を行いました。委員より、住民票だけできるようにするのかとの質疑に対し、執行部より、旧姓表記は今のところ住民票だけであるとの答弁がありました。

次に、衛生災害復旧費の使用料及び賃借料３４万３，０００円については、熊本地震に伴う災害ごみ仮置き場としてクリーンセンター跡地を利用していたが、土砂が西側にある圃場内の水路に流出して堆積したため、その土砂を撤去及び搬出する

ための予算であるとの説明を受け、質疑を行いました。委員より、今回は機械費だけということだが、今後の対応は大丈夫かとの質疑に対し、執行部より、今回の予算で対応できると考えているとの答弁がありました。

次に、生活保護総務費の電算処理等委託料220万4,000円については、委員より、生活保護を受けている方は何名いるのかとの質疑に対し、執行部より、平成30年5月末日現在で、327世帯、407人であるとの答弁がありました。

次に、農業費の集落サポートプロジェクト事業業務委託料500万円については、菊池地区、旭志地区、龍門小学校校区を対象に日常生活支援など、集落の維持・活性化に資する取り組みを支援する事業で、移動販売と地域の見守り、声かけ活動を組み合わせて行うものとの説明を受け、質疑を行いました。

委員より、龍門地区が選定された経緯はとの質疑に対し、執行部より、龍門小学校校区は振興山村地域として指定されており、特定農山村地域として菊池地区と旭志地区が指定されているため対象となっているとの答弁がありました。

次に、観光施設整備事業2億98万6,000円のうち2億26万2,000円については、きくち溪谷館の建てかえに係る経費で、築40年を経過し老朽化が進んでいる溪谷館を建てかえ、バリアフリー化を実施するとともに国際化にも対応したビジターセンターとして活用していくものであり、あわせて、建てかえ工事については菊池溪谷を閉山する12月に工事に着手し、完了までの工期を12カ月と見ているため、繰越明許費2億円を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

委員より、溪谷館の設計が完了していない中で、繰越明許費2億円の根拠はとの質疑に対し、執行部より、国の補助金申請において、補助割れしない必要額で算出しており、概算であるが現時点で見込む適正な額であるとの答弁がありました。さらに委員より、実施設計ができて金額が確定する9月に繰越明許を上げればいいと思うが、なぜ今のタイミングなのか。ルール上、問題ないのかとの質疑に対し、執行部より、工事期間が確実に年度を繰り越すことが判明しているためであり、法的に問題ないと考えているとの答弁がありました。

また、委員より、溪谷館の建てかえは、施政方針にはあったが、新市建設計画にはあったのかとの質疑に対し、執行部より、新市建設計画にはないが、阿蘇くじゅう国立公園が環境省の国立公園満喫プロジェクトに指定され、菊池溪谷はその玄関口として重点整備地域とされたことで、自然環境整備交付金9,000万円を財源にできることと、老朽化が進んでいるため建てかえて使い勝手をよくし、菊池溪谷の復興を図るものとの答弁がありました。

次に、道路橋りょう維持事業において、委員より、道路維持全般について、傷んでいる道路が多く、道路パトロールなどは定期的に行っていると思うが、維持管理

計画はどうなっているのかとの質疑に対し、執行部より、道路パトロールについては作業員 8 名で行っており、小規模な修繕はその都度行っている。作業員で手に負えないものは業者に修繕工事を発注している。区長からの要望事項もあり、早急に修繕が必要なものは早急な対応をしている。大規模な維持工事については、計画をもって行っているが、小さな修繕については予算上伴わないところもあり、二、三年待ってもらって修繕を行っている状況であるとの答弁がありました。

次に、公園施設整備事業の測量設計等委託料 1, 129 万 1, 000 円は、クリーンセンター花房の整備に伴い、花房振興対策の一環で公園整備を行うための測量設計委託料であるとの説明を受け、質疑については現地調査の後に行いました。

委員より、花房坂公園用地の一部の軌道敷は熊本電鉄から借用し、のり面は個人の土地ということでランニングコストがかかると思うがどうかとの意見に対し、執行部より、軌道敷については先方と正式には話していないが、のり面については商工観光課で年に 2 回草刈りを行っており、今後の維持管理は商工観光課と都市整備課で協議することになるとの答弁がありました。

また、委員より、展望所については眺望を考え、できる範囲で上のほうがいいのではないかと意見に対し、執行部より、案ができた時点で議会にも説明したいとの答弁がありました。

さらに、委員より、今回予算を計上する理由と、図面ができた段階で地元の了解が得られない場合はとめられるのかとの質疑に対し、執行部より、ことしの 2 月に現在地で花房地域振興対策協議会の同意を得たため、当初予算に間に合わず 6 月議会となった。平成 15 年の協定から 15 年を経過しており、また新しく協定を結ばなければいけない時期に来ており、できるだけ早急に地元の皆様と協議をしながら、皆様が利用しやすいような公園整備をしていきたいとの答弁がありました。

次に、議員間討議については、システム改修委託料が論点になりました。委員より、今回の補正だけでも、法の改正に伴って 4 件の委託料が出て 400 万円以上となっている。これが 10 件、20 件になれば 1,000 万円、2,000 万円ということになる。条例が変わったり、法の改正があるたびにシステム改修が必要になるので、もう少し安くできる手だてはないかとの意見や、退職した方で、たけた方がいると思うので、嘱託で入っていただくと予算がスリム化するのではないかとの意見がありました。

次に、きくち溪谷館の建てかえに伴う繰越明許費については、積算根拠が乏しいため、設計ができた後に、今年度終わらないから繰り越すという形をとったほうがいいと思うとの意見がありました。

また、花房坂公園については、設計をして、どういうものができるかわかった段

階で、もう一度地元の方に、これぐらいの予算でこういう公園をつくって、ランニングコストは幾らぐらいかかりますよという資料を提示して、もし異論があるようであれば、もう一度練り直すぐらいで考えてほしいという意見や、用地の借用の相談をしていないなど、維持管理がどの程度かかるのか、設計であっても検討しておくべきではないかとの意見がありました。

次に、議案第５７号については、再任用職員１名が辞職し、職員１名が産休に入るため、その分を補充する嘱託職員２名分の報酬及び社会保険料であるとの説明を受けました。

次に、議案第５８号については、委員より、空調設備２カ所の修理のため、現在使用をとめているとのことだが、そのことによる利用者への問題は発生していないかとの質疑に対し、執行部より、エアコンについては、居室ではなく通路部分のため、今のところ大きな支障はない。しかし、ボイラーについては、毎日の温度調整や、今後いつ水漏れが発生するかわからないため、救急に修理を行っているとの答弁がありました。

次に、議案第５９号において、債務負担行為の水道事業業務委託の限度額２億５,６９０万円については、水道料金の収納業務は現在ヴェオリア・ジェネッツという業者に委託しているが、この委託期間が平成３０年度で終了するため、平成３１年度から５年間の業務委託につき債務負担行為を定めるものとの説明を受け、質疑を行いました。

委員より、現在この福岡の会社は３期目ということだが、地場産業に結びつくようにできないかとの質疑に対し、執行部より、業者選定についてはその点も考慮して選定したいとの答弁がありました。

以上が、各分科会長からの経過報告となります。

経過報告に引き続き、各分科会長に対する質疑を行いました。

委員より、報告の中では生活保護受給者の人数のみの報告となっているが、電算処理委託料を計上するに当たっての理由等について質疑等はあったのかとの質疑に対し、福祉厚生分科会長より、分科会委員からも執行部に対し質疑を行い、法の改正に伴って支給額や支給の項目に変更が出るので、それに対応するためのシステム改修であるとの説明を受けたとの答弁がありました。

以上、慎重に審議しました結果、議案第５７号から議案第５９号については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決・認定すべきものと決定しました。

次に、討論がありました議案第５６号について申し上げます。

委員より、生活保護費総務費の電算委託料２２０万４,０００円は国の法改正に

よるものである。今回の改正により、圧倒的多数の生活保護受給者の生活扶助費の受給額が削減される。理由としては一般低所得世帯の消費実態と比べて保護費が上回っているということだが、そうであるならば、一般低所得世帯にも必要な生活支援を行い、暮らしの底上げを図り、引き下げの悪循環を断ち切っていくことが必要であると考えたとの反対討論がありました。

採決の結果、議案第56号については、賛成多数により可決すべきものと決定しました。

以上、本委員会に付託されました議案の審査の経過及び結果について、ご報告いたします。

議員各位におかれましては、当委員会の決定のとおり、速やかにご賛同を賜りますようお願い申し上げ、予算決算常任委員長報告といたします。

○議長（柁原賢一君） 以上で委員長報告を終わります。

ただいまの各常任委員長の報告に対して質疑を行います。質疑はありますか。
荒木崇之君。

[登壇]

○11番（荒木崇之君） 予算決算常任委員長に質問をいたします。

2ページです。

議案書の29ページの泗水幼稚園移譲先事業者選定の報酬等についてですが、その2ページの一番最後のところです。予算は45万9,000円ですが、「認定こども園化は可能だが、子育て支援課との連携はとられているのか」との質疑に対し、執行部より「子育て支援課とも協議しながら進めている」との答弁がありましたということが報告されています。

では、ちょっとお尋ねしますが、平成30年6月7日に、教育長と市長宛てに、このような文書が要望書として上がっています。要望は、菊池市の私立保育園連盟18園と認定こども園の1園で上がっていますが、内容としましては、今回のこの選定については、旧計画案を修正せず、事業者選定を断行するのであれば看過できるものではありませんということで、大体2点です、要望が上がっているのは。120名を超す定員割れの状態の中で、認定こども園をもう1園つくるのはやめてくださいというのが一つ。もう一つが、泗水エリアで最も必要とされているのは、学童保育と病児・病後児保育なので、そちらのほうに方向転換をしてくださいという、この2点が6月7日に教育長と市長宛てに出されております。もちろんこれは委員会の中で、執行部から委員の皆さんに、こういうことがあっていますよということが出されていると思いますが、こういう文書が審議されたのか、執行部から出されたのかということをお尋ねいたします。

○議長（柁原賢一君） 予算決算常任委員会委員長、平直樹君。

[登壇]

○予算決算常任委員長（平 直樹君） 今の荒木議員の質疑に対してお答えをいたします。

今の質疑は、菊池市私立保育園連盟からの要望書の提出があっているか、その要望書に対する審議はあったのかということだったと思いますが、予算決算常任委員会において、所管である総務文教分科会長からの報告はありませんでした。

以上です。

○議長（柁原賢一君） 荒木崇之君。

[登壇]

○11番（荒木崇之君） 出されてないというのが正しいかと思いますが、どうして出さなかったのか。自分たちの都合のいい情報だけを出して、可決してくださいということであったのか聞きたいんですけども、これは委員長に聞くことではありませんので、これで質疑を終わります。

○議長（柁原賢一君） ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（柁原賢一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。議案第53号から議案第59号まで及び議案第66号までの、以上8件について、討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

東奈津子さん。

[登壇]

○6番（東 奈津子さん） 皆さん、おはようございます。議席番号6番、日本共産党、東奈津子です。議案第54号、菊池市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第56号、平成30年度菊池市一般会計補正予算について、反対の立場から討論を行います。

まず、議案第54号、菊池市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてです。

本条例の改正によって、特例居宅サービスの利用料が、一定の所得がある高齢者には3割へと負担増となります。この引き上げは、昨年5月、31本もの法律を一括成立させた介護保険法の改悪に盛り込まれたものであります。

介護保険の利用料は、2000年の制度発足以来、ずっと1割負担でありましたが、一昨年8月に、一定の所得以上の方は2割へと引き上げられました。当時、厚労省は、余裕のある人が対象と説明していましたが、同時に、食費、居住費の負担

増も実施されたことも重なり、実施直後から、認知症の人と家族の会の調査では、こつこつ蓄えてきた老後の資金が見る見る減っていくなど、悲痛な声がたくさん寄せられています。

また、介護施設運営者でつくる、21世紀・老人福祉の向上をめざす施設連絡会の昨年秋に実施した特養へのアンケート調査では、支払い困難を理由に退所した人がいたのは101施設に上り、利用料の滞納をした人がいたのは206施設もあったことがわかりました。厚労省は利用者数に大きな変化はないと言い張りますが、これは実態を無視した無責任な姿勢であります。

また、この3割負担に関して見過ごせないのは、国は一般の利用者にも2割負担を要求していることです。この3割負担の導入が全体の利用者の利用料引き上げの突破口にされる危険があります。

介護給付費の財源に関しては、市民に負担を求めることで解決していくのではなく、根本的には低過ぎる国庫負担の引き上げこそ求められており、そのことを地方自治体として声を上げることこそ必要であり、とりわけ本条例で対象となっている特例居宅介護サービスについては、市町村で定めることとなっており、市町村の裁量に委ねられているという点では、国の言うがままの安易な条例改正であり、反対であります。

次に、議案第56号、平成30年度菊池市一般会計補正予算についてであります。

反対の理由は、生活保護総務費の電算処理等委託料が計上されている点であります。委員会の質疑でも明らかとなりましたが、今回の委託の理由は、ことし10月から生活保護で食費など日常生活に充てる生活扶助を最大5%削減することなどによるものです。

今回の削減の理由は、一般低所得者世帯の消費実態と比べて、生活保護世帯の受け取る額が多いからという理由であります。しかし、今、必要なのは、扶助のカットではなく、一般低所得世帯にも生活保護世帯にも必要な支援を行い、暮らしの底上げを図り、引き下げの悪循環を断ち切ることです。そして、生活扶助の削減は、就学援助や最低賃金など一般の世帯にかかわる諸制度の給付水準を決める物差しとなっており、広がり深刻です。

暮らしの土台を崩す生活扶助費削減には反対の立場であることから、本予算には反対であることを述べ、反対討論とします。

○議長（柁原賢一君） ただいま、議案54号、議案第56号に対する反対討論がありました。

議案第54号、議案第56号について、賛成者の発言を許します。

討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（柁原賢一君） これで、議案第５４号、議案第５６に対する討論は終わります。
ほかに討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（柁原賢一君） これで討論を終わります。

これより議案第５３号から議案第５９号まで及び議案第６６号について採決します。

ただいま討論がありました議案第５４号、議案第５６号を除き、一括採決します。

お諮りします。議案第５３号、議案第５５号、議案第５７号から議案第５９号及び議案第６６号までの６案件については、各常任委員会委員長の報告は、原案のとおり可決であります。各常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柁原賢一君） 異議なしと認めます。よって、以上６案件については、各常任委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、討論がありました議案第５４号、議案第５６号については、起立により採決します。

お諮りします。議案第５４号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（柁原賢一君） 起立多数です。よって、議案第５４号は可決することに決定しました。

次に、お諮りします。議案第５６号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（柁原賢一君） 起立多数です。よって、議案第５６号は可決することに決定しました。

—————○—————

日程第２ 福祉厚生常任委員会所管事務調査の報告・質疑

○議長（柁原賢一君） 次に、日程第２、福祉厚生常任委員会の所管事務調査を議題とします。

福祉厚生常任委員会から委員会の所管事務調査の報告の申し出があります。

お諮りします。本件は、申し出のとおり所管事務調査の報告を受けることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柁原賢一君） 異議なしと認めます。よって、福祉厚生常任委員会の所管事務調査の報告を受けることに決定しました。

福祉厚生常任委員会委員長、猿渡美智子さん。

〔登壇〕

○福祉厚生常任委員長（猿渡美智子さん） 福祉厚生常任委員会で所管事務調査を行いましたので、ご報告申し上げます。

まず、本定例会が開会した6月26日の全員協議会において、執行部より、菊池市特別養護老人ホームつまごめ荘民営化実施計画書（案）が資料として配付され、議員全員で説明を受けました。8月には行政改革本部会議においてこの計画書（案）が決定され、2020年の民営化に向けてスケジュールが進んでいくと考えられます。

当委員会としては、今の段階で、実施計画書における各項目の妥当性や、入所者及び入所者ご家族並びに職員への配慮など、その詳細について説明を受けて検討を行うべきと判断したため、7月6日に1回目の所管事務調査を実施したものです。

初めに、執行部より、菊池市特別養護老人ホームつまごめ荘民営化実施計画書（案）について、説明を受けました。その内容は、大きく分けると、1. 計画の位置づけ、2. 実施計画書の概要、3. 民営化に対する考え方、4. 職員の処遇、5. 民営化の方針、6. 今後のスケジュール（予定）に分かれており、それぞれについて詳細な説明を受けました。

次に、執行部に対して質疑を行いました。

職員の処遇については、委員より、実施計画案では、正規職員について、市の事務職等への異動か移譲法人への再就職を選択することになっている。しかし、もう一つの選択肢として、一定期間、移譲法人に出向した後に決定するという選択肢があっているのではないかと質疑に対し、執行部より、つまごめ荘でもスタッフを採用したくても人が来ないという現状がある。相手との話になるが、一定の期間を定めて現在の職員を派遣するという事も考えている。まだ詳細については議論していないので今後検討するとの答弁がありました。

また、委員より、利用者にとっては、自分のことをよくわかっている職員に介護してもらうことが安心できるのではないかと。人員が急激に変わってしまうと利用者にとっては不安に感じるため、二、三年単位での派遣など十分に考えたほうがいいのかとの意見がありました。

スケジュール等については、委員より、利用者や検討委員会だけの意見を聞いて民営化することを市民が望んでいるのか、もう少し議論すべき。特にこれまで市に

貢献してきた団塊の世代は、これから自身が施設の利用も考えられる世代なので、この方々にアンケートをとるべきではないか。二、三年延ばしてでも市民の意見を聞いたほうがよいとの質疑に対し、執行部より、平成26年に行政改革本部で運営形態の変更について提起があつてから、既に4年が経過した。民営化基本方針を決定した以上、これに沿っていききたいとの答弁がありました。

また、委員より、南関町で公設から民営化した特別養護老人ホームがあるとのことなので、そこでのやり方をもとにして、よかったのか悪かったのか検証した上でやったほうがよい。南関町の施設が平成28年に民営化したばかりなので、もう少し様子を見たほうがよいというのが一般的ではないかとの意見がありました。

公募対象とする移譲法人の条件については、委員より、できれば、地元の法人に移譲してほしいが、基本的には菊池市の法人を考えているのかとの質疑に対し、執行部より、熊本県内の法人を考えているとの答弁がありました。

また、委員より、ジョイントを組んで応募することがあってもいいのかとの質疑に対し、執行部より、想定していない。可能かどうか検討したいとの答弁がありました。

また、委員より、これまで介護老人福祉施設等の経験がない社会福祉法人であっても、意欲のあるところを公募の対象とする考えはないかとの質疑に対し、執行部より、120人の入居者の安定した生活を考慮すると、実際に運営した経験と知識のある法人のほうがよいと考えているとの答弁がありました。

つまごめ荘の評価額等について委員より質疑があり、執行部より、平成29年7月の不動産鑑定額は、土地面積1万4,937.57平方メートルで9,380万円、施設面積8,635.98平方メートルで12億4,620万円、合計13億4,000万円である。起債の未償還額は平成29年度で6億4,470万3,567円である。国庫補助の返還額は譲渡額によって変わってくるが、管理棟については譲渡額の22.74%であり、デイサービスについては譲渡額の37.03%であるとの説明を受けました。また、委員より、不動産鑑定額が譲渡額の底値かという質疑に対して、執行部より、鑑定はもう一度やり直すことになっている。底値とは考えていないとの答弁がありました。

譲渡先の選定については、委員より、譲渡先の選定については、透明性が大事だ。こういう観点で決めたということが市民に納得できるようにしていくべきではないかとの質疑や、どういう人を選定委員にするのかも慎重にやってほしいとの意見があり、執行部から、評価等については、ホームページ等での公開もあり得るとの答弁がありました。

料金等については、委員より、日常生活費等についての新たな料金設定とはどん

なことか。加算がついたりすることがあるのかとの質疑に対し、執行部より、加算については、基本的にはつまごめ荘と変わらない。ここでいう日常生活費とは、介護保険法で徴収してよいと定められたおやつ代、散髪代、テレビの電気代、レクリエーション材料費などで、多くはないとの答弁がありました。

最後に、この日の委員会において出されたさまざまな意見や要望について精査し、反映できるものについては計画に反映していただき、つまごめ荘民営化実施計画書を策定されるようお願い申し上げ、所管事務調査の報告とします。

○議長（柁原賢一君） 以上で報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（柁原賢一君） これで質疑を終わります。

○

日程第3 議事第9号 熊本地震からの復旧・復興特別委員会の設置について

○議長（柁原賢一君） 次に、日程第3、議事第9号、熊本地震からの復旧・復興特別委員会の設置についてを議題とします。

平成28年4月に発生した「熊本地震」により、本市でも多数の家屋倒壊や農業関連施設等に極めて甚大な被害が発生しました。

災害関連により4名の方がお亡くなりになられています。

また、いまなお200名を超える方が市営住宅やみなし仮設住宅にて不自由な生活をされておられます。

その方々たちに寄り添いながら、市民の声を聞いて県や国に届けることも議会の役割でもあります。

また、市が策定しています菊池市復旧・復興計画の検証を議会として行う必要があります。

そのようなことから、本特別委員会を設置するものです。

お諮りします。熊本地震からの復旧・復興特別委員会の設置について、19名の委員で構成する特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中も審査を行うことができるとするほか、審査に要する経費は議会費の予算の範囲内としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柁原賢一君） 異議なしと認めます。よって、熊本地震からの復旧・復興特別委員会の設置について、19名の委員で構成する特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中も審査を行うことができるとするほか、審査に要する経費は議会費予算の範囲内とすることに決定しました。

ただいま設置されました熊本地震からの復旧・復興特別委員会の委員については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付しております特別委員会の名簿のとおり指名します。

ここで、委員会条例第9条第2項の規定に基づき、熊本地震からの復旧・復興特別委員会正副委員長互選のため、暫時休憩します。

○

休憩 午前10時54分

開議 午前10時55分

○

○議長（桒原賢一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

委員会条例第9条第2項の規定に基づき、熊本地震からの復旧・復興特別委員会の正副委員長の互選の結果を報告します。

委員長、山瀬義也君。副委員長、福島英徳君。

以上です。

熊本地震からの復旧・復興特別委員会委員名簿

田中 教之	福島 英徳	緒方 哲郎	後藤 英夫
平 直樹	東 奈津子	坂本 道博	水上 隆光
猿渡美智子	松岡 譲	荒木 崇之	工藤圭一郎
城 典臣	大賀 慶一	水上 彰澄	二ノ文伸元
泉田栄一郎	木下 雄二	山瀬 義也	

○

日程第4 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

○議長（桒原賢一君） 次に、日程第4、委員会の閉会中の継続審査並びに調査についてを議題とします。

議会運営委員会

- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について

総務文教常任委員会

- 1 一般行財政、企画開発、地域振興、情報処理、防災、教育等に関する諸問題の調査について

福祉厚生常任委員会

- 1 福祉、環境、市税、健康管理、地籍調査等に関する諸問題の調査について

経済建設常任委員会

- 1 農政、林業、商工振興、観光振興等に関する諸問題の調査について
- 2 土木、都市計画、公共下水道、水道等に関する諸問題の調査について

予算決算常任委員会

- 1 予算及び決算に関すること

議会広報特別委員会

- 1 議会広報に関すること

熊本地震からの復旧・復興特別委員会

- 1 熊本地震からの復旧・復興に関すること

議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長から所管事務調査事項について、議席に配付の閉会中の継続審査並びに調査申し出一覧表のとおり申し出がっております。

お諮りします。議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柁原賢一君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査とすることに決定しました。

以上をもって本日の議事日程は全部終了し、今定例会に付議されました事件は全て議了しました。

これをもって、平成30年第2回菊池市議会定例会を閉会します。

全員、ご起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れさまでした。

————○————

閉会 午前 1 0 時 5 6 分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

菊池市議会議長 柁 原 賢 一

菊池市議会議員 緒 方 哲 郎

菊池市議会議員 後 藤 英 夫

付 録

平成 30 年第 2 回定例会付議事件一覧及び審議結果表

(6 月 26 日・7 月 13 日議決)

議 案 番 号	件 名	審議結果
議案第 53 号	菊池市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 54 号	菊池市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 55 号	菊池市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 56 号	平成 30 年度菊池市一般会計補正予算（第 2 号）	原案可決
議案第 57 号	平成 30 年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	原案可決
議案第 58 号	平成 30 年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第 1 号）	原案可決
議案第 59 号	平成 30 年度菊池市水道事業会計補正予算（第 1 号）	原案可決
議案第 60 号	監査委員の選任につき同意を求めることについて	原案同意
議案第 61 号	教育長の任命につき同意を求めることについて	原案同意
議案第 62 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	原案同意
議案第 63 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	原案同意
議案第 64 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	原案同意
議案第 65 号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	原案同意
議案第 66 号	工事請負契約の締結について	原案可決
議 事		
議事第 9 号	熊本地震からの復旧・復興特別委員会の設置について	原案可決
報 告		
報告第 5 号	継続費繰越計算書について	原案報告

議 案 番 号	件 名	審議結果
報告第 6 号	繰越明許費繰越計算書について	原案報告
報告第 7 号	事故繰越し繰越計算書について	原案報告
報告第 8 号	菊池市土地開発公社経営状況報告について	原案報告
報告第 9 号	有限会社きくち観光物産館経営状況報告について	原案報告
報告第 10 号	有限会社ファームきくち経営状況報告について	原案報告
報告第 11 号	有限会社七城町特産品センター経営状況報告について	原案報告
報告第 12 号	有限会社七城町振興公社経営状況報告について	原案報告
報告第 13 号	有限会社七城町銘柄米センター経営状況報告について	原案報告
報告第 14 号	有限会社旭志村ふれあいセンター経営状況報告について	原案報告
報告第 15 号	有限会社有朋の里泗水経営状況報告について	原案報告